令和５年度 公害等調整委員会年次報告

（参考資料）

目　　次

第１編　公害紛争処理法に基づく事務の処理

第１章　公害紛争処理制度の概要……2
　１　公害紛争処理機関……2
　２　公害紛争処理手続……3
　３　公害苦情処理手続……8
　４　意見の申出……8
第２章　公害等調整委員会における公害紛争の処理……10
　第１節　令和５年度に係属した調停事件……12
　１　不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件……12
　２　横浜市における東海道新幹線騒音被害防止等調停申請事件……22
　３　鳥栖市におけるごみ処理施設からの大気汚染被害防止調停申請事件……22
　第２節　令和５年度に係属した裁定事件……23
　１　新宿区における排気ダクト等からの低周波音による健康被害等
　　責任裁定申請事件……23
　２　稲敷市における土砂埋立てに伴う土壌汚染による財産被害等
　　責任裁定申請事件……23
　３　浜松市における写真スタジオからの騒音による健康被害等
　　責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件……25
　４　燕市における工場からの振動・騒音・悪臭による財産被害等
　　責任裁定申請事件……26
　５　東海市における工場からの粉じん・悪臭等による財産被害・健康被害
　　責任裁定申請事件……27
　６　熊本市における駐車場からの騒音・振動による健康被害
　　責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件……28
　７　横浜市における解体工事等に伴う振動等による財産被害
　　原因裁定申請事件……29
　８　丹波篠山市における養鶏場等からの悪臭等被害原因裁定申請事件……30
　９　神戸市における再生砕石埋立てによる土壌汚染・水質汚濁被害
　　原因裁定申請事件……32

10　鉾田市における給湯機等からの低周波音による健康被害・振動被害
原因裁定申請事件……32
11　市川市における銭湯からの大気汚染・悪臭による健康被害等
責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件……33
12　品川区におけるアパート設備からの騒音・悪臭による健康被害
責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件……34
13　名古屋市における鉄くず等搬入・搬出作業に伴う騒音被害
原因裁定申請事件……35
14　札幌市における室外機等からの振動・低周波音による健康被害
原因裁定申請事件……35
15　大田区における飲食店からの騒音・悪臭による健康被害等
責任裁定申請事件……36
16　神奈川県大磯町におけるマンション上階からの騒音・振動による健康被害
責任裁定申請事件……37
17　宝塚市における宅地造成工事に伴う振動による財産被害
原因裁定嘱託事件……38
18　足立区における菓子製造機械等からの振動・低周波音による生活環境被害
原因裁定申請事件……39
19　さいたま市におけるキュービクル等からの騒音・低周波音による
健康被害等責任裁定申請事件……39
20　港区における高層マンション上階からの騒音・振動による健康被害
原因裁定申請事件……40
21　越谷市におけるガソリンスタンド建設に伴う地盤沈下による財産被害
原因裁定申請事件……40
22　自動車排出ガスによる大気汚染被害責任裁定申請事件……41
23　西宮市における高速道路等からの騒音・振動・低周波音・大気汚染
による健康被害等責任裁定申請事件……42
24　柏市における家屋からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件……42
25　江東区における工場からの化学物質排出に伴う大気汚染による財産被害
責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件……43
26　松戸市における工場からの騒音による生活環境被害責任裁定申請事件…43
27　足立区における工場からの騒音・低周波音による健康被害
原因裁定申請事件……44
28　神奈川県葉山町におけるヒートポンプ設備からの低周波音による健康被害
原因裁定申請事件……44
29　神戸市における認定こども園からの騒音による健康被害
責任裁定申請事件……44
30　武蔵野市におけるエネファーム等からの騒音・低周波音・振動による
健康被害原因裁定申請事件……45

31　日野市における飲食店からの大気汚染・悪臭による財産被害等
原因裁定申請事件……45
32　周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件……47
33　荒川区における建築工事に伴う振動による財産被害責任裁定申請事件…47
34　品川区におけるアパート解体工事等からの振動・騒音による健康被害
責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件……47
35　中野区における解体工事からの振動による財産被害原因裁定申請事件…49
36　流山市における道路拡張工事に伴う騒音・振動・粉じんによる健康被害
責任裁定申請事件……49
37　周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件……50
38　川口市における工場からの悪臭・振動・粉じんによる健康被害
責任裁定申請事件……50
39　鎌ケ谷市における病院の空調設備からの騒音による健康被害
責任裁定申請事件……50
40　町田市におけるレンタルスタジオからの低周波音及び振動による健康被害
責任裁定申請事件……51
41　八王子市における換気システム等からの騒音・振動による健康被害
原因裁定申請事件……51
42　座間市における解体工事からの振動による財産被害原因裁定申請事件…51
43　葛飾区における介護施設からの騒音による健康被害責任裁定申請事件…52
44　横浜市における室外機等からの低周波音による健康被害
責任裁定申請事件……52
45　渋谷区における換気設備からの騒音による健康被害責任裁定申請事件…53
46　一宮市における工場からの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件……53
47　北斗市における事業所からの大気汚染・悪臭による健康被害
責任裁定申請事件……53
48　尾道市における化学物質による健康被害原因裁定申請事件……54
49　北茨城市における鉄加工工場からの粉じんによる財産被害
原因裁定申請事件及び同責任裁定申請事件……54
50　栃木県上三川町における飲食店からの騒音等による健康被害
原因裁定申請事件……55
51　横浜市における飲食店からの大気汚染・悪臭による健康被害
原因裁定申請事件……55
52　仙台市における病院からの騒音・低周波音による健康被害
責任裁定申請事件……55
53　名古屋市における小売店舗からの低周波音による健康被害
原因裁定申請事件……56
54　伊丹市における卸売会社からの騒音による健康被害原因裁定申請事件…56
55　港区におけるマンション上階からの騒音による健康被害
責任裁定申請事件……56

56　鎌倉市における室外機からの低周波音による健康被害
原因裁定申請事件……57
57　千葉市における飲食店からの悪臭による健康被害原因裁定申請事件……57
58　国外研究施設からのウイルス拡散による健康被害原因裁定申請事件……58
59　足立区における配管工事に伴う騒音・振動による健康被害
責任裁定申請事件……58
60　江東区における超高層マンション上階からの騒音による健康被害
責任裁定申請事件……58
第３節　令和５年度に係属した義務履行勧告事件……60
１　木更津市における飲食店等からの騒音による財産被害等職権調停事件の
調停条項に係る義務履行勧告申出事件……60
２　宮城県亘理町における町道からの騒音による財産被害・健康被害
職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件……60
３　東久留米市における入浴施設からの騒音による生活環境被害
調停申請事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件……61
第４節　令和５年度に実施したフォローアップ……62
１　豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件の
調停条項に係るフォローアップ……62
２　宮古島市における海中公園工事による水質汚濁被害職権調停事件の
調停条項に係るフォローアップ……62
第３章　都道府県公害審査会等における公害紛争の処理……63
第１節　公害紛争の申請状況……63
１　申請の件数……63
２　申請の内容……63
第２節　公害紛争の処理状況……74
第４章　地方公共団体における公害苦情の処理……78
第１節　公害苦情の新規受付状況……78
１　全国の公害苦情受付件数……78
２　公害の種類別公害苦情受付件数……80
３　主な発生原因別公害苦情受付件数……83
４　発生源別公害苦情受付件数……84
５　発生源の用途地域別公害苦情受付件数……85
６　被害の種類別公害苦情受付件数……86
第２節　公害苦情の処理状況……87
１　全国の公害苦情取扱件数及び処理件数……87
２　苦情申立てから処理までの期間別典型７公害の直接処理件数……89
３　処理方法別典型７公害の直接処理件数……90
４　講じた防止対策別典型７公害の直接処理件数……91
５　関係の公害規制法令の違反別典型７公害の直接処理件数……92
第３節　公害苦情処理担当職員数……93

第５章　地方公共団体に対する指導等……94
第１節　公害紛争処理に関する連絡協議……94
１　会議の開催……94
２　情報・資料の提供……94
第２節　公害苦情処理に関する指導等……95
１　公害苦情相談員等ブロック会議の開催……95
２　情報・資料の提供等……95

第２編　鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律等に基づく事務の処理

第１章　鉱業等に係る土地利用調整制度の概要……98
第１節　鉱区禁止地域の指定制度……98
１　鉱業と一般公益又は他産業との調整の必要性……98
２　鉱区禁止地域の指定制度……98
第２節　鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定制度……100
第３節　土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等の制度……103
１　土地収用法に基づく国土交通大臣からの意見照会への回答……103
２　鉱業に関する掘採制限に係る決定に対する承認……103
３　採石権の設定等の決定に対する承認……103
４　文化財保護法に基づく文化庁長官との協議……103
第２章　鉱区禁止地域の指定……104
第３章　鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定……106
第１節　令和５年度に係属した不服の裁定事件……108
１　岐阜県本巣市曽井中島字南原地内の砂利採取計画変更不認可処分に対する取消裁定申請事件……108
第４章　土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等……110
第１節　令和５年度に係属した意見照会事案……111
１　公調委令和５年（イ）第１号事件……111
２　公調委令和５年（イ）第２号事件……111
３　公調委令和５年（イ）第３号事件……111
４　公調委令和５年（イ）第４号事件……112
５　公調委令和５年（イ）第５号事件……112
６　公調委令和５年（イ）第６号事件……113
７～111　公調委令和５年（イ）第７号～第106号及び第109号～第113号事件（計105件）……113
112、113　公調委令和５年（イ）第107号及び第108号事件（計２件）……113
114　公調委令和５年（イ）第114号事件……113
115　公調委令和６年（イ）第１号事件……114
116　公調委令和６年（イ）第２号事件……114

付　録

付録１　公害等調整委員会に係属した公害紛争事件一覧……115
付録２　令和５年度に都道府県公害審査会等に係属した公害紛争事件一覧……163
付録３　鉱区禁止地域指定一覧……179
付録４　鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定事件一覧……187

図表等目次

第１編　公害紛争処理法に基づく事務の処理

第１章関係

図1-1-1　公害紛争処理制度の仕組み……4

第２章関係

表1-2-1　公害等調整委員会に係属した公害紛争事件の受付及び終結の状況……11
表1-2-2　水俣病に係る損害賠償調停申請事件の処理状況……16
表1-2-3　年度別水俣病認定患者数……17
表1-2-4　水俣病に係る損害賠償調停申請事件の
慰謝料額等変更申請の処理件数……18
表1-2-5　令和５年度に係属した水俣病に係る損害賠償調停申請事件の
慰謝料額等変更申請一覧……19
表1-2-6　水俣病ランク別補償額等一覧……20

第３章関係

表1-3-1　都道府県公害審査会等に係属した事件の受付及び終結の状況……65
表1-3-2　都道府県公害審査会等に係属した事件の都道府県別件数……66
表1-3-3　都道府県公害審査会等に係属した事件の公害の種類別受付件数
（あっせん、調停、仲裁）……67
表1-3-4　都道府県公害審査会等に係属した事件の申請人数別受付件数
（あっせん、調停、仲裁）……68
表1-3-5　都道府県公害審査会等に係属した事件の被害の種類別受付件数
（あっせん、調停、仲裁）……69
表1-3-6　都道府県公害審査会等に係属したおそれ公害事件の受付件数
（調停）……70
表1-3-7　都道府県公害審査会等に係属した事件の発生源側の当事者別受付件数
（あっせん、調停、仲裁）……71
表1-3-8　都道府県公害審査会等に係属した事件の加害行為とされる主な
事業活動の種類別受付件数（あっせん、調停、仲裁）……72
表1-3-9　都道府県公害審査会等に係属した事件の請求事項別受付件数
（あっせん、調停）……73
表1-3-10　都道府県公害審査会等に係属した事件の合意事項別成立件数
（あっせん、調停）……75
表1-3-11　都道府県公害審査会等に係属した事件の処理期間別終結件数……76
表1-3-12　令和５年度に都道府県公害審査会等に係属した事件の期日開催
回数別終結件数（調停）……77

第４章関係

図1-4-1　全国の公害苦情受付件数の推移……78

表1-4-1　全国の公害苦情受付件数の推移……79
図1-4-2　典型７公害の種類別公害苦情受付件数の推移……80
表1-4-2　典型７公害の種類別公害苦情受付件数の推移……81
図1-4-3　典型７公害以外の種類別公害苦情受付件数の推移……82
図1-4-4　典型７公害以外の種類別公害苦情受付件数（令和元～４年度）……82
図1-4-5　主な発生原因別公害苦情受付件数……83
図1-4-6　主な発生原因別公害苦情受付件数（令和元～４年度、上位５項目）…83
図1-4-7　発生源別公害苦情受付件数……84
図1-4-8　「会社・事業所」の主な産業別公害苦情受付件数……84
図1-4-9　発生源の用途地域別公害苦情受付件数……85
図1-4-10　被害の種類別公害苦情受付件数……86
図1-4-11　典型７公害の種類別被害の種類に占める「感覚的・心理的」の割合…86
図1-4-12　公害苦情の処理件数……87
表1-4-3　全国の公害苦情取扱件数及び処理件数の推移……88
図1-4-13　苦情申立てから処理までの期間別典型７公害の直接処理件数……89
図1-4-14　典型７公害の種類別１週間以内に処理された割合……89
図1-4-15　処理方法別典型７公害の直接処理件数……90
表1-4-4　処理方法別典型７公害の直接処理件数……90
図1-4-16　講じた防止対策別典型７公害の直接処理件数……91
表1-4-5　講じた防止対策別典型７公害の直接処理件数……91
図1-4-17　関係の公害規制法令の違反別典型７公害の直接処理件数……92
表1-4-6　関係の公害規制法令の違反別典型７公害の直接処理件数……92
表1-4-7　公害苦情処理担当職員数の推移……93

第２編　鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律等に基づく事務の処理

第１章関係

図2-1-1　鉱区禁止地域の指定制度……99
表2-1-1　不服の裁定を規定する法律等……101
図2-1-2　不服の裁定手続の流れ……102

第２章関係

図2-2-1　鉱区禁止地域指定箇所……104
表2-2-1　主な指定理由別鉱区禁止地域指定状況……105

第３章関係

表2-3-1　関係法律別不服の裁定事件処理状況……106
表2-3-2　令和５年度に係属した不服の裁定事件一覧……107

第４章関係

表2-4-1　意見照会への回答等の処理件数……110

第１編
公害紛争処理法に基づく事務の処理

第１章　公害紛争処理制度の概要

１　公害紛争処理機関

環境基本法（平成５年法律第91号）第２条第３項に定める公害（環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること。）に係る紛争の処理機関として、国に公害等調整委員会が、都道府県に公害審査会（公害審査会を置かない都道府県にあっては都道府県知事。以下「審査会等」という。）が設置されている。また、必要な場合には、関係都道府県による都道府県連合公害審査会（以下「連合審査会」という。）を設けることとされている。

(1) 公害等調整委員会

公害等調整委員会は、総務省の外局として設置されている行政委員会であり、公害紛争について、あっせん、調停、仲裁及び裁定を行うこと等により、その迅速かつ適正な解決を図ることを主たる任務の一つとしている（公害等調整委員会設置法（昭和47年法律第52号）第２条、第３条）。

公害等調整委員会は、準司法的機能を持つ行政委員会であり、法律によりその中立性、独立性の確保が図られている。公害等調整委員会は、委員長及び委員６人（委員のうち３人は非常勤）で組織される合議体であり、委員長及び委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。委員長及び委員の任期は５年であり、在任中は、法律の定める場合を除き、その意に反して罷免されることがない。また、公害等調整委員会には専門の事項を調査させるため、30人以内の専門委員を置くことができる（公害等調整委員会設置法第６条～第９条、第18条）。

公害等調整委員会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、資料の提出、意見の開陳、技術的知識の提供その他必要な協力を求めることができるほか、国の他の行政機関、地方公共団体、学校、試験研究所、事業者、事業者の団体又は学識経験を有する者に対し、必要な調査を委託することができる（公害等調整委員会設置法第15条、第16条）。

また、公害等調整委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局が置かれている。なお、事務局職員のうちには、弁護士となる資格を有する者を加えなければならないこととされている（公害等調整委員会設置法第19条）。

(2) 都道府県公害審査会等

公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）は、条例で定めるところにより、都道府県に公害審査会を置くことができるものとし、その所掌事務、組織等について規定している。公害審査会を置かない都道府県においては、毎年又は１年を超え３年以下の期間で条例で定める期間ごとに、都道府県知事は、公害審査委員候補者９人以上15人以内を委嘱し、公害審査委員候補者名簿を作成しておかなければならないこととされている（公害紛争処理法第13条～第19条）。

令和５年度末現在、公害審査会を置いているのは37都道府県であり、公害審査委員

候補者名簿を作成しているのは10県（岩手県、山梨県、長野県、和歌山県、鳥取県、島根県、徳島県、香川県、愛媛県及び長崎県）である。

(3) 都道府県連合公害審査会

事業活動その他の人の活動の行われた場所及び当該活動に伴う公害に係る被害の生じた場所が異なる都道府県の区域内にある場合又はこれらの場所の一方若しくは双方が２以上の都道府県の区域内にある場合における公害に係る紛争（いわゆる県際事件）に関し、あっせん及び調停を行うために、都道府県は、他の都道府県と共同して、事件ごとに、連合審査会を置くことができる（公害紛争処理法第20条、第21条）。

ただし、連合審査会が置かれなかったときは、公害等調整委員会が管轄する。

２　公害紛争処理手続

(1) 手続の種類及び概要

公害紛争処理法における公害紛争処理の手続は、原則として紛争当事者からの申請によって開始される。

公害紛争処理には、あっせん、調停、仲裁及び裁定の４つの手続があり、これらのうち、あっせん、調停及び仲裁は、当事者の合意に紛争の解決の基礎を置く紛争処理手続である。また、調停等で定められた義務の履行に関する勧告を行う義務履行勧告の手続がある。それぞれの手続の概要は、次のとおりである（制度の仕組みについては図１－１－１参照）。

図１－１－１　公害紛争処理制度の仕組み

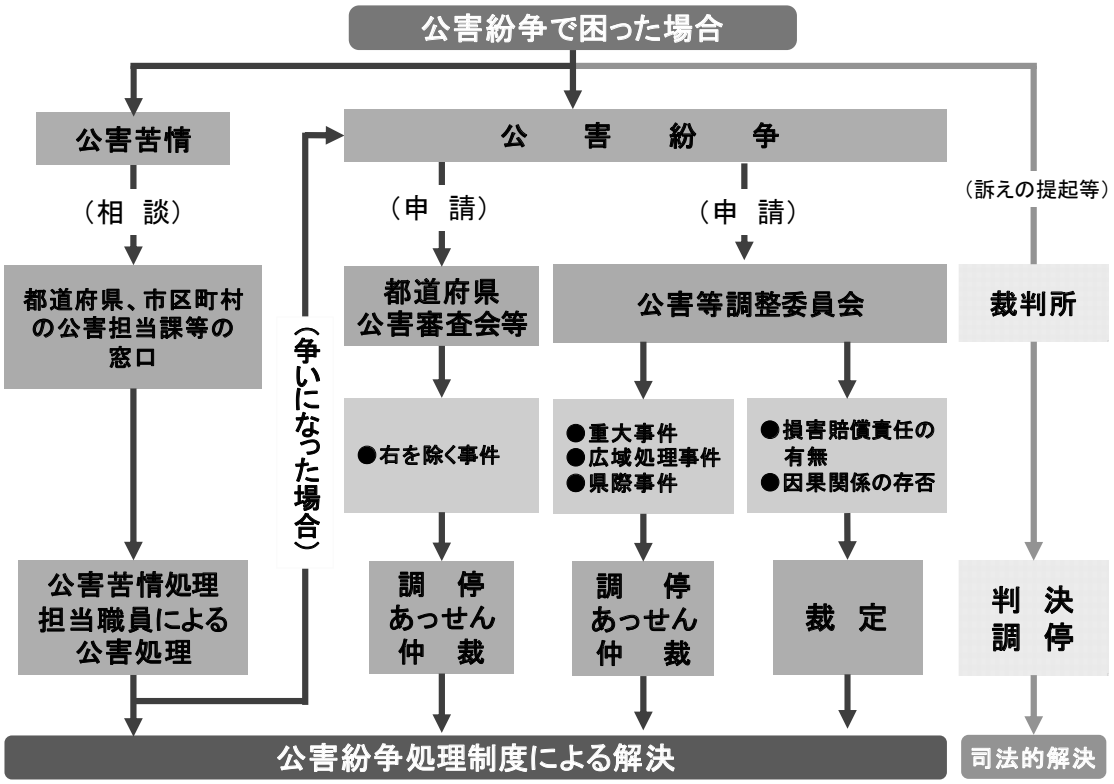

ア　あっせん

あっせんは、当事者間における紛争の自主的解決を援助、促進する目的でその間に入って仲介し、紛争の解決を図る手続であり、公害等調整委員会の委員長及び委員又は公害審査会の委員（公害審査会を置かない都道府県にあっては公害審査委員候補者。以下「審査会の委員等」という。）のうちから指名された３人以内のあっせん委員が行う（公害紛争処理法第28条）。あっせん委員は、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、事件が公正に解決されるように努めなければならないこととされている（公害紛争処理法第29条）。

また、あっせんについては、当事者間の交渉が円滑に進行せず、長引く紛争を放置すると多数の被害者の生活困窮等で社会的に重大な影響を及ぼすような場合に、公害等調整委員会又は公害審査会が、職権により、あっせんの手続を開始できることとされている（公害紛争処理法第27条の２）。

イ　調停

調停は、当事者からの申請により、公害等調整委員会の委員長及び委員又は審査会の委員等のうちから指名された３人の調停委員からなる調停委員会が、紛争の当事者に出頭を求めて意見を聴くほか、現地の調査を行い、また、参考人の陳述、鑑定人の鑑定を求めるなどし、これらの結果に基づき、当事者間の話合いに積極的に介入して調整し、当事者間の互譲に基づく紛争の解決を図るもので、あっせんよりも公権的な色彩が強いものである。調停委員会が調停案を提示する場合、調停案を受諾するか否かは当事者の任意であるが、当事者が受諾して調停が成立したときは、当事者間に合意（一般的には、民法上の和解契約）が成立したこととなる（公害紛争処理法第31条～第33条）。

なお、調停委員会が調停案を作成し、30日以上の期間を定めて、その受諾の勧告をした場合、当事者が指定された期間内に受諾しない旨の申出をしなければ、当事者間に調停案と同一の内容の合意が成立したものとみなされる（公害紛争処理法第34条）。

ウ　仲裁

仲裁は、公害等調整委員会の委員長及び委員又は審査会の委員等のうちから指名された３人の仲裁委員からなる仲裁委員会が、当事者間の仲裁合意に基づき、当事者の一方又は双方からの申請に基づいて、当事者に証拠の提出又は意見の陳述をさせるため、口頭審理を実施するなどして、仲裁判断をする手続である。ここで言う仲裁合意とは、紛争の当事者双方が、裁判所において裁判を受ける権利を放棄し、公害に係る当事者間の民事上の紛争の解決を仲裁委員会に委ね、その判断に従うことを合意することであり、仲裁委員会の仲裁判断は、確定判決と同一の効力を有する（公害紛争処理法第39条～第42条）。

エ　裁定

裁定は、公害等調整委員会の委員長及び委員のうちから指名された３人又は５人の裁定委員からなる裁定委員会が、証拠調べ等所定の手続を経て法律判断（裁定）を下す一種の審判である。裁定には、公害に係る被害についての損害賠償責任の有無及び賠償額を判断する責任裁定と、申請人が主張する加害行為と被害との因果関

係の存否について判断する原因裁定との２種類がある。これらは、いずれも審査会等には認められておらず、公害等調整委員会のみが行う手続である（公害紛争処理法第42条の２～第42条の33）。

(ｱ) 責任裁定は、公害に係る被害についての損害賠償を請求する者の申請に基づいて、裁定委員会が公開の期日を開いて当事者に陳述させ、証拠調べ、事実の調査などを行って事実を認定し、その認定した事実に基づいて裁定するものである。手続は、民事訴訟に準じた手続であるが、職権で証拠調べや事実の調査を行うことができる等の特色がある。責任裁定の裁定書の正本が当事者に送達された日から30日以内に当該責任裁定に係る損害賠償に関する訴えの提起がなかったときは、その損害賠償に関し、当事者間に当該責任裁定と同一の内容の合意が成立したものとみなされる。また、責任裁定の申請があった事件について訴訟が係属するときは、受訴裁判所は、責任裁定があるまで訴訟手続を中止することができ、訴訟手続が中止されないときは、裁定委員会は、責任裁定の手続を中止することができる（公害紛争処理法第42条の12、第42条の14～第42条の16、第42条の18、第42条の20、第42条の26）。

なお、裁定委員会は、相当と認めるときは、裁定事件を職権で調停に付し、これを調停手続により処理することができる。職権による調停手続は、裁定委員会が自ら行うのが通例であるが、当事者の同意を得て管轄を有する審査会等に処理させることもできる。職権による調停が成立したときは、裁定申請は取り下げられたものとみなされ、また、不調に終わったときは、裁定手続が続行される（公害紛争処理法第42条の24）。

(ｲ) 原因裁定は、紛争当事者の申請により、責任裁定と同様の手続によって行われる。なお、原因裁定については、被害を主張する者は、相手方を特定しないことについてやむを得ない理由があるときは、相手方の特定を留保して原因裁定を申請することができる。また、公害に係る被害に関する民事訴訟において、受訴裁判所は、公害等調整委員会に対し原因裁定を嘱託することができる（公害紛争処理法第42条の27、第42条の28第１項、第42条の32第１項、第42条の33）。

公害等調整委員会は、原因裁定があったときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に、その内容を通知し、さらに、公害の拡大の防止等に資するため、必要な措置についての意見を述べることができる（公害紛争処理法第42条の31）。

オ　義務履行勧告

公害紛争処理制度を更に実効性のあるものとするため、公害等調整委員会又は審査会等は、権利者の申出がある場合において、相当と認めるときは、義務者に対し、調停、仲裁又は責任裁定で定められた義務の履行に関する勧告を行うことができる（公害紛争処理法第43条の２）。

カ　フォローアップ

公害等調整委員会では、フォローアップが調停条項等に明示されているものや、当委員会が調停条項等の確実な履行のためにはフォローアップが必要であると判断したもの等について、当事者からの報告の聴取、自らの実地検分による調停条項の

履行状況等についての確認、調停条項の履行に関する当事者への助言や仲介、関連する訴訟、会議等の動向を踏まえた問題の解決に必要な連携、協力などに努め、事件終結後のフォローアップに取り組んでいくこととしている。

(2) 公害等調整委員会と都道府県公害審査会等との関係

公害等調整委員会と審査会等は、それぞれの管轄に応じ、独立の機関として職務を遂行している。

なお、公害等調整委員会は、公害紛争処理法を所管している立場から、制度全体が円滑に運営されるよう、公害紛争処理連絡協議会を開催するなど審査会等と密接な連携を図っている。

公害等調整委員会と審査会等の管轄は以下のとおりである。

ア　公害等調整委員会は、次の紛争に関するあっせん、調停及び仲裁について管轄する（公害紛争処理法第24条第１項、公害紛争処理法施行令（昭和45年政令第253号）第１条、第２条）。

(ｱ) 現に人の健康又は生活環境に公害に係る著しい被害が生じ、かつ、当該被害が相当多数の者に及び、又は及ぶおそれのある場合における当該公害に係る次の紛争（重大事件）

① 人の健康に係る被害に関する紛争であって、大気の汚染又は水質の汚濁による慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎若しくは肺気しゅ若しくはこれらの続発症又は水俣病若しくはイタイイタイ病に起因して、人が死亡し、又は日常生活に介護を要する程度の身体上の障害が人に生じた場合における公害に係るもの

② 大気の汚染又は水質の汚濁による動植物又はその生育環境に係る被害に関する紛争であって、申請に係る当該被害の総額が５億円以上であるもの

(ｲ) ２以上の都道府県にわたる広域的な見地から解決する必要がある公害に係る次の紛争（広域処理事件）

① 航空機の航行に伴う騒音に係る紛争

② 新幹線鉄道及び新幹線鉄道規格新線等における列車の走行に伴う騒音に係る紛争

(ｳ) 事業活動その他の人の活動の行われた場所及び当該活動に伴う公害に係る被害の生じた場所が異なる都道府県の区域内にある場合又はこれらの場所の一方若しくは双方が２以上の都道府県の区域内にある場合における当該公害に係る紛争（県際事件）

なお、この場合、申請は、関係都道府県のいずれか一の知事に対してされなければならない。また、審査会等は申請があった事件が県際事件に該当するときは、その旨を知事に通知しなければならない。これらの場合において、知事は、当該紛争を処理するための連合審査会を置くことについて、関係都道府県知事と協議しなければならない（公害紛争処理法第27条第１項～第３項）。

協議の結果、連合審査会が置かれたときは、連合審査会が県際事件について管轄する。協議がととのわなかったときは、公害等調整委員会に当該事件の関係書類を送付することとなる（公害紛争処理法第27条第４項、第５項）。

イ　審査会等は、公害等調整委員会が管轄する紛争以外の紛争に係るあっせん、調停及び仲裁について管轄する（公害紛争処理法第24条第２項）。

ウ　次の場合は、上記ア及びイの管轄に関わりなく処理される。

(ｱ) 紛争の放置により、多数の被害者の生活の困窮等社会的に重大な影響があると認められる紛争について、公害等調整委員会又は公害審査会が、審査会等又は公害等調整委員会と協議して管轄を定めて、職権であっせんを行う場合（公害紛争処理法第27条の２第１項、第３項）

(ｲ) 職権によるあっせんによっては当該紛争を解決することが困難な事件について職権により調停を行う場合であって、そのあっせんの管轄が公害等調整委員会と公害審査会の協議により定められた場合（公害紛争処理法第27条の３）

(ｳ) 相当と認める理由があるときに、審査会等若しくは連合審査会が公害等調整委員会に、又は、公害等調整委員会が審査会等に、調停に係る事件を引き継ぐ場合（公害紛争処理法第38条）

(ｴ) 裁定委員会が、裁定に係る事件を職権で調停に付し、自ら事件を処理する場合（公害紛争処理法第42条の24）

(ｵ) 仲裁について、当事者双方の合意により、管轄を定めた場合（公害紛争処理法第24条第３項）

エ　裁定については、公害等調整委員会が専属的に行う（公害紛争処理法第42条の12第１項、第42条の27第１項）。

３　公害苦情処理手続

公害問題は、地域に密着した問題であることから、地方公共団体では、公害のない住みよい地域社会を実現するため、自治事務として、公害苦情処理を行っている。

住民から寄せられる公害苦情は、その多くが公害紛争の前段階あるいは初期段階としての性格を有しており、公害苦情の適切妥当な処理は公害紛争全体の解決のために重要である。このため、公害紛争処理法は、公害苦情処理を公害紛争処理制度の一環として位置付け、地方公共団体が、関係行政機関と協力して、公害に関する苦情の適切な処理に努めるべきこと、都道府県及び市区町村に公害苦情相談員を置くことができることを規定している（公害紛争処理法第49条）。公害苦情相談員は、公害に関する苦情について、住民の相談に応じ、その処理のために必要な調査を行うとともに、関係行政機関と連絡を取り合い、当事者に対し改善措置の指導、助言を行うなど苦情の受付から解決に至るまで一貫して処理を行うことを期待されており、全国の地方公共団体に1,564人（令和５年３月31日現在）配置されている（表１－４－７）。

また、地方公共団体が行う公害に関する苦情の処理については、公害等調整委員会が指導等を行うこととされている（公害紛争処理法第３条）。このため、公害等調整委員会では、苦情の件数、処理の実態等を把握するために必要な調査を行うとともに、地方公共団体に対する情報及び資料の提供等を行っている。

４　意見の申出

公害等調整委員会は、総務大臣又は関係行政機関の長に対し、公害審査会は当該都道

府県知事に対し、その所掌事務の遂行を通じて得られた公害の防止に関する施策の改善についての意見を述べることができる（公害紛争処理法第48条）。

第２章　公害等調整委員会における公害紛争の処理

公害紛争処理法が昭和45年11月１日に施行されて以来、令和５年度末までに公害等調整委員会（昭和47年６月30日以前は中央公害審査委員会）に係属した公害紛争事件は、1,160件である。その内訳は、あっせん事件３件、調停事件738件、仲裁事件１件、裁定事件408件（責任裁定事件235件、原因裁定事件173件）及び義務履行勧告事件10件となっている。これらのうち、終結しているのは、あっせん事件３件、調停事件736件、仲裁事件１件、裁定事件365件（責任裁定事件211件、原因裁定事件154件）及び義務履行勧告事件９件の計1,114件である（表１－２－１、付録１参照）。

令和５年度に公害等調整委員会が受け付けた事件は35件で、これに前年度から繰り越された40件を加えた計75件が５年度に係属した。このうち、29件が令和５年度中に終結し、残り46件は翌年度に繰り越された。

令和５年度に受け付けた35件について、公害の種類別に見ると、騒音に関するものが21件、振動に関するものが10件、大気汚染に関するものが９件、悪臭に関するものが４件、水質汚濁に関するものが０件、地盤沈下に関するものが０件、土壌汚染に関するものが０件となっている（重複集計）。

なお、これ以外に公害等調整委員会では、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件において成立した調停条項に基づく付随的な事後手続として、慰謝料額等変更申請を処理している（詳細については本章第１節１(3)参照）。

表１－２－１　公害等調整委員会に係属した公害紛争事件の受付及び終結の状況

（単位：件）

区分 / 年度	あっせん			調停			仲裁			裁定			義務履行勧告			計			
	新規受付	終結	未済	新規受付	終結	未済	新規受付	終結	未済	新規受付	終結	未済	新規受付	終結	未済	係属	うち新規受付	終結	未済
昭和																			
45･46	0	0	0	8	1	7	0	0	0	－	－	－	0	0	0	8	8	1	7
47	0	0	0	14	2	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	14	2	19
48	0	0	0	36	8	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	36	8	47
49	0	0	0	20	26	41	0	0	0	6	2	4	0	0	0	73	26	28	45
50	0	0	0	45	22	64	1	0	1	2(1)	1	5(1)	0	0	0	93	48	23	70
51	0	0	0	55	43	76	0	1	0	2	3(1)	4	0	0	0	127	57	47	80
52	0	0	0	62	33	105	0	0	0	0	2	2	0	0	0	142	62	35	107
53	0	0	0	42	89	58	0	0	0	1(1)	2	1(1)	0	0	0	150	43	91	59
54	0	0	0	48	36	70	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	107	48	36	71
55	0	0	0	34	49	55	0	0	0	1	1(1)	1	0	0	0	106	35	50	56
56	0	0	0	45	33	67	0	0	0	0	0	1	0	0	0	101	45	33	68
57	0	0	0	48	40	75	0	0	0	1(1)	0	2(1)	0	0	0	117	49	40	77
58	0	0	0	42	46	71	0	0	0	0	1	1(1)	0	0	0	119	42	47	72
59	0	0	0	31	40	62	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	103	31	40	63
60	0	0	0	31	38	55	0	0	0	1	1	1(1)	0	0	0	95	32	39	56
61	0	0	0	31	61	25	0	0	0	1	0	2(1)	1	0	1	89	33	61	28
62	0	0	0	25	29	21	0	0	0	3	0	5(1)	0	0	1	56	28	29	27
63	0	0	0	14	22	13	0	0	0	1(1)	6(2)	0	0	0	1	42	15	28	14
平成元	0	0	0	11	18	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25	11	18	7
2	0	0	0	21	14	13	0	0	0	2(1)	1(1)	1	0	1	0	30	23	16	14
3	0	0	0	5	16	2	0	0	0	1(1)	2(1)	0	0	0	0	20	6	18	2
4	0	0	0	3	1	4	0	0	0	3	0	3	0	0	0	8	6	1	7
5	0	0	0	10	5	9	0	0	0	2	0	5	0	0	0	19	12	5	14
6	1	1	0	2	4	7	0	0	0	2	0	7	0	0	0	19	5	5	14
7	0	0	0	2	2	7	0	0	0	0	0	7	0	0	0	16	2	2	14
8	0	0	0	4	4	7	0	0	0	6(1)	0	13(1)	0	0	0	24	10	4	20
9	0	0	0	1	2	6	0	0	0	4(1)	0	17(2)	1	0	1	26	6	2	24
10	0	0	0	1	1	6	0	0	0	1(1)	15(1)	3(2)	0	1	0	26	2	17	9
11	0	0	0	1	1	6	0	0	0	3	3(1)	3(1)	0	0	0	13	4	4	9
12	0	0	0	2	5	3	0	0	0	2	1	4(1)	0	0	0	13	4	6	7
13	0	0	0	3	3	3	0	0	0	3	1	6(1)	0	0	0	13	6	4	9
14	1	0	1	2	1	4	0	0	0	4(2)	5(1)	5(2)	0	0	0	16	7	6	10
15	1	2	0	2	2	4	0	0	0	8(4)	4(1)	9(5)	0	0	0	21	11	8	13
16	0	0	0	0	2	2	0	0	0	3(2)	3(1)	9(6)	0	0	0	16	3	5	11
17	0	0	0	1	2	1	0	0	0	7(4)	6(4)	10(6)	1	0	1	20	9	8	12
18	0	0	0	0	0	1	0	0	0	6(1)	5(4)	11(3)	0	1	0	18	6	6	12
19	0	0	0	1	1	1	0	0	0	5	3(1)	13(2)	0	0	0	18	6	4	14
20	0	0	0	1	1	1	0	0	0	9(4)	6	16(6)	2	1	1	26	12	8	18
21	0	0	0	1	0	2	0	0	0	23(13)	11(4)	28(15)	0	1	0	42	24	12	30
22	0	0	0	3	4	1	0	0	0	24(11)	15(9)	37(17)	0	0	0	57	27	19	38
23	0	0	0	5	5	1	0	0	0	24(11)	17(6)	44(22)	0	0	0	67	29	22	45
24	0	0	0	5	3	3	0	0	0	23(10)	29(12)	38(20)	1	1	0	74	29	33	41
25	0	0	0	5	6	2	0	0	0	32(9)	21(7)	49(22)	0	0	0	78	37	27	51
26	0	0	0	2	2	2	0	0	0	18(6)	25(7)	42(21)	0	0	0	71	20	27	44
27	0	0	0	1	0	3	0	0	0	15(5)	28(12)	29(14)	0	0	0	60	16	28	32
28	0	0	0	4	6	1	0	0	0	16(9)	25(15)	20(8)	0	0	0	52	20	31	21
29	0	0	0	1	0	2	0	0	0	12(5)	11(5)	21(8)	1	1	0	35	14	12	23
30	0	0	0	2	2	2	0	0	0	22(11)	13(7)	30(12)	0	0	0	47	24	15	32
令和元	0	0	0	1	1	2	0	0	0	19(8)	14(6)	35(14)	0	0	0	52	20	15	37
2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	14(5)	15(5)	34(14)	0	0	0	51	14	15	36
3	0	0	0	1	2	1	0	0	0	23(16)	10(7)	47(23)	0	0	0	60	24	12	48
4	0	0	0	2	2	1	0	0	0	21(12)	30(15)	38(20)	1	0	1	72	24	32	40
5	0	0	0	1	0	2	0	0	0	32(16)	27(17)	43(19)	2	2	1	75	35	29	46
計	3	3		738	736		1	1		408(173)	365(154)		10	9			1,160	1,114	

（注）１　昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月１日～47年３月31日である。
２　平成８年度の「調停」の受付件数には分離事件が２件、26年度の「裁定」の受付件数には分離事件が１件含まれている。
３　「裁定」の（　）内の数字は、原因裁定事件数で、内数である。
４　本表において、「新規受付」とは新たな申請がなされた事件、「終結」とは紛争処理手続を終えた事件、「未済」とは終結に至っていない事件をいう。
５　このほか、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連し、慰謝料額等変更申請が令和５年度までに574件係属した（表１－２－４参照）。

第１節　令和５年度に係属した調停事件

令和５年度に公害等調整委員会が受け付けた調停事件は、１件であり、これに前年度から繰り越された１件を加えた計２件が５年度に係属し、これら２件は翌年度に繰り越された。

また、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連する慰謝料額等変更申請は、前年度から繰り越された２件に新たに受け付けた１件を加えた計３件が令和５年度に係属し、全て同年度中に終結した。

１　不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件

(1) 事件の概要

本事件は、熊本県から鹿児島県にまたがる不知火海の沿岸の漁民等が、チッソ株式会社水俣工場からの排水に起因した水俣病に罹患（りかん）し、これによって精神上及び財産上の損害を被ったとして、チッソ株式会社を相手方（被申請人）として、賠償金の支払等を内容とする調停を求めたものである。

現在の調停手続では、水俣病患者の症状等に応じ、患者グループとチッソ株式会社との間の補償協定に定められたＡ、Ｂ、Ｃの３ランクのいずれに該当するかの判定を公害等調整委員会に求めることとした患者について、ランク付けを行い、各ランクに応じて個々人の補償額等の決定、家族の補償等を中心とした調停を行っている（ランク別の補償額等調停の内容については、表１－２－６参照）。(注)

申請は、昭和46年12月24日以降令和５年度末までに621件（患者数1,557人）となっている（表１－２－２）。

これらの申請は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。なお、同法の施行（昭和49年９月１日）前は（旧）公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和44年法律第90号））及び水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法（昭和53年法律第104号）により水俣病と認定された患者又はその遺族からのものである（表１－２－３）。

（注）水俣病患者の補償問題については、昭和48年３月20日、熊本地方裁判所において、原告勝訴判決があり、チッソ株式会社の不法行為責任が認められ、症度等に応じた慰謝料の支払が命じられた。

また、昭和48年４月27日、公害等調整委員会に係属中であった調停申請について、30人の患者とチッソ株式会社との間の調停が成立した。調停内容は、慰謝料については熊本水俣判決と同様の金額としたほか、特別調整手当（年金）の支給等を定めている。

さらに、昭和48年７月９日、訴訟や調停によらず、同社と直接交渉を行って補償問題の解決を図ろうとした患者グループが、同社との間に補償協定を締結した。協定は、上記判決及び調停の内容を踏まえ、患者へのＡ、Ｂ、Ｃの３ランクに応じた補償に加え、患者の医療及び生活保障のための基金設定を骨子としている。同日、他の患者グループもそれぞれ同じ内容の協定を締結した。その後、更に幾つかの患者グループが同様に協定を締結している。

協定は、それぞれのグループに属する患者について適用されるものであるが、協定締結以降に認定された患者についても、その希望に応じて適用されることになっている。

(2) 事件の処理経過

昭和48年度の第１次調停以来、令和５年度末までに56次にわたる調停を実施し、610件（患者数1,467人）について調停が成立した（表１－２－２）。

(3) 慰謝料額等変更申請

水俣病事件の調停の成立した患者のうち、Ｂランク及びＣランクの生存者の場合には、調停条項の中に、「将来申請人の症状に第１項の（1）及び（4）の金額の増額を相当とするような変化が生じたときは、申請人は、これを理由として、調停委員会に対し、当該金額の変更を申請することができる。」という条項がある（「(4) 調停調書の例」参照）。

第１次調停以降の調停成立者のうちから、この調停条項に基づいてなされた慰謝料額等変更申請を、令和５年度末までに574件処理した（表１－２－４）。令和５年度は前年度に受け付けた申請２件に新たに受け付けた１件を加えた計３件が係属し、これら３件は５年度中に処理された（表１－２－５）。

(4) 調停調書の例

Ｂランク生存者の場合の調停調書の例は、次のとおりである。

なお、Ａランク生存者の場合の例は、慰謝料等の金額が異なること、第３項、第４項及び第６項（将来の申請人の症状の変化に関する取扱い）相当の定めがないことのほかは、このＢランクの例と同様である。また、Ｃランク生存者の場合の例は、慰謝料等の金額が異なること、第５項（家族の慰謝料支払）相当の定めがないこと等のほかは、このＢランクの例と同様である（表１－２－６）。

［Ｂランク調停調書の例］

○○年（調）第○号

調　停　調　書

（申請人の住所）
申請人　　（　氏　　名　）
大阪市北区中之島三丁目３番23号
被申請人　　チッソ株式会社
上記代表者代表取締役　　（　氏　　名　）

上記当事者間の損害賠償調停申請事件について、当調停委員会は、○○年○月○日○時○分水俣市○○会議室において

調停委員長　　（　氏　　名　）
調 停 委 員　　（　氏　　名　）
調 停 委 員　　（　氏　　名　）

列席し第１回調停期日を開いた。

申　　請　　人　　（　氏　　名　）
被申請人代理人　　（　氏　　名　）各出頭

上記期日において明確にした事項は、次のとおりである。

申請人が調停を求めた事項

申請人の申請の趣旨とするところは、申請人が被申請人会社水俣工場の排水に起因した水俣病に罹り、これによって精神上、財産上の損害を蒙ったことにつき、○○年○月○日、被申請人との間で成立した協定に基づき、妥当な賠償金の支払いを含む適切な調停を求めるというにある。

当調停委員会が、慰謝料の支払いその他の給付をさせる調停案を作成し、調停手続を進めたところ、当事者双方は、調停案を受諾し、別紙調停条項のとおり、調停が成立した。

当事者双方は、それぞれ、本調書の記載が相違ないことを承認し、署名した。

申　　請　　人　　（　氏　　名　）
被申請人代理人　　（　氏　　名　）

○○年○月○日

公害等調整委員会調停委員会
調停委員長　　（　氏　　名　）印
調 停 委 員　　（　氏　　名　）印
調 停 委 員　　（　氏　　名　）印

公害等調整委員会事務局
審　査　官　　（　氏　　名　）印

調　停　条　項

1　被申請人は、申請人に対し申請人本人の水俣病罹患について損害賠償責任があることを認め、以下各項に定める金員を支払う。

⑴　申請人本人に対する慰謝料金1,700万円及びこれに対する○○年○月○日（以下「認定申請日」という。）以降○○年○月○日まで、内金1,600万円に対する同月○日以降同年○月○日まで、内金1,100万円に対する同月○日以降同年○月○日まで、内金600万円に対する同月○日以降同年○月○日まで、内金100万円に対する同月○日以降支払済みに至るまで、それぞれ、年５分の割合による遅延損害金

その支払方法は、元金内金100万円については○○年○月○日支払済みの仮払金100万円、元金内金1,000万円については同年○月○日及び同年○月○日支払済みの仮払金各金500万円、元金内金500万円については同年○月○日支払済みの仮払金540万円の内金500万円をもって充当し、前記遅延損害金中金40万円については、前記仮払金540万円の内金40万円をもって充当し、前記元金及び遅延損害金の残額については、○○年○月○日限り申請人方に送金して支払う。

⑵　治療費

認定申請日以降の公害健康被害の補償等に関する法律（以下「補償法」という。）の規定による療養費及び療養手当に相当する額

⑶　介護費

認定申請日以降の補償法の規定による障害補償費中の介護加算額に相当する額

⑷　特別調整手当

○○年○月○日以降１月につき金10万円の割合による額（令和６年３月現在）

その支払方法は、毎月20日限りその月分を申請人方に送金して支払う。ただし、○○年○月分までについては、既に支払済みの仮払金をもって充当する。

⑸　葬祭料

患者である申請人が将来死亡した場合における葬祭を主宰する者に対する葬祭料として、金58万4,000円（令和６年３月現在）

その支払方法は，当該主宰者より請求があったとき直ちに主宰者に送金して支払う。

2　前項の⑷及び⑸の金員については、物価の変動に応じ、総務省において作成する年度平均の熊本市消費者物価指数を用い、○○年６月１日から起算して２年を経過した６月１日ごとに、それぞれの前年度の同指数の比率により改定するものとし、その中間の年の６月１日において、前年度の同指数が前々年度のそれより５％を上回った場合においては、当該時期において改定するものとする。

上記改定額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。

3　将来申請人の症状に第１項の⑴及び⑷の金額の増額を相当とするような変化が生じたときは、申請人は、これを理由として、調停委員会に対し、当該金額の変更を申請することができる。

4　前項の規定により金額が変更された場合においては、被申請人は、変更された金額に係る差額を変更の申請時から支払う。

5　申請人は，調停委員会に対し、申請人の配偶者、子及び父母を代理して、申請人の水俣病罹患に係る同人らの慰謝料につき、その存否及び金額の決定の申請をすることができる。

6　第３項の申請により金額が変更された場合においては、申請人は、調停委員会に対し、申請人の配偶者及び父母を代理して、申請人の水俣病罹患に係る同人らの慰謝料につき、その存否及び金額の決定の申請をすることができる。

7　申請人が水俣病により（その余病若しくは併発症又は水俣病に関係した事故による場合を含む。）死亡したときは、相続人は、申請人本人の慰謝料につき、申請人の配偶者、子及び父母は、自己の慰謝料につき、それぞれ、調停委員会に対し、その存否及び金額の決定の申請をすることができる。

8　被申請人は、水俣病患者全体につき保護を要する患者の収容施設の整備拡充、治療及び訓練による社会復帰の促進、患者及びその家族に対する授産及び職業あっせん等実情に即した方策を講ずることによって、患者及びその家族の福祉の増進に寄与するよう努める。

9　被申請人は、将来における公害発生の防止のため、水俣周辺海域の浄化対策について、関係省庁、地方公共団体に協力してその具体的方策の実施に努めるとともに、関係地方公共団体との間に締結された公害防止協定を誠実に遵守履行する。

10　当事者双方は、本調停によって本件紛争の一切を解決したものとし、以後互いに協力して、調停条項の円滑な実施に努める。

11　本件調停手続の費用は、被申請人の負担とする。

表１－２－２　水俣病に係る損害賠償調停申請事件の処理状況

区分 / 年度	受付		終結		未済	
	件数	患者数	件数	患者数	件数	患者数
昭和 46	4 件	31 人	0 件	0 人	4 件	31 人
47	11	147	0	0 (3)	15	175
48	25	193	10 (1)	106 (1)	29	261
49	8	28	21	172	16	117
50	42	259	24	253 (1)	34	122
51	54	117	40	131 (1)	48	107
52	62	206	32 (1)	86 (1)	77	226
53	41	112	71 (8)	161 (81)	39	96
54	48	72	34	86 (1)	53	81
55	34	43	49	71	38	53
56	43	49	33	48	48	54
57	48	62	40	45	56	71
58	42	54	45 (1)	55 (1)	52	69
59	31	41	40	53	43	57
60	31	39	38	49	36	47
61	31	38	44	57	23	28
62	21	21	28	33	16	16
63	14	14	18	18	12	12
平成 元	5	5	12	12	5	5
2	13	13	9	9	9	9
3	2	2	10	10	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	0	0	1	1	0	0
7	0	0	0	0	0	0
8	0	0	0	0	0	0
9	0	0	0	0	0	0
10	0	0	0	0	0	0
11	0	0	0	0	0	0
12	2	2	1	1	1	1
13	0	0	1	1	0	0
14	0	0	0	0	0	0
15	0	0	0	0	0	0
16	0	0	0	0	0	0
17	0	0	0	0	0	0
18	0	0	0	0	0	0
19	1	1	1	1	0	0
20	0	0	0	0	0	0
21	0	0	0	0	0	0
22	2	2	2	2	0	0
23	0	0	0	0	0	0
24	0	0	0	0	0	0
25	0	0	0	0	0	0
26	1	1	0	0	1	1
27	1	1	0	0	2	2
28	1	1	3	3	0	0
29	0	0	0	0	0	0
30	0	0	0	0	0	0
令和 元	0	0	0	0	0	0
2	0	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0	0
4	1	1	1	1	0	0
5	0	0	0	0	0	0
計	621	1557	610(11)	1,467(90)		

（注）（　）内は取下げ等の外数である。

表１－２－３　年度別水俣病認定患者数

区分 / 年度		認定機関別認定患者数			
		合計	環境省	熊本県	鹿児島県
昭和31～	45	121 人	人	116 人	5 人
	46	60		58	2
	47	216		204	12
	48	358		292	66
	49	44		29	15
	50	161		146	15
	51	148		109	39
	52	240		196	44
	53	175		125	50
	54	143	1	115	27
	55	71	5	43	23
	56	77	3	54	20
	57	95	10	66	19
	58	68	1	45	22
	59	67	5	36	26
	60	54	0	29	25
	61	60	1	43	16
	62	40	3	15	22
	63	19	1	6	12
平成	元	13	1	1	11
	2	18	0	7	11
	3	4	1	0	3
	4	3	0	1	2
	5	1	0	1	0
	6	1	0	1	0
	7	3	0	3	0
	8	2	0	1	1
	9	0	0	0	0
	10	0	0	0	0
	11	2	0	1	1
	12	1	0	0	1
	13	0	0	0	0
	14	0	0	0	0
	15	0	0	0	0
	16	0	0	0	0
	17	0	0	0	0
	18	1	0	1	0
	19	2	0	2	0
	20	1	0	0	1
	21	2	0	2	0
	22	0	0	0	0
	23	2	0	2	0
	24	0	0	0	0
	25	3	0	3	0
	26	1	0	0	1
	27	3	0	2	1
	28	2	0	2	0
	29	0	0	0	0
	30	0	0	0	0
令和	元	1	0	1	0
	2	0	0	0	0
	3	0	0	0	0
	4	1	0	1	0
	5	0	0	0	0
計		2,284	32	1,759	493

（注）１　昭和31～45年度の期間は、昭和31年12月１日～46年３月31日である。
　　２　昭和31～45年度の期間の認定患者数は、（旧）公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法施行以前の県条例等により判定された死亡者45人（熊本県44人、鹿児島県１人）を含む。
　　３　令和元年度の期間には、平成31年４月を含む。
（資料）環境省、熊本県、鹿児島県調べ

表１－２－４　水俣病に係る損害賠償調停申請事件の慰謝料額等変更申請の処理件数

区分 / 年度		受　付	終　結	未　済
昭和	49	13 件	0 件	13 件
	50	13	0	26
	51	8	12	22
	52	42	12	52
	53	46	10	88
	54	15	33	70
	55	22	49	43
	56	29	33	39
	57	39	30	48
	58	29	39	38
	59	25	31	32
	60	23	31	24
	61	33	28	29
	62	22	34	17
	63	18	22	13
平成	元	14	15	12
	2	14	19	7
	3	18	13	12
	4	15	18	9
	5	21	17	13
	6	9	13	9
	7	11	11	9
	8	7	10	6
	9	10	10	6
	10	5	8	3
	11	7	5	5
	12	7	5	7
	13	2	7	2
	14	0	2	0
	15	1	1	0
	16	4	0	4
	17	4	6	2
	18	9	8	3
	19	5	5	3
	20	2	3	2
	21	4	3	3
	22	3	3	3
	23	4	5	2
	24	2	2	2
	25	1	2	1
	26	2	1	2
	27	1	3	0
	28	4	2	2
	29	1	2	1
	30	0	1	0
令和	元	4	4	0
	2	2	2	0
	3	1	0	1
	4	2	1	2
	5	1	3	0
計		574	574	

表１－２－５　令和５年度に係属した水俣病に係る損害賠償調停申請事件の慰謝料額等変更申請一覧

事　件　番　号	申 請 受 付 年 月 日	処 理 年 月 日
60年（調）第12号	令和４．９．５	令和５．６.26
56年（調）第39号	令和５．３．３	令和６．１.18
57年（調）第35号	令和５．５．８	令和５．８.14
計　３　件		計　３　件

表１－２－６　水俣病ランク別補償額等一覧

項目＼区分	Ａ　ラ　ン　ク	Ｂ　ラ　ン　ク	Ｃ　ラ　ン　ク	備　　考
１　慰謝料	１，８００　万円	１，７００　万円	１，６００　万円	水俣病認定申請日から年５分の遅延損害金
２　治療費	昭和48年７月９日以降同49年８月31日までの（旧）特別措置法の規定による医療費及び医療手当並びに同年９月１日以降の補償法の規定による療養費及び療養手当に相当する額			昭和48年７月９日以降の水俣病認定者は認定申請日から支給
３　介護手当	昭和48年７月９日以降同49年８月31日までの（旧）特別措置法の規定による介護手当に相当する額に月１万円を加算した額及び同年９月１日以降の補償法の規定による障害補償費中の介護加算額に相当する額			同　　上
４　特別調整手当				(1)　２年ごとに物価スライド（ただし，物価変動が著しい場合は１年目にも改定） (2)　昭和48年４月27日以降の水俣病認定者は認定日から支給
昭和 48．４．27～49．５．31	６万　　円／月	３万　　円／月	２万　　円／月	
49．６．１～50．５．31	７万　　円／月	３万５，０００円／月	２万４，０００円／月	
50．６．１～51．５．31	８万５，０００円／月	４万３，０００円／月	３万　　円／月	
51．６．１～52．５．31	９万４，０００円／月	４万８，０００円／月	３万４，０００円／月	
52．６．１～53．５．31	１０万２，０００円／月	５万２，０００円／月	３万７，０００円／月	
53．６．１～54．５．31	１１万　　円／月	５万６，０００円／月	４万　　円／月	
54．６．１～56．５．31	１１万４，０００円／月	５万８，０００円／月	４万２，０００円／月	
56．６．１～58．５．31	１２万９，０００円／月	６万６，０００円／月	４万８，０００円／月	
58．６．１～60．５．31	１３万５，０００円／月	６万９，０００円／月	５万１，０００円／月	
60．６．１～62．５．31	１４万２，０００円／月	７万３，０００円／月	５万４，０００円／月	
62．６．１～平成 元．５．31	１４万５，０００円／月	７万５，０００円／月	５万５，０００円／月	
元．６．１～３．５．31	１４万６，０００円／月	７万６，０００円／月	５万６，０００円／月	
３．６．１～５．５．31	１５万７，０００円／月	８万２，０００円／月	６万　　円／月	
５．６．１～７．５．31	１６万５，０００円／月	８万６，０００円／月	６万３，０００円／月	
７．６．１～９．５．31	１６万８，０００円／月	８万８，０００円／月	６万５，０００円／月	
９．６．１～11．５．31	１６万９，０００円／月	８万９，０００円／月	６万６，０００円／月	
11．６．１～13．５．31	１７万３，０００円／月	９万１，０００円／月	６万８，０００円／月	
13．６．１～15．５．31	１７万２，０００円／月	９万１，０００円／月	６万８，０００円／月	
15．６．１～17．５．31	１７万　　円／月	９万　　円／月	６万７，０００円／月	
17．６．１～19．５．31	１７万　　円／月	９万　　円／月	６万７，０００円／月	
19．６．１～21．５．31	１７万　　円／月	９万　　円／月	６万７，０００円／月	
21．６．１～23．５．31	１７万３，０００円／月	９万２，０００円／月	６万８，０００円／月	
23．６．１～25．５．31	１７万１，０００円／月	９万１，０００円／月	６万８，０００円／月	
25．６．１～27．５．31	１７万　　円／月	９万１，０００円／月	６万８，０００円／月	
27．６．１～29．５．31	１７万７，０００円／月	９万５，０００円／月	７万１，０００円／月	
29．６．１～令和 元．５．31	１７万９，０００円／月	９万６，０００円／月	７万２，０００円／月	
元．６．１～３．５．31	１８万１，０００円／月	９万７，０００円／月	７万３，０００円／月	
３．６．１～５．５．31	１８万１，０００円／月	９万７，０００円／月	７万３，０００円／月	
５．６．１～７．５．31	１８万６，０００円／月	１０万　　円／月	７万５，０００円／月	

<table>
<tr><th>項目＼区分</th><th>Ａ ラ ン ク</th><th>Ｂ ラ ン ク</th><th>Ｃ ラ ン ク</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>5　葬祭料</td><td colspan="2">期　　間</td><td>金　　額</td><td rowspan="2">(1)　４の備考（１）に同じ
(2)　死亡時の金額を葬祭の主宰者に支給</td></tr>
<tr><td colspan="3">昭和４９．５．３１まで　　２０万　　円
４９．６．　１　～　５０．５．３１　　２３万３，０００円
５０．６．　１　～　５１．５．３１　　２８万３，０００円
５１．６．　１　～　５２．５．３１　　３１万３，０００円
５２．６．　１　～　５３．５．３１　　３３万９，０００円
５３．６．　１　～　５４．５．３１　　３６万４，０００円
５４．６．　１　～　５６．５．３１　　３７万５，０００円
５６．６．　１　～　５８．５．３１　　４２万２，０００円
５８．６．　１　～　６０．５．３１　　４４万１，０００円
６０．６．　１　～　６２．５．３１　　４６万３，０００円
６２．６．　１　～　平成　元．５．３１　　４７万１，０００円
平成　元．６．　１　～　３．５．３１　　４７万４，０００円
３．６．　１　～　５．５．３１　　５０万８，０００円
５．６．　１　～　７．５．３１　　５３万３，０００円
７．６．　１　～　９．５．３１　　５４万３，０００円
９．６．　１　～　１１．５．３１　　５４万５，０００円
１１．６．　１　～　１３．５．３１　　５５万７，０００円
１３．６．　１　～　１５．５．３１　　５５万４，０００円
１５．６．　１　～　１７．５．３１　　５４万６，０００円
１７．６．　１　～　１９．５．３１　　５４万４，０００円
１９．６．　１　～　２１．５．３１　　５４万２，０００円
２１．６．　１　～　２３．５．３１　　５４万９，０００円
２３．６．　１　～　２５．５．３１　　５４万３，０００円
２５．６．　１　～　２７．５．３１　　５３万８，０００円
２７．６．　１　～　２９．５．３１　　５５万８，０００円
２９．６．　１　～　令和　元．５．３１　　５６万４，０００円
令和　元．６．　１　～　３．５．３１　　５６万８，０００円
３．６．　１　～　５．５．３１　　５６万８，０００円
５．６．　１　～　７．５．３１　　５８万４，０００円</td></tr>
<tr><td>6　症状の見直し</td><td colspan="2"></td><td>将来、症状に、上位ランクに変更することを相当とするような変化が生じたときは、調停委員会に対し、上記１及び４の金額の変更を申請することができる。</td><td></td></tr>
<tr><td>7　近親者の慰謝料</td><td colspan="2">配偶者等の慰謝料につき、その存否及び金額の決定を、調停委員会に代理申請できる。</td><td>上記６により、金額の変更があったとき、左の代理申請ができる。</td><td></td></tr>
<tr><td>8　申請人が水俣病により死亡したときの慰謝料</td><td colspan="3">相続人等は、死亡者本人及び自己の慰謝料につき、調停委員会に対し、その存否及び金額の決定の申請をすることができる。</td><td></td></tr>
<tr><td>9　患者・家族の福祉対策</td><td colspan="3">チッソ株式会社は水俣病患者全体につき保護を要する患者の収容施設の整備拡充、治療及び訓練による社会復帰の促進、患者及びその家族に対する授産及び職業あっせん等実情に即した方策を講ずることによって、患者及びその家族の福祉の増進に寄与するよう努める。</td><td></td></tr>
<tr><td>10　公害防止対策</td><td colspan="3">チッソ株式会社は将来における公害発生の防止のため、水俣周辺海域の浄化対策について、関係省庁、地方公共団体に協力してその具体的方策の実施に努めるとともに、関係地方公共団体との間に締結された公害防止協定は、誠実にこれを遵守履行する。</td><td></td></tr>
<tr><td>11　調停手続費用</td><td colspan="3">チッソ株式会社の負担</td><td></td></tr>
</table>

（注）上記表中「（旧）公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和 44 年法律第 90 号）」は「（旧）特別措置法」と、「公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）」は「補償法」とそれぞれ略称した。

２　横浜市における東海道新幹線騒音被害防止等調停申請事件

（公調委令和４年（調）第６号事件）

(1) 事件の概要

令和４年 10 月 28 日、神奈川県横浜市の住民１人から、自宅南側に新幹線を走行させている鉄道会社を相手方（被申請人）として、公害等調整委員会に調停を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。

① 被申請人は、環境基本法等に定める適正な新幹線騒音対策を申請人宅において速やかに実施すること。

② 被申請人は、申請人に対し、令和５年１月１日から前項の対策の実施済みまで、１日当たり金１万円を支払うこと。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本件受付後、直ちに調停委員会を設け、騒音に関する専門委員１人を選任したほか、５回の調停期日を開催するなど、手続を進めている。

３　鳥栖市におけるごみ処理施設からの大気汚染被害防止調停申請事件

（公調委令和５年（調）第10号事件）

(1) 事件の概要

令和５年 10 月 13 日、福岡県久留米市の住民自治会から、佐賀県の環境施設組合を相手方（被申請人）として、佐賀県知事に対し、被申請人との間で、環境保全（公害防止）協定を締結することを求める調停の申請があった。

佐賀県知事は、公害紛争処理法第 27 条第３項の規定に基づき、連合審査会の設置について、関係する福岡県知事と協議したが、協議が調わなかったため、同条第５項の規定により、令和５年 10 月 26 日、本事件の関係書類を公害等調整委員会に送付し、公害等調整委員会は、同年 11 月８日に本件を受け付けた。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本件受付後、直ちに調停委員会を設け、１回の調停期日を開催するなど、手続を進めている。

第２節　令和５年度に係属した裁定事件

令和５年度に公害等調整委員会が受け付けた裁定事件は、32件であり、これらに前年度から繰り越された38件を加えた計70件が５年度に係属した。このうち27件が５年度に終結し、残り43件が翌年度に繰り越された（表１－２－１）。

１　新宿区における排気ダクト等からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件

（公調委平成31年（セ）第４号・令和６年（調）第１号事件）

(1) 事件の概要

平成31年３月11日、東京都新宿区の住民１人から、隣接する商業ビルを所有する会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、被申請人が所有する商業ビルの排気ダクト等から発生する低周波音により、睡眠不足等の精神的、肉体的苦痛を被っているとして、被申請人に対し、損害賠償金550万円等の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の所有する商業ビルの排気ダクト等から発生する低周波音と申請人に生じた健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員１人を選任したほか、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和６年１月30日、公害紛争処理法第42条の24第１項により職権で調停に付し（公調委令和６年（調）第１号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。その後、１回の調停期日を開催するなど、手続を進めている。

２　稲敷市における土砂埋立てに伴う土壌汚染による財産被害等責任裁定申請事件

（公調委令和元年（セ）第３号・令和２年（セ）第７号・令和５年（調）第６号事件）

(1) 事件の概要

令和元年６月３日、茨城県稲敷市の宗教法人及び当該宗教法人の近隣住民12人から、土木関係会社、個人２人、砂利運搬業会社及び稲敷市を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。土木関係会社が、申請人である宗教法人が所有する山林の樹木を無許可で伐採し、当該山林及び申請人らが所有する共同墓地を産業廃棄物によって無許可で埋め立てたことから、周辺土壌のふっ素及びその化合物の濃度並びに水素イオン濃度指数が規制基準値を超過し、樹木が枯死し、申請人らの生活用水である井戸水が汚染されるおそれが生じたとして、埋立てを実施した土木関係会社、現場指揮者２人及び砂利運搬業会社並びに無許可で埋立てが行われていることを知りながら停止を命ずる等の条例上の規制権限の適切な行使を怠った稲敷市を被申請人として、土砂の撤去費用等の財産被害及び井戸水汚染のおそれによる精神的損害の

一部請求として、被申請人らに対し、損害賠償金合計2600万円等を連帯して支払うことを求めたものである。

なお、令和２年７月28日、申請人ら３人から、また、令和３年11月11日、申請人ら２人から、それぞれ申請を取り下げる旨の申出があり、令和２年９月７日、当該宗教法人の近隣住民９人から、同一原因による被害を主張する参加の申立てがあった（公調委令和２年（セ）第７号事件）。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、令和２年10月28日、同申立てを許可し、被申請人らが埋め立てた強アルカリ性の土壌と申請人らが所有する樹木の枯死や井戸水汚染などの財産被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員２人を選任するとともに、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、２回の審問期日（現地期日を含む。）を開催するなど、手続を進めた結果、令和５年４月13日、公害紛争処理法第42条の24第１項により職権で調停に付し（公調委令和５年（調）第６号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。その後、３回の調停期日を開催したが、当事者の主張や考え方に隔たりが大きく、今後調停を継続しても当事者間に合意が成立する見込みがないと判断し、同年６月29日、調停を打ち切り、同年10月31日、土木関係会社及び稲敷市らの損害賠償責任を認め、本件申請を一部認容、一部棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和元年（セ）第３号、同２年（セ）第７号　稲敷市（いなしきし）における土砂埋立てに伴う土壌汚染による財産被害等責任裁定申請事件

裁　　定

（当事者省略）

主　　文

１　被申請人らは、連帯して、申請人ａに対し、２０００万円及びこれに対する平成２８年６月１８日から支払済みまで年５％の割合による金員を支払え。

２　被申請人らは、連帯して、参加人ｂに対し、１８万１５２６円及びこれに対する平成２８年６月１８日から支払済みまで年５％の割合による金員を支払え。

３　申請人らのその余の請求をいずれも棄却する。

事実及び理由

第１　当事者の求める裁定

１　申請人ら

(1) 主文１項同旨

(2) 被申請人らは、連帯して、申請人兼亡ｃ手続承継人ｄに対し１００万円、申請人ｅ、申請人ｆ、申請人ｇ、申請人ｈ、申請人ｉ、参加人ｂ、参加人ｊ、参加人ｋ、参加人ｎ、参加人ｐ、参加人ｒ、参加人ｓ、参加人ｔ及び参加人ｕに対しそれぞれ５０万円及びこれらに対する平成２８年６月１８日から支払済みまで年５％の割合による金員を支払え。

２　被申請人ｖ、被申請人ｗ

申請人らの本件裁定申請をいずれも棄却する。

３　被申請人稲敷市

(1) 本案前の答弁

申請人らの本件裁定申請をいずれも却下する。

(2) 本案の答弁

申請人らの本件裁定申請をいずれも棄却する。

４　被申請人ｘ及び被申請人ｙ
いずれも申請人らの責任裁定申請書を受領したが答弁しない。
第２　事案の概要
本件は、建設汚泥処理物等により所有地等を無断で埋め立てられた申請人ａ及びその周辺に居住する申請人らが、埋立てにより申請人ａの森林が破壊され、土壌が汚染され、周辺井戸の水質が汚染されたとして、埋立ての事業主体である被申請人ｘ、埋立てを実施した被申請人ｖ及び被申請人ｙ並びに建設汚泥処理物等を運搬した被申請人ｗに対し、民法７０９条、７１９条及び７１５条１項に基づき、また、市条例による埋立ての許可要件を欠くにも関わらず被申請人ｘの埋立て許可申請等を違法に許可し、さらに被申請人ｘの許可地外への埋立てに対して市条例による権限の行使を違法に怠り、これを阻止しなかったとして、被申請人稲敷市に対し、国家賠償法１条１項に基づき、連帯して、①申請人ａに対し森林復元費用等及び弁護士費用の一部請求として２０００万円、②その余の申請人らに対しそれぞれ平穏生活権の一態様としての浄水享受権の侵害にかかる慰謝料等及び弁護士費用の一部請求として５０万円、並びにこれらに対する同埋立てが終了した日である平成２８年６月１８日から支払済みまで平成２９年法律第４４号による改正前の民法所定の年５分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。
（以下省略）

（裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ
https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html　から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→　２つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→　「終結した公害紛争事件（令和元年度～）」を選択して該当する事件を参照）

３　浜松市における写真スタジオからの騒音による健康被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

（公調委令和２年（セ）第８号・令和２年（ゲ）第３号事件）

(1) 事件の概要

令和２年９月23日、静岡県浜松市の住民４人から、写真スタジオ経営会社を相手方（被申請人）として責任裁定及び原因裁定を求める申請があった。申請の内容は以下のとおりである。責任裁定申請事件は、申請人らが、被申請人が経営する写真スタジオから発生する騒音により、精神的苦痛を受けているため、被申請人に対し、慰謝料として、損害賠償金合計3000万円の支払を求めたものである。

原因裁定申請事件は、申請人らに生じた心身症、心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）による死産、心因性頻尿の健康被害及び受験勉強が妨げられているのは、被申請人が経営する写真スタジオから発生する騒音により、平穏に生活する権利を侵害されていることによるものである、との裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、令和２年10月20日、同責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件を併合することを決定し、被申請人が経営する写真スタジオからの騒音と申請人らに生じた心身症等の健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員１人を選任するとともに、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、１回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和５年11月10日、本件責任裁定申請及び本件原因裁定申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和２年（セ）第８号・同（ゲ）第３号　浜松市における写真スタジオからの騒音による健康被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

裁　　定

（当事者省略）

主　　文

申請人らの本件責任裁定申請及び本件原因裁定申請をいずれも棄却する。

事 実 及 び 理 由

第１　当事者の求める裁定の趣旨

１　申請人ら

（１）原因裁定申請事件

申請人ａに生じた心身症、申請人ｂに生じた心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）による死産３回のうち２回、申請人ｃの心因性頻尿の健康被害及び申請人ｄに生じた中学受験のための勉強が妨げられている被害は、被申請人が敷地から発生させる騒音による、平穏に生活する権利を侵害されていることによるものである。

（２）　責任裁定申請事件

ア　被申請人は、申請人ａに対し、５５０万円を支払え。

イ　被申請人は、申請人ｂに対し、１４００万円を支払え。

ウ　被申請人は、申請人ｄに対し、５０万円を支払え。

エ　被申請人は、申請人ｃに対し、１０００万円を支払え。

２　被申請人

主文同旨

第２　事案の概要

原因裁定申請事件は、被申請人が経営する写真スタジオの近隣に居住する申請人らが、申請人ａに生じた心身症、申請人ｂがＰＴＳＤにより２度死産を経験したこと、申請人ｃに生じた心因性頻尿及び申請人ｄが被った中学受験のための勉強が妨げられる被害について、その原因が、写真スタジオから発生する騒音によるものである、との裁定を求める事案である。

（以下省略）

（裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html　から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→　２つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→　「終結した公害紛争事件（令和元年度～）」を選択して該当する事件を参照）

４　燕市における工場からの振動・騒音・悪臭による財産被害等責任裁定申請事件

（公調委令和３年（セ）第１号事件）

(1) 事件の概要

令和３年１月19日、新潟県燕市の住民１人から、隣接する金属加工会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人宅に隣接する金属加工会社（被申請人）の金属プレス工場からの振動により、申請人宅が損壊し、騒音により、申請人とその家族が精神的苦痛を受け、また、有機溶剤を使用する工場からの悪臭により、申請人とその家族に頭痛、吐き気、目の充血等の健康被害が発生しているとして、被申請人に対し、損害賠償金3808万円の支払を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人工場からの振動・騒音・悪臭と申請人宅の損壊及び申請人に生じた頭痛等の健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員２人を選任するとともに、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、１回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和６年３月21日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和３年（セ）第１号　燕市における工場からの振動・騒音・悪臭による財産被害等責任裁定申請事件

裁　　定

（当事者省略）

主　　文

申請人の本件責任裁定申請を棄却する。

事 実 及 び 理 由

第１　当事者の求める裁定

１　申請人

被申請人は、申請人に対し、３８０８万円を支払え。

２　被申請人

本件責任裁定申請を棄却する。

第２　事案の概要

本件は、申請人が、被申請人の操業するｇ等の製造工場からの振動、騒音、悪臭、大気汚染及び土壌汚染により、自宅建物の損傷及び健康被害を受けたと主張して、被申請人に対し、不法行為に基づく損害賠償の支払を求める責任裁定申請事件である。

（以下省略）

（裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html　から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→　２つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→　「終結した公害紛争事件（令和元年度～）」を選択して該当する事件を参照）

５　東海市における工場からの粉じん・悪臭等による財産被害・健康被害責任裁定申請事件

（公調委令和３年（セ）第２号・令和６年（調）第２号事件）

(1) 事件の概要

令和３年２月22日、愛知県東海市の住民３人から、隣接する自動車部品塗装会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人ら宅に隣接する被申請人の工場からの粉じん、悪臭等により、申請人Ａは、自宅及び土地の頻繁な清掃を余儀なくされ、換気等もできず、適応障害及び心因反応を発症し、申請人Ａと同居している申請人Ｂは、過敏性肺炎と診断されて入退院を繰り返しており、申請人Ｃは、住居等について多額の清掃等費用が発生しているほか、太陽光発電システムの発電量不足による損害等も

発生しているとして、被申請人に対し、損害賠償金合計2515万8922円等の支払を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、愛知県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の工場からの粉じん、悪臭等と申請人ら宅の財産被害及び申請人らに生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員１人を選任するとともに、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、１回の現地審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和６年２月14日、公害紛争処理法第42条の24第１項の規定により職権で調停に付し（公調委令和６年（調）第２号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。同日、第１回現地調停期日を開催し、同月27日、第２回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

６　熊本市における駐車場からの騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

（公調委令和３年（セ）第３号・令和３年（ゲ）第２号・令和５年（調）第５号事件）

(1) 事件の概要

令和３年３月17日、熊本県熊本市の住民１人から、マンション管理組合及びマンションの住民２人を相手方（被申請人）として責任裁定及び原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。責任裁定申請事件は、申請人が、被申請人マンション管理組合が管理するマンション駐車場から発生する騒音や振動により、睡眠障害を伴う神経症を発症する等精神的苦痛を受けており、また、住居の外壁に防音シートを張る等の防音対策を講じたため、被申請人らに対し、損害賠償金1373万2915円を連帯して支払うことを求めたものである。

原因裁定申請事件は、申請人に生じた不眠症、不安神経症、自律神経失調症の健康被害は、被申請人マンション管理組合が管理するマンション駐車場から発生する騒音や振動によるものである、との裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、熊本県公害審査会に対して責任裁定申請及び原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、令和３年４月20日、同責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件を併合することを決定し、被申請人マンション管理組合が管理するマンション駐車場からの騒音・振動と申請人に生じた不眠症等の健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員１人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件につ

いては当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和５年３月29日、公害紛争処理法第42条の24第１項及び第42条の33の規定により職権で調停に付し（公調委令和５年（調）第５号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。同年４月13日、第１回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき、当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

7　横浜市における解体工事等に伴う振動等による財産被害原因裁定申請事件

（公調委令和３年（ゲ）第３号事件）

(1) 事件の概要

令和３年３月29日、神奈川県横浜市の住民14人と宗教法人から、学校法人を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らが所有する土地や建物及び公衆用通路における被害、低層住宅地における生活環境の悪化による被害は、被申請人の校舎再整備計画に起因する大規模建築物及び工作物の解体行為と増築行為によるものである、との裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人による大規模建築物等の解体行為等と申請人らが所有する土地等や公衆用通路の被害及び生活環境の悪化による被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員１人を選任するとともに、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、１回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和５年６月29日、本件各申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和３年(ゲ)第３号　横浜市における解体工事等に伴う振動等による財産被害原因裁定申請事件

裁　　定

（当事者省略）

主　　文

申請人の本件各裁定申請をいずれも棄却する。

事実及び理由

第１　当事者の求める裁定

１　申請人

申請人及び各選定者が所有する土地建物や公衆用道路における被害、低層住宅地における生活環境の悪化による被害は、被申請人の校舎再整備計画に基づく大規模建築物及び工作物の解体工事、増築工事によるものであることを認める。

２　被申請人

主文同旨

第２　事案の概要

１　本件は、各選定者により代表当事者に選定された申請人（以下、各選定者及び申請人を併せて「選定者ら」という。）が、被申請人が設置・経営する学校について校舎や擁壁の解体・新築などによる再整備が行われたことに関し、再整備のための工事から生じた振動等によって選定者らの自宅建物等が損傷したほか、騒音等による生活環境被害が生じたなどと主

張して、原因裁定の申請をした事案である。
（以下省略）

（裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ
https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html　から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→　２つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→　「終結した公害紛争事件（令和元年度～）」を選択して該当する事件を参照）

８　丹波篠山市における養鶏場等からの悪臭等被害原因裁定申請事件

（公調委令和３年（ゲ）第５号・令和４年（ゲ）第２号事件）

(1) 事件の概要

令和３年４月26日、兵庫県丹波篠山市で養鶏場を営む住民１人から、申請人所有の鶏舎及び農地近隣に居住する住民３人並びに鶏舎所在地区の住民によって構成される自治会を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人らが訴える悪臭・騒音その他生活被害は、申請人の事業活動に起因するものではない、との裁定を求めたものである。

その後、令和４年１月31日、申請人により裁定を求める事項が変更された（被申請人らの訴える、被申請人ら各自宅、本件鶏舎付近公道での悪臭及び騒音被害は、換気扇や餌やり機の稼働、鶏糞（ふん）等の搬出その他本件鶏舎における申請人の事業活動によるものではない、との裁定を求める。）。

一方、令和４年２月21日、上記被申請人らである住民３人及び自治会から、上記申請人である養鶏場を営む住民１人を相手方（被申請人）として、被申請人らに生じた①平成31年１月以降の悪臭被害は、申請人の鶏舎及びその周辺の鶏糞又は同所から搬出された鶏糞によるものであること、②平成31年１月以降の騒音被害は、申請人の鶏舎及びその周辺における申請人の事業活動に伴う換気扇、給餌機、車両、重機等の稼働によるものであること、との裁定を求める申請があった（公調委令和４年（ゲ）第２号事件）。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、兵庫県公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、令和４年３月17日、これら原因裁定申請事件を併合することを決定し、被申請人らが訴える悪臭等被害と申請人の営む事業活動との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員２人を選任するとともに、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、１回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和５年９月14日、申請人の申請については、申請の一部を認容、一部を却下、被申請人らの申請については、申請の一部を棄却、一部を却下するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和３年(ゲ)第５号　丹波篠山市における養鶏場等からの悪臭等被害原因裁定申請事件（以下「第１事件」という。）
公調委令和４年(ゲ)第２号　丹波篠山市における鶏舎等からの悪臭・騒音被害原因裁定申請事件

（以下「第２事件」という。）

裁　　定

（当事者省略）

主　　文

1　申請人が経営する養鶏場における換気扇や給餌器の稼働、鶏糞等の搬出その他の事業活動によっては、被申請人ａ、被申請人ｂ及び被申請人ｃが主張するそれぞれの自宅における悪臭及び騒音による生活被害は生じていない。

2　申請人が経営する養鶏場における換気扇や給餌器の稼働、鶏糞等の搬出その他の事業活動によっては、被申請人自治会が主張する公民館における悪臭及び騒音による利用支障の被害は生じていない。

3　申請人の被申請人自治会に対するその余の裁定申請を却下する。

4　被申請人ａ、被申請人ｂ及び被申請人ｃの申請人に対する各裁定申請並びに被申請人自治会の申請人に対する各裁定申請のうち後記第１の２⑵ア及び同ウをいずれも棄却する。

5　被申請人自治会の申請人に対する各裁定申請のうち後記第１の２⑵イ及び同エをいずれも却下する。

事実及び理由

第１　当事者の求める裁定

1　第１事件

⑴　主文第１項に同旨

⑵　被申請人自治会が主張する、申請人が経営する養鶏場付近公道での悪臭及び騒音被害は、上記養鶏場における換気扇や給餌器の稼働、鶏糞等の搬出その他上記養鶏場における申請人の事業活動によるものではない。

2　第２事件

⑴　被申請人ａ、被申請人ｃ及び被申請人ｂの原因裁定申請

ア　被申請人ａ、被申請人ｃ及び被申請人ｂの自宅敷地内における平成３１年１月以降の悪臭被害は、申請人の鶏舎及びその周辺の鶏糞又はそれらの場所から搬出された鶏糞によるものである。

イ　被申請人ａ、被申請人ｃ及び被申請人ｂの自宅敷地内における平成３１年１月以降の騒音被害は、申請人の鶏舎及びその周辺における申請人の事業活動に伴う換気扇、給餌器、車両、重機等の稼働によるものである。

⑵　被申請人自治会の原因裁定申請

ア　被申請人自治会の管理する公民館における平成３１年１月以降の悪臭被害は、申請人の鶏舎及びその周辺の鶏糞又はそれらの場所から搬出された鶏糞によるものである。

イ　被申請人自治会の構成員である鶏舎周辺の住民の自宅敷地内及び鶏舎周辺の市道における平成３１年１月以降の悪臭被害は、申請人の鶏舎及びその周辺の鶏糞又はそれらの場所から搬出された鶏糞によるものである。

ウ　被申請人自治会の管理する公民館における平成３１年１月以降の騒音被害は、申請人の鶏舎及びその周辺における申請人の事業活動に伴う換気扇、給餌器、車両、重機等の稼働によるものである。

エ　被申請人自治会の構成員である鶏舎周辺の住民の自宅敷地内及び鶏舎周辺の市道における平成３１年１月以降の騒音被害は、申請人の鶏舎及びその周辺における申請人の事業活動に伴う換気扇、給餌器、車両、重機等の稼働によるものである。

第２　事案の概要

1　第１事件は、養鶏場を営む申請人が、周辺住民である被申請人ａ、被申請人ｃ及び被申請人ｂ並びに被申請人自治会（以下併せて「被申請人ら」という。）に対し、申請人の事業活動と被申請人らの主張する悪臭及び騒音による生活被害との間に因果関係が存在しないことの確認を求める事案である。第２事件は、被申請人らが、申請人の事業活動によって悪臭及び騒音による生活被害が生じていることの確認を求める事案である。

（以下省略）

（裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ
https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html　から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→　２つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→　「終結した公害紛争事件（令和元年度～）」を選択して該当する事件を参照）

９　神戸市における再生砕石埋立てによる土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件

（公調委令和３年（ゲ）第８号事件）

(1) 事件の概要

令和３年８月３日、兵庫県神戸市の酪農組合の組合員１人から、建設会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が神戸牛の飼育等を行っている土地（申請人が所属する酪農組合の所有地）に発生した土壌汚染及び水質汚濁は、被申請人が埋め立てた再生砕石によるものである、との裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が埋め立てた再生砕石と、申請人が所属する組合の所有する土地に発生した土壌汚染及び水質汚濁との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員１人を選任するなど、手続を進めたが、令和５年12月１日、申請人から申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結した。

10　鉾田市における給湯機等からの低周波音による健康被害・振動被害原因裁定申請事件

（公調委令和３年（ゲ）第10号・令和５年（調）第８号事件）

(1) 事件の概要

令和３年８月27日、茨城県鉾田市の住民１人から、隣接する住民を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた頭痛、吐き気、耳鳴り等の健康被害及び申請人宅に生じた振動被害は、被申請人が設置したヒートポンプ給湯機等から低周波音を発生・拡散させたことによるものであり、また、振動被害が悪化したのは、被申請人がアルミ塀を立てたことによるものである、との裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が設置したヒートポンプ給湯機等からの低周波音と申請人に生じた頭痛等の健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員１人を選任するとともに、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、１回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和５年６月23日、公害紛争処理法第42条の24第１項及び第42条の33の規定により職権で調停に付し（公調委令和５年（調）第８号事件）、裁定委員会が自ら処理

することとした。同日、第１回調停期日を開催したが、当事者の主張や考え方に隔たりが大きく、今後調停を継続しても当事者間に合意が成立する見込みがないと判断し、令和５年７月７日、調停を打ち切り、同年９月12日、本件申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和３年（ゲ）第１０号　鉾田市における給湯機等からの低周波音による健康被害・振動被害原因裁定申請事件

裁　　定

（当事者省略）

主　　文

申請人の本件裁定申請をいずれも棄却する。

事実及び理由

第１　当事者の求める裁定

１　申請人

(1)　申請人に生じた頭痛、吐き気、耳鳴り等の健康被害は、被申請人が、茨城県鉾田市ａ及び同ｂに所在する被申請人敷地内に設置する別紙１記載の機器（以下「被申請人機器」という。）から発生・拡散する低周波音・騒音によるものである。

(2)　申請人が所有し居住する茨城県鉾田市ｃに所在する家屋（以下「申請人自宅」という。）の振動被害は、被申請人機器から発生・拡散する低周波音・騒音によるものである。

(3)　申請人自宅の振動被害が増悪したのは、被申請人が、申請人自宅の敷地と被申請人敷地の境界にアルミ塀を建てたことによるものである。

２　被申請人

主文同旨

第２　事案の概要

本件は、申請人が、申請人敷地に隣接する被申請人敷地内に設置した機器から生じる低周波音・騒音により、申請人に頭痛、吐き気、耳鳴り等の健康被害及び申請人自宅の振動被害が生じ、さらに、被申請人が敷地境界にアルミ塀を設置したことにより振動被害が悪化したとして、被申請人を相手方として、被申請人の各行為と申請人に生じた各被害との間に因果関係が存在する旨の原因裁定を求める事案である。

（以下省略）

（裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html　から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→　２つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→　「終結した公害紛争事件（令和元年度～）」を選択して該当する事件を参照）

11　市川市における銭湯からの大気汚染・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

（公調委令和３年（セ）第６号・令和３年（ゲ）第11号・令和５年（調）第12号事件）

(1) 事件の概要

令和３年９月６日、千葉県の住民１人から、申請人の元居住地宅近傍で銭湯を経営する者（被申請人Ａ）及びマンションを建築する会社（被申請人建築会社Ｂ）を相手方として責任裁定及び原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。責任裁定申請事件は、銭湯を経営する被申請人

Ａが、湯を沸かす薪窯で建築廃材等を使用して不完全燃焼を繰り返し、黒煙等の煤煙と悪臭やPM2.5を含む化学物質やガス等を発生・拡散させ、被申請人建築会社Ｂが施工するマンションの建設に伴って風速、風向、風圧が変化し、被申請人Ａが発生させている煤煙、悪臭、ガス等が申請人の元居住地へ誘導された結果、申請人は、家具、壁紙、寝具、衣類等に臭いが吸着する被害、咳、肺がん等のリスクの増加、頭痛、めまい等の健康被害が生じたとして、被申請人らに対し、損害賠償金合計664万1380円の支払を求めたものである。

原因裁定申請事件は、申請人に生じた咳、肺がん等のリスクの増加、頭痛、めまい等の健康被害等は、被申請人Ａが経営する銭湯で建築廃材等を使用し不完全燃焼によるPM2.5を含む化学物質等の煙を排出し、被申請人建築会社Ｂによるマンション建設に伴い風速、風向、風圧が変化したため、申請人の元居住地へ煙が誘導され、被害を拡大したことによるものである、との裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、令和３年９月29日、同責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件を併合することを決定し、被申請人が経営する銭湯から不完全燃焼により化学物質等の煙を排出したこと等と申請人に生じた咳、頭痛等の健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員１人を選任したほか、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和５年12月15日、公害紛争処理法第42条の24第１項及び第42条の33の規定により職権で調停に付し（公調委令和５年（調）第12号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。裁定委員会は、同法第34条第１項の規定に基づき、30日以上の期間を定めて当事者双方に対し調停案を提示して受諾を勧告したところ、指定した期日までに当事者双方から受諾しない旨の申出がなかったことから、令和６年２月１日、同条第３項の規定に基づき、当事者間に同調停案と同一の内容の合意が成立したものと、また、同法第42条の24第２項及び第42条の33の規定により、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

12　品川区におけるアパート設備からの騒音・悪臭による健康被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

（公調委令和３年（セ）第７号・令和３年（ゲ）第12号・令和５年（調）第７号事件）

(1) 事件の概要

令和３年９月８日、東京都品川区の住民１人から、申請人宅に隣接するアパートの所有会社を相手方（被申請人）として責任裁定及び原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。責任裁定申請事件は、申請人宅に隣接する被申請人所有のアパートに設置されている換気扇等から発生している騒音・悪臭により、申請人は、動悸、耳鳴り、めまいを症状とする睡眠障害による自律神経失調症を罹患し、また、換気扇からのタバコと柔軟剤が混ざった不快な臭気のため、騒音源に面した申請人宅６か所すべての窓を開けられずストレスを感じているとして、被申請人に

対し、損害賠償金93万6360円の支払を求めるものである。

原因裁定申請事件は、申請人に生じた動悸、耳鳴り、めまいを症状とする睡眠障害による自律神経失調症の健康被害は、被申請人が所有するアパートの設備から騒音及び悪臭を発生させ続けていることによるものである、との裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、令和３年９月24日、同責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件を併合することを決定し、被申請人が所有するアパートの設備からの騒音と申請人らに生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員１人を選任するとともに、事務局による現地調査等を実施したほか、１回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和５年４月27日、公害紛争処理法第42条の24第１項及び第42条の33の規定により職権で調停に付し（公調委令和５年（調）第７号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。その後、７回の調停期日を開催したが、当事者の主張や考え方に隔たりが大きく、今後調停を継続しても当事者間に合意が成立する見込みがないと判断し、令和６年３月８日、調停を打ち切り、さらに１回の審問期日を開催するなど、手続を進めている。

13　名古屋市における鉄くず等搬入・搬出作業に伴う騒音被害原因裁定申請事件

（公調委令和３年（ゲ）第13号事件）

(1) 事件の概要

令和３年９月24日、愛知県名古屋市の各種機械器具製造販売会社から、隣接する金属リサイクル会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人の本社における日々の業務や会議、商談の実施において、会話が聞き取れず、会議室や会議時間の変更を余儀なくされる等の業務上の支障や被害は、被申請人が本社兼工場において、取引先から大型トラックの荷台に鉄くず等を積載して工場内に搬入し、工場敷地内に搬出するという業務工程において発生、拡散させた騒音によるものである、との裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が本社兼工場で鉄くず等を搬入、搬出する際に発生、拡散させた騒音と申請人が当該騒音により会議時間等の変更を余儀なくされる等の被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員１人を選任したほか、現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

14　札幌市における室外機等からの振動・低周波音による健康被害原因裁定申請事件

（公調委令和３年（ゲ）第17号事件）

(1) 事件の概要

令和３年11月26日、北海道札幌市の住民２人から、近隣の住民２人を相手方（被申

請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らに生じた吐き気、嘔吐、食欲不振、筋肉痛、手足のしびれ、動悸、ふらつき、めまい及び不眠は、被申請人ら宅の室外機及びエコキュートから発生する振動及び低周波音によるものである、との裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、北海道公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人ら宅の室外機等から発生する振動及び低周波音と申請人らに生じた吐き気等の健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員１人を選任するとともに、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、１回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和５年10月18日、本件各申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和３年（ゲ）第１７号　札幌市における室外機等からの振動・低周波音による健康被害原因裁定申請事件

裁　　定

（当事者省略）

主　　文

申請人らの本件各裁定申請をいずれも棄却する。

事実及び理由

第１　当事者の求める裁定

申請人らに生じた吐き気、嘔吐、食欲不振、筋肉痛、手足のしびれ、動悸、ふらつき、めまい及び不眠の症状は、被申請人らの自宅に備え付けられたａ製室外機、エコキュートから発生する振動及び低周波音によるものである。

第２　事案の概要

１　本件は、申請人らが、申請人らの自宅（以下「申請人宅」という。）の近隣にある被申請人らの自宅（以下「被申請人宅」という。）に備え付けられたａ製全館空調システム（以下「本件空調システム」という。）の室外機（以下「本件室外機」という。）及びエコキュートからほぼ毎日発生する振動及び低周波音により、申請人らは前記第１の健康被害に苦しんでいるなどと主張して、原因裁定の申請をする事案である。

（以下省略）

（裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html　から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→　２つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→　「終結した公害紛争事件（令和元年度～）」を選択して該当する事件を参照）

15　大田区における飲食店からの騒音・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件

（公調委令和３年（セ）第９号事件）

(1) 事件の概要

令和３年12月７日、東京都大田区の住民２人から、隣接する飲食店運営会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が経営する飲食店から、定休日を除き

早朝から深夜まで、空調機、換気扇の稼働による騒音及び厨房等の片付け作業や客声による騒音並びに調理時に臭気を発生させていることから、申請人らは騒音及び臭気対策のため、エアコンや空気清浄機の設置等を行ったが十分な効果が得られず、申請人Ａは体調を崩して入退院を繰り返すなどの健康被害を受けているなどとして、申請人らが被申請人に対し、損害賠償金合計355万736円の支払を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が経営する飲食店からの騒音及び臭気と申請人Ａに生じた健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員２人を選任するとともに、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、１回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和５年７月５日、本件申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和３年（セ）第９号　大田区における飲食店からの騒音・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件

裁　　定

（当事者省略）

主　　文

申請人らの本件裁定申請をいずれも棄却する。

事実及び理由

第１　当事者の求める裁定

１　申請人ら

(1) 被申請人は、申請人ａに対し、９３万円を支払え。

(2) 被申請人は、申請人ｂに対し、２６２万０７３６円を支払え。

２　被申請人

主文同旨

第２　事案の概要

本件は、申請人らが、申請人らの居住する自宅（以下「申請人ら宅」という。）の隣で飲食店（以下「本件店舗」という。）を経営している被申請人に対し、本件店舗から生じる騒音（空調用室外機及びその他の音）及び悪臭（調理臭）により、申請人らが騒音及び悪臭への対策を講じることを余儀なくされ、また、精神的苦痛を被ったなどとして、民法７０９条に基づき、申請人ａにおいて合計９３万円、申請人ｂにおいて合計２６２万０７３６円の支払を求める事案である。

（以下省略）

（裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html　から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→　２つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→　「終結した公害紛争事件（令和元年度～）」を選択して該当する事件を参照）

16　神奈川県大磯町におけるマンション上階からの騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件

（公調委令和４年（セ）第１号・令和５年（調）第９号・令和５年（調）第11号事件）

(1) 事件の概要

令和４年２月22日、神奈川県大磯町の住民１人から、マンション上階の住民を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人宅上階からの人が飛び跳ね着地した際に発生するような音や、床に物を落としたような音、何かで床を継続的に叩くような音、物を引き擦るような音、戸や引き出しを乱暴に閉めた時の音、金属が床を転げるような音及びそれに伴う振動により、申請人の生活の平穏が害され、睡眠阻害、睡眠障害及び睡眠不足による体調の悪化が生じているとして、被申請人に対し、損害賠償金269万1298円の支払を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、申請人宅上階からの音及びそれに伴う振動と申請人に生じた睡眠阻害、睡眠障害、睡眠不足による体調の悪化等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員１人を選任するとともに、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、１回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和５年９月19日、公害紛争処理法第42条の24第１項の規定により職権で調停に付し（公調委令和５年（調）第９号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。同日、第１回調停期日において、裁定委員会は調停案を提示し、同年９月22日、同法第34条１項の規定に基づき30日以上の期間を定めて両当事者に対し受諾を勧告したところ、同年10月30日に被申請人から調停案を受諾しない旨の申出があり、同法第36条第２項の規定により、同日、調停は打ち切られものとみなされ、同年11月６日、両当事者に対し、調停の打切りを通知した。その後、裁定委員会は、同月20日、公害紛争の処理手続等に関する規則（昭和47年公害等調整委員会規則第３号）第52条第２項の規定により審問の再開を決定し、同日、同法第42条の24第１項の規定により職権で調停に付し（公調委令和５年（調）第11号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。同年11月27日の第１回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

17　宝塚市における宅地造成工事に伴う振動による財産被害原因裁定嘱託事件

（公調委令和４年（ゲ）第３号事件）

(1) 事件の概要

令和４年４月 18 日、公害紛争処理法第 42 条の 32 第１項に基づき、神戸地方裁判所伊丹支部から、原因裁定をすることの嘱託があった。

嘱託事項は以下のとおりである。原告の所有する建物について、基礎、内壁等に損害が生じたのは、被告土木工事会社らが当該建物の東側隣地において宅地造成工事を実施したことによるものであるかについて、裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、被告土木工事会社らが当該建物の東側隣地において実施した宅地造成工事と原告の所有する建物の基礎、

内壁等に生じた損害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員１人を選任するなど、手続を進めている。

18　足立区における菓子製造機械等からの振動・低周波音による生活環境被害原因裁定申請事件

（公調委令和４年（ゲ）第４号事件）

(1) 事件の概要

令和４年４月 26 日、東京都足立区住民１人から、菓子製造、販売会社の持株会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人宅に生じているきしみ音や振動による生活環境被害は、被申請人が設置したオフィスの機械等から振動及び低周波音を発生させたことによるものである、との裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が設置したオフィスの機械等からの振動及び低周波音と申請人宅に生じているきしみ音や振動による生活環境被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員１人を選任したほか、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

19　さいたま市におけるキュービクル等からの騒音・低周波音による健康被害等責任裁定申請事件

（公調委令和４年（セ）第２号・令和５年（調）第13号事件）

(1) 事件の概要

令和４年４月 28 日、埼玉県さいたま市の住民２人から、高齢者施設経営会社、建築会社、建設コンサルタント会社、個人１人を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。高齢者施設経営会社が、申請人ら宅南側に建築した有料老人ホームに設置したキュービクル（高圧受電設備）等から発生している低周波音を含む騒音により、申請人Ａに、頭重感、食欲減退、めまい、動悸、不眠症等の深刻な健康被害が生じ、また、申請人Ｂは、日々騒音を受け続けるという形で平穏生活権を侵害されているとして、申請人らは、被申請人らに対し、精神的損害の一部として、損害賠償金合計 500 万円を連帯して支払うことを求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、高齢者施設経営会社が申請人ら宅南側に建築した有料老人ホームに設置したキュービクル（高圧受電設備）等から発生している低周波音を含む騒音と、申請人らに生じた深刻な健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員１人を選任するとともに、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、１回の審問期日を

開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和５年 12 月 22 日、公害紛争処理法第 42 条の 24 第１項の規定により職権で調停に付し（公調委令和５年（調）第 13 号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。その後、２回の調停期日を開催するなど、手続を進めている。

20　港区における高層マンション上階からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件

（公調委令和４年（ゲ）第５号事件）

(1) 事件の概要

令和４年５月 18 日、東京都港区の住民１人から、マンション上階の住民を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた頭痛、吐き気、めまい等の健康被害は、被申請人が被申請人宅から発生させた騒音、振動によるものである、との裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、申請人に生じた健康被害と、被申請人宅で発生する騒音、振動との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員１人を選任するとともに、現地調査等を実施したほか、１回の審問期日を開催するなど、手続を進めている。

21　越谷市におけるガソリンスタンド建設に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定申請事件

（公調委令和４年（ゲ）第６号事件）

(1) 事件の概要

令和４年５月25日、埼玉県越谷市の住民１人から、石油製品販売会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が所有している居宅、工房等に生じたクラック、隙間、傾き等の家屋被害は、当該居宅及び工房等の隣地に所在する被申請人運営のガソリンスタンドが建設されたことによって生じた地盤沈下が原因である、との裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人運営のガソリンスタンドが建設されたことによって生じた地盤沈下と当該居宅、工房等に生じた家屋被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員１人を選任するなど、手続を進めたが、本件申請について、上記建設に係る工事は被申請人が行ったものではなく、当事者の一方の行為に因り被害が生じたことについて争いがあるとはいえないなどと判断し、令和５年７月25日、本件申請を不適法なものとして却下するとの決定を行い、本事件は終結した。

なお、決定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和４年(ゲ)第６号　越谷市におけるガソリンスタンド建設に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定申請事件

決　　定

（当事者省略）

主　　文

申請人の本件裁定申請を却下する。

事実及び理由

１　本件原因裁定申請の概要

本件は、申請人が、申請人の所有する土地（以下「申請人土地」という。）の隣地において被申請人が経営するガソリンスタンドに関し、当該ガソリンスタンドの建設工事（盛土造成及び建屋建設工事。以下「本件工事」という。）により申請人土地に地盤沈下が生じ、申請人土地上にある申請人所有の各建物（以下「申請人建物」という。）が損傷したと主張して、被申請人を相手に、本件工事と当該損傷との因果関係について原因裁定の申請をした事案である。

（以下省略）

（決定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html　から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→　２つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→　「終結した公害紛争事件（令和元年度～）」を選択して該当する事件を参照）

22　自動車排出ガスによる大気汚染被害責任裁定申請事件

（公調委令和４年（セ）第３号・令和５年（セ）第１号事件）

(1) 事件の概要

令和４年６月 28 日、東京都など７都府県の住民 153 人から、国（代表者環境大臣）及び自動車メーカー７社を相手方（被申請人。以下、上記国を「被申請人国」、上記自動車メーカー７社を「被申請人メーカーら」という。）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人ら（東京都など７都府県の「自動車ＮＯｘ・ＰＭ法対策地域」に居住している又はしていた住民 153 人で、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号。以下「公害健康被害補償法」という。）の認定を受けていないもの）が、公害健康被害補償法の定める指定疾病である気管支喘息、慢性気管支炎、肺気腫等の疾病に罹患したのは、被申請人メーカーらが、ディーゼル排気微粒子が深刻な健康影響をもたらすことを認識しながら、排出ガス公害対策が不十分な自動車を大量に製造、販売し、大気汚染を生じさせたことによるものであり、被申請人メーカーらは不法行為による賠償責任を負うとして、また、被申請人国は、自動車排出ガスに関する規制権限の不行使により、国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第１条第１項による賠償責任を負うとして、被申請人らに対し、損害賠償金合計１億 5300 万円を連帯して支払うことを求めるものである。

なお、令和５年５月 10 日、東京都などの住民９人から、同一原因による被害を主張する参加の申立てがあり（公調委令和５年（セ）第１号事件）、裁定委員会は、同年６月 21 日、これを許可した。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、６回の審問期日を開催するなど、手続を進めている。

23　西宮市における高速道路等からの騒音・振動・低周波音・大気汚染による健康被害等責任裁定申請事件

（公調委令和４年（セ）第４号事件）

(1) 事件の概要

令和４年７月 14 日、兵庫県西宮市の住民 12 人から、国（代表者国土交通大臣）及び道路会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人らが、道路管理者の立場にありながら、国道及び高速道路の供用、竣工以来一日中車を走行させ、騒音、振動、低周波音及び大気汚染（NO_2、SPM、PM2.5 及び降下煤塵）を発生させたことにより、申請人らに、喉の痛みや不眠等の健康被害及び自宅の汚れ、ひび割れ等の財産被害が生じたとして、被申請人らに対し、損害賠償金合計 337 万 7818 円を連帯して支払うことを求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

24　柏市における家屋からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件

（公調委令和４年（セ）第５号事件）

(1) 事件の概要

令和４年８月１日、千葉県柏市の住民１人から、犬のブリーダー業を営む隣人を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が、申請人宅に隣接する自宅兼アパートで犬のブリーダー業を営み、複数の犬の吠え声による騒音を発生させていることにより、申請人が、精神的苦痛等の健康被害を被り、人格権として保護されるべき健康で平穏な生活を享受する利益を侵害されているとして、慰謝料等として、被申請人に対し、損害賠償金 440 万円等の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が、申請人宅に隣接する自宅兼アパートで複数の犬の吠え声による騒音を発生させたことにより、申請人が精神的苦痛等の健康被害を受け、人格権として保護されるべき健康で平穏な生活を享受する利益を侵害されたかについて、専門的事項を調査するために必要な専門委員１人を選任するなど、手続を進めている。

25　江東区における工場からの化学物質排出に伴う大気汚染による財産被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

（公調委令和４年（セ）第７号・令和４年（ゲ）第８号事件）

(1) 事件の概要

令和４年９月 29 日、東京都江東区の住民１人から、申請人宅に隣接する印刷会社を相手方（被申請人）として責任裁定及び原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。責任裁定申請事件は、申請人宅に設置されているサッシが腐食したのは、被申請人が、申請人宅の隣に所在する印刷工場に設置した換気口から化学物質を含む空気を外部に排出、拡散させたことによるものであるとして、被申請人に対し、修繕費として損害賠償金126万8300円の支払を求めるものである。

原因裁定申請事件は、申請人宅に設置されているサッシに腐食が生じたのは、被申請人が印刷工場から化学物質を排出、拡散させたことによるものである、との裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が印刷工場から排出、拡散させた化学物質と申請人宅に設置されているサッシの腐食との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員１人を選任するとともに、現地調査等を実施したほか、１回の審問期日を開催するなど、手続を進めている。

26　松戸市における工場からの騒音による生活環境被害責任裁定申請事件

（公調委令和４年（セ）第８号事件）

(1) 事件の概要

令和４年 10 月 18 日、千葉県松戸市の住民１人から、申請人宅に隣接する生コンクリート製造会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が、申請人宅に隣接する生コンクリート工場で、パワーショベル、ブルドーザー等の重機と、生コンクリート運搬用のミキサー車の稼働によって騒音を発生させたことにより、申請人が日常生活の会話や電話、テレビの聞き取りに不自由を感じ、不快感、イライラ等を感じる、といった生活妨害を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金588万7364円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、千葉県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が工場から発生させた騒音と申請人が受けている生活妨害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員１人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

27　足立区における工場からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件

（公調委令和４年（ゲ）第10号事件）

(1) 事件の概要

令和４年 11 月４日、東京都足立区の住民２人から、アクセサリー製造等会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らに生じた抑うつ状態、睡眠障害、胃腸障害、体重低下等の健康被害は、被申請人の工場から騒音、低周波音、振動を発生、拡散させたことによるものである、との裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、東京都公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の工場からの騒音、低周波音、振動と申請人らに生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員１人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

28　神奈川県葉山町におけるヒートポンプ設備からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件

（公調委令和４年（ゲ）第11号事件）

(1) 事件の概要

令和４年 11 月 15 日、神奈川県葉山町の住民１人から、隣人を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた睡眠障害、圧迫感、頭痛、胸痛、耳の痛み、筋肉痛等の健康被害は、被申請人が被申請人宅に設定したヒートポンプ設備から発生する低周波音によるものである、との裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、神奈川県公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人宅に設定したヒートポンプ設備から発生する低周波音と申請人に生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員１人を選任したほか、現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

29　神戸市における認定こども園からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

（公調委令和４年（セ）第９号事件）

(1) 事件の概要

令和４年 11 月 24 日、兵庫県神戸市の住民２人から、社会福祉法人を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が申請人ら宅西側で運営する認定こども園において、朝から閉園時まで、受忍限度をはるかに超える騒音（園庭で遊ぶ園児の叫び声（金切り声））を恒常的に発生させたことにより、申請人Ａは資格取得のための勉強ができないだけでなく、自律神経失調症を発症し、不眠、動悸、倦怠感、頭痛等の症状により安定剤の服用を余儀なくされるなど、耐えがたい精神的苦痛を被り、また、申請人Ｂも、就寝時以外の大半をリビングで過ごすため、精神的苦痛を受けていることから、申請人らは、被申請人に対し、騒音緩和のために自費で設置した二重窓の工事費用及び慰謝料として、損害賠償金合計 310 万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の運営する認定こども園からの騒音と申請人らが受けている精神的苦痛との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員１人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

30　武蔵野市におけるエネファーム等からの騒音・低周波音・振動による健康被害原因裁定申請事件

（公調委令和４年（ゲ）第13号事件）

(1) 事件の概要

令和４年 12 月 23 日、東京都武蔵野市の住民１人から、近隣の住民２人を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた適応障害という健康被害は、被申請人ら宅に設置されている家庭用電池コージェネレーションシステム及びエアコン室外機から騒音、低周波音、振動を発生、拡散させたことによるものである、との裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、申請人に生じた健康被害と被申請人ら宅に設置されている家庭用電池コージェネレーションシステム及びエアコン室外機からの騒音、低周波音、振動との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員１人を選任したほか、現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

31　日野市における飲食店からの大気汚染・悪臭による財産被害等原因裁定申請事件

（公調委令和５年（ゲ）第１号事件）

(1) 事件の概要

令和５年１月 25 日、東京都八王子市の住民２人から、申請人ら宅の隣で飲食店を営む個人や同店が入居するビルの共同所有者ら４人を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。①申請人らが申請人ら宅から避難せざるを得な

くなった被害、②申請人Ａに生じた息苦しさ、頭痛、吐き気、胸痛、不眠等の健康被害、③申請人らの住環境の悪化等の被害、④申請人らの設置物等の汚染損傷と草木等の自然環境の破潰の被害は、被申請人らが必要な対策をせず換気扇等を使用し、発生した排気、悪臭を申請人ら宅に向けて放出したことによるものである、との裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、現地調査等を実施するなど、手続を進めたが、令和６年３月 26 日、本件申請は、公害紛争処理法第 42 条の 27 第１項の「公害に係る被害」についての紛争には該当せず、申請の要件を欠く不適法なものとして、同法第 42 条の 33 において準用する第 42 条の 13 第１項の規定に基づき、これらをいずれも却下するとの決定を行い、本事件は終結した。

なお、決定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和５年（ゲ）第１号　日野市における飲食店からの大気汚染・悪臭による財産被害等原因裁定申請事件

決　　定

（当事者省略）

主　　文

申請人らの本件裁定申請をいずれも却下する。

事 実 及 び 理 由

第１　当事者の求める裁定

１　申請人ら

申請人らが東京都日野市○○（以下「申請人宅敷地」という。）に所有する自宅における住環境の悪化、自宅建物及び敷地の損傷並びに申請人ａの健康被害は、被申請人ｂらが申請人宅敷地の隣地に共同所有する建物に入居し、その設備を利用して被申請人ｃが営業する飲食店からの臭気や油分等を含む排気を原因とする悪臭、大気汚染及び当該排気の逆流循環によるものである。

２　被申請人ら

申請人らの申請をいずれも却下又は棄却する。

第２　事案の概要

本件は、申請人らが、被申請人ｃが経営する飲食店からの排気により生ずる悪臭、大気汚染及び排気の吹きつけによる逆流循環によって、健康被害、住環境の悪化及び自宅の損傷が生じたと主張して、被申請人ｃ及び飲食店のあるビルを共同所有する被申請人ｂらを相手方とし、上記被害の原因が飲食店からの排気によるものであるとの原因裁定を求める事案である。

（以下省略）

（決定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ
https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html　から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→　２つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→　「終結した公害紛争事件（令和元年度～）」を選択して該当する事件を参照）

32　周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件

（公調委令和５年（ゲ）第２号事件）

(1) 事件の概要

令和５年４月 12 日、山口県周南市の住民１人から、隣接する工場の操業者を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた精神的健康被害（睡眠恐怖症等）、睡眠不足による健康被害は被申請人が操業する工場からの騒音によるものである、との裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めた結果、原因裁定をすることが相当でないと認められることから、令和５年５月 23 日、公害紛争処理法第 42 条の 27 第２項で準用する第 42 条の 12 第２項の規定により、申請を受理しない決定をし、本事件は終結した。

33　荒川区における建築工事に伴う振動による財産被害責任裁定申請事件

（公調委令和５年（セ）第２号事件）

(1) 事件の概要

令和５年５月10日、東京都荒川区の住民１人から、建築会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が申請人が所有する建物の隣地において行ったマンション新築工事に伴う強い振動により、同建物の広範囲にわたって飛散汚れが生じ、同建物の１階部分にある自宅玄関前のコンクリート部分にクラック、貸店舗の出入口のガラス戸等にひびが発生したとして、被申請人に対し、損害賠償金599万3951円等の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が申請人が所有する建物の隣地において行ったマンション新築工事に伴う強い振動と同建物に生じている飛散汚れ、クラック及びひびとの因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員１人を選任するなど、手続を進めている。

34　品川区におけるアパート解体工事等からの振動・騒音による健康被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

（公調委令和５年（セ）第３号・令和５年（ゲ）第３号事件）

(1) 事件の概要

令和５年６月26日、東京都品川区の住民１人から、建築会社を相手方（被申請人）として責任裁定及び原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。責任裁定は、被申請人がアパートの建設現場から振動と騒音を発生させたことにより、申請人に頭痛、吐き気、めまい、動悸、抑う

つ、不安、集中力の低下、睡眠障害等の健康被害が生じたとして、被申請人に対し、損害賠償金 202 万 8450 円の支払を求めたものである。

原因裁定は、申請人に生じた頭痛、吐き気、めまい、動悸、抑うつ、不安、集中力の低下、睡眠障害等の健康被害は、被申請人がアパートの建設現場から振動と騒音を発生させたことによるものである、との裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めたが、令和６年２月27日、本件申請は、不適法な裁定の申請であり、責任裁定申請については公害紛争処理法第42条の13第１項の、原因裁定申請については同法第42条の33において準用する第42条の13第１項の規定に基づき、これらをいずれも却下するとの決定を行い、本事件は終結した。

なお、決定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和５年（セ）第３号、同（ゲ）第３号　品川区におけるアパート解体工事等からの振動・騒音による健康被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

決　　定

（当事者省略）

主　　文

申請人の本件裁定申請をいずれも却下する。

理　　由

第１　当事者が求めた裁定

１　申請人

(1) 責任裁定（公調委令和５年（セ）第３号）

被申請人は、申請人に対し、２０２万８４５０円を支払え。

(2) 原因裁定（公調委令和５年（ゲ）第３号）

申請人に生じた頭痛、吐き気、めまい、動悸、抑うつ、不安、集中力の低下、睡眠障害等の健康被害は、被申請人が申請人の自宅の隣地において行ったアパートの解体工事及び建設工事から発生させた振動と騒音を原因とするものである。

２　被申請人

(1) 本案前の答弁

主文同旨

(2) 本案の答弁

本件裁定申請をいずれも棄却する。

第２　事案の概要

１　本件裁定申請の要旨

本件は、申請人が、申請人の自宅の隣地において被申請人が行ったアパートの解体工事及び建設工事から発生した振動と騒音により、申請人に頭痛、吐き気、めまい、動悸、抑うつ、不安、集中力の低下、睡眠障害等の健康被害が生じたと主張して、被申請人に対し、損害賠償金２０２万８４５０円の支払を求める責任裁定の申請をするとともに、上記各工事と上記健康被害との間の因果関係を認めることを求める原因裁定の申請をした事案である。

（以下省略）

（決定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html　から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→　２つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→　「終結した公害紛争事件（令和元年度～）」を選択して該当する事件を参照）

35　中野区における解体工事からの振動による財産被害原因裁定申請事件

（公調委令和５年（ゲ）第４号事件）

(1) 事件の概要

令和５年６月 26 日、東京都中野区の住民２人から、中野区及び解体工事会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人ら宅に生じた多数の壁、天井のひび割れ、風呂場の目地割れ、外壁の目地切れ、外壁のズレ、開口のクラック、駐車場のコンクリート割れ、玄関建具の開閉不良等、家屋調査で確認された家屋損壊は、中野区が小学校新校舎整備に伴い発注し、解体工事会社が行った旧法務省矯正研修所等の解体工事で発生した振動によるものである、との裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が行った解体工事で発生した振動と申請人ら宅に生じた壁、天井のひび割れ、風呂場の目地割れ、外壁の目地切れ、外壁のズレ、開口のクラック、駐車場のコンクリート割れ、玄関建具の開閉不良等、家屋調査で確認された家屋損壊との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員１人を選任するなど、手続を進めている。

36　流山市における道路拡張工事に伴う騒音・振動・粉じんによる健康被害責任裁定申請事件

（公調委令和５年（セ）第４号事件）

(1) 事件の概要

令和５年６月 27 日、千葉県流山市の住民１人から、流山市を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が所管する申請人宅の西側にある道路の拡張工事の現場で重機等を稼働させたことにより、騒音、振動、粉じんを発生させている。申請人は、これらに長時間さらされたため、精神的苦痛により不安定狭心症を罹患し、また、長期間にわたる本工事のため、個人事業主として在宅で行う仕事が減り、収入が減少するなどの健康被害及び財産被害が生じたとして、被申請人に対し、損害賠償金 4218 万 1702 円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、１回の現地審問期日を開催するなど、手続を進めている。

37　周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件

（公調委令和５年（ゲ）第５号事件）

(1) 事件の概要

令和５年７月５日、山口県周南市の住民１人から、隣接する工場の操業者を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じためまい、吐き気、頭痛、手の震えの健康被害は被申請人が操業する工場からの騒音（低周波音）によるものである、との裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めた結果、原因裁定をすることが相当でないと認められることから、令和５年８月29日、公害紛争処理法第42条の27第２項で準用する第42条の12第２項の規定により、申請を受理しない決定をし、本事件は終結した。

38　川口市における工場からの悪臭・振動・粉じんによる健康被害責任裁定申請事件

（公調委令和５年（セ）第５号事件）

(1) 事件の概要

令和５年７月 18 日、埼玉県川口市の住民１人から、自身が経営する会社の事務所及び工場と自宅を兼ねた建物に隣接する金属鋳造会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が経営する金属鋳造工場（以下「被申請人工場」という。）から発生する悪臭、振動、粉じん（金属粉）により、申請人は、多大な精神的、身体的被害及び生活上の被害を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金330万円等の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人工場から発生する悪臭、振動、粉じんと申請人が訴える被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員２人を選任するなど、手続を進めている。

39　鎌ケ谷市における病院の空調設備からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

（公調委令和５年（セ）第６号事件）

(1) 事件の概要

令和５年７月 18 日、千葉県鎌ケ谷市の住民２人から、医療法人を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らの近隣で被申請人が運営している病院の屋上に設置されている空調設備から音（定義上、いわゆる低周波音には該当しないが、非常に低い音）を発生させたことにより、申請人らは、不眠、頭痛、神経性胃炎、イライラ感等に悩まされ続け、かつては内科、胃腸科の医院に通院するなど、多大な

精神的、身体的被害を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金合計660万円等の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

40 町田市におけるレンタルスタジオからの低周波音及び振動による健康被害責任裁定申請事件

（公調委令和５年（セ）第７号事件）

(1) 事件の概要

令和５年７月 18 日、東京都町田市の住民２人から、隣接するレンタルスタジオ経営会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が、レンタルスタジオを経営し、人の身体に悪影響を与える程度の低周波音及び振動を発生させるような教室等を開催する団体に上記レンタルスタジオを利用させたことにより、その低周波音及び振動が申請人ら宅内に伝わり、申請人らは多大な精神的、身体的苦痛を被ったとして、被申請人に対し、損害賠償金合計660万円等の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

41 八王子市における換気システム等からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件

（公調委令和５年（ゲ）第６号事件）

(1) 事件の概要

令和５年７月21日、東京都八王子市の住民２人から、近隣の住民２人を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らに日常的に生じている頭痛、不眠症等の健康被害は、被申請人らが自宅に設置しているエコキュート、ロスガード、蓄電池、床暖房の室外機、エアコン室外機、パワーコンディショナー及び太陽光パネル設備から発生している低周波音、高周波音等の騒音並びに振動によるものである、との裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人ら宅から発生させた騒音と申請人らが受けている健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員１人を選任するなど、手続を進めている。

42 座間市における解体工事からの振動による財産被害原因裁定申請事件

（公調委令和５年（ゲ）第７号事件）

(1) 事件の概要

令和５年７月 27 日、神奈川県座間市の住民２人から、製造会社（被申請人株式会社Ａ）及び解体業者（被申請人株式会社Ｂ）を相手方として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らの住居に生じた、建物基礎のクラック、駐車場の土間部分の隙間及び土間の上にあるブロックのひび割れ等の財産被害は、被申請人株式会社Ａの手配した被申請人株式会社Ｂによる解体工事が原因である、との裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人株式会社Ａの手配した被申請人株式会社Ｂによる解体工事と申請人らの住居に生じた財産被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員１人を選任するなど、手続を進めている。

43　葛飾区における介護施設からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

（公調委令和５年（セ）第８号事件）

(1) 事件の概要

令和５年８月１日、東京都葛飾区の住民１人から、隣接する医療法人を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が経営する介護施設の運営に伴う騒音（従業員やクリーニング業者等の車両の走行音、従業員の話し声、従業員の業務等に伴って発生する騒音）により、申請人は著しい精神的苦痛等を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金550万円等の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

44　横浜市における室外機等からの低周波音による健康被害責任裁定申請事件

（公調委令和５年（セ）第９号事件）

(1) 事件の概要

令和５年８月１日、神奈川県横浜市の住民２人から、近隣のスーパーマーケット経営会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が経営しているスーパーマーケットの建物の屋外に設置し、稼働させている空調機並びに冷凍及び冷蔵庫の室外機から発生する低周波音により、申請人らが多大な精神的、肉体的苦痛を被ったとして、被申請人に対し、損害賠償金合計 660 万円等の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

45　渋谷区における換気設備からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

（公調委令和５年（セ）第10号事件）

(1) 事件の概要

令和５年８月４日、東京都渋谷区の住民１人から、近隣の飲食店経営会社２社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人宅の近隣で被申請人らが経営する飲食店のファン及びダクトの稼働音（騒音）により、申請人が多大な精神的、心理的苦痛を被り、また、自宅において仕事に集中できなくなり収入が減少したなどとして、被申請人らに対し、損害賠償金532万9296円を連帯して支払うことを求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、東京都公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

46　一宮市における工場からの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件

（公調委令和５年（ゲ）第８号事件）

(1) 事件の概要

令和５年８月 29 日、愛知県一宮市の住民２人から、隣接する工場を所有するプラスチック金型製造会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人ら各自宅の屋根等が錆びつく、自動車に鉄粉が付着する、エアコン等の家電製品が故障する等の被害が生じたのは、被申請人が所有する工場から飛散する粉じん（鉄粉）によるものである、との裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が所有する工場から飛散する粉じん（鉄粉）と申請人ら各自宅の屋根等が錆びつく、自動車に鉄粉が付着する、エアコン等の家電製品が故障する等の被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員１人を選任するなど、手続を進めている。

47　北斗市における事業所からの大気汚染・悪臭による健康被害責任裁定申請事件

（公調委令和５年（セ）第11号事件）

(1) 事件の概要

令和５年 10 月 27 日、北海道北斗市の住民１人、東京都港区の住民１人及び千葉県市原市の住民１人（申請人らは家族である。）から、石油会社２社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人ら宅の近隣の事業所で、被申請人らが稼働させているディーゼル発動機から排出させている排出ガスの悪臭や有害物質により、申請人らは、鼻血、頭痛及び不眠に悩まされるなど生活の平穏を脅かされ、居宅にお

いて通常の生活を送ることができず、多大な健康被害及び精神的苦痛を被ったほか、転居等も必要になったとして、被申請人らに対し、損害賠償金合計 3000 万円を連帯して支払うことを求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、北海道公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

48 尾道市における化学物質による健康被害原因裁定申請事件

（公調委令和５年（ゲ）第９号事件）

(1) 事件の概要

令和５年 11 月 14 日、岡山県笠岡市の住民１人から、広島県尾道市に所在する特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）及び給食事業会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた目、鼻、口、喉、呼吸器への炎症を伴う健康被害は、被申請人らが安全措置や予防措置を怠り、劇物の有害性についての説明、必要な設備や保護具を用意せずに、悪質な環境下で劇物を扱う作業を行わせたことによるものである、との裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めた結果、原因裁定をすることが相当でないと認められることから、令和６年１月12日、公害紛争処理法第42条の27第２項で準用する第42条の12第２項の規定により、申請を受理しない決定をし、本事件は終結した。

49 北茨城市における鉄加工工場からの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件及び同責任裁定申請事件

（公調委令和５年（ゲ）第10号・令和６年（セ）第１号事件）

(1) 事件の概要

令和５年 11 月 27 日、茨城県北茨城市の住民１人（申請人Ａ）から、鉄加工会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人Ａの所有する住宅及び自動車に生じた鉄粉の付着による被害並びにそれに伴う錆（さび）の被害は、被申請人が操業している工場から鉄粉を発生、拡散させたことによるものである、との原因裁定を求めるものである。

その後、令和６年１月４日、同市の住民１人（申請人Ｂ）から、上記被申請人が操業する工場が鉄粉を含む粉じんを発生させたことにより、申請人Ｂの所有する自動車、駐車場、雨どい等に粉じんによる汚れが生じ、洗車や清掃等が必要になったとして、被申請人に対し、損害賠償金 70 万 3155 円の支払を求める、との責任裁定の申請があった（令和６年（セ）第１号事件）。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、令和６年２月９日、同原因裁定申請事件及び同責任裁定申請事件を併合することを決定し、被申請人が操業している工場が発生、拡散させた鉄粉と申請人らの所有する住宅、自動車等に生じた鉄粉の付着による被害並びにそれに伴う錆の被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員１人を選任するなど、手続を進めている。

50　栃木県上三川町における飲食店からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件

（公調委令和５年（ゲ）第11号事件）

(1) 事件の概要

令和５年12月１日、栃木県上三川町の住民１人から、飲食店経営会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた睡眠障害等の健康被害は、被申請人が経営する飲食店の屋外照明から発せられる光及び排気ダクトからの騒音によるものである、との裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

51　横浜市における飲食店からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件

（公調委令和５年（ゲ）第12号事件）

(1) 事件の概要

令和５年12月４日、東京都大田区の住民１人（飲食店経営者）から、神奈川県横浜市の飲食店経営者を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。横浜市で飲食店を経営する申請人に生じた吐き気、喉及び肺の痛み、咳の症状等の健康被害は、被申請人が経営する飲食店から排出、拡散される悪臭及び排気に含まれる有害物質によるものである、との裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

52　仙台市における病院からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件

（公調委令和５年（セ）第12号事件）

(1) 事件の概要

令和５年12月11日、宮城県仙台市の住民１人から、独立行政法人地域医療機能推進機構を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が運営する病院にて発生させている、業務用ガス給湯器からの低周波音、敷地内建屋空調設備及び車やストレッチャー等に

よる騒音により、申請人は、気分がいらいらし、滅入るなど精神的苦痛を受けているとして、被申請人に対し、慰謝料として損害賠償金10万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

53 名古屋市における小売店舗からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件

（公調委令和５年（ゲ）第13号事件）

(1) 事件の概要

令和５年 12 月 27 日、愛知県名古屋市の住民１人から、隣接するスーパーマーケット経営会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた低周波音の圧迫感等による不眠症、ストレス性胃炎、体重減少等の健康被害は、被申請人が経営する店舗の屋上にある室外機から低周波音を発生させたことによるものである、との裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

54 伊丹市における卸売会社からの騒音による健康被害原因裁定申請事件

（公調委令和６年（ゲ）第１号事件）

(1) 事件の概要

令和６年１月９日、兵庫県伊丹市の住民１人から、卸売会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた精神的苦痛、睡眠不足等の健康被害は、被申請人会社が騒音を発生、拡散させたことによるものである、との裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、兵庫県公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の会社が騒音を発生、拡散させたことと申請人に生じた精神的苦痛、睡眠不足等の健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員１人を選任するとともに、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

55 港区におけるマンション上階からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

（公調委令和６年（セ）第２号事件）

(1) 事件の概要

令和６年１月 31 日、東京都港区の住民１人から、マンション上階の住民１人を相

手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人宅の直上に所在する被申請人の住居から発生する騒音により、申請人が多大な精神的、肉体的苦痛を受けているとして、被申請人に対し、慰謝料として損害賠償金 440 万円等の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

56　鎌倉市における室外機からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件

（公調委令和６年（ゲ）第２号事件）

(1) 事件の概要

令和６年２月 13 日、神奈川県鎌倉市の住民１人から、隣人を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた不快感、圧迫感、睡眠障害等の身体的被害は、被申請人宅に設置しているエアコン室外機から低周波音を発生させたことによるものである、との裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、神奈川県公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

57　千葉市における飲食店からの悪臭による健康被害原因裁定申請事件

（公調委令和６年（ゲ）第３号事件）

(1) 事件の概要

令和６年２月19日、千葉県千葉市の住民１人から、隣接する飲食店経営会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた頭痛、嘔吐、吐き気等の健康被害は、被申請人宅地内コンクリート汚水桝（ます）からの汚水の漏水（オーバーフロー）及び被申請人宅内排水設備から申請人宅内排水設備の配水管への残飯、油、汚物の逆流及び滞留により、悪臭を発生、拡散させたことによるものである、との裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めた結果、原因裁定をすることが相当でないと認められることから、令和６年３月 19 日、公害紛争処理法第 42 条の 27 第２項で準用する第 42 条の 12 第２項の規定により、申請を受理しない決定をし、本事件は終結した。

58　国外研究施設からのウイルス拡散による健康被害原因裁定申請事件

（公調委令和６年（ゲ）第４号事件）

(1) 事件の概要

令和６年２月27日、宮城県利府町の住民１人から、中華人民共和国を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた新型コロナウイルス感染拡大に基づく健康被害は、2016年頃から2019年11月頃にかけて、被申請人が、旧中国科学院武漢ウイルス研究所（通称）及び当該近郊地で新型コロナウイルス感染拡大を目的とした組織的かつ計画的な予備行為を為したことによるものであり、また、同時期に、被申請人が細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約第１条ないし第５条違反、生物の多様性に関する条約第３条違反並びに第19条第４項違反、生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカタルヘナ議定書第25条違反に基づく本件国際法違反を黙認して新型コロナウイルスを拡散させた中華人民共和国における形骸化された法治主義によるものである、との裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めた結果、原因裁定をすることが相当でないと認められることから、令和６年３月 19 日、公害紛争処理法第 42 条の 27 第２項で準用する第 42 条の 12 第２項の規定により、申請を受理しない決定をし、本事件は終結した。

59　足立区における配管工事に伴う騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件

（公調委令和６年（セ）第３号事件）

(1) 事件の概要

令和６年３月14日、東京都足立区の住民１人から、東京都を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人の行う配管工事に伴う騒音や振動により、申請人は、眠れず、歯肉の腫れや痛み、口内炎、胃痛が生じ、また、咳が止まらず、咳喘息と診断された。さらに、左足の薬指の痺(しび)れや歯周病の通院治療、睡眠障害のため心療内科へ通院し睡眠薬を処方され服用することとなったとして、被申請人に対し、治療費、慰謝料等として損害賠償金64万4458円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

60　江東区における超高層マンション上階からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

（公調委令和６年（セ）第４号事件）

(1) 事件の概要

令和６年３月26日、東京都江東区の住民２人から、超高層マンション上階の住民を

相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人ら宅の真上に存在する被申請人宅から発生する騒音により、睡眠時間を削られ極度の睡眠不足となり、申請人Ａは適応障害、申請人Ｂは抑うつ状態と診断され、精神的苦痛を受けたほか、騒音に耐えきれず引っ越しが必要となったとして、被申請人に対し、慰謝料等として損害賠償金314万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

第３節　令和５年度に係属した義務履行勧告事件

令和５年度に公害等調整委員会が受け付けた義務履行勧告事件は、２件であり、これらに前年度から繰り越された１件を加えた計３件が５年度に係属した。このうち２件が５年度に終結し、残り１件が翌年度に繰り越された（表１－２－１）。

１　木更津市における飲食店等からの騒音による財産被害等職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件

（公調委令和５年（リ）第１号事件）

(1) 事件の概要

千葉県木更津市における飲食店等からの騒音による財産被害等職権調停事件は、被申請人らの店舗からのカラオケ騒音及び同店舗外での客の騒擾（じょう）等により、申請人Ａは、同店舗近隣の賃貸用建物の家主としてこれらの行為の仲裁に追われ、まともな休日をとれず、不安抑うつ状態になり、生活に支障を来し、肉体的、精神的、金銭的苦痛を受けているとするとともに、申請人ら所有賃貸用建物も、退去者が出るなどの被害を受けており、空室期間の財産的損害及び精神的苦痛を受けているとして、被申請人らに対し、申請人Ａに対し1500万円、Ｂに対し400万円、Ｃに対し200万円、Ｄに対し損害賠償金270万円を連帯して支払うことを求めた責任裁定申請事件（平成25年（セ）第18号事件）について、職権で調停に付し（平成27年（調）第３号事件）、平成27年５月29日、調停が成立した事件である。

令和５年２月 14 日、前記調停事件の申請人らから、調停条項に係る義務履行の勧告を求める申出があった。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申出受付後、直ちに主任委員を任命し、手続を進めたが、令和５年９月 12 日、申出人らから申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結した。

２　宮城県亘理町における町道からの騒音による財産被害・健康被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件

（公調委令和５年（リ）第２号事件）

(1) 事件の概要

宮城県亘理町における町道からの騒音による財産被害・健康被害職権調停事件は、宮城県亘理町の住民１人が、亘理町を相手方（被申請人）として、被申請人が申請人宅近くに町道を開通させたことによる車両騒音により、申請人が偏頭痛を発症し通院を余儀なくされており、また、車両騒音対策として、二重サッシ工事を行ったが、完全に防音できず、一部の部屋が使用できずに寝室の変更や窓を開けられない状態が続いているとして、慰謝料、二重サッシの設置代等の損害賠償を求めた責任裁定申請事

件（令和３年（セ）第５号事件）について、職権で調停に付し（令和５年（調）第３号事件）、令和５年３月27日、調停が成立した事件である。

令和５年12月11日、前記調停事件の申請人から、調停条項に係る義務履行の勧告を求める申出があった。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申出受付後、直ちに主任委員を任命し、手続を進めた結果、令和６年３月５日、調停条項に定められた義務を怠っているということはできず、そのほかに、義務履行の勧告をすることが相当というべき事情も認められないとして、義務履行の勧告は行わないことを決定し、事件は終結した。

３　東久留米市における入浴施設からの騒音による生活環境被害調停申請事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件

（公調委令和５年（リ）第３号事件）

(1) 事件の概要

東京都東久留米市における入浴施設からの騒音による生活環境被害調停申請事件は、まず、令和３年９月７日、埼玉県新座市の住民６人から、隣接する東京都東久留米市内の入浴施設を運営する会社を相手方（被申請人）として、埼玉県知事に以下の事項を内容とする調停を求める申請があった。

(1) 被申請人は、騒音について法律に基づく規制基準内にとどまるような防音壁を設置するなどの対策を講じなければならない。

(2) 騒音については以下のとおり。

(i)露天風呂からの人の声等、(ii)露天風呂のテレビや滝の音、(iii)北側室外機の音、(iv)入浴施設のBGMや店内放送、(v)排水及び排気の音、(vi)車のアイドリング音、(vii)夜間工事の騒音

(3) 被申請人は、法律に基づく騒音基準内にとどまることができない場合は直ちに営業又は工事を中止すること。

埼玉県知事は、公害紛争処理法第27条第３項の規定に基づき、連合審査会の設置について、関係する東京都知事と協議したが、協議が調わなかったため、同条第５項の規定により、令和３年９月27日、本事件の関係書類を公害等調整委員会に送付し、公害等調整委員会が、同年10月18日に受け付け、令和５年１月19日、調停が成立した事件（令和３年（調）第３号事件）である。

令和５年12月13日、前記調停事件の申請人らから、調停条項に係る義務履行の勧告を求める申出があった。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申出受付後、直ちに主任委員を任命し、手続を進めている。

第４節　令和５年度に実施したフォローアップ

令和５年度に公害等調整委員会において実施した事件終結後のフォローアップは以下の２件である。

１　豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件の調停条項に係るフォローアップ

（公調委平成５年（調）第４号・平成５年（調）第５号事件）

本件は、香川県土庄町豊島に不法投棄された産業廃棄物に起因する水質汚濁被害等の解決に係るもので、平成12年６月６日に調停が成立した。

フォローアップを行って24年度目となる令和５年度は、申請人ら及び被申請人の香川県が設置する豊島廃棄物処理協議会並びに香川県が設置する豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会に事務局職員がそれぞれオブザーバーとして出席し、調停条項に基づく措置の実施状況を確認した。

２　宮古島市における海中公園工事による水質汚濁被害職権調停事件の調停条項に係るフォローアップ

（公調委平成23年（ゲ）第１号・平成24年（調）第８号事件）

本件は、沖縄県宮古島市が実施した海中公園の建設工事に起因する水質汚濁被害の解決に係るもので、平成24年12月17日に調停が成立した。

フォローアップを行って12年度目となる令和５年度は、被申請人の宮古島市から、調停条項に基づく措置の実施状況につき報告を求めることにより、調停条項に基づく措置の実施状況を確認した。

第３章　都道府県公害審査会等における公害紛争の処理

公害紛争処理法が昭和45年11月１日に施行されてから、令和５年度末までに審査会等に係属した公害紛争事件は1,793件である。このうち、終結しているのは1,746件である（表１－３－１）。

令和５年度に審査会等が受け付けた事件は43件であり、これに前年度から繰り越された38件を加えた計81件が５年度に係属した。このうち、34件が５年度中に終結し、残り47件は翌年度に繰り越された（５年度に係属した81件の概要については付録２参照）。

第１節　公害紛争の申請状況

１　申請の件数

(1) 手続別件数

公害に係る紛争を解決するため、審査会等が行う手続には、あっせん、調停及び仲裁（審査会等においては、裁定は行えない。）並びに調停等で定められた義務の履行に関する勧告を行う義務履行勧告があるが、これまで審査会等が受け付けた事件の９割以上が調停事件となっている。また、令和５年度に受け付けた事件は、あっせん事件１件、調停事件42件である（表１－３－１）。

(2) 都道府県別受付件数

令和５年度に受け付けた43件について都道府県別にみると、東京都が９件、神奈川県が７件、埼玉県が５件、大阪府が４件、愛知県及び京都府が各３件、山梨県、三重県及び広島県が各２件、青森県、福島県、栃木県、奈良県、福岡県及び沖縄県が各１件であった。

なお、令和５年度末までに審査会等に係属した事件を都道府県別にみると、東京都の253件が最も多く、次いで大阪府が252件、愛知県が105件、埼玉県が99件、神奈川県が98件、千葉県が89件などとなっており、一般に大都市地域において多くなっている（表１－３－２）。

２　申請の内容

(1) 公害の種類

令和５年度に受け付けた43件について、環境基本法第２条第３項に定める公害の種類（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の７種類をいう。）別にみると、騒音に関するものが332件、悪臭に関するものが11件、振動に関するものが８件、大気汚染に関するものが４件、土壌汚染に関するものが２件となっている（重複集計）。

なお、令和５年度末までに審査会等に係属したあっせん、調停及び仲裁事件について、申請人が主張している典型７公害の種類の数をみると、この10年間は、１件当たり1.3から1.8種類の間で推移している（表１－３－３）。

また、近年、日照阻害、眺望阻害、土砂崩壊、交通環境悪化等典型７公害以外の

生活環境を悪化させる要因を含めた紛争の一体的、総合的な解決を求める事件もみられる。

(2) 被害の態様

令和５年度に受け付けた43件について、申請人が個人であるか法人であるかをみると、個人が40件、法人が３件となっている。また、申請人が個人となっているものについて、その人数をみると、10人未満のものが38件となっている（表１－３－４）。

次に、申請の内容を被害の種類別にみると、感覚的・心理的被害を訴えるものが28件、健康被害を訴えるものが27件、財産被害を訴えるものが４件となっている（重複集計）（表１－３－５）。

なお、審査会等に係属した事件は、既に発生した被害に対する措置・救済等を求めるものと、将来発生するおそれのある被害の未然防止を求めるもの（おそれ公害事件）とに分けられるが、令和５年度に受け付けた調停事件42件のうち、２件がおそれ公害事件となっている（表１－３－６）。

(3) 発生源の態様

令和５年度に受け付けた43件について、発生源側の当事者をみると、民間企業のみが当事者となっているものが24件、国、地方公共団体、公団等が当事者となっているものが３件、民間企業と国、地方公共団体、公団等が当事者となっているものが１件、その他が15件となっている（表１－３－７）。

次に、令和５年度に受け付けた43件について、加害行為とされる主な事業活動の種類をみると、交通・運輸関係が７件、建築・土木関係が４件、製造・加工関係が２件、廃棄物・下水等処理関係、畜産関係、製錬・採石関係が各１件、その他が27件となっている。

こうした現状を、制度発足当時の製造・加工関係が全体の約半数を占めていた状況と比較すると、近年では被害の発生源の変化・多様化の傾向がみられる（表１－３－８）。

(4) 請求事項

令和５年度に受け付けた43件について、申請人の請求事項をみると、発生源対策のみを求めるものが26件、金銭支払及び発生源対策を求めるものが14件、金銭支払のみを求めるものが３件となっている。

このうち、発生源対策を求める40件について、その内容をみると、施設・作業方法の改善を求めるものが30件、操業停止／移転／施設･作業方法の改善を求めるものが５件、操業停止／移転を求めるものが４件、その他が１件となっている。

従前から、申請人が発生源対策を求める事件の割合は高く、令和５年度末までに審査会等に係属した事件全体の約９割を占めている（表１－３－９）。

表１－３－１　都道府県公害審査会等に係属した事件の受付及び終結の状況

（単位：件）

区分＼年度	受付件数					終結件数					年度末係属件数
	合計	あっせん	調停	仲裁	義務履行勧告	合計	成立	打切り	取下げ	その他	
昭和											
45・46	25	8	17	0	0	15	10	2	2	1	10
47	25	3	20	2	0	14	8	4	1	1	21
48	30	6	23	1	0	28	19	6	3	0	23
49	24	4	19	1	0	27	22	5	0	0	20
50	21	3	18	0	0	22	9	9	4	0	19
51	22	3	19	0	0	21	12	5	4	0	20
52	25	1	24	0	0	15	12	1	2	0	30
53	22	2	20	0	0	21	11	6	4	0	31
54	22	1	21	0	0	24	12	7	5	0	29
55	27	0	27	0	0	22	13	8	1	0	34
56	19	1	18	0	0	21	4	13	4	0	32
57	15	0	15	0	0	23	13	8	2	0	24
58	26	0	26	0	0	19	12	5	0	2	31
59	20	1	19	0	0	24	14	5	5	0	27
60	29	0	29	0	0	21	11	9	1	0	35
61	23	0	23	0	0	26	18	6	2	0	32
62	29	0	28	0	1	28	15	10	1	2	33
63	28	1	25	0	2	22	11	7	4	0	39
平成 元	36	0	36	0	0	25	13	6	4	2	50
2	57	0	57	0	0	40	9	23	5	3	67
3	43	0	43	0	0	43	15	20	8	0	67
4	51	0	51	0	0	36	7	22	6	1	82
5	44	0	44	0	0	53	24	22	5	2	73
6	32	0	30	0	2	52	16	28	4	4	53
7	39	0	39	0	0	41	16	19	6	0	51
8	43	0	42	0	1	36	9	24	1	2	58
9	51	1	49	0	1	40	14	18	6	2	69
10	39	1	38	0	0	45	22	17	5	1	63
11	26	0	25	0	1	36	10	24	2	0	53
12	31	0	30	0	1	35	13	16	5	1	49
13	31	0	30	0	1	28	9	18	0	1	52
14	30	0	30	0	0	35	15	15	4	1	47
15	33	0	33	0	0	34	15	18	0	1	46
16	41	0	40	0	1	45	18	22	5	0	42
17	36	0	36	0	0	31	11	17	3	0	47
18	32	0	30	0	2	35	13	19	2	1	44
19	42	0	42	0	0	39	11	19	9	0	47
20	37	0	36	0	1	39	15	17	7	0	45
21	42	0	42	0	0	48	23	16	9	0	39
22	29	0	29	0	0	35	8	23	3	1	33
23	36	0	36	0	0	34	13	18	3	0	35
24	35	0	35	0	0	37	11	21	4	1	33
25	39	0	39	0	0	30	4	23	2	1	42
26	40	1	39	0	0	42	13	24	5	0	40
27	47	0	47	0	0	43	16	23	3	1	44
28	51	0	51	0	0	56	20	27	8	1	39
29	41	0	41	0	0	43	16	24	2	1	37
30	38	0	38	0	0	43	9	27	7	0	32
令和 元	45	0	45	0	0	34	11	15	8	0	43
2	40	0	40	0	0	38	8	22	8	0	45
3	32	0	32	0	0	37	8	23	5	1	40
4	29	0	29	0	0	31	7	19	5	0	38
5	43	1	42	0	0	34	8	19	7	0	47
計	1,793	38	1,737	4	14	1,746	676	824	211	35	

（注）１　昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月１日～47年３月31日である。
　　２　昭和45年11月１日～49年10月31日の間の「和解の仲介」は、「あっせん」に含めた。
　　３　昭和56年度受付件数欄のあっせん１件は、職権によるあっせんである。
　　４　令和３年度の終結件数（打切り）を同年度報告書の22件から23件に更新し、これに伴い、同年度の終結件数（合計）及び年度末係属件数を併せて更新している。

表１－３－２　都道府県公害審査会等に係属した事件の都道府県別件数

（単位：件）

都道府県	件数	都道府県	件数	都道府県	件数	都道府県	件数
北海道	23	東京都	253	滋賀県	41	香川県	13
青森県	10	神奈川県	98	京都府	69	愛媛県	9
岩手県	4	新潟県	13	大阪府	252	高知県	18
宮城県	24	富山県	12	兵庫県	59	福岡県	30
秋田県	10	石川県	13	奈良県	33	佐賀県	8
山形県	7	福井県	8	和歌山県	23	長崎県	14
福島県	13	山梨県	15	鳥取県	8	熊本県	41
茨城県	13	長野県	44	島根県	15	大分県	10
栃木県	23	岐阜県	20	岡山県	15	宮崎県	7
群馬県	37	静岡県	36	広島県	53	鹿児島県	7
埼玉県	99	愛知県	105	山口県	4	沖縄県	22
千葉県	89	三重県	68	徳島県	5	計	1,793

（注）　集計対象期間は、昭和 45 年 11 月１日～令和６年３月 31 日である。

表１－３－３　都道府県公害審査会等に係属した事件の公害の種類別受付件数（あっせん、調停、仲裁）

（単位：件）（重複集計）

公害の種類 / 年度	合計	公害の種類								1件当たりの公害の種類
		計（重複集計）	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	
昭和										
45～47	50	81	18	15	3	20	17	1	7	1.6
48	30	49	6	5	1	18	15	2	2	1.6
49	24	52	13	2	0	18	14	2	3	2.2
50	21	32	5	3	2	12	7	2	1	1.5
51	22	35	3	4	0	16	10	0	2	1.6
52	25	48	8	2	2	17	14	1	4	1.9
53	22	48	12	2	1	18	9	1	5	2.2
54	22	50	13	0	0	18	18	0	1	2.3
55	27	43	9	3	0	19	9	1	2	1.6
56	19	27	4	2	0	10	4	3	4	1.4
57	15	24	6	0	0	13	1	0	4	1.6
58	26	48	7	4	3	16	8	0	10	1.8
59	20	31	6	2	0	15	6	1	1	1.6
60	29	60	12	2	0	25	14	1	6	2.1
61	23	46	5	2	0	20	7	0	12	2.0
62	28	53	12	1	1	22	11	3	3	1.9
63	26	43	8	2	0	19	10	2	2	1.7
平成元	36	65	16	12	0	19	11	3	4	1.8
2	57	118	30	25	5	27	18	8	5	2.1
3	43	90	23	18	0	24	11	4	10	2.1
4	51	117	29	21	13	24	19	3	8	2.3
5	44	86	19	13	6	29	8	2	9	2.0
6	30	59	11	5	3	20	14	1	5	2.0
7	39	79	12	13	5	23	16	3	7	2.0
8	42	107	22	14	8	28	17	2	16	2.5
9	50	124	29	14	9	34	25	3	10	2.5
10	39	95	23	17	9	18	13	0	15	2.4
11	25	58	13	10	5	15	6	0	9	2.3
12	30	58	12	3	3	20	8	1	11	1.9
13	30	52	8	2	0	23	10	1	8	1.7
14	30	67	18	3	2	19	15	1	9	2.2
15	33	61	10	6	4	24	9	2	6	1.8
16	40	73	8	5	8	28	15	0	9	1.8
17	36	71	12	8	7	25	12	3	4	2.0
18	30	62	9	6	5	20	15	1	6	2.1
19	42	62	5	4	7	28	5	3	10	1.5
20	36	70	7	6	10	24	11	2	10	1.9
21	42	84	11	5	6	35	16	4	7	2.0
22	29	44	0	3	1	23	10	1	6	1.5
23	36	55	8	2	4	27	8	1	5	1.5
24	35	60	7	0	3	24	18	2	6	1.7
25	39	57	4	4	5	26	9	1	8	1.5
26	40	60	3	4	3	23	13	5	9	1.5
27	47	70	8	2	0	36	8	2	14	1.5
28	51	85	15	5	1	39	13	1	11	1.7
29	41	64	9	8	2	28	9	1	7	1.6
30	38	64	7	2	4	28	15	0	8	1.7
令和元	45	68	9	5	6	29	12	2	5	1.5
2	40	71	12	4	1	33	12	0	9	1.8
3	32	46	5	1	1	22	8	0	9	1.4
4	29	40	3	2	2	22	7	0	4	1.4
5	43	58	4	0	2	33	8	0	11	1.3
計	1,779	3,270	568	303	163	1,196	598	83	359	1.8

（注）　昭和45～47年度の期間は、昭和45年11月1日～48年3月31日である。

表１－３－４　都道府県公害審査会等に係属した事件の申請人数別受付件数（あっせん、調停、仲裁）

（単位：件）

申請人 / 年度	合計	個人							法人
		小計（注）		1人	2～9人	10～49人	50～99人	100～999人	1,000人以上	
昭和										
45～47	50	44	(16)	9	15	9	0	9	2	6
48	30	28	(12)	13	10	1	2	2	0	2
49	24	24	(1)	4	10	7	1	1	1	0
50	21	21	(5)	4	11	2	1	3	0	0
51	22	20	(2)	5	9	4	2	0	0	2
52	25	24	(5)	8	11	2	0	3	0	1
53	22	20	(0)	6	5	5	1	3	0	2
54	22	22	(1)	9	5	1	0	4	3	0
55	27	24	(1)	8	6	4	0	4	2	3
56	19	19	(3)	5	10	3	0	1	0	0
57	15	15	(2)	4	7	2	1	1	0	0
58	26	26	(0)	6	6	8	2	4	0	0
59	20	19	(2)	4	8	4	2	1	0	1
60	29	28	(2)	9	7	7	1	2	2	1
61	23	20	(1)	1	15	3	1	0	0	3
62	28	28	(1)	8	9	5	3	3	0	0
63	26	25	(0)	6	11	4	0	3	1	1
平成元	36	35	(0)	5	9	9	3	8	1	1
2	57	57	(0)	9	14	15	7	11	1	0
3	43	42	(0)	6	19	5	2	8	2	1
4	51	50	(0)	11	20	6	3	7	3	1
5	44	43	(1)	10	17	9	1	5	1	1
6	30	30	(0)	7	10	6	1	5	1	0
7	39	36	(2)	11	16	4	1	4	0	3
8	42	41	(0)	10	16	9	3	3	0	1
9	50	46	(3)	9	16	15	2	3	1	4
10	39	38	(1)	9	9	5	1	11	3	1
11	25	22	(2)	5	9	3	1	3	1	3
12	30	25	(3)	11	9	3	1	1	0	5
13	30	28	(2)	10	11	4	0	2	1	2
14	30	27	(2)	6	8	2	4	3	4	3
15	33	31	(2)	12	11	3	1	2	2	2
16	40	36	(2)	18	11	5	0	1	1	4
17	36	31	(2)	12	9	3	2	5	0	5
18	30	27	(0)	14	6	3	1	3	0	3
19	42	33	(1)	15	11	5	0	2	0	9
20	36	33	(2)	12	11	7	1	2	0	3
21	42	38	(2)	20	10	6	2	0	0	4
22	29	28	(1)	16	11	1	0	0	0	1
23	36	29	(0)	15	9	1	2	2	0	7
24	35	32	(3)	19	10	3	0	0	0	3
25	39	35	(2)	23	9	0	2	1	0	4
26	40	35	(4)	24	9	1	0	1	0	5
27	47	47	(0)	21	25	0	1	0	0	0
28	51	44	(4)	31	10	2	0	1	0	7
29	41	40	(0)	21	13	3	0	3	0	1
30	38	35	(0)	21	11	1	0	1	1	3
令和元	45	43	(0)	28	14	0	0	1	0	2
2	40	37	(0)	23	13	0	0	1	0	3
3	32	28	(0)	20	5	0	1	2	0	4
4	29	28	(0)	24	4	0	0	0	0	1
5	43	40	(0)	23	15	2	0	0	0	3
計	1,779	1,657	(95)	640	565	212	60	146	34	122

（注）１　昭和45～47年度の期間は、昭和45年11月１日～48年３月31日である。
　　２　（　）内の数字は、農民、漁民、商店主等の事業者が、その事業活動について受けたとする被害に関する件数で、内数である。

表１－３－５　都道府県公害審査会等に係属した事件の被害の種類別受付件数（あっせん、調停、仲裁）

（単位：件）（重複集計）

被害の種類／年度	件数	被害の種類						
		計［重複集計］	健康	財産	動物	植物	感覚的・心理的	不明
昭和								
45～47	50	79	14	28	12	9	15	1
48	30	39	3	14	4	2	16	0
49	24	29	19	4	0	3	3	0
50	21	24	11	4	1	5	3	0
51	22	27	3	8	0	2	14	0
52	25	34	12	7	1	3	11	0
53	22	28	9	6	1	0	12	0
54	22	28	9	8	0	0	11	0
55	27	37	9	10	0	0	18	0
56	19	23	4	9	0	0	10	0
57	15	18	1	5	0	1	11	0
58	26	33	1	7	0	0	25	0
59	20	26	2	8	0	0	16	0
60	29	40	8	14	0	0	18	0
61	23	30	3	8	0	0	19	0
62	28	33	1	5	0	0	27	0
63	26	35	4	10	0	0	21	0
平成元	36	40	0	5	0	0	35	0
2	57	65	2	8	0	0	55	0
3	43	47	7	9	0	1	30	0
4	51	64	7	11	0	0	46	0
5	44	47	5	7	0	0	35	0
6	30	37	14	3	0	0	20	0
7	39	55	19	11	1	1	23	0
8	42	60	18	7	2	0	31	2
9	50	74	27	14	0	0	33	0
10	39	71	27	11	4	5	24	0
11	25	40	15	6	1	2	16	0
12	30	47	19	12	0	2	14	0
13	30	56	20	8	0	0	26	2
14	30	67	25	12	1	1	28	0
15	33	61	17	12	1	0	31	0
16	40	68	21	11	1	3	32	0
17	36	61	21	8	3	1	28	0
18	30	48	15	10	0	0	23	0
19	42	66	24	11	0	2	29	0
20	36	50	19	8	0	0	23	0
21	42	62	14	10	1	1	36	0
22	29	46	18	8	2	0	18	0
23	36	60	28	8	0	0	24	0
24	35	60	23	17	0	0	20	0
25	39	64	30	11	0	0	22	1
26	40	55	22	15	1	0	15	2
27	47	56	22	10	0	0	24	0
28	51	66	24	11	0	0	31	0
29	41	53	29	11	0	0	13	0
30	38	52	19	8	0	1	24	0
令和元	45	83	31	14	0	0	38	0
2	40	64	23	8	0	0	33	0
3	32	48	14	5	0	0	28	1
4	29	42	13	7	0	0	22	0
5	43	59	27	4	0	0	28	0
計	1,779	2,557	772	486	37	45	1,208	9

（注）　昭和45～47年度の期間は、昭和45年11月１日～48年３月31日である。

表１－３－６　都道府県公害審査会等に係属したおそれ公害事件の受付件数（調停）

（単位：件）

種別／年度	合　計	おそれ事件	おそれ事件以外の事件	おそれ事件の割合(%)
昭和				
45･46	17	1	16	5.9
47	20	2	18	10.0
48	23	0	23	0.0
49	19	1	18	5.3
50	18	5	13	27.8
51	19	4	15	21.1
52	24	4	20	16.7
53	20	7	13	35.0
54	21	11	10	52.4
55	27	5	22	18.5
56	18	2	16	11.1
57	15	3	12	20.0
58	26	10	16	38.5
59	19	7	12	36.8
60	29	8	21	27.6
61	23	10	13	43.5
62	28	7	21	25.0
63	25	10	15	40.0
平成元	36	7	29	19.4
2	57	36	21	63.2
3	43	28	15	65.1
4	51	20	31	39.2
5	44	14	30	31.8
6	30	12	18	40.0
7	39	18	21	46.2
8	42	15	27	35.7
9	49	12	37	24.5
10	38	14	24	36.8
11	25	5	20	20.0
12	30	6	24	20.0
13	30	5	25	16.7
14	30	10	20	33.3
15	33	8	25	24.2
16	40	13	27	32.5
17	36	14	22	38.9
18	30	5	25	16.7
19	42	8	34	19.0
20	36	13	23	36.1
21	42	14	28	33.3
22	29	4	25	13.8
23	36	6	30	16.7
24	35	1	34	2.9
25	39	6	33	15.4
26	39	6	33	15.4
27	47	5	42	10.6
28	51	4	47	7.8
29	41	10	31	24.4
30	38	4	34	10.5
令和元	45	5	40	11.1
2	40	4	36	10.0
3	32	4	28	12.5
4	29	2	27	6.9
5	42	2	40	4.8
計	1,737	437	1,300	25.2

（注）　昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月１日～47年３月31日である。

表１－３－７　都道府県公害審査会等に係属した事件の発生源側の当事者別受付件数（あっせん、調停、仲裁）

（単位：件）

発生源／年度	合計	民間企業	国、地方公共団体、公団等	民間企業と国、地方公共団体、公団等	その他
昭和					
45～47	50	36	13	1	0
48	30	27	2	0	1
49	24	19	5	0	0
50	21	16	5	0	0
51	22	15	4	2	1
52	25	18	6	1	0
53	22	14	7	0	1
54	22	14	8	0	0
55	27	16	10	0	1
56	19	12	6	0	1
57	15	11	1	0	3
58	26	12	10	1	3
59	20	12	5	2	1
60	29	20	6	1	2
61	23	17	1	4	1
62	28	17	4	3	4
63	26	13	9	1	3
平成元	36	21	9	5	1
2	57	24	16	14	3
3	43	27	7	5	4
4	51	35	5	9	2
5	44	29	8	3	4
6	30	15	9	0	6
7	39	18	9	5	7
8	42	17	17	4	4
9	50	17	23	4	6
10	39	15	13	8	3
11	25	15	3	3	4
12	30	19	6	2	3
13	30	18	5	2	5
14	30	18	7	3	2
15	33	15	9	5	4
16	40	21	8	5	6
17	36	18	11	3	4
18	30	23	1	4	2
19	42	28	4	6	4
20	36	24	2	2	8
21	42	25	5	2	10
22	29	21	5	0	3
23	36	20	8	2	6
24	35	20	4	4	7
25	39	23	10	3	3
26	40	19	5	3	13
27	47	33	4	1	9
28	51	30	7	4	10
29	41	26	3	4	8
30	38	30	3	0	5
令和元	45	29	4	4	8
2	40	23	3	5	9
3	32	20	1	1	10
4	29	13	7	2	7
5	43	24	3	1	15
計	1,779	1,062	346	144	227

（注）　昭和45～47年度の期間は、昭和45年11月１日～48年３月31日である。

表１－３－８　都道府県公害審査会等に係属した事件の加害行為とされる主な事業活動の種類別受付件数　（あっせん、調停、仲裁）

（単位：件）

事業活動の種類 / 年度	合　計	製造・加　工	建築・土　木	廃棄物・下水等処理	交通・運　輸	畜　産	製錬・採　石	その他
昭和								
45～47	50	25	11	0	6	2	2	4
48	30	18	5	0	1	1	1	4
49	24	15	5	0	2	0	1	1
50	21	5	9	0	2	1	2	2
51	22	9	7	1	3	0	0	2
52	25	10	9	0	1	0	2	3
53	22	5	8	2	1	0	1	5
54	22	8	4	1	8	0	0	1
55	27	9	5	3	5	0	0	5
56	19	5	8	0	0	1	0	5
57	15	7	3	0	0	0	1	4
58	26	7	6	4	0	4	0	5
59	20	7	3	2	5	0	0	3
60	29	9	7	1	1	1	0	10
61	23	8	1	0	3	0	0	11
62	28	6	2	2	8	1	0	9
63	26	2	5	4	5	0	0	10
平成元	36	7	4	5	5	1	1	13
2	57	5	7	0	13	1	1	30
3	43	6	2	4	7	0	1	23
4	51	10	1	7	7	1	2	23
5	44	10	1	9	2	1	0	21
6	30	7	4	7	2	1	0	9
7	39	6	5	10	2	0	0	16
8	42	7	4	13	5	0	1	12
9	50	6	4	11	12	2	2	13
10	39	4	3	22	5	0	2	3
11	25	5	0	7	4	1	0	8
12	30	11	1	7	4	0	0	7
13	30	12	0	0	7	1	0	10
14	30	12	1	4	6	1	1	5
15	33	9	3	4	7	3	0	7
16	40	14	8	1	6	0	0	11
17	36	6	3	9	7	1	1	9
18	30	14	0	3	9	0	0	4
19	42	16	4	4	6	1	1	10
20	36	7	7	1	2	2	1	16
21	42	8	7	4	7	2	0	14
22	29	6	1	1	6	2	0	13
23	36	7	3	2	4	2	0	18
24	35	9	7	0	2	1	0	16
25	39	10	6	4	3	1	1	14
26	40	7	11	5	4	1	1	11
27	47	19	2	4	2	0	0	20
28	51	15	4	3	2	0	1	26
29	41	8	5	5	1	1	0	21
30	38	16	5	2	4	0	1	10
令和元	45	18	6	0	3	0	1	17
2	40	5	4	1	2	1	0	27
3	32	5	2	4	1	0	0	20
4	29	3	6	0	4	1	0	15
5	43	2	4	1	7	1	1	27
計	1,779	467	233	184	221	41	30	603

（注）　昭和45～47年度の期間は、昭和45年11月１日～48年３月31日である。

表１－３－９　都道府県公害審査会等に係属した事件の請求事項別受付件数
（あっせん、調停）

（単位：件）

請求事項／年度	合計	金銭支払	金銭支払及び発生源対策①	発生源対策②	その他（注）	発生源対策の主な請求内容別件数					
						合計①＋②	操業停止／移転	操業停止／移転／施設・作業方法の改善	施設・作業方法の改善	道路等の建設（計画）の差止め	その他
昭和											
45～47	48	27	12	9	0	21	7	5	7	2	0
48	29	12	6	10	1	16	6	2	8	0	0
49	23	6	7	9	1	16	7	2	6	1	0
50	21	8	4	8	1	12	2	1	7	2	0
51	22	5	6	11	0	17	5	3	6	3	0
52	25	5	7	13	0	20	5	1	11	3	0
53	22	0	9	13	0	22	2	1	12	7	0
54	22	2	4	15	1	19	0	2	8	9	0
55	27	4	6	15	2	21	4	5	7	5	0
56	19	6	2	8	3	10	3	1	4	1	1
57	15	1	4	10	0	14	3	3	7	1	0
58	26	1	4	20	1	24	4	1	10	9	0
59	20	3	5	11	1	16	1	2	8	0	5
60	29	2	6	21	0	27	2	3	14	1	7
61	23	0	6	16	1	22	4	3	5	3	7
62	28	0	7	21	0	28	0	5	6	3	14
63	26	4	7	15	0	22	1	1	4	6	10
平成元	36	0	6	29	1	35	2	0	9	13	11
2	57	1	8	47	1	55	3	2	7	28	15
3	43	2	7	33	1	40	1	5	14	12	8
4	51	4	8	37	2	45	3	4	19	13	6
5	44	2	11	30	1	41	0	10	28	2	1
6	30	1	6	23	0	29	1	7	15	4	2
7	39	1	7	30	1	37	5	4	17	7	4
8	42	1	6	31	4	37	3	7	14	12	1
9	50	3	10	34	3	44	1	9	17	15	2
10	39	4	9	26	0	35	4	1	15	14	1
11	25	0	7	14	4	21	2	1	15	3	0
12	30	1	6	17	6	23	1	2	13	4	3
13	30	0	11	18	1	29	3	3	18	4	1
14	30	0	5	25	0	30	1	2	15	9	3
15	33	2	8	22	1	30	3	1	22	3	1
16	40	0	11	27	2	38	2	3	22	9	2
17	36	3	7	25	1	32	3	2	20	5	2
18	30	2	6	21	1	27	3	0	20	2	2
19	42	5	11	26	0	37	5	3	23	1	5
20	36	5	6	19	6	25	2	8	9	4	2
21	42	1	9	31	1	40	3	7	21	6	3
22	29	0	8	19	2	27	3	6	16	2	0
23	36	5	8	23	0	31	1	0	26	4	0
24	35	7	9	18	1	27	2	7	14	1	3
25	39	4	7	26	2	33	3	4	21	5	0
26	40	3	14	21	2	35	4	1	22	6	2
27	47	1	8	36	2	44	1	2	37	4	0
28	51	1	14	35	1	49	4	7	33	2	3
29	41	0	12	29	0	41	3	2	27	5	4
30	38	4	7	25	2	32	1	3	24	2	2
令和元	45	3	7	34	1	41	4	4	27	2	4
2	40	1	11	28	0	39	0	6	31	0	2
3	32	1	5	25	1	30	2	1	23	2	2
4	29	2	6	21	0	27	1	4	19	0	3
5	43	3	14	26	0	40	4	5	30	0	1
計	1,775	159	397	1,156	63	1,553	140	174	833	261	145

（注）１　昭和45～47年度の期間は、昭和45年11月１日～48年３月31日である。
　　２　「その他」は、「家屋の買取り」、「原状回復」等である。

第２節　公害紛争の処理状況

(1) 終結区分別件数

令和５年度中に審査会等において終結した事件34件について、その終結区分をみると、合意が成立したものが８件、打ち切ったものが19件、申請を取り下げたものが７件となっている（表１－３－１）。

(2) 合意の内容

令和５年度中に合意が成立した事件８件について、どのような内容で合意したかをみると、金銭支払及び発生源対策を行うことで合意したもの、発生源対策を行うことで合意したものが各３件、金銭支払を行うことで合意したもの、その他が各１件となっている。また、発生源対策を行うことで合意したものの内訳をみると、施設・作業方法の改善／計画の変更が６件となっている（表１－３－10）。

(3) 処理に要した期間

令和５年度中に終結した事件34件について、申請受付から終結までの期間をみると、３か月以内に終結したものが３件、３か月を超え６か月以内に終結したものが７件、６か月を超え１年以内に終結したものが11件、１年を超え１年６か月以内に終結したものが４件、１年６か月を超え２年以内に終結したものが３件、２年を超えているものが６件となっており、約８割が２年以内に終結している。

なお、制度発足以来の全事件の平均処理期間は、14.4か月となっている（表１－３－11）。

(4) 期日の開催回数

令和５年度中に終結した事件34件について、申請受付から終結までの間に開催された期日の回数をみると、４回以下のものが27件、５回から８回のものが５件、９回以上のものが２件となっており、１事件当たり平均3.3回となっている。

令和５年度中に合意が成立した事件８件について、期日の開催回数をみると、４回以下のものが５件、５回から８回のものが２件、９回以上のものが１件となっており、１事件当たり平均3.9回となっている。

令和５年度中に打切りとなった事件19件について、期日の開催回数をみると、４回以下のものが15件、５回から８回のものが３件、９回以上のものが１件となっており、１事件当たり平均3.8回となっている（表１－３－12）。

表１－３－10　都道府県公害審査会等に係属した事件の合意事項別成立件数（あっせん、調停）

（単位：件）

合意事項／年度	合　計	金銭支払	金銭支払及び発生源対策①	発生源対策②	その他（注）	発生源対策の合意内容別件数			
						合　計①＋②	操業停止／移転	操業停止／移転／施設・作業方法の改善	施設・作業方法の改善／計画の変　更
昭和									
45～47	18	7	4	7	0	11	2	2	7
48	19	11	3	5	0	8	1	2	5
49	22	9	1	9	3	10	2	2	6
50	9	5	3	1	0	4	1	0	3
51	12	3	3	6	0	9	1	2	6
52	12	4	2	6	0	8	1	1	6
53	11	1	1	8	1	9	3	0	6
54	12	1	3	8	0	11	1	0	10
55	13	2	2	8	1	10	1	0	9
56	4	1	0	3	0	3	1	0	2
57	13	5	0	8	0	8	2	0	6
58	12	0	0	12	0	12	0	1	11
59	14	2	4	8	0	12	4	0	8
60	11	1	0	10	0	10	0	1	9
61	18	0	4	14	0	18	3	7	8
62	15	0	3	12	0	15	2	0	13
63	11	1	0	10	0	10	0	2	8
平成元	13	3	2	8	0	10	1	1	8
2	9	2	0	7	0	7	0	0	7
3	15	0	1	14	0	15	0	2	13
4	7	0	2	5	0	7	1	1	5
5	24	5	7	12	0	19	1	3	15
6	16	0	1	15	0	16	0	2	14
7	16	0	0	14	2	14	2	0	12
8	9	0	1	6	2	7	0	3	4
9	14	1	1	12	0	13	1	2	10
10	22	4	0	7	11	7	0	0	7
11	10	0	0	10	0	10	2	0	8
12	13	1	2	7	3	9	0	2	7
13	9	0	3	5	1	8	1	0	7
14	15	2	3	10	0	13	4	0	9
15	15	0	2	13	0	15	0	0	15
16	18	0	2	16	0	18	0	0	18
17	11	0	3	8	0	11	4	0	7
18	13	2	0	11	0	11	1	0	10
19	11	0	2	9	0	11	1	0	10
20	15	4	2	9	0	11	0	0	11
21	23	4	1	10	8	11	2	1	8
22	8	0	2	6	0	8	0	1	7
23	13	1	1	10	1	11	3	1	7
24	11	0	3	8	0	11	0	0	11
25	4	0	0	3	1	3	0	3	0
26	13	0	0	13	0	13	2	1	10
27	16	2	1	13	0	14	0	1	13
28	20	1	2	13	4	15	1	1	13
29	16	0	2	14	0	16	2	0	14
30	9	0	2	7	0	9	0	1	8
令和元	11	0	0	11	0	11	2	3	6
2	8	3	0	5	0	5	0	0	5
3	8	1	4	3	0	7	0	0	7
4	7	1	0	6	0	6	0	2	4
5	8	1	3	3	1	6	0	0	6
計	676	91	88	458	39	546	56	51	439

（注）１　昭和45～47年度の期間は、昭和45年11月１日～48年３月31日である。
　　２　「その他」は、「家屋の買取り」、「原状回復」、「公害防止協定締結」等である。

表１－３－11　都道府県公害審査会等に係属した事件の処理期間別終結件数

（単位：件）

処理期間／年度	合計	３か月以内	３か月超６か月以内	６か月超１年以内	１年超１年６か月以内	１年６か月超２年以内	２年を超える	平均処理期間
								か月
昭和								
45～47	29	10	8	6	4	1	0	6.7
48	28	4	5	14	5	0	0	7.5
49	27	2	3	11	9	2	0	8.4
50	22	6	4	8	3	1	0	8.3
51	21	5	5	8	1	2	0	8.3
52	15	2	4	6	2	1	0	8.2
53	21	3	5	6	6	0	1	10.4
54	24	4	4	3	4	4	5	16.3
55	22	2	2	10	2	1	5	14.8
56	21	2	3	6	4	1	5	14.9
57	23	0	8	6	3	2	4	15.1
58	19	3	4	4	2	1	5	18.7
59	24	2	5	7	4	2	4	15.0
60	21	2	5	5	2	2	5	14.1
61	26	2	4	9	5	1	5	16.4
62	28	2	5	12	4	1	4	12.6
63	22	0	3	11	2	2	4	16.2
平成元	25	0	3	11	7	2	2	13.4
2	40	5	3	10	12	4	6	23.1
3	43	1	7	13	14	6	2	12.2
4	36	3	2	11	6	4	10	20.9
5	53	1	7	15	9	7	14	24.9
6	52	3	8	7	11	6	17	21.3
7	41	4	5	5	13	4	10	20.2
8	36	2	2	18	7	1	6	13.7
9	40	4	5	11	11	3	6	15.8
10	45	2	8	12	5	8	10	21.3
11	36	3	1	10	5	7	10	17.5
12	35	2	3	8	10	6	6	19.7
13	28	2	7	11	5	0	3	11.9
14	35	4	3	5	9	3	11	28.7
15	34	2	8	8	11	2	3	13.5
16	45	9	6	10	7	1	12	22.6
17	31	4	6	11	3	1	6	12.3
18	35	7	5	9	9	2	3	11.5
19	39	2	8	10	10	1	8	14.5
20	39	3	6	14	12	3	1	10.6
21	48	7	8	23	4	2	4	9.7
22	35	3	7	16	2	2	5	13.7
23	34	4	6	11	7	3	3	17.7
24	37	6	8	11	6	2	4	18.9
25	30	2	7	14	2	2	3	10.6
26	42	3	9	15	7	4	4	11.7
27	43	3	6	19	5	3	7	15.4
28	56	6	13	27	3	4	3	9.9
29	43	3	9	17	10	2	2	10.2
30	43	4	10	17	8	2	2	10.3
令和元	34	2	8	12	11	1	0	9.6
2	38	2	4	15	8	4	5	12.9
3	37	5	9	14	5	2	2	9.6
4	31	3	5	10	5	3	5	12.9
5	34	4	6	12	3	3	6	13.5
計	1,746	171	295	574	324	134	248	14.4

（注）１　昭和45～47年度の期間は、昭和45年11月１日～48年３月31日である。
　　２　令和３年度の終結件数（３か月超６か月以内）を同年度報告書の８件から９件に更新し、これに伴い、同年度の終結件数（合計）及び平均処理期間を併せて更新している。

表１－３－12　令和５年度に都道府県公害審査会等に係属した事件の期日開催回数別終結件数　（調停）

（単位：件）

区分＼期日開催回数		0	1～2	3～4	5～6	7～8	9～10	11～	平均(回)
終結	34	3	13	11	0	5	2	0	3.4
成立	8	0	1	4	0	2	1	0	5.0
打切り	19	0	10	5	0	3	1	0	3.4
取下げ	7	3	2	2	0	0	0	0	1.4
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0

第４章　地方公共団体における公害苦情の処理

住民から寄せられる公害苦情は、健康と生活環境の保全に関する相談という側面と、行政に対する要望という側面を併せ持っており、公害行政に関する種々の問題を包含している。

また、公害苦情は、住民の公害防止に向けての直接的な行動であって、住民の公害に対する関心の度合いとも関係があり、被害の全てが公害苦情として寄せられているわけではないが、公害被害の現状を反映しているものといえる。

公害等調整委員会では、全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口に寄せられた公害苦情の件数や処理状況等を把握することにより、公害苦情の実態を明らかにし、公害対策等の基礎資料を提供するとともに、公害苦情処理事務の円滑な運営に資するため、公害紛争処理法第49条の２の規定に基づき、毎年度、全国の都道府県及び市町村（特別区を含む。）を対象として「公害苦情調査」を実施している。

第１節　公害苦情の新規受付状況

１　全国の公害苦情受付件数

令和４年度に新規に受け付けた公害苦情の受付件数（以下「公害苦情受付件数」という。）は71,590件で、前年度に比べ2,149件の減少（対前年度比▲2.9%）となった。

過去の推移をみると、平成15年度に調査開始（昭和41年度）以来初めて10万件を上回り、その後は減少傾向が続いていたが、令和元年度及び２年度は増加に転じ、３年度及び４年度は再び減少となった（図１－４－１、表１－４－１）。

図１－４－１　全国の公害苦情受付件数の推移

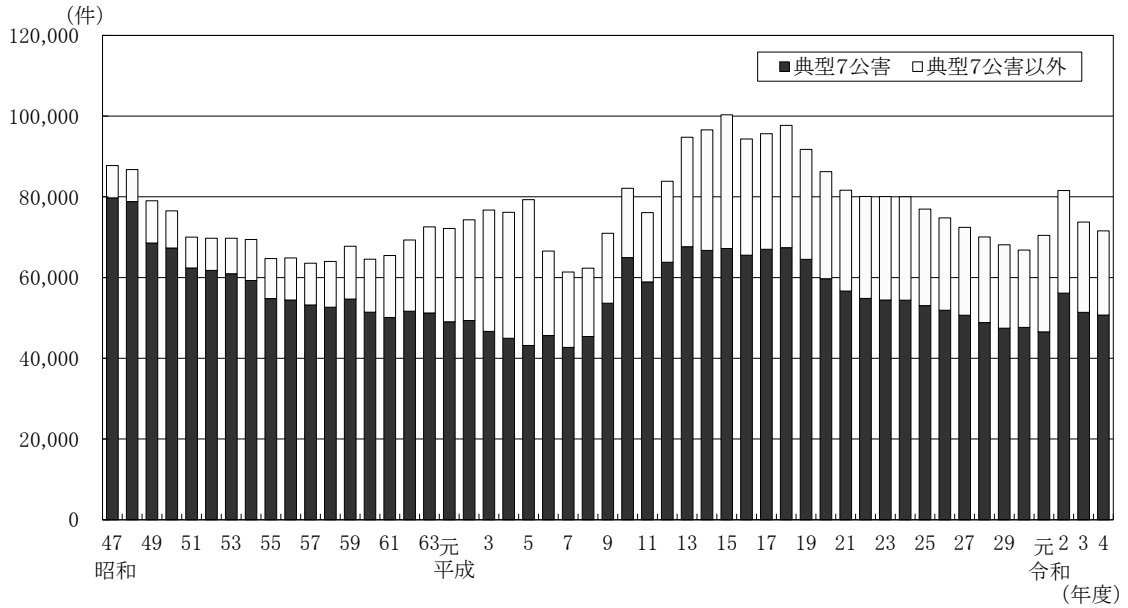

（注）１　平成６年度から調査方法を変更したため、件数は不連続となっている。以下の図表において同じ。
２　平成22年度の調査結果には、東日本大震災の影響により報告の得られなかった地域（青森県、岩手県、宮城県及び福島県内の一部市町村）の苦情件数が含まれていない。以下の図表において同じ。

表１－４－１　全国の公害苦情受付件数の推移

（単位：件）

年 度	公害苦情受付件数	対前年度増減数	対前年度増減率（%）
昭和47年度	87,764	11,658	15.3
48	86,777	−987	−1.1
49	79,015	−7,762	−8.9
50	76,531	−2,484	−3.1
51	70,033	−6,498	−8.5
52	69,729	−304	−0.4
53	69,730	1	0.0
54	69,421	−309	−0.4
55	64,690	−4,731	−6.8
56	64,883	193	0.3
57	63,559	−1,324	−2.0
58	63,976	417	0.7
59	67,754	3,778	5.9
60	64,550	−3,204	−4.7
61	65,467	917	1.4
62	69,313	3,846	5.9
63	72,565	3,252	4.7
平成元年度	72,159	−406	−0.6
2	74,294	2,135	3.0
3	76,713	2,419	3.3
4	76,186	−527	−0.7
5	79,317	3,131	4.1
6	66,556	−12,761	−16.1
7	61,364	−5,192	−7.8
8	62,315	951	1.5
9	70,975	8,660	13.9
10	82,138	11,163	15.7
11	76,080	−6,058	−7.4
12	83,881	7,801	10.3
13	94,767	10,886	13.0
14	96,613	1,846	1.9
15	100,323	3,710	3.8
16	94,321	−6,002	−6.0
17	95,655	1,334	1.4
18	97,713	2,058	2.2
19	91,770	−5,943	−6.1
20	86,236	−5,534	−6.0
21	81,632	−4,604	−5.3
22	80,095	−1,537	−1.9
23	80,051	−44	−0.1
24	80,000	−51	−0.1
25	76,958	−3,042	−3.8
26	74,785	−2,173	−2.8
27	72,461	−2,324	−3.1
28	70,047	−2,414	−3.3
29	68,115	−1,932	−2.8
30	66,803	−1,312	−1.9
令和元年度	70,458	3,655	5.5
2	81,557	11,099	15.8
3	73,739	−7,818	−9.6
4	71,590	−2,149	−2.9

2　公害の種類別公害苦情受付件数

(1) 典型７公害の種類別公害苦情受付件数

典型７公害の公害苦情受付件数（50,723件）を公害の種類別にみると、「騒音」が19,391件（典型７公害の公害苦情受付件数の38.2%）と最も多く、次いで「大気汚染」が13,694件（同27.0%）、「悪臭」が10,118件（同19.9%）、「水質汚濁」が4,893件（同9.6%）、「振動」が2,411件（同4.8%）、「土壌汚染」が200件（同0.4%）、「地盤沈下」が16件（同0.0%）となっており、上位３つの公害の合計で全体の85.2%を占めている。（図１－４－２、表１－４－２）。

受付件数が前年度に比べ672件の減少（対前年度比▲1.3%）となったことについては、「大気汚染」が690件（同▲4.8%）の減少となった影響が大きい。

図１－４－２　典型７公害の種類別公害苦情受付件数の推移

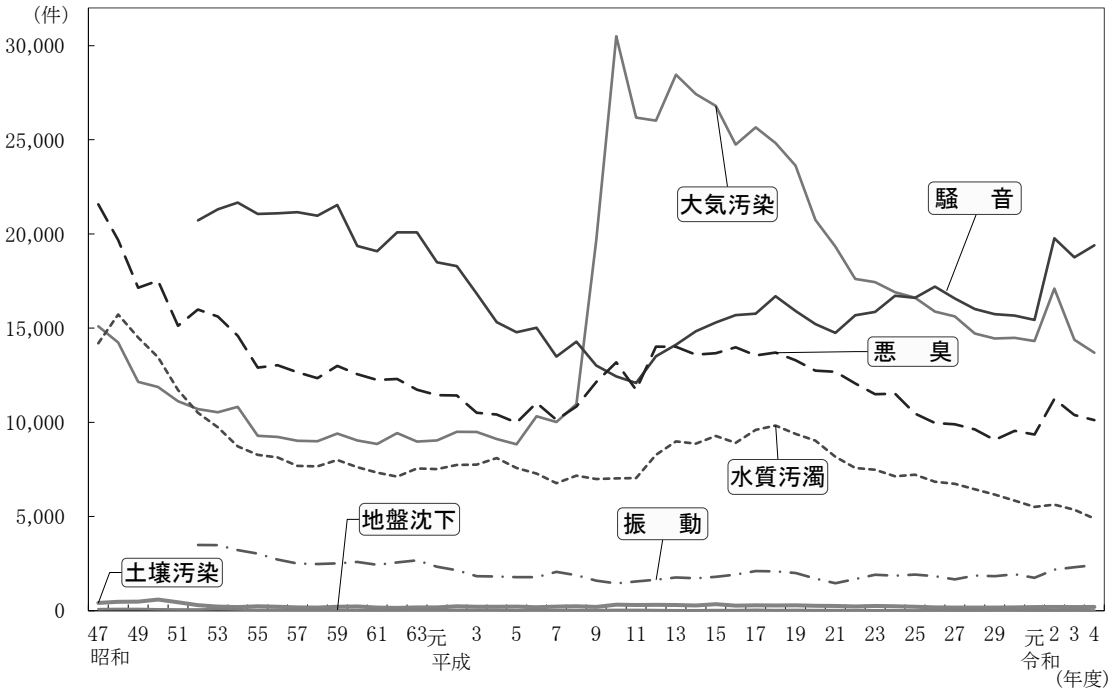

表１－４－２　典型７公害の種類別公害苦情受付件数の推移

（単位：件）

	年　度	合　計	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒　音	低周波音	振　動	地盤沈下	悪　臭
公害苦情受付件数	平成24年度	54,377	16,907	7,129	229	16,714	186	1,858	21	11,519
	25	53,039	16,616	7,216	202	16,611	185	1,914	16	10,464
	26	51,912	15,879	6,839	174	17,202	182	1,830	26	9,962
	27	50,677	15,625	6,729	167	16,574	227	1,663	22	9,897
	28	48,840	14,710	6,442	167	16,016	234	1,866	19	9,620
	29	47,437	14,450	6,161	166	15,743	191	1,831	23	9,063
	30	47,656	14,481	5,841	168	15,665	216	1,931	27	9,543
	令和元年度	46,555	14,317	5,505	186	15,434	249	1,743	21	9,349
	2	56,123	17,099	5,631	194	19,769	313	2,174	20	11,236
	3	51,395	14,384	5,353	192	18,755	294	2,301	23	10,387
	4	50,723	13,694	4,893	200	19,391	287	2,411	16	10,118
構成比（％）	平成24年度	100.0	31.1	13.1	0.4	30.7	0.3	3.4	0.0	21.2
	25	100.0	31.3	13.6	0.4	31.3	0.3	3.6	0.0	19.7
	26	100.0	30.6	13.2	0.3	33.1	0.4	3.5	0.1	19.2
	27	100.0	30.8	13.3	0.3	32.7	0.4	3.3	0.0	19.5
	28	100.0	30.1	13.2	0.3	32.8	0.5	3.8	0.0	19.7
	29	100.0	30.5	13.0	0.3	33.2	0.4	3.9	0.0	19.1
	30	100.0	30.4	12.3	0.4	32.9	0.5	4.1	0.1	20.0
	令和元年度	100.0	30.8	11.8	0.4	33.2	0.5	3.7	0.0	20.1
	2	100.0	30.5	10.0	0.3	35.2	0.6	3.9	0.0	20.0
	3	100.0	28.0	10.4	0.4	36.5	0.6	4.5	0.0	20.2
	4	100.0	27.0	9.6	0.4	38.2	0.6	4.8	0.0	19.9
対前年度増減数	平成24年度	−76	−537	−348	−23	852	−3	−44	−1	25
	25	−1,338	−291	87	−27	−103	−1	56	−5	−1,055
	26	−1,127	−737	−377	−28	591	−3	−84	10	−502
	27	−1,235	−254	−110	−7	−628	45	−167	−4	−65
	28	−1,837	−915	−287	0	−558	7	203	−3	−277
	29	−1,403	−260	−281	−1	−273	−43	−35	4	−557
	30	219	31	−320	2	−78	25	100	4	480
	令和元年度	−1,101	−164	−336	18	−231	33	−188	−6	−194
	2	9,568	2,782	126	8	4,335	64	431	−1	1,887
	3	−4,728	−2,715	−278	−2	−1,014	−19	127	3	−849
	4	−672	−690	−460	8	636	−7	110	−7	−269
対前年度増減率（％）	平成24年度	−0.1	−3.1	−4.7	−9.1	5.4	−1.6	−2.3	−4.5	0.2
	25	−2.5	−1.7	1.2	−11.8	−0.6	−0.5	3.0	−23.8	−9.2
	26	−2.1	−4.4	−5.2	−13.9	3.6	−1.6	−4.4	62.5	−4.8
	27	−2.4	−1.6	−1.6	−4.0	−3.7	24.7	−9.1	−15.4	−0.7
	28	−3.6	−5.9	−4.3	0.0	−3.4	3.1	12.2	−13.6	−2.8
	29	−2.9	−1.8	−4.4	−0.6	−1.7	−18.4	−1.9	21.1	−5.8
	30	0.5	0.2	−5.2	1.2	−0.5	13.1	5.5	17.4	5.3
	令和元年度	−2.3	−1.1	−5.8	10.7	−1.5	15.3	−9.7	−22.2	−2.0
	2	20.6	19.4	2.3	4.3	28.1	25.7	24.7	−4.8	20.2
	3	−8.4	−15.9	−4.9	−1.0	−5.1	−6.1	5.8	15.0	−7.6
	4	−1.3	−4.8	−8.6	4.2	3.4	−2.4	4.8	−30.4	−2.6

（注）構成比（％）については、小数点第２位を四捨五入しているため、合計が 100％にならない場合がある（以下の図表において同じ）。

(2) 典型７公害以外の種類別公害苦情受付件数

典型７公害以外の公害苦情受付件数（20,867件）のうち「廃棄物投棄」は9,018件と、前年度に比べ849件の減少（対前年度比▲8.6%）となった。「廃棄物投棄」の内訳をみると、「生活系」の投棄が6,902件（廃棄物投棄の76.5%）となっており、最も多い。（図１－４－３）。

受付件数が前年度に比べ1,477件の減少（対前年度比▲6.6%）となったことについては、「廃棄物投棄（生活系）」が872件の減少（同▲11.2%）となった影響が大きい（図１－４－４）。

図１－４－３　典型７公害以外の種類別公害苦情受付件数の推移

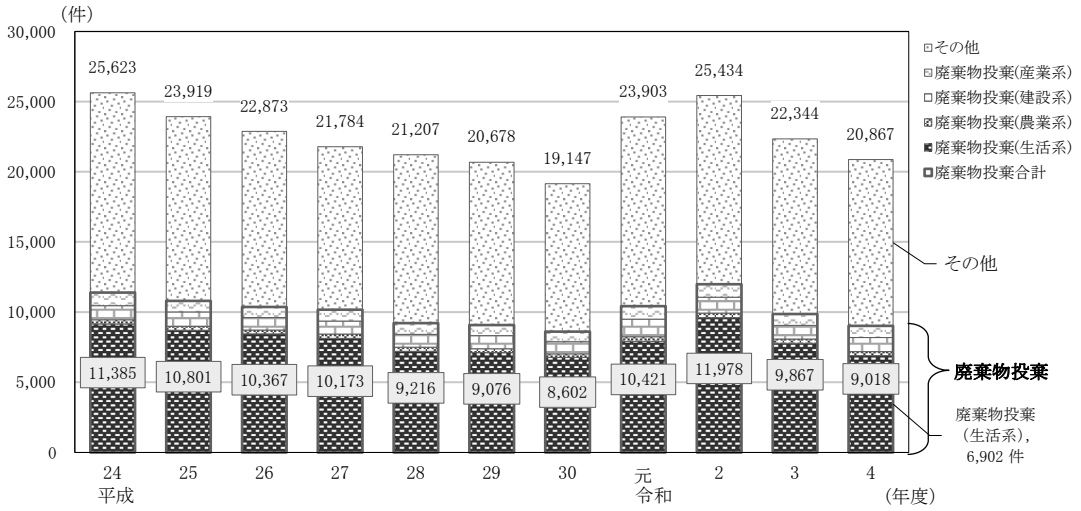

図１－４－４　典型７公害以外の種類別公害苦情受付件数（令和元～４年度）

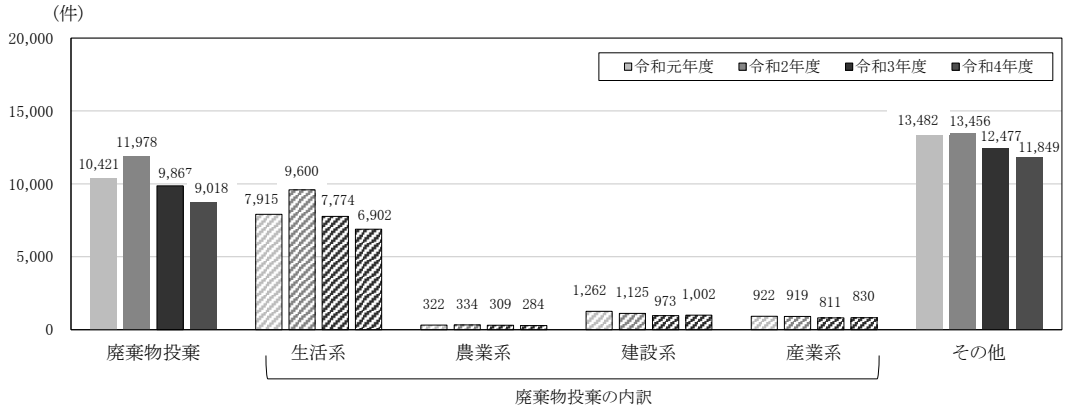

（注）典型７公害以外の苦情の分類例

廃棄物投棄	生活系	主に家庭生活から発生した生ごみ・紙くず・新聞紙等の燃焼物、空き缶・空きびん・乾電池等の燃焼不適物、家具・電気製品・ピアノ等の粗大ごみ等による「一般廃棄物」の投棄
	農業系	主に農林漁業から発生した畜産関係の動物の死体、ふん尿等による「産業廃棄物」の投棄
	建設系	主に建設業から発生した建築廃材等による「産業廃棄物」の投棄
	産業系	主に卸売・小売業、飲食店、宿泊業等の産業における業務から排出したごみ、製造及び処理工程で発生した紙等のくず、金属くず、ガラス、燃え殻、ばいじん、汚泥、廃油・廃酸・廃プラスチック類等による「産業廃棄物」の投棄
その他		雑草等の花粉の浮遊、雑草等による交通視野妨害、雑草の繁茂による火災発生の危険性、汚水の流出、洗車場の汚水散布等に対する苦情

3　主な発生原因別公害苦情受付件数

公害苦情受付件数（71,590件）を主な発生原因(注)別にみると、「工事・建設作業」が12,492件（公害苦情受付件数の17.4%）と最も多く、次いで「焼却（野焼き）」が11,875件（同16.6%）、「投棄された廃棄物」が7,840件（同11.0%）、「自然系」が7,219件（同10.1%）となっている（図１－４－５）。

受付件数が前年度に比べ2,149件の減少（対前年度比▲2.9%）となったことについては、「焼却（野焼き）」が1,002件の減少（同▲7.8%）となった影響が大きい（図１－４－６）。

（注）主な発生原因の区分は、「焼却（施設）」、「産業用機械作動」、「産業排水」、「流出・漏洩」、「工事・建設作業」、「飲食店営業」、「カラオケ」、「移動発生源（自動車運行）」、「移動発生源（鉄道運行）」、「移動発生源（航空機運航）」、「投棄された廃棄物」、「家庭生活（機器）」、「家庭生活（ペット）」、「家庭生活（その他）」、「焼却（野焼き）」、「自然系」、「その他」及び「不明」の18種類。なお、「自然系」とは、自然に存在する動植物又は自然現象による原因であることが判明している公害。

図１－４－５　主な発生原因別公害苦情受付件数

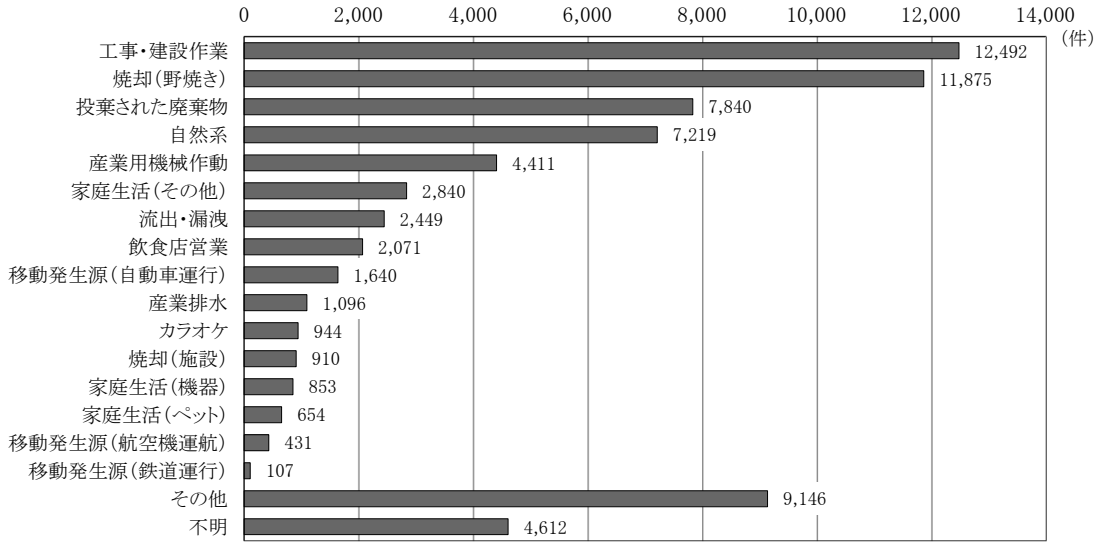

図１－４－６　主な発生原因別公害苦情受付件数（令和元～４年度、上位５項目）

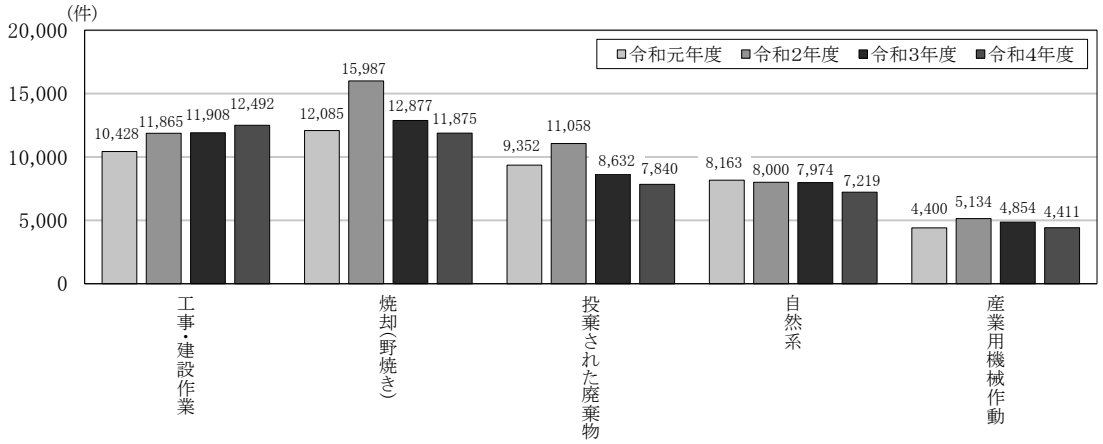

４　発生源別公害苦情受付件数

公害苦情受付件数（71,590件）を発生源(注)別にみると、「会社・事業所」が31,847件（公害苦情受付件数の44.5%）と最も多く、次いで「個人」が23,103件（同32.3%）となっている（図１－４－７）。

「会社・事業所」の内訳を主な産業別にみると、「建設業」が13,268件（会社・事業所が発生源の41.7%）と最も多く、次いで「製造業」が4,884件（同15.3%）となっている（図１－４－８）。

（注）発生源の区分は、「会社・事業所」、「個人」、「その他」及び「不明」の４種類。

さらに、「会社・事業所」については、産業別に「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」、「公務（他に分類されるものを除く）」及び「分類不能の産業」の20種類に細区分。

図１－４－７　発生源別公害苦情受付件数

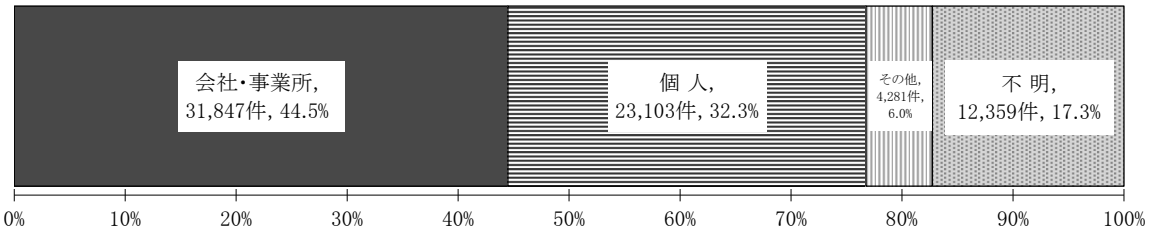

図１－４－８　「会社・事業所」の主な産業別公害苦情受付件数

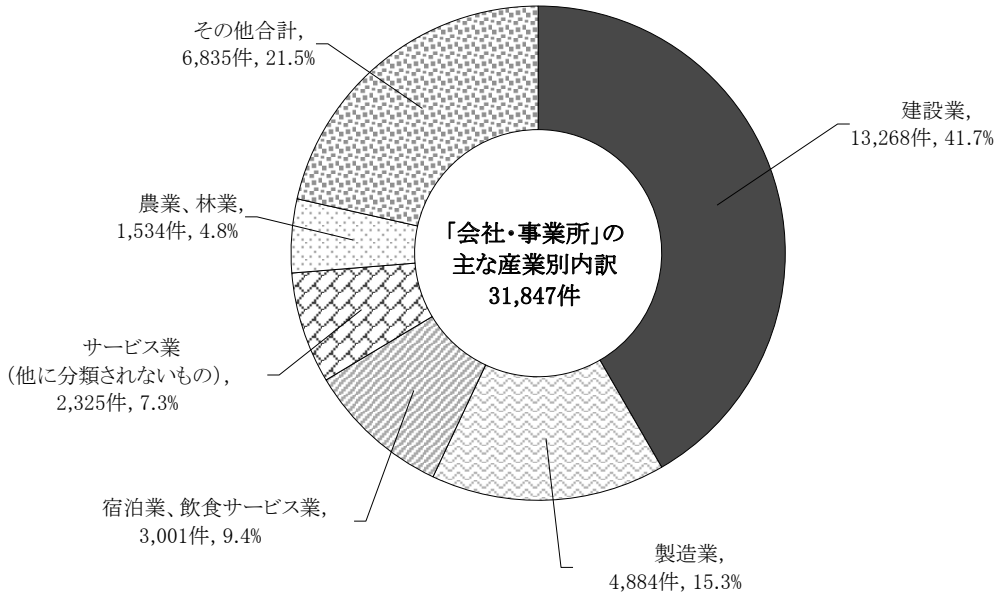

５　発生源の用途地域別公害苦情受付件数

公害苦情受付件数（71,590件）を発生源の用途地域(注)別にみると、「住居地域」が28,316件（公害苦情受付件数の39.6％）と最も多く、次いで「市街化調整区域」が11,579件（同16.2％）、「都市計画区域以外の地域」が7,653件（同10.7％）、「その他の都市計画区域」が5,667件（同7.9％）となっている（図１－４－９）。

（注）発生源の用途地域の区分は、「住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」、「工業専用地域」、「市街化調整区域」、「その他の都市計画区域」、「都市計画区域以外の地域」及び「不明」の10種類。

図１－４－９　発生源の用途地域別公害苦情受付件数

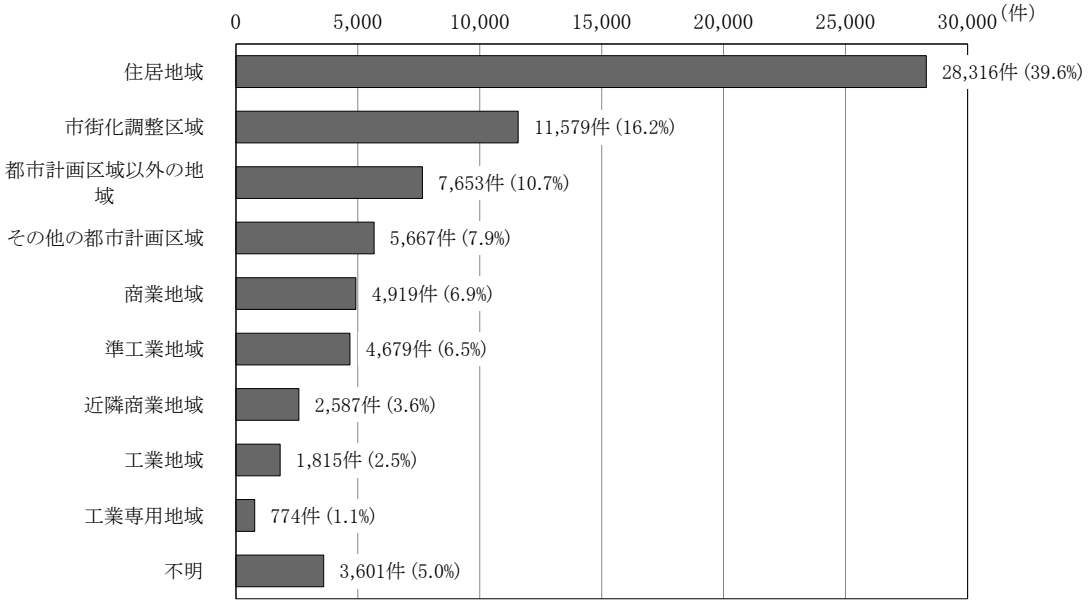

６　被害の種類別公害苦情受付件数

公害苦情受付件数（71,590件）を被害の種類(注)別にみると、「感覚的・心理的」が55,324件（公害苦情受付件数の77.3%）と最も多く、次いで「健康」が4,149件（同5.8%）、「財産」が1,804件（同2.5%）となっている（図１－４－10）。

被害の種類に占める「感覚的・心理的」の割合を典型７公害の種類別にみると、「騒音」が94.3%と最も高く、次いで「振動」が92.6%となっている（図１－４－11）。

（注）被害の種類の区分は、「健康」、「財産」、「感覚的・心理的」及び「その他」の４種類。

図１－４－10　被害の種類別公害苦情受付件数

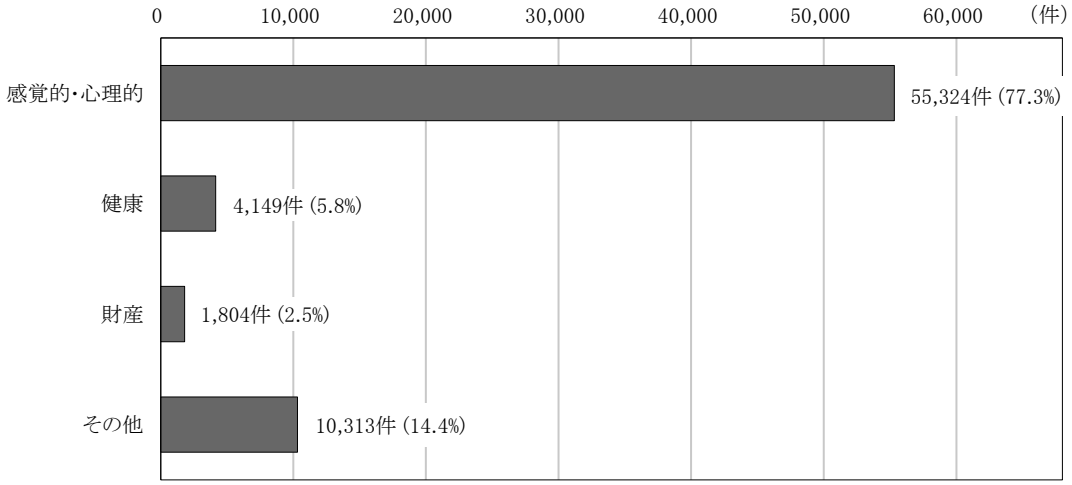

図１－４－11　典型７公害の種類別被害の種類に占める「感覚的・心理的」の割合

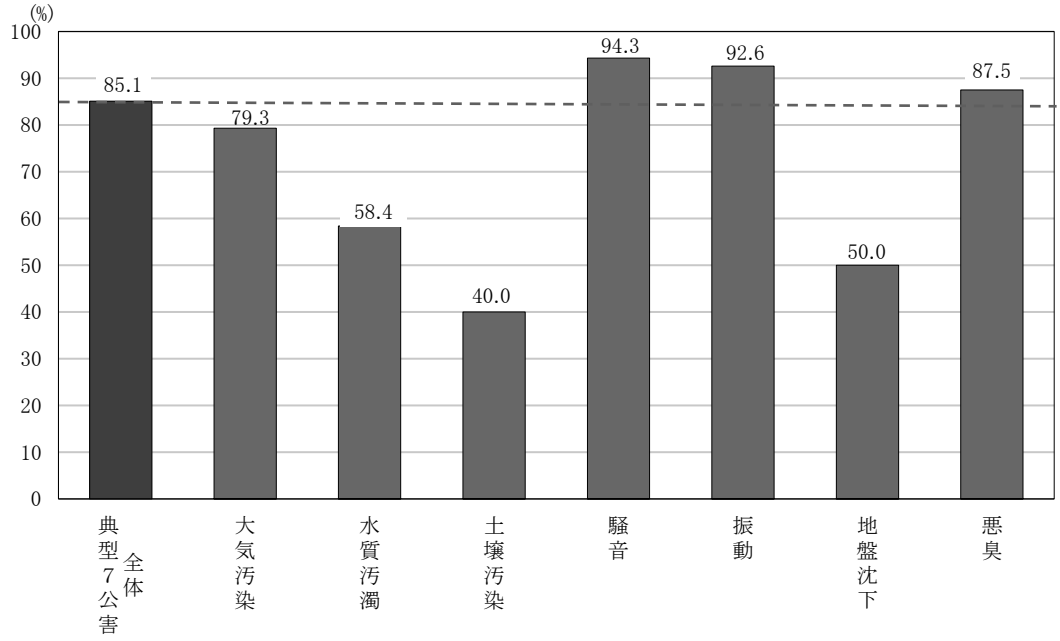

第２節　公害苦情の処理状況

１　全国の公害苦情取扱件数及び処理件数

(1) 取扱件数

令和４年度の公害苦情の取扱件数は 76,925 件で、前年度に比べ 2,446 件の減少（対前年度比▲3.1%）となった。その内訳は、令和４年度の新規受付が 71,590 件で、前年度からの繰越が 5,335 件となっている（表１－４－３）。

(2) 処理件数 (注１)

令和４年度内に全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口で直接処理 (注２) が完了した公害苦情件数（以下「直接処理件数」という。）は63,905件（取扱件数の83.1%）、他の機関へ移送した件数は2,291件（同3.0%）、翌年度への繰越件数は5,414件（同7.0%）となっており、前年度の構成比とおおむね同様となっている（図１－４－12、表１－４－３）。

（注１）処理の区分は、「直接処理」、「他の機関へ移送」、「翌年度へ繰越」及び「その他」の４種類。
（注２）「直接処理」とは、加害行為又は被害の原因が消滅した、苦情申立人が納得したなど、苦情が解消したと認められる状況に至るまで地方公共団体において措置を講じたことをいう。

図１－４－12　公害苦情の処理件数

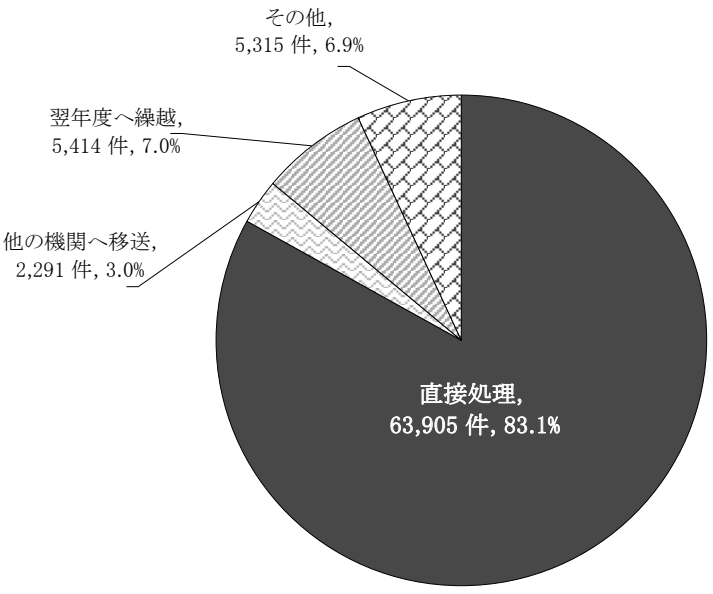

表１－４－３　全国の公害苦情取扱件数及び処理件数の推移

（単位：件）

	年度	取扱件数			処理件数				
		合計	新規受付	前年度からの繰越	合計	直接処理	他の機関へ移送	翌年度へ繰越	その他
公害苦情取扱件数及び処理件数	平成24年度	85,598	80,000	5,598	85,598	71,580	1,742	6,453	5,823
	25	83,071	76,958	6,113	83,071	70,052	1,585	6,607	4,827
	26	81,065	74,785	6,280	81,065	68,272	1,479	6,646	4,668
	27	77,041	72,461	4,580	77,041	65,685	1,696	4,637	5,023
	28	74,399	70,047	4,352	74,399	63,253	1,448	4,812	4,886
	29	72,684	68,115	4,569	72,684	61,557	1,367	4,940	4,820
	30	71,488	66,803	4,685	71,488	59,946	1,460	5,042	5,040
	令和元年度	75,476	70,458	5,018	75,476	62,098	2,761	4,965	5,652
	2	86,426	81,557	4,869	86,426	70,872	3,077	5,415	7,062
	3	79,371	73,739	5,632	79,371	66,341	2,657	5,295	5,078
	4	76,925	71,590	5,335	76,925	63,905	2,291	5,414	5,315
構成比（%）	平成24年度	100.0	93.5	6.5	100.0	83.6	2.0	7.5	6.8
	25	100.0	92.6	7.4	100.0	84.3	1.9	8.0	5.8
	26	100.0	92.3	7.7	100.0	84.2	1.8	8.2	5.8
	27	100.0	94.1	5.9	100.0	85.3	2.2	6.0	6.5
	28	100.0	94.2	5.8	100.0	85.0	1.9	6.5	6.6
	29	100.0	93.7	6.3	100.0	84.7	1.9	6.8	6.6
	30	100.0	93.4	6.6	100.0	83.9	2.0	7.1	7.1
	令和元年度	100.0	93.4	6.6	100.0	82.3	3.7	6.6	7.5
	2	100.0	94.4	5.6	100.0	82.0	3.6	6.3	8.2
	3	100.0	92.9	7.1	100.0	83.6	3.3	6.7	6.4
	4	100.0	93.1	6.9	100.0	83.1	3.0	7.0	6.9
対前年度増減数	平成24年度	209	−51	260	209	−753	−93	581	474
	25	−2,527	−3,042	515	−2,527	−1,528	−157	154	−996
	26	−2,006	−2,173	167	−2,006	−1,780	−106	39	−159
	27	−4,024	−2,324	−1,700	−4,024	−2,587	217	−2,009	355
	28	−2,642	−2,414	−228	−2,642	−2,432	−248	175	−137
	29	−1,715	−1,932	217	−1,715	−1,696	−81	128	−66
	30	−1,196	−1,312	116	−1,196	−1,611	93	102	220
	令和元年度	3,988	3,655	333	3,988	2,152	1,301	−77	612
	2	10,950	11,099	−149	10,950	8,774	316	450	1,410
	3	−7,055	−7,818	763	−7,055	−4,531	−420	−120	−1,984
	4	−2,446	−2,149	−297	−2,446	−2,436	−366	119	237
対前年度増減率（%）	平成24年度	0.2	−0.1	4.9	0.2	−1.0	−5.1	9.9	8.9
	25	−3.0	−3.8	9.2	−3.0	−2.1	−9.0	2.4	−17.1
	26	−2.4	−2.8	2.7	−2.4	−2.5	−6.7	0.6	−3.3
	27	−5.0	−3.1	−27.1	−5.0	−3.8	14.7	−30.2	7.6
	28	−3.4	−3.3	−5.0	−3.4	−3.7	−14.6	3.8	−2.7
	29	−2.3	−2.8	5.0	−2.3	−2.7	−5.6	2.7	−1.4
	30	−1.6	−1.9	2.5	−1.6	−2.6	6.8	2.1	4.6
	令和元年度	5.6	5.5	7.1	5.6	3.6	89.1	−1.5	12.1
	2	14.5	15.8	−3.0	14.5	14.1	11.4	9.1	24.9
	3	−8.2	−9.6	15.7	−8.2	−6.4	−13.6	−2.2	−28.1
	4	−3.1	−2.9	−5.3	−3.1	−3.7	−13.8	2.2	4.7

（注）「その他」とは、原因又は加害行為をした者が不明のとき、申立人が地方公共団体の措置又は説明に納得しないが他に苦情を解決する方法がないとき、申立人が管轄区域外に転居したときなど直接処理できない場合をいう。

2　苦情申立てから処理までの期間別典型７公害の直接処理件数

典型７公害の直接処理件数（45,781件）を苦情申立てから処理までの期間(注)別にみると、「１週間以内」が30,328件（典型７公害の直接処理件数の66.2%）、「１週間超～１か月以内」が3,919件（同8.6%）、「１か月超～３か月以内」が2,795件（同6.1%）、「３か月超～６か月以内」が5,440件（同11.9%）、「６か月超～１年以内」が2,137件（同4.7%）、「１年超」が1,162件（同2.5%）となっている（図１－４－13）。

「１週間以内」の内訳を典型７公害の種類別にみると、「騒音」及び「振動」において１週間以内に直接処理した割合が他の公害と比べ低くなっており、処理までの期間に長い日数を要する傾向がある（図１－４－14）。

（注）苦情申立てから処理までの期間の区分は、「１週間以内」、「１週間超～１か月以内」、「１か月超～３か月以内」、「３か月超～６か月以内」、「６か月超～１年以内」及び「１年超」の６種類。

図１－４－13　苦情申立てから処理までの期間別典型７公害の直接処理件数

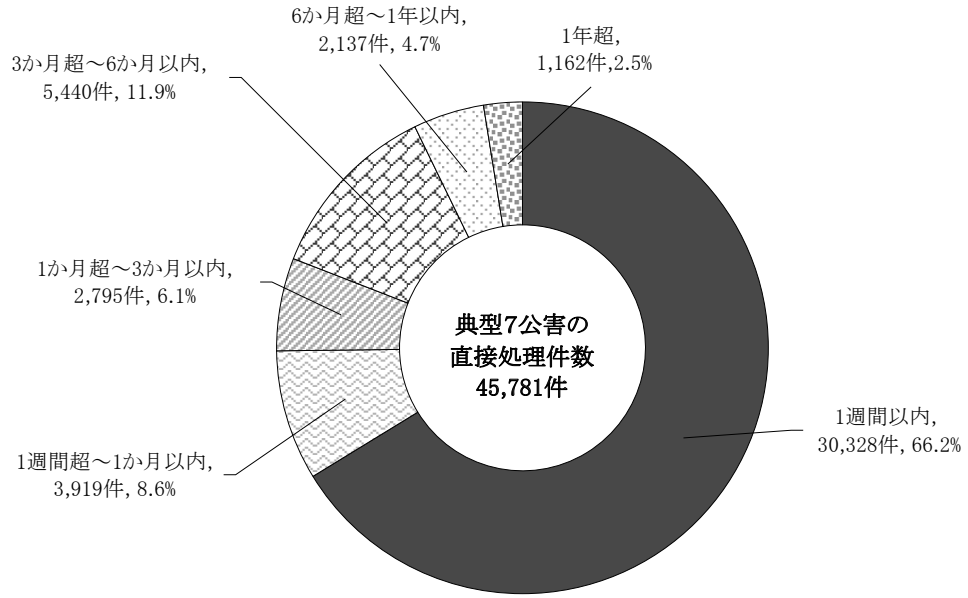

図１－４－14　典型７公害の種類別１週間以内に処理された割合

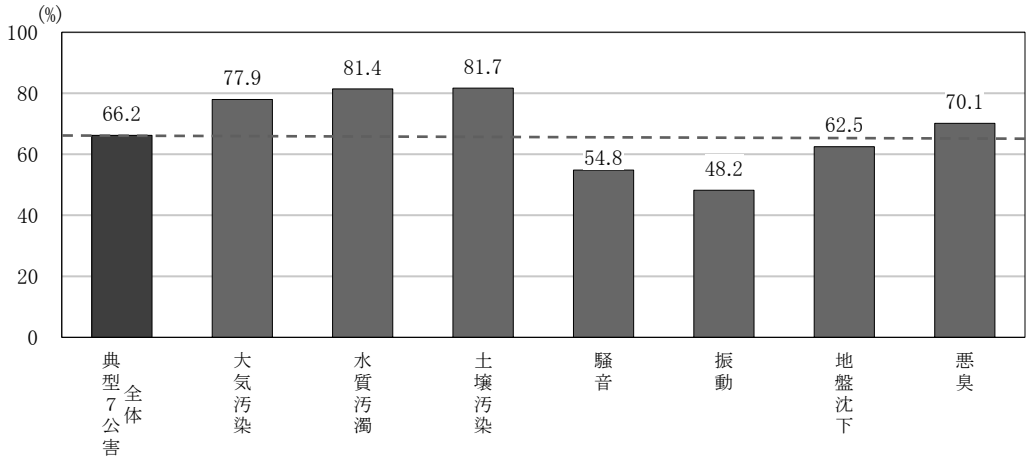

3　処理方法別典型７公害の直接処理件数

典型７公害の直接処理件数（45,781件）を処理方法[注]別にみると、「発生源側に対する行政指導が中心」が29,556件（典型７公害の直接処理件数の64.6%）、「当事者間の話合いが中心」が821件（同1.8%）、「申立人に対する説得が中心」が1,993件（同4.4%）、「原因の調査が中心」が10,189件（同22.3%）となっている（図１－４－15、表１－４－４）。

（注）処理方法の区分は、「発生源側に対する行政指導が中心」、「当事者間の話合いが中心」、「申立人に対する説得が中心」、「原因の調査が中心」及び「その他」の５種類。

図１－４－15　処理方法別典型７公害の直接処理件数

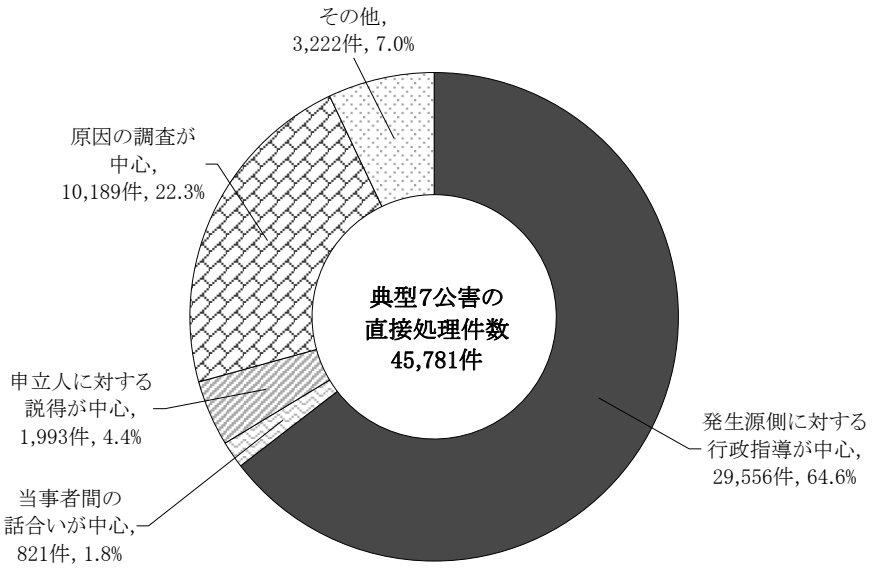

表１－４－４　処理方法別典型７公害の直接処理件数

（単位：件）

	公害の種類	合　計	発生源側に対する行政指導が中心	当事者間の話合いが中心	申立人に対する説得が中心	原因の調査が中心	その他
直接処理件数	典型７公害	45,781	29,556	821	1,993	10,189	3,222
	大気汚染	12,454	9,485	100	315	1,905	649
	水質汚濁	4,085	1,464	28	110	2,050	433
	土壌汚染	169	84	3	13	29	40
	騒音	17,861	12,143	482	942	2,884	1,410
	低周波音	243	46	19	31	121	26
	振動	2,259	1,558	56	110	388	147
	地盤沈下	16	7	1	3	3	2
	悪臭	8,937	4,815	151	500	2,930	541
構成比（%）	典型７公害	100.0	64.6	1.8	4.4	22.3	7.0
	大気汚染	100.0	76.2	0.8	2.5	15.3	5.2
	水質汚濁	100.0	35.8	0.7	2.7	50.2	10.6
	土壌汚染	100.0	49.7	1.8	7.7	17.2	23.7
	騒音	100.0	68.0	2.7	5.3	16.1	7.9
	低周波音	100.0	18.9	7.8	12.8	49.8	10.7
	振動	100.0	69.0	2.5	4.9	17.2	6.5
	地盤沈下	100.0	43.8	6.3	18.8	18.8	12.5
	悪臭	100.0	53.9	1.7	5.6	32.8	6.1

4　講じた防止対策別典型７公害の直接処理件数

典型７公害の直接処理件数（45,781 件）を講じた防止対策（注１）別にみると、「作業方法、使用方法の改善」が 20,119 件（典型７公害の直接処理件数の 43.9%）、「その他の方法で対策を講じた」が 7,315 件（同 16.0%）、「防止対策は何も講じていない」が 8,085 件（同 17.7%）、「不明」が 10,262 件（同 22.4%）となっており、防止対策を講じたもの（注２）が全体の 59.9%となっている（図１－４－16、表１－４－５）。

（注１）講じた防止対策の区分は、「作業方法、使用方法の改善」、「その他の方法で対策を講じた」、「防止対策は何も講じていない」及び「不明」の４種類。

（注２）防止対策を講じたものについては、「作業方法、使用方法の改善」及び「その他の方法で対策を講じた」の合計。

図１－４－16　講じた防止対策別典型７公害の直接処理件数

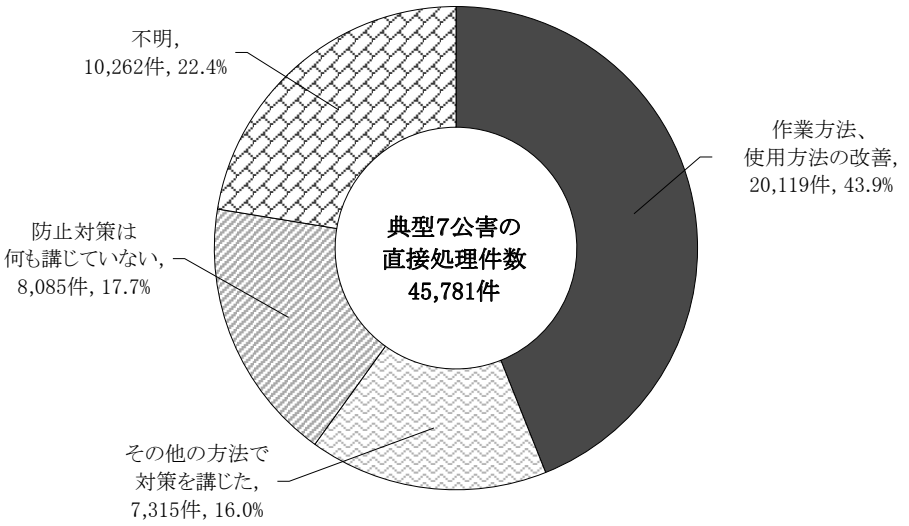

表１－４－５　講じた防止対策別典型７公害の直接処理件数

（単位：件）

公害の種類		合　計	作業方法、使用方法の改善	その他の方法で対策を講じた	防止対策は何も講じていない	不　明
直接処理件数	典型７公害	45,781	20,119	7,315	8,085	10,262
	大気汚染	12,454	6,191	2,401	1,853	2,009
	水質汚濁	4,085	1,025	1,091	1,219	750
	土壌汚染	169	60	69	29	11
	騒音	17,861	8,400	2,209	2,555	4,697
	低周波音	243	46	25	92	80
	振動	2,259	1,066	221	284	688
	地盤沈下	16	3	3	8	2
	悪臭	8,937	3,374	1,321	2,137	2,105
構成比（%）	典型７公害	100.0	43.9	16.0	17.7	22.4
	大気汚染	100.0	49.7	19.3	14.9	16.1
	水質汚濁	100.0	25.1	26.7	29.8	18.4
	土壌汚染	100.0	35.5	40.8	17.2	6.5
	騒音	100.0	47.0	12.4	14.3	26.3
	低周波音	100.0	18.9	10.3	37.9	32.9
	振動	100.0	47.2	9.8	12.6	30.5
	地盤沈下	100.0	18.8	18.8	50.0	12.5
	悪臭	100.0	37.8	14.8	23.9	23.6

５　関係の公害規制法令の違反別典型７公害の直接処理件数

典型７公害の直接処理件数（45,781件）を関係の公害規制法令（注１）の違反（注２）別にみると、「規制に関する違反」が5,329件（典型７公害の直接処理件数の11.6％）、「その他の違反」が1,808件（同3.9％）、「違反なし」が20,179件（同44.1％）、「不明」が18,465件（同40.3％）となっている（図１－４－17、表１－４－６）。

（注１）関係の公害規制法令とは、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）、騒音規制法（昭和 43 年法律第98号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）、公害防止条例などをいう。

（注２）関係の公害規制法令の違反の区分は、「規制に関する違反」、「その他の違反」、「違反なし」及び「不明」の４種類。

図１－４－17　関係の公害規制法令の違反別典型７公害の直接処理件数

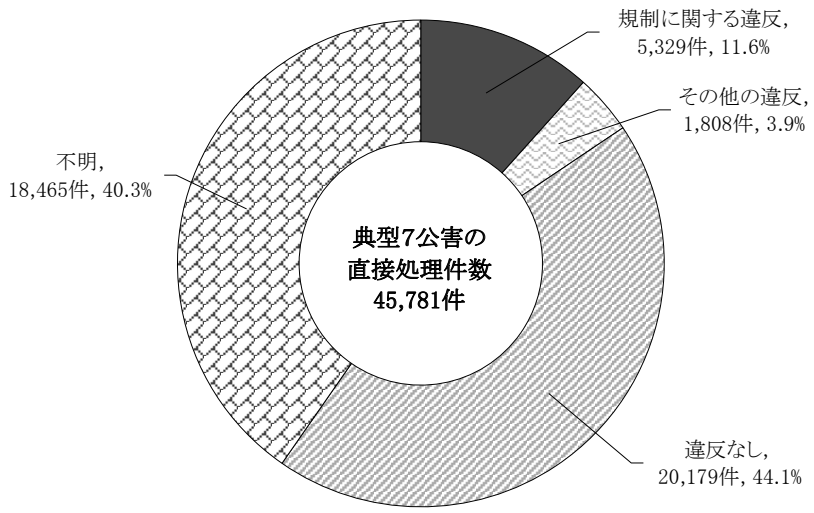

表１－４－６　関係の公害規制法令の違反別典型７公害の直接処理件数

（単位：件）

公害の種類		合　計	規制に関する違反	その他の違反	違反なし	不　明
直接処理件数	典型７公害	45,781	5,329	1,808	20,179	18,465
	大気汚染	12,454	3,300	864	4,725	3,565
	水質汚濁	4,085	272	155	1,836	1,822
	土壌汚染	169	16	10	103	40
	騒音	17,861	938	363	8,513	8,047
	低周波音	243	7	－	120	116
	振動	2,259	71	68	1,085	1,035
	地盤沈下	16	2	－	12	2
	悪臭	8,937	730	348	3,905	3,954
構成比（％）	典型７公害	100.0	11.6	3.9	44.1	40.3
	大気汚染	100.0	26.5	6.9	37.9	28.6
	水質汚濁	100.0	6.7	3.8	44.9	44.6
	土壌汚染	100.0	9.5	5.9	60.9	23.7
	騒音	100.0	5.3	2.0	47.7	45.1
	低周波音	100.0	2.9	0.0	49.4	47.7
	振動	100.0	3.1	3.0	48.0	45.8
	地盤沈下	100.0	12.5	0.0	75.0	12.5
	悪臭	100.0	8.2	3.9	43.7	44.2

第３節　公害苦情処理担当職員数

令和４年度末（令和５年３月31日）現在、47都道府県及び1,741市町村（特別区を含む。）の計1,788自治体で公害苦情の処理を担当している職員（以下「公害苦情処理担当職員」という。）の数は10,928人（専任155人、兼任10,773人）となっている（表１－４－７）。

表１－４－７　公害苦情処理担当職員数の推移

（単位：人）

	合　計			公害苦情相談員			公害苦情相談員以外の職員		
	計	専　任	兼　任	計	専　任	兼　任	計	専　任	兼　任
平成24年度	11,207	225	10,982	1,794	43	1,751	9,413	182	9,231
25	11,128	205	10,923	1,741	38	1,703	9,387	167	9,220
26	11,120	207	10,913	1,738	42	1,696	9,382	165	9,217
27	11,053	209	10,844	1,763	40	1,723	9,290	169	9,121
28	10,963	187	10,776	1,712	35	1,677	9,251	152	9,099
29	10,874	180	10,694	1,691	25	1,666	9,183	155	9,028
30	10,912	176	10,736	1,658	26	1,632	9,254	150	9,104
令和元年度	10,924	166	10,758	1,620	25	1,595	9,304	141	9,163
2	10,842	153	10,689	1,557	17	1,540	9,285	136	9,149
3	10,895	151	10,744	1,554	17	1,537	9,341	134	9,207
4	10,928	155	10,773	1,564	16	1,548	9,364	139	9,225
〔構成比（%）〕	〔100.0〕	〔1.4〕	〔98.6〕	〔14.3〕	〔0.1〕	〔14.2〕	〔85.7〕	〔1.3〕	〔84.4〕

※　本章資料「令和４年度公害苦情調査」

第５章　地方公共団体に対する指導等

第１節　公害紛争処理に関する連絡協議

公害等調整委員会及び審査会等は、公害紛争処理法によって定められた管轄に従い、それぞれ独立して紛争の処理に当たっているが、紛争の円滑な処理のためには、公害等調整委員会及び審査会等の相互の情報交換・連絡協議に努めることが必要である。

このため、公害等調整委員会では、公害問題について不断の研究を行い、多数の公害紛争の実例を検討、分析するとともに、各種会議の開催、情報・資料の提供を行うことにより、審査会等との連携を図っている。特に、近年、公害紛争の態様が変化・多様化しており、これに対応して、公害紛争の円滑な処理を図っていくため、公害紛争処理に関する共通の問題について、公害等調整委員会及び審査会等が積極的に情報・意見の交換を行うなどして、相互の連携の一層の強化に努めている。

１　会議の開催

(1) 公害紛争処理連絡協議会の開催

公害等調整委員会では、都道府県公害審査会会長等を対象に、公害紛争に関する特定の問題について情報・意見の交換等を行うことにより、職務の執行に関し共通の理解を持ち、公害紛争処理制度の円滑な運営を図るため、公害紛争処理連絡協議会を開催している。

令和５年度は、６月１日に第53回協議会を開催した。

(2) 公害紛争処理関係ブロック会議の開催

公害等調整委員会では、各都道府県の公害紛争処理担当職員を対象に、各都道府県における公害紛争の動向等についての情報・意見の交換等を行うことにより、公害紛争処理事務の円滑な実施に資するため、全国を６ブロック（北海道・東北、関東・甲信越・静岡、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州・沖縄）に分け、ブロックごとに毎年度、公害紛争処理関係ブロック会議を開催している。

令和５年度は、10月中旬から12月上旬にかけて第54回会議を、北海道、静岡県、福井県、奈良県、香川県及び宮崎県で開催した。

２　情報・資料の提供

公害等調整委員会及び審査会等における個々の事件の具体的な処理経過、問題となった点等について整理及び分析することは、類似の事件を処理する上で参考となり、また、公害紛争の動向を知る上でも不可欠である。

このため、公害等調整委員会では、審査会等から公害紛争事件について、受付及び終結の段階で報告を聴取し、公害等調整委員会の事件と併せて整理及び分析し、審査会等に情報・資料の提供を行っている。

第２節　公害苦情処理に関する指導等

公害紛争処理法では、公害苦情の処理は地方公共団体の責務とされ、また、公害等調整委員会は、地方公共団体が行う公害に関する苦情の処理について指導等を行うこととされている。

このため、公害等調整委員会では、苦情の件数、処理の実態等を把握するために必要な調査を行うとともに、公害苦情相談員等ブロック会議の開催、地方公共団体に対する情報・資料の提供を行うなどしている。

１　公害苦情相談員等ブロック会議の開催

公害等調整委員会では、市（原則として人口５万人以上）及び特別区の公害苦情相談員等を対象に、公害苦情相談の動向等についての情報・意見の交換等を行うことにより、公害苦情相談の適切な処理の促進に資するため、全国を６ブロック（ブロックの区分は前節１（2）と同じ。）に分け、ブロックごとに毎年度、公害苦情相談員等ブロック会議を開催している。

令和５年度は、10月中旬から12月上旬にかけて第48回会議を、札幌市、静岡市、福井市、奈良市、高松市及び宮崎市で開催した。

２　情報・資料の提供等

(1) 情報・資料の提供

公害苦情の相談を担当する職員が苦情を迅速かつ適正に処理する上で、既に解決された具体的事例を参考とすることは大いに有用である。

このため、公害等調整委員会では、都道府県の協力を得て、既に解決した公害苦情相談事例の処理経過、問題となった点等についての情報を収集、整理及び分析し、都道府県及び市区町村の担当者に情報・資料の提供を行っている。

(2) 公害苦情調査の実施

公害苦情処理事務を適切に運営する上で、全国の公害苦情の実態を明らかにすることは極めて重要である。

このため、公害等調整委員会では、全国の地方公共団体の「公害苦情相談窓口」へ寄せられた苦情について、その件数や処理状況等を統計的に把握し、毎年度、「公害苦情調査」の結果報告書を取りまとめ、公表している。

令和５年12月に、令和４年度の結果報告書を公表した（調査結果の概要については第１編第４章参照）。

第２編
鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律等に基づく事務の処理

第１章　鉱業等に係る土地利用調整制度の概要

公害等調整委員会（昭和47年６月30日以前は土地調整委員会。以下本編において同じ。）は、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図るため、鉱区禁止地域の指定、鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定を行い、また、土地利用の複雑・多様化に対応して、土地利用に関する行政庁の適正な処分を確保するため、主務大臣からの意見照会への回答等を行っている。

このような土地利用の調整に関する事務については、公益的な観点から一定の土地をどのように利用するのが最も適当であるかという判断に関するものであることから、公正・中立性が必要であること、関係する範囲が極めて広範にわたり専門的知識が必要であること、独立の権能を持ち、行政機関として最終的な決定を行う必要があること等から、総務省の外局として設置されている行政委員会である公害等調整委員会が処理に当たっている。

個々の制度の概要は、次のとおりである。

第１節　鉱区禁止地域の指定制度

１　鉱業と一般公益又は他産業との調整の必要性

鉱物資源の乏しい我が国においては、国内の鉱物資源の開発及び有効利用は国民経済上極めて重要であるが、国土が狭小であることから、有用な鉱物資源の埋蔵される地域にダム、農業用水池、温泉源等が存在する場合や、その地域が景勝地であることも多い。このような場合、鉱業と一般公益又は農業、林業若しくはその他の産業との調整が必要である。そこで、当該地域を鉱業と一般公益又はその他の産業とのいずれの利用に供するのが適当かという見地から、鉱区禁止地域を指定する手続（鉱区禁止地域の指定制度）が、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）及び鉱業法（昭和25年法律第289号）により設けられている。

２　鉱区禁止地域の指定制度

本制度は、公害等調整委員会が、各大臣又は都道府県知事の請求に基づき、鉱業法の所管大臣である経済産業大臣の意見を聴き、公聴会を開いて一般の意見を求め、利害関係人を審問した上で、請求地域において鉱物を掘採することが一般公益又は農業、林業若しくはその他の産業と対比して適当でないと認めるときは、当該地域を鉱区禁止地域として指定し、また、同様の手続によりその指定を解除する制度である（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第22条～第24条の２）（図２－１－１）。

また、鉱区禁止地域の指定が既存の鉱業権の効力を否定するものでないことから、公害等調整委員会は、鉱区禁止地域を指定した場合において、当該地域内における指定された鉱物を目的とする鉱業権が既に設定されており、当該鉱物の掘採が著しく公共の福祉に反するようになっていると認めるときは、経済産業大臣に対し、当該地域内に存する当該鉱物を目的とする鉱業権の取消し等の処分をすべきことを勧告することができるとされている（鉱業法第15条第２項）。

図２－１－１　鉱区禁止地域の指定制度

第２節　鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定制度

公害等調整委員会は、鉱業法、採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）等の法律に基づき、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業とのいずれかの利益に係る行政処分に対する不服の裁定を行うことを通じ、鉱業等に係る土地利用の調整を図っている（表２－１－１）。

本制度は鉱業等に係る土地利用の調整を図るためのものであることから、鉱業法、採石法及び砂利採取法以外の法律に基づく行政処分に対する不服の裁定については、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業（河川法（昭和39年法律第167号）については鉱業又は採石業）との調整に関するものである場合に限られている。

不服の裁定の申請をすることができる場合には、行政不服申立てに関する一般法である行政不服審査法（平成26年法律第68号）の適用が除外され、専ら公害等調整委員会が、意見陳述、証拠調べ等の準司法的な手続を進めることとなる。

また、裁定の申請は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げないが、裁定の申請があった場合において、処分の効力、処分の執行又は手続の続行によって生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があるときは、裁定委員会は、申立てにより、決定で処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止をすることができる（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第27条）。

さらに、公害等調整委員会の裁定又は裁定の申請の却下の決定に対し不服のある場合には、国を被告として、東京高等裁判所に訴えを提起することができることとされており、その訴訟においては、裁定委員会が認定した事実については、これを立証する実質的な証拠があるときには裁判所を拘束する（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第49条～第58条）（図２－１－２）。

表２－１－１　不服の裁定を規定する法律等

	（不服の裁定を規定する法律及びその条項）		（対象となる主な行政処分及びその処分庁）	
①	鉱業法 （昭和 25 年法律第 289 号）	第 133 条	鉱業権設定の許可	経済産業大臣又は経済産業局長
②	採石法 （昭和 25 年法律第 291 号）	第 39 条第１項	岩石採取計画の認可	都道府県知事又は政令市市長
③	森林法 （昭和 26 年法律第 249 号）	第 190 条第１項	保安林内における土石の採掘の許可	都道府県知事
④	農地法 （昭和 27 年法律第 229 号）	第 53 条第２項	農地転用の許可	都道府県知事
⑤	海岸法 （昭和 31 年法律第 101 号）	第 39 条の２第１項	海岸保全区域における土石採取の許可	海岸管理者
⑥	自然公園法 （昭和 32 年法律第 161 号）	第 63 条第１項 第 78 条	国立公園の特別地域内における鉱物の掘採の許可	環境大臣
⑦	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 （昭和 32 年法律第 166 号）	第 51 条の 34 第１項	指定廃棄物埋設区域内における土地の掘削の許可	原子力規制委員会
⑧	地すべり等防止法 （昭和 33 年法律第 30 号）	第 50 条第１項	地すべり防止区域内における地下水の排除を阻害する行為の許可	都道府県知事
⑨	河川法 （昭和 39 年法律第 167 号）	第 97 条第４項	河川区域内における土石の採取の許可	河川管理者
⑩	砂利採取法 （昭和 43 年法律第 74 号）	第 40 条第１項	砂利採取計画の認可	都道府県知事又は政令市市長
⑪	都市計画法 （昭和 43 年法律第 100 号）	第 51 条第１項 第 58 条第２項	都市計画区域内における開発行為の許可	都道府県知事
	景観法 （平成 16 年法律第 110 号）	第 73 条第２項 第 75 条第３項	景観地区内における開発行為の規制に係る処分	市町村
⑫	自然環境保全法 （昭和 47 年法律第 85 号）	第 32 条第１項 第 35 条の 11 第 46 条第３項	自然環境保全地域の特別地区又は沖合海底自然環境保全地域の沖合海底特別地区内における鉱物の掘採の許可	環境大臣
⑬	都市緑地法 （昭和 48 年法律第 72 号）	第 33 条第１項	緑地保全地域内における鉱物の掘採の禁止	都道府県知事
⑭	湖沼水質保全特別措置法 （昭和 59 年法律第 61 号）	第 33 条第１項	湖辺環境保護地区内における鉱物の掘採の禁止	都道府県知事
⑮	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 （平成４年法律第 75 号）	第 43 条第１項	生息地等保護区の管理地区内における鉱物の採掘の許可	環境大臣
⑯	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律 （平成 12 年法律第 117 号）	第 26 条第１項	最終処分施設の保護区域内における土地の掘削の許可	経済産業大臣

図２－１－２　不服の裁定手続の流れ

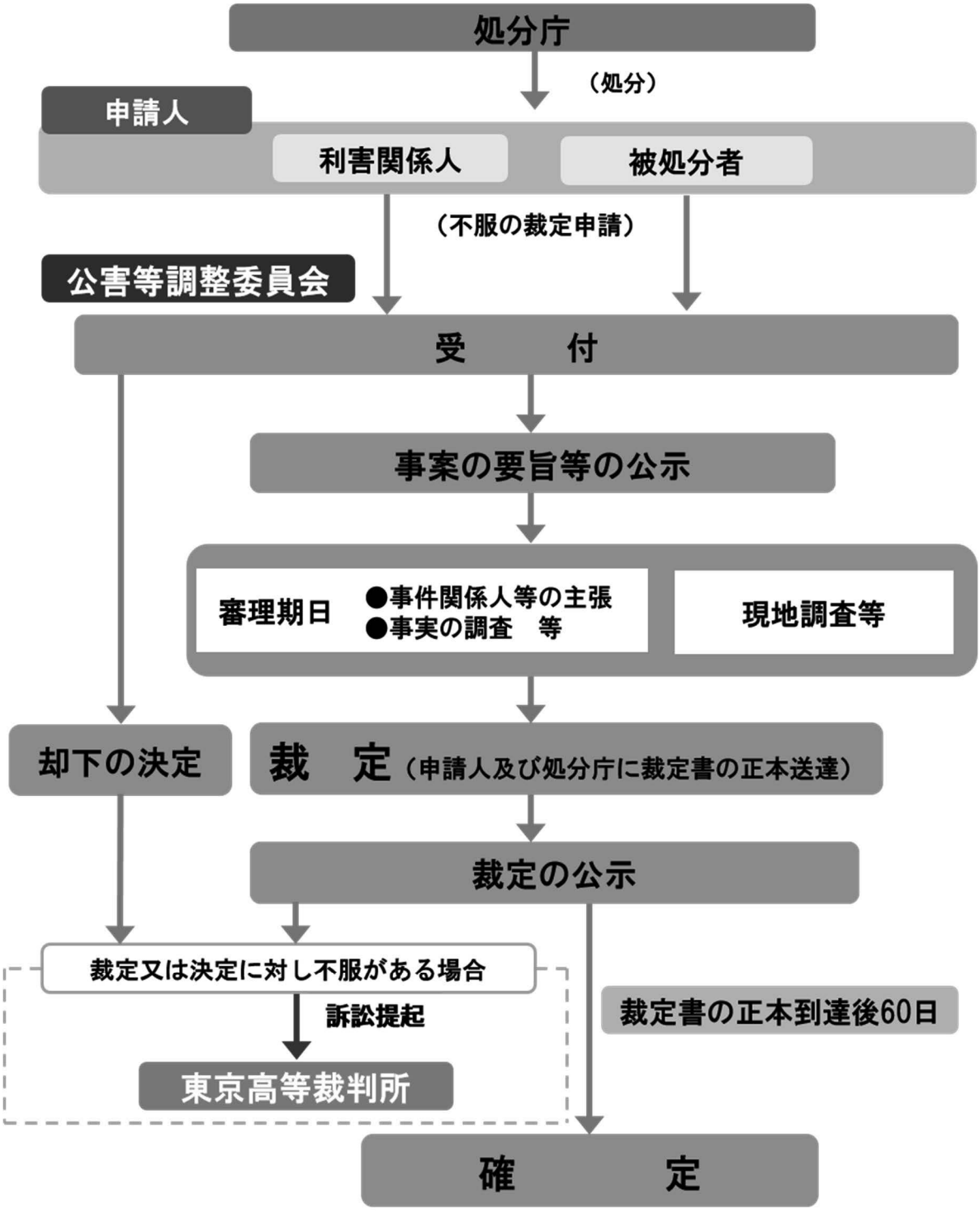

第３節　土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等の制度

土地利用の複雑・多様化に対応して、土地利用に関する行政庁の適正な処分を確保するため、土地収用法（昭和26年法律第219号）、鉱業法等に基づき、公害等調整委員会は、主務大臣等が裁決等を行う場合に、意見照会への回答、承認等を行っている。

なお､土地収用法第131条第１項に基づく国土交通大臣からの意見照会への回答事務に当たっては、行政不服審査法の趣旨を踏まえ、口頭で意見を述べる機会を付与する、主張書面等の提出及び提出資料の閲覧等を認める、回答の写しを審査請求人へ送付し回答の内容を公表するなど、国民の権利利益の救済及び行政の適正な運営の確保に努めている。

１　土地収用法に基づく国土交通大臣からの意見照会への回答

土地収用法に基づき、国土交通大臣が次の処分をしようとするときは、あらかじめ公害等調整委員会の意見を聴かなければならない（土地収用法第27条第２項、第131条第１項）。

(1) 都道府県知事が事業認定を拒否した場合における国土交通大臣への事業認定の申請に対する処分

(2) 国土交通大臣（土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第33号）第26条の規定に基づき、地方整備局長及び北海道開発局長に権限が委任された場合を含む。）の事業認定に関する処分又は収用委員会の裁決についての審査請求に対する裁決

２　鉱業に関する掘採制限に係る決定に対する承認

鉱業権者等が鉄道その他の公共施設及び建物の地表地下とも50メートル以内の場所における鉱物の掘採についてその管理人の承諾を得られず、経済産業大臣にその決定を申請した場合において、経済産業大臣が決定をしようとするときは、あらかじめ公害等調整委員会の承認を得なければならない（鉱業法第64条の２第３項、第87条）。

３　採石権の設定等の決定に対する承認

採石権の設定、採石権の存続期間の更新等に関し、当事者間の協議不能又は協議不調のため、経済産業局長に対しその決定の申請をした場合等において、経済産業局長が決定をしようとするときは､あらかじめ公害等調整委員会の承認を得なければならない(採石法第18条、第30条）。

４　文化財保護法に基づく文化庁長官との協議

文化財の保存のための処分に対する審査請求のうち、鉱業又は採石業との調整に係るものについては、文化庁長官は、これを却下する場合を除き、あらかじめ公害等調整委員会に協議した上、裁決をしなければならない（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第159条第１項）。

第２章　鉱区禁止地域の指定

本制度が施行された昭和26年１月から令和５年度末までに指定した鉱区禁止地域は、244地域、総面積682,820ヘクタールとなっている。これらの地域を主な指定理由別にみると、ダム及び貯水池・水源の保全を理由とするものが163地域と最も多い。なお、指定を解除したものはない（図２－２－１、表２－２－１、付録３参照）。

図２－２－１　鉱区禁止地域指定箇所

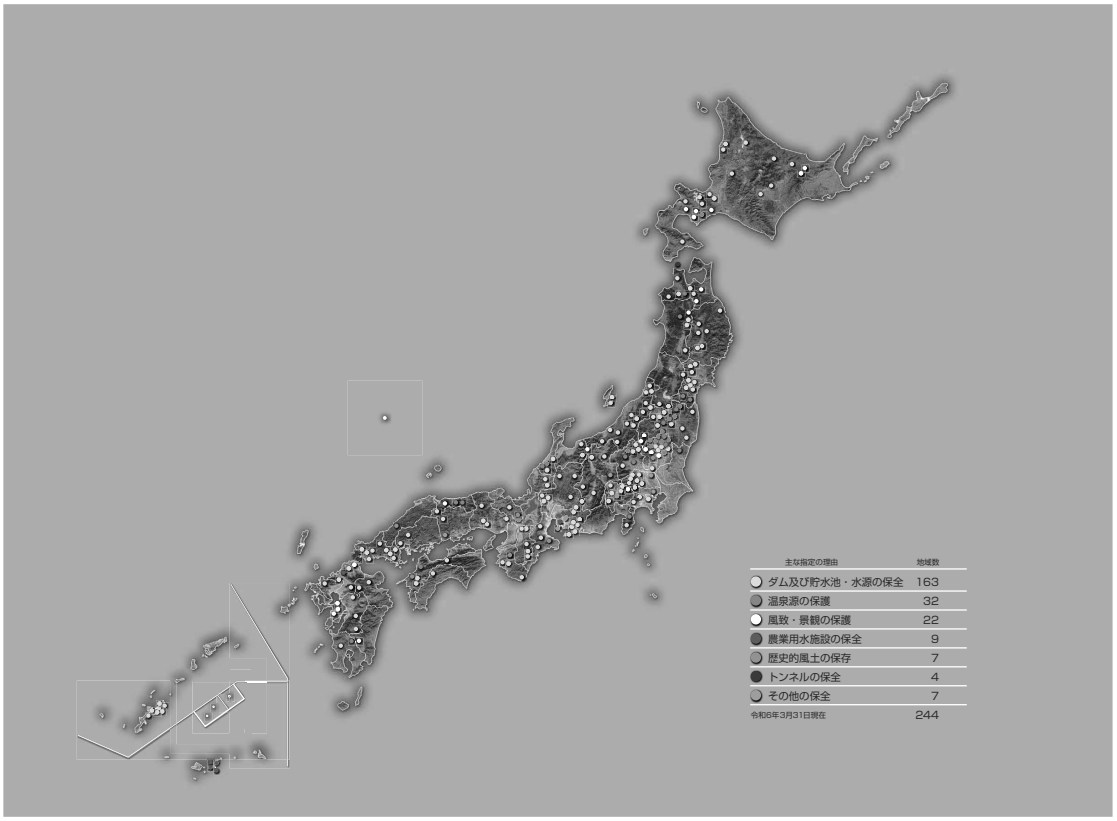

表２－２－１　主な指定理由別鉱区禁止地域指定状況

（令和６年３月31日現在）

（単位：件）

主な指定理由	指定地域数	年次別内訳（年度）						
		昭和26～35	36～45	46～55	平成56～2	3～12	13～22	23～
1　ダム及び貯水池・水源の保全	163	29	43	54	27	4	6	0
2　温泉源の保護	32	28	4	0	0	0	0	0
3　風致・景観の保護	22	13	8	1	0	0	0	0
4　農業用水施設(ため池等)の保全	9	5	0	0	0	4	0	0
5　歴史的風土の保存	7	5	0	0	1	0	1	0
6　トンネル（鉄道施設等）の保全	4	2	0	2	0	0	0	0
7　その他の保全	7	5	0	0	2	0	0	0
合　　計	244	87	55	57	30	8	7	0

第３章　鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定

本制度が施行された昭和26年１月から令和５年度末までに163件の不服の裁定事件が係属し、163件が終結している。これを関係法律別にみると、採石法関係が最も多くなっている（表２－３－１、付録４参照）。

令和５年度に係属した不服の裁定事件は、５年度に新たに受け付けた１件であり、この１件が５年度中に終結した（表２－３－２）。

表２－３－１　関係法律別不服の裁定事件処理状況

（令和６年３月31日現在）

（単位：件）

関係法律＼処分区分	認　容	棄　却	却　下	取下げ	他	計
鉱　業　法	1	12	4	14	0	31
採　石　法	5	18	2	28	0	53
森　林　法	0	1	4	3	0	8
農　地　法	0	1	2	0	1	4
海　岸　法	0	1	0	2	0	3
自然公園法	0	5	0	4	0	9
河　川　法	0	1	1	0	0	2
砂利採取法	6	15	5	17	0	43
都市計画法	0	7	0	1	0	8
そ　の　他	0	0	2	0	0	2
計	12	61	20	69	1	163

（注）１　集計対象期間は、昭和26年１月31日～令和６年３月31日である。
２　関係法律が重複する場合は、主な関係法律に区分した。
３　鉱業法の認容の１件は、一部認容・一部却下のものである。
４　採石法の棄却のうち３件は、一部棄却・一部却下のものである。
５　自然公園法の棄却のうち１件は、一部棄却・一部却下のものである。
６　都市計画法の棄却のうち２件は、一部棄却・一部却下のものである。
７　森林法の棄却の１件は、一部棄却・一部却下のものである。
８　処分区分の他の１件は、送付である。

表２－３－２　令和５年度に係属した不服の裁定事件一覧

事件番号	事　　件　　名	申　請　人 （参加申立人）	処 分 庁	申　　請 （参加申立） 受付年月日	処理状況
令和５年 （フ） 第１号	岐阜県本巣市曽井中島字南原地内の砂利採取計画変更不認可処分に対する取消裁定申請事件	岐阜県業者 １社	岐阜県 知事	令和 5．9.11	令和 5.12．5 認容

第１節　令和５年度に係属した不服の裁定事件

令和５年度に係属した不服の裁定事件は、次のとおりである。

１　岐阜県本巣市曽井中島字南原地内の砂利採取計画変更不認可処分に対する取消裁定申請事件

（公調委令和５年（フ）第１号事件）

(1) 原処分の概要

岐阜県知事（以下「処分庁」という。）は、申請人からなされた岐阜県本巣市曽井中島字南原地内における砂利採取法第 20 条第１項に基づく砂利採取計画変更認可申請（計画期間を１年６か月から２年に変更する申請）に対し、岐阜県砂利採取計画認可基準の第２の２の「確実に採取跡地作業が実施されると認められる場合」との要件を満たさないことを理由に、令和５年６月 13 日付けで同砂利採取計画変更を認可しないとの処分(以下「本件不認可処分」という。)を行った。

(2) 申請の概要

申請人は、処分庁の行った本件不認可処分は違法であるとして、令和５年９月11日付けで同処分の取消しを求めて裁定を申請した。

(3) 手続等の概要

裁定委員会は、令和５年10月２日、裁定申請書の副本を処分庁に送達し、審理手続を開始した。その後、１回の現地審理期日を開催するなど、審理手続を進め、令和５年12月５日付けで裁定を行い、本事件は終結した。

本件手続の経過は、次のとおりである。

令和５年９月11日　裁定申請受付
10月２日　審理手続開始
11月22日　第１回現地審理期日（名古屋市）
12月５日　裁定(認容)
12月７日　裁定書の正本を申請人及び処分庁に送達
12月22日　裁定の官報公示(公害等調整委員会公示第２号)

(4) 裁定書

裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委令和５年（フ）第１号岐阜県本巣市曽井中島字南原地内の砂利採取計画変更不認可処分に対する取消裁定申請事件

裁　　定

（当事者省略）

主　　文

処分庁が申請人に対して令和５年６月１３日付けでした砂利採取計画変更不認可処分(岐阜県指令岐産第２２号）を取り消す。

事 実 及 び 理 由

第１　当事者の求める裁定

1　申請人

主文と同旨

2　処分庁

（1）本案前の答弁

本件裁定申請を却下する。

（2）本案に対する答弁

申請人の本件裁定申請を棄却する。

第２　事案の概要

本件は、砂利採取業を営む申請人が、処分庁に対し、砂利採取法２０条１項に基づき、既に期間を１年６か月として同法１６条に基づく認可を受けていた砂利採取計画の期間を６か月延長する旨の変更認可申請（以下「本件変更認可申請」という。）をしたところ、処分庁が、本件変更認可申請を不認可とする処分（以下「本件不認可処分」という。）をしたことから、申請人が、本件不認可処分は違法であると主張して、同法４０条１項に基づき、本件不認可処分の取消しを求める事案である。

（以下省略）

（裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ
https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html　から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→　４つ目のタイトルバー「鉱業等に係る行政処分に対する不服裁定制度」→「終結した不服裁定」を選択して該当する事件を参照）

第４章 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等

本制度が施行された昭和26年12月から令和５年度末までに、1,183件の意見照会への回答事案等が終結している。令和５年度に係属した事案は、前年度から繰り越された３件と５年度に新たに受け付けた113件（同一事案についての107件を含む。）の計116件であり、このうち９件が５年度中に処理（取下げ２件を含む。）され、残りの107件が翌年度に繰り越された（表２－４－１）。

表２－４－１　意見照会への回答等の処理件数

	令和６年３月末現在		（参考）５年度係属件数
	処理件数	５年度処理件数	
総数（昭和 26 年から令和６年３月末までに終結したもの）	1,183	9	116
土地収用法に基づく事業認定、収用裁決等の処分に対する審査請求に関する意見照会（国土交通大臣）	1,169	9	116
事業認定に関する処分に対する審査請求に関する意見照会（処分庁　国土交通大臣等）	256	0	0
事業認定に関する処分に対する審査請求に関する意見照会（処分庁　都道府県知事）	19	0	0
収用委員会の裁決に対する審査請求に関する意見照会	894	9	116
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和 27 年法律第 140 号。以下「駐留軍用地特措法」という。）に基づく土地等の使用又は収用の認定、収用裁決等の処分に対する審査請求に関する意見照会（防衛大臣）	2	0	0
鉱業法に基づく承認申請（公共施設等の周辺での鉱物掘採の際に必要な管理人の承諾に代わる経済産業局長の決定について）（経済産業大臣）	1	0	0
採石法に基づく承認申請（採石権の設定等及び採石権設定に代わる土地買取り等についての経済産業局長の決定について）（経済産業局長）	9	0	0
森林法に基づく森林から木材等を搬出する者の土地使用に関する都道府県知事の認可、裁定等の処分に対する不服申立てに関する意見照会（農林水産大臣）	2	－	－

（注）１　「事業認定に関する処分に対する審査請求に関する意見照会」欄の「国土交通大臣等」は、土地収用法施行規則第26条の規定に基づき、地方整備局長及び北海道開発局長に権限が委任された場合を含む。
２　駐留軍用地特措法に基づく土地等の使用又は収用に関しては、土地収用法第131条等の規定が適用される（駐留軍用地特措法第14条）。
３　森林法に基づく意見照会については、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号。平成12年４月１日施行）により廃止。

第１節　令和５年度に係属した意見照会事案

令和５年度に係属した意見照会事案の概要は、次のとおりである。

１　公調委令和５年（イ）第１号事件

（道路事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

⑴ 事　案　の　概　要　本件は、道路事業に係る土地収用法第47条の２第１項の規定に基づく権利取得裁決及び明渡裁決に対し、収用対象地の所有者である審査請求人が、本件裁決のうち残地収用に関する部分の取消しを求め、国土交通大臣に対し審査請求したものである。

⑵ 審　査　請　求　人　土地所有者１人

⑶ 審査請求のあった日　令和３年８月 19 日

⑷ 意見照会の受付日　令和５年２月９日

⑸ 回　　答　　日　令和５年６月 28 日

⑹ 回　答　内　容　本件審査請求は理由があるものと考える。

２　公調委令和５年（イ）第２号事件

（公園事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

⑴ 事　案　の　概　要　本件は、公園事業に係る土地収用法第47条の２第１項の規定に基づく権利取得裁決及び明渡裁決に対し、収用対象地の所有者である審査請求人が、事業認定に違法があること等を理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対し審査請求したものである。

⑵ 審　査　請　求　人　土地所有者１社

⑶ 審査請求のあった日　令和元年８月９日

⑷ 意見照会の受付日　令和５年２月９日

⑸ 回　　答　　日　令和５年８月 21 日

⑹ 回　答　内　容　本件審査請求のうち、明渡裁決の取消しを求める請求は却下し、権利取得裁決の取消しを求める請求は棄却すべきである。

３　公調委令和５年（イ）第３号事件

（道路事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

⑴ 事　案　の　概　要　本件は、道路事業に係る土地収用法第47条の２第１項の規定に基づく権利取得裁決及び明渡裁決に対し、収用対象地の所有者兼関係人である審査請求人らが、土地及び物件の

所有者等の認定に瑕疵があること等を理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対し審査請求したものである。

⑵ 審査請求人　土地所有者兼関係人２人

⑶ 審査請求のあった日　令和元年 12 月 30 日

⑷ 意見照会の受付日　令和５年２月９日

⑸ 回答日　令和５年 10 月 18 日

⑹ 回答内容　本件審査請求は棄却すべきである。

４　公調委令和５年（イ）第４号事件

（道路事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

⑴ 事案の概要　本件は、道路事業に係る土地収用法第47条の２第１項の規定に基づく権利取得裁決及び明渡裁決に対し、収用対象地の所有者である審査請求人が、起業者による住民説明会の通知が無かったこと、それによって損害を被ったこと等を理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対し審査請求したものである。

⑵ 審査請求人　土地所有者１人

⑶ 審査請求のあった日　令和２年８月31日

⑷ 意見照会の受付日　令和５年４月27日

⑸ 回答日　令和５年11月16日

⑹ 回答内容　本件審査請求は、理由がないものと考える。

５　公調委令和５年（イ）第５号事件

（道路事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

⑴ 事案の概要　本件は、道路事業に係る土地収用法第47条の２第１項の規定に基づく権利取得裁決及び明渡裁決に対し、収用対象地の所有者である審査請求人らが、本件事業対象地の収用に伴い残地となる土地について、従来利用してきた目的に供することは著しく困難であり、残地収用の請求を認めなかった本件裁決に違法があること等を理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対し審査請求したものである。

⑵ 審査請求人　土地所有者３人

⑶ 審査請求のあった日　令和４年１月16日

⑷ 意見照会の受付日　令和５年７月６日

⑸ 回答日　令和６年１月26日

⑹ 回答内容　本件審査請求のうち、本件裁決が本件事業対象地の収用に伴い残地となる土地を収用する土地及び明け渡すべき土地の区域に含めなかったことに係る部分は理由があるが、その

余は、いずれも理由がないものと考える。

６　公調委令和５年（イ）第６号事件

（道路事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

⑴ 事案の概要　本件は、道路事業に係る土地収用法第47条の２第１項の規定に基づく権利取得裁決及び明渡裁決に対し、収用対象地の所有者である審査請求人が、本件事業対象地の収用に伴い残地となる土地について、従来利用してきた目的に供することは不可能であり、処分庁が残地収用の請求を認めないことは法の趣旨に反することを理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対し審査請求したものである。

⑵ 審査請求人　土地所有者１人

⑶ 審査請求のあった日　令和４年１月16日

⑷ 意見照会の受付日　令和５年７月６日

⑸ 回答日　令和６年１月25日

⑹ 回答内容　本件審査請求のうち、本件裁決が本件事業対象地の収用に伴い残地となる土地を収用する土地及び明け渡すべき土地の区域に含めなかったことに係る部分は理由があるが、その余は、理由がないものと考える。

７～111　公調委令和５年（イ）第７号～第106号及び第109号～第113号事件（計105件）

（ダム建設工事及びこれに伴う道路付替工事に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

⑴ 審査請求人　土地所有者等各１人（計105人）

⑵ 審査請求のあった日　令和元年７月３日

⑶ 意見照会の受付日　令和５年７月６日

112、113　公調委令和５年（イ）第107号及び第108号事件（計２件）

（ダム建設工事及びこれに伴う道路付替工事に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

⑴ 審査請求人　土地所有者各１人（計２人）

⑵ 審査請求のあった日　令和元年７月３日

⑶ 意見照会の受付日　令和５年７月６日

⑷ 審査請求の取下げ　令和５年10月７日

⑸ 意見照会の取下げ　令和５年10月25日

114　公調委令和５年（イ）第114号事件

（道路改築工事及び農業用水路付替工事に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

⑴ 事　案　の　概　要　本件は、道路改築工事及び農業用水路付替工事に係る土地収用法第47条の２第１項の規定に基づく権利取得裁決及び明渡裁決に対し、使用対象地の所有者である審査請求人が、使用する土地の必要性、区域についての判断に違法があること等を理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対し審査請求したものである。

⑵ 審　査　請　求　人　土地所有者１人

⑶ 審査請求のあった日　令和４年10月25日

⑷ 意見照会の受付日　令和５年10月６日

⑸ 回　　答　　日　令和５年11月１日

⑹ 回　答　内　容　本件審査請求は理由がないものと考える。

115　公調委令和６年（イ）第１号事件

（道路事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

⑴ 審　査　請　求　人　土地所有者１社、関係人１社

⑵ 審査請求のあった日　令和５年１月20日

⑶ 意見照会の受付日　令和６年１月16日

116　公調委令和６年（イ）第２号事件

（道路新設工事並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

⑴ 審　査　請　求　人　土地所有者１人

⑵ 審査請求のあった日　令和５年７月30日

⑶ 意見照会の受付日　令和６年３月21日

付録１　公害等調整委員会に係属した公害紛争事件一覧

凡　例

１　令和６年３月31日までに受け付けた事件を収録した。

２　事件の表示について

終結区分における「引継ぎ」、「移送」及び「回付」は次のとおり。

「引継ぎ」：公害等調整委員会は、その調停に係る事件について、相当と認める理由があるときは、当事者の同意を得、かつ、都道府県の審査会等と協議した上、事件を関係都道府県の審査会等に引き継ぐことができる（公害紛争処理法第38条）。

「移　送」：公害等調整委員会は、事件がその管轄に属しないと認めるときは、当該事件を管轄審査会等に移送する（公害紛争処理法第25条）。

「回　付」：公害等調整委員会が県際事件の申請を直接受けた場合は、公害紛争処理法第24条、第27条の趣旨から、移送手続は採らずに、当該事件をいずれか一の都道府県知事に回付する。

あっせん事件

事件番号	事　件	申請受付年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結年月日	終結区分
平成６年(ア)第１号	北陸新幹線騒音防止等あっせん申請事件	6. 9. 8	長野県住民12人	日本鉄道建設公団外２人	①防音措置 ②道路付替計画の変更	6.12.21	あっせん打切り
平成14年(ア)第１号 外１件	尼崎市大気汚染被害防止あっせん申請事件	14.10.15 15. 5.14	兵庫県住民21人	国（代表者国土交通大臣） 阪神高速道路公団	大阪高等裁判所における和解条項の履行	15. 6.26	あっせん成立

調停事件

事件番号	事　件	申請受付年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結年月日	終結区分
昭和46年(調)第１号 外１件	鹿児島湾における真珠養殖不能に係る損害賠償調停申請事件	46. 1.21 46. 3.31 (引継ぎ)	真珠養殖会社	石油基地	賠償請求（約４億7000万円）	46. 1.25 48. 3. 2	移送 取下げ（和解成立）
昭和46年(調)第３号	香川県三豊郡地先海域における製紙・パルプ工場排水による漁業被害に係る損害賠償等調停申請事件	46.10.11	香川県漁民1,390人	製紙・パルプ会社72社	①賠償請求（約10億2000万円） ②海底堆積物の撤去等	47.10.17	調停成立
昭和46年(調)第４号 外620件	不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件	46.12.24 ～ 4.5.30	水俣病認定患者等1,557人	化学肥料等製造会社等	賠償請求	47. 2.21 ～ 5.2.3	調停成立1,467人 取下げ等90人
昭和47年(調)第８号 外３件	渡良瀬川沿岸における鉱毒による農作物被害に係る損害賠償調停申請事件	47. 3.31 ～48. 6.15	群馬県農民971人	鉱業会社	賠償請求（約39億円）	49. 5.11	調停成立
昭和49年(調)第22号 外１件		49.11.15 51. 8.27	群馬県農民36人		賠償請求（約6000万円）	52.12.23	取下げ（和解成立）
昭和48年(調)第１号 外22件	大阪国際空港騒音調停申請事件	48. 2.15 ～51. 2.10	兵庫県等住民20,138人	国（代表者運輸大臣）	①飛行場使用差止め ②騒音対策 ③賠償請求	50.10.28 11.14 53. 3.16 3.28 55. 6.30 7.16 61.12.23	騒音対策について一部調停成立 賠償請求について一部調停成立 飛行場使用差止めについて一部調停成立 調停成立
昭和48年(調)第31号	徳山湾における漁業被害に係る損害賠償等調停申請事件	48.11.29	山口県漁民232人	徳山湾東海域臨海企業12社	①海底堆積物の撤去 ②汚水排出差止め ③賠償請求（約10億1000万円）	50. 6. 2	調停成立
昭和50年(調)第５号		50. 4. 9	山口県漁民377人	徳山湾西海域沿岸企業10社	①海底堆積物の撤去 ②汚水排出差止め ③賠償請求（約11億円）	51. 8.24	調停成立
昭和53年(調)第25号	大阪国際空港騒音対策防音工事調停申請事件	53. 4.12	大阪府住民２人	国（代表者運輸大臣）	家屋の防音工事の施工	53.10.11	調停打切り

事件番号	事　　件	申請受付	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終　結	終結区分
昭和56年(調) 第16号	大阪国際空港騒音調停申請事件	56. 4.30	兵庫県住民592人	国（代表者運輸大臣）	①航空機騒音に係る環境基準の達成 ②飛行場使用差止め ③騒音対策 ④賠償請求	62. 4.23	取下げ
昭和56年(調) 第33号	仙台湾養殖海苔被害等調停申請事件	56.10.27	仙台市	漁業協同組合	漁業被害等に係る被申請人に対する債務不存在の確認	元. 3.27	取下げ
昭和62年(調) 第17号 外２件	スパイクタイヤ粉じん被害等調停申請事件	62.10.24 （引継ぎ） ～63. 2.24	長野県弁護士等269人	スパイクタイヤメーカー７社	スパイクタイヤの製造・販売の中止	63. 6. 2	調停成立
昭和63年(調) 第４号	新幹線騒音被害等調停申請事件	63. 1.29	大阪府住民７人	鉄道会社	家屋の防音・防振工事の施行等	元. 7.17	調停打切り
平成元年(調) 第８号 平成２年(調) 第７号	スパイクタイヤ使用禁止等調停申請事件	元. 8.24 2. 4.25 （引継ぎ）	長野県弁護士73人	国（代表者環境庁長官、通商産業大臣、運輸大臣、建設大臣、自治大臣及び警察庁長官）	スパイクタイヤの使用等を全面的に中止する等の適切な措置	元.12.25 3. 3.29	移送 取下げ
平成元年(調) 第11号 平成２年(調) 第16号		元.10.19 2. 7.17 （引継ぎ）	北海道弁護士等319人			元.12.25 3. 3.28	移送 取下げ
平成２年(調) 第１号	ゴルフ場農薬被害等調停申請事件	2. 1. 8	埼玉県住民等51人	ゴルフ場建設会社	ゴルフ場建設工事の着手及び操業の停止	2. 1.22	移送
平成２年(調) 第３号	軽井沢町ゴルフ場農薬被害等調停申請事件	2. 1.19	長野県住民１人	ゴルフ場建設会社 長野県	①ゴルフ場計画の中止 ②長野県知事の議会発言の撤回	2. 2. 5	移送
平成２年(調) 第４号	小諸市ゴルフ場農薬被害等調停申請事件	2. 1.19	長野県住民１人	ゴルフ場建設会社 長野県	①ゴルフ場計画の中止 ②長野県知事の議会発言の撤回	2. 2. 5	移送
平成２年(調) 第６号 外３件	東京湾横断道路建設被害等調停申請事件	2. 3.28 ～ 3. 1. 9	千葉県等住民90人	国（代表者建設大臣） 日本道路公団 道路建設会社	建設工事の中止	2. 5.10 3. 8. 2	回付 調停打切り
平成２年(調) 第12号	山梨・静岡ゴルフ場農薬被害等調停申請事件	2. 5.25	静岡県住民130人	ゴルフ場建設会社	ゴルフ場建設中止	3. 5.14	調停成立
平成２年(調) 第13号	長野県ゴルフ場開発指導要綱調停申請事件	2. 5.30	長野県住民13人	長野県	「長野県ゴルフ場開発事業に関する指導要綱」の遵守	2. 6.25	調停申請却下
平成２年(調) 第15号	却下決定取消等調停申請事件	2. 7. 3	平成２年(調)第13号事件の申請人のうち１人	公害等調整委員会	平成２年(調)第13号事件の却下の取消し	2. 7.16	調停申請却下
平成２年(調) 第18号 外１件	原子炉運転停止等調停申請事件	2.10. 1 3. 1.11	大阪府住民51人	電力会社	現在停止中の原子炉の運転を再開しないこと	3.10.28	調停打切り

事件番号	事　　件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終　結 年月日	終結区分
平成３年(調) 第８号 外１件	北陸新幹線騒音防止等調停申請事件	3. 6.13 4. 5.27	長野県等住民11人	日本鉄道建設公団	北陸新幹線の ①高崎～軽井沢間については工事の中止 ②軽井沢～長野間については計画の変更	4. 3.27 ～ 6. 1.28	一部調停成立 一部調停打切り 一部取下げ
平成５年(調) 第１号 外１件	東海道新幹線騒音・振動被害等調停申請事件	5. 2. 4 6. 1.10	神奈川県住民２人	鉄道会社	①賠償請求 ②騒音対策(減速)	6. 1.10	調停成立
平成５年(調) 第２号 外１件	液体洗剤水質汚濁被害等調停申請事件	5. 7. 9 6. 2.21	静岡県等住民18人	洗剤製造会社	①全製品の回収 ②回収製品の安全な処分 ③雑菌混入経緯等の情報開示	7. 3. 2 10. 3.17	参加申立取下げ 一部調停成立 一部調停打切り
平成５年(調) 第４号 外２件	豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件	5.12.21 ～ 8.10.23	香川県住民549人	香川県 香川県職員２人 廃棄物処理業者及びその実質的経営者２人 廃棄物排出事業者21社 国（代表者厚生大臣）	①産業廃棄物の撤去 ②賠償請求	9.12.19 ～12. 1.12 12. 5.29 12. 6. 6	一部調停成立（排出事業者19社） 一部取下げ（香川県職員２人） 一部調停成立（香川県） 一部調停打切り（廃棄物処理業者、その実質的経営者ら及び排出事業者２人） 一部取下げ（国）
平成６年(調) 第２号	ＣＮＰ水質汚濁被害調停申請事件	6. 1.11	埼玉県等住民103人	化学薬品製造会社	ＣＮＰ及びこれを原体とする除草剤の製造、販売及び使用の中止等	6. 4.14	取下げ
平成６年(調) 第３号	高圧ガス集配所騒音被害等調停申請事件	6. 1.19	東京都住民１人	プレス事業者等６社	①騒音・振動の規制 ②賠償請求	7. 6.26	調停打切り
平成６年(調) 第５号 外３件	金属加工工場騒音・振動被害調停申請事件	6. 2.25 ～ 6. 4.26	東京都住民９人	鍛造事業者２社	騒音・振動の規制	8. 6.26 8.11.21	調停成立（8.6.12各被申請人に係る手続を分離） 調停成立
平成６年(調) 第６号	新潟県ＣＮＰ水質汚濁被害調停申請事件	6. 3.18	新潟県住民3,850人	化学薬品製造会社	ＣＮＰ及びこれを原体とする除草剤の製造、販売及び使用の中止	6. 5. 2	取下げ
平成７年(調) 第１号	送電線建設土壌汚染被害等調停申請事件	7. 1.23	島根県等住民32人	国（代表者通商産業大臣） 電力会社	鉄塔等の建設を中止	7. 3. 8 8. 2.13	一部取下げ 調停打切り

事件番号	事　件	申請受付 年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結 年月日	終結区分
平成７年(調) 第２号 外１件	中海本庄工区干陸事業水質汚濁被害等調停申請事件	7. 9. 6 8. 1.19	島根県等住民36人	国（代表者農林水産大臣）	全面干陸事業を行わないこと等	13. 4. 6	調停成立
平成８年(調) 第２号	松枯れ対策農薬空中散布大気汚染被害等調停申請事件	8. 8.22	島根県等住民３人	益田市 島根県 田万川町 山口県 農林水産省	①農薬空中散布の中止 ②松枯れ対策として農薬空中散布以外の方法の選択	10. 8. 5 11. 3.15	申請人１人について調停をしない旨の決定 調停打切り
平成９年(調) 第１号	製鉄所大気汚染健康被害工場移転等調停申請事件	9. 7. 7	和歌山県住民33人	製鉄会社	①埋立移転計画に基づく製鉄所の移転 ②ばいじんの総量規制 ③被害補償	9. 8.29	移送
平成10年(調) 第２号	四日市市産業廃棄物処分場水質汚濁防止等調停申請事件	10.12. 4	三重県住民８人	廃棄物処理業者 廃棄物排出事業者20社	①積荷の展開検査 ②処分場内立入・サンプル採取 ③処理を委託した産業廃棄物の種類、性質、数量等の公開	13. 1.10	調停打切り
平成11年(調) 第３号	北陸新幹線騒音防止等調停申請事件	11. 5.13	長野県住民19人	日本鉄道建設公団	①騒音・振動対策 ②賠償請求 ③農家が日陰になったことによる補償金の支払	11.10. 8	調停打切り
平成13年(調) 第２号 外１件	核融合科学研究所重水素実験中止調停申請事件	13. 7. 9 14. 2.26	岐阜県等住民8,138人	国（代表者文部科学大臣）	重水素実験を実施しないこと	15.11.12	調停打切り
平成13年(調) 第３号	清瀬・新座低周波騒音被害等調停申請事件	13.11. 7	埼玉県等住民10人	医療法人	①防音・防振対策 ②慰謝料の支払	15. 3.11	調停成立
平成14年(調) 第２号	九州新幹線騒音被害防止等調停申請事件	14.10. 4	熊本県住民10人	国（代表者国土交通大臣） 日本鉄道建設公団（現独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構） 熊本県 水俣市 八代市 鉄道会社	①緩衝地帯の設置 ②移転補償費の支払	17. 6.28	調停打切り
平成15年(調) 第１号	東京都地下鉄等騒音・振動被害防止調停申請事件	15. 3.10 （引継ぎ）	東京都住民６人	東京都 鉄道会社	列車の運行に伴う騒音・振動の軽減	17. 6.16	調停成立

事件番号	事　　件	申請受付 年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結 年月日	終結区分
平成15年(調) 第５号 外１件	新潟空港騒音被害調停申請事件	15. 6.27 15.10.31	新潟県住民 ５人	国（代表者 国土交通大臣及び環境大臣） 新潟県 新潟市	騒音対策等	16. 6. 1	取下げ
平成17年(調) 第１号	伊賀市産業廃棄物処分場水質汚濁防止等調停申請事件	17. 8.29	三重県等住民110人	産業廃棄物処理業者 産業廃棄物搬入業者 処分場土地所有者 三重県	①許可された産業廃棄物以外の産業廃棄物の撤去 ②許可された産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立状況、ＰＣＢ、硫化水素及び有害化学物質による汚染の調査	22. 7. 6	調停打切り
平成21年(調) 第２号	医薬品研究施設大気汚染被害防止等調停申請事件	21. 2.25	神奈川県住民16人	薬品会社	被害の未然防止、建設計画の一部凍結、安全性調査の継続的実施、施設完成後の住民への定期的情報開示及び住民による立入調査	21. 3. 9	移送
平成21年(調) 第５号	成田国際空港航空機騒音調停申請事件	21. 7.17	茨城県住民48人	空港会社	①航空機による騒音が暗騒音レベル（30dB）を超えないこと ②申請人の居住地区上空飛行の差し止め ③慰謝料等の支払	23. 5.11	調停打切り
平成23年(調) 第１号	長崎県佐々町における道路工事による土壌汚染被害等調停申請事件	23. 3. 9	長崎県住民 １人	国土交通大臣	道路工事による土壌汚染及び産業廃棄物の不法投棄について ①事実関係を十分に認めること ②全ての関係物質を撤去し、それについての広報を徹底すること ③佐々町民に対し本件事実に基づき謝罪すること	23. 3.22	移送
平成23年(調) 第３号	温室効果ガスの過剰排出に伴う生活環境被害調停申請事件	23. 9.16	国内住民等108人 法人等３団体	電力会社等11社	各社事業活動に伴う二酸化炭素排出量を1990年比29パーセント削減すること	23.11.28	調停申請却下

事件番号	事　件	申請受付年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結年月日	終結区分
平成23年(調)第４号	温室効果ガスの過剰排出に伴う生活環境被害調停申請事件	23.10. 5	大阪府等住民10人	電力会社等11社	各社事業活動に伴う二酸化炭素排出量を1990年比29パーセント削減すること	23.11.28	調停申請却下
平成24年(調)第１号	長野県における不法投棄に係る廃棄物処理調停申請事件	24. 1.17	産業廃棄物処理事業者	長野県 汚泥等の排出事業者９社	長野県に対して、 ①廃棄物等の搬出・処分義務の不存在確認 ②仮に申請人が廃棄物を搬出・処分する場合の賠償請求 その他の被申請人に対して ③廃棄物等の搬出・処分	24. 3. 5	調停申請却下
平成24年(調)第３号	温室効果ガスの過剰排出に伴う生活環境被害調停申請事件	24. 3.14	国内住民等35人	電力会社等11社	各社事業活動に伴う二酸化炭素排出量を1990年比29パーセント削減すること	24. 3.26	調停申請却下
平成24年(調)第４号	大津市における汚染土壌の処理による水質汚濁被害調停申請事件	24. 3.29	滋賀県住民231人	香川県 大津市	香川県は、①豊島から汚染土壌を搬出しないこと、②水洗浄処理業務委託契約を解除すること 大津市は、③豊島及び処理工場の汚染土壌のサンプル採取、立入調査及び工場直下を流れる川の水質モニタリングを実施すること	24. 5.17	取下げ
平成24年(調)第６号	千葉県における航空機騒音調停申請事件	24. 9.24	千葉県住民１人	航空会社２社 国（代表者国土交通大臣）	被申請人らは、①意図的にショートカットを行い、航空燃料を節約、利益を上げる行為を停止すること、②国が認めた深夜便の海上飛行を遂行（遵守）すること、③申請人に対する羽田発着便の不法行為への抗議により端を発した嫌がらせ等の行為を停止することなど	24.10.22	取下げ

事件番号	事　件	申請受付 年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結 年月日	終結区分
平成24年(調) 第９号 平成24年(調) 第10号 外４件	手賀沼周辺における水質汚濁等による健康被害等調停申請事件	24.12.13 24.12.27 (引継ぎ) 25. 2.20 25. 3.25 25. 5.30 25. 9.25	千葉県住民 46人	千葉県	放射性物質を含む焼却灰の一時保管施設について、 ①一時保管施設の安全性の確保 ②最終処分場建設までの焼却灰搬入の中止 ③撤去時期(平成27年３月末)の確約	24.12.13 25.12.19	移送 調停打切り
平成25年(調) 第５号 外１件	大津市における残土処分による水質汚濁被害等調停申請事件	25. 7.25 25. 9.30	宗教法人 滋賀県等住民355人 レストラン運営会社 不動産会社	残土処分業者 残土処分場所有者 大津市	①残土処分業者は、残土の搬入を中止すること ②残土処分業者及び残土処分場所有者は、搬入堆積させた残土を撤去すること ③大津市は、条例に基づく権限を適切に行使し、申請人らの危険を速やかに除去するよう努めること	25. 9.27 26. 7. 7	一部取下げ （残土処分場所有者に対する申請） 調停成立
平成25年(調) 第６号	千葉県における航空機騒音調停申請事件	25. 7.29	千葉県住民 １人	国土交通省	申請人宅の庭での騒音が、ピークレベル40dB以下になるよう羽田空港着陸機ルートを変更すること	25.12. 3	調停打切り
平成26年(調) 第１号	徳島市における土壌汚染等による健康被害等調停申請事件	26. 4. 3	徳島県住民 70人	産業廃棄物再生処理業者、産業廃棄物排出事業者及び徳島県ら16人	被申請人らは共同して、 ①本件処分場等におけるボーリング調査（産業廃棄物の埋立状況、汚染の状況調査）をすること ②本件処分場等の周辺における地下水分析等の継続的な調査をすること ③周辺の生活環境の汚染を引き起こさないよう適切な措置を講じること	28. 4.26	調停打切り
平成28年(調) 第10号	東京国際空港航空機騒音調停申請事件	28. 9. 9	東京都法人 ５社	国土交通大臣	被申請人に対して、主位的に、本件空港Ａ滑走路を一切の航空機の北側からの着陸に供用しないこと及び損害	2. 1.31	調停成立

事件番号	事　件	申請受付 年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結 年月日	終結区分
					賠償金合計５億円を申請人らに支払うこと、予備的に、一切の航空機に対して同滑走路の北側から着陸することを許可又は指示しないこと		
平成28年(調) 第11号 平成29年(調) 第１号	甲賀市における水質汚濁等被害調停申請事件	28.12. 9 29. 2.20	宗教法人 農業法人	滋賀県 産業廃棄物処理業者２社 ほか１人	被申請人らは、廃棄物等の収去や岩石採取場周辺に被害が及ぶことがないよう必要な措置を講じること等	28.12.21 29. 3.21	回付 移送
平成30年(調) 第３号	福山市における自動車解体作業所からの騒音・振動被害調停申請事件	30. 3.30	広島県住民 ４人	自動車解体業者	騒音及び振動の被害を発生させないように作業内容を改善すること	30. 4.10	移送
平成30年(調) 第４号	国立市における騒音による健康被害等調停申請事件	30.11. 9	東京都住民 １人	建築会社	被申請人が事業活動で発生させている騒音により、不眠症を発症し精神的苦痛を受けており、かつ、騒音対策を講じる必要があるため、損害賠償金40万円の支払を求めること	30.11.20	移送
平成31年(調) 第１号 外１件	自動車排出ガスによる大気汚染被害調停申請事件	31. 2.18 元. 8.23	東京都など６都府県の住民93人 法人でない社団１団体 東京都など４都県の住民14人	国（環境大臣） 自動車メーカー７社	被申請人国に対し、 ①新たな大気汚染公害医療費救済制度の創設 被申請人メーカーに対し、 ②本件救済制度への相当の財源負担 被申請人国及び被申請人メーカーに対し、 ③損害賠償金合計１億400万円（取下げ分を減額し、第２号分を増額）の支払	元. 7. 4 3.12. 8	一部取下げ 調停打切り
令和３年(調) 第３号	東久留米市における入浴施設からの騒音による生活環境被害調停申	3.10.18	埼玉県住民 ６人	入浴施設運営会社	①騒音が法律に基づく規制基準内にとどまるよ	5. 1.19	調停成立

事件番号	事　　件	申請受付	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終　結	終結区分
	請事件				う防音壁の設置等の対策 ②騒音は以下のとおり ⅰ 露天風呂からの人の声等 ⅱ 露天風呂のテレビや滝の音 ⅲ 北側室外機の音 ⅳ 入浴施設のＢＧＭや店内放送 ⅴ 排水・排気の音 ⅵ 車のアイドリング音 ⅶ 夜間工事の騒音 ③法律に基づく騒音基準内にとどまることができない場合は直ちに営業又は工事を中止		
令和４年(調)第６号	横浜市における東海道新幹線騒音被害防止等調停申請事件	4.10.28	神奈川県住民１人	鉄道会社	①被申請人は、環境基本法等に定める適正な新幹線騒音対策を申請人宅において速やかに実施すること。 ②被申請人は、申請人に対し、令和５年１月１日から前項の対策の実施済みまで、１日あたり金１万円を支払うこと。		
令和５年(調)第10号	鳥栖市におけるごみ処理施設からの大気汚染被害防止調停申請事件	5.11. 8	住民自治会	環境施設組合	被申請人は、申請人との間で、環境保全（公害防止）協定を締結すること。		

仲裁事件

事件番号	事　　件	申請受付	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終　結	終結区分
昭和50年(仲)第１号	損害賠償仲裁申請事件	50.12. 4	福岡県住民１人	日本国有鉄道	賠償請求（約5000万円）	51. 4.26	棄却

裁定事件

事件番号	事　件	申請受付年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結年月日	終結区分
昭和49年(セ)第１号 外１件	富山市におけるビル建築工事に伴う地盤沈下による建築物損傷責任裁定申請事件	49. 7. 2 49.10.21	富山県住民36人	建設会社等４社	賠償請求 (約12億3000万円)	53. 7.22	棄却
昭和49年(セ)第２号	大阪国際空港の航空機騒音による健康被害責任裁定申請事件	49. 8. 3	大阪府住民３人	国（代表者運輸大臣）	賠償請求 （約600万円）	49.12. 3	取下げ
昭和49年(セ)第３号	東京都新宿区における地下鉄工事に伴う騒音、振動、地盤沈下による営業損害責任裁定申請事件	49. 8. 5	東京都住民２人	東京都 建設会社	賠償請求 （約2600万円）	51.11.29	一部認容
昭和49年(セ)第４号	大阪市におけるビル建築工事に伴う地盤沈下による建築物損傷責任裁定申請事件	49. 8.12	大阪府住民１人	建設会社外１人	賠償請求 （約500万円）	49.10. 5	取下げ
昭和49年(セ)第５号 ↓ 昭和51年(調)第16号	長野県中野市におけるカドミウム汚染による農作物被害責任裁定申請事件	49. 9.20	長野県農民445人	ガラス製造会社	賠償請求 （約8000万円）	51. 5.12	職権調停移行→調停成立
昭和50年(ゲ)第１号 ↓ 昭和51年(調)第23号	埼玉県北葛飾郡における大気汚染による健康被害等原因裁定申請事件	50. 6.27	化学薬品製造会社	埼玉県住民50人	亜硫酸ガスと呼吸器疾患等との因果関係の有無	51. 6.17	職権調停移行→調停成立
昭和50年(セ)第１号	東京都葛飾区における騒音、振動による建築物損傷等責任裁定申請事件	50.12. 2	東京都住民２人	鉄工所	賠償請求 （約600万円）	51. 1.19	申請不受理
昭和51年(セ)第１号 ↓ 昭和52年(調)第33号	島根半島における廃油汚染による漁業被害責任裁定申請事件	51.10. 1	島根県漁民3,384人 漁協10組合	運輸会社	賠償請求 (約１億9000万円)	52.10.13 52.12.23	職権調停移行 調停成立
昭和52年(セ)第１号	東京都新宿区(片町)における地下鉄工事に伴う騒音、振動による賃料等損害責任裁定申請事件	52. 2.25	観光会社 東京都住民１人	東京都 建設会社	賠償請求 （約3500万円）	53. 2.28	取下げ（和解成立）
昭和54年(ゲ)第１号 ↓ 昭和56年(調)第４号	仙台湾における養殖海苔被害原因裁定申請事件	54. 2.28	宮城県漁協７組合	仙台市	下水処理場排水と海苔芽脱落との因果関係の有無	56. 2. 2 56. 3.30	職権調停移行 調停成立
昭和55年(セ)第１号	佐伯湾における養殖真珠被害責任裁定申請事件	55.11.28	大分県真珠養殖業者	建設会社 倉庫会社	賠償請求 （約3900万円）	58.10.17	取下げ
昭和57年(ゲ)第１号	壱岐における養殖真珠被害原因裁定申請事件	57. 6.25	長崎県真珠養殖業者	芦辺町	漁港修築事業と真珠貝へい死との因果関係の有無	元. 3. 6	一部認容
昭和60年(セ)	高知市における建築物	60. 9. 2	高知県住民	大規模集会	賠償請求	60.10. 7	申請不受理

事件番号	事　　件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終　結 年月日	終結区分
第１号	損傷等責任裁定申請事件		１人	所の施工主 施工業者 設計管理者	（約100万円）		
昭和61年(セ) 第１号 外１件 ↓ 昭和63年(調) 第14号 外１件	森浦湾における養殖真珠被害責任裁定申請事件	61. 4.12 62. 4. 7	漁業生産組合 真珠養殖業者２人	建設会社 年金福祉事業団 和歌山県 和歌山県土地開発公社	賠償請求 （約13億7000万円）	63. 7.20 63. 7.21	職権調停移行 調停成立
昭和62年(セ) 第２号 外１件 ↓ 平成元年(調) 第５号	道路騒音等被害責任裁定申請事件	62. 5.28 63. 2. 4	東京都住民133人	国（代表者建設大臣） 東京都 首都高速道路公団	賠償請求 （申請人１人につき50万円）等	元. 3.22 元. 3.23	職権調停移行 調停成立
昭和63年(ゲ) 第１号	水俣病原因裁定申請事件	63. 7.29	熊本県等住民245人	化学肥料等製造会社	工場廃水中のメチル水銀化合物と水俣病に罹患したこととの因果関係の有無	63. 9.21	申請不受理
平成２年(セ) 第１号 ↓ 平成３年(調) 第12号	冷暖房室外機騒音責任裁定申請事件	2. 9.25	東京都住民１人	アパート所有者	賠償請求 （約300万円）	3.11. 5	職権調停移行→ 調停成立
平成２年(ゲ) 第１号	商店街拡声器騒音被害原因裁定申請事件	2.12.28	東京都住民１人	国（代表者法務大臣） 全国商店街連合会 全国商店街振興組合連合会 日本商工会議所	商店街が設置した商業宣伝放送により発生した騒音公害と申請人が受けた肉体的、生命的、精神的苦痛との因果関係の有無	3. 1.28	申請不受理
平成３年(ゲ) 第１号	下水道管埋設工事振動被害原因裁定申請事件	3. 9.30	東京都住民３人	東京都	下水道管埋設工事と健康障害及び家屋等の破損の因果関係の有無	3.11.25	申請不受理
平成４年(セ) 第１号 外13件 ↓ 平成10年(調) 第１号	小田急線騒音被害等責任裁定申請事件	4. 5. 7 ～ 9.12. 8	東京都住民368人	鉄道会社	賠償請求 （申請人１人につき50万円）	10. 4. 6 10. 5.23 10. 7.24	職権調停移行 一部調停成立 一部取下げ 一部認容 一部棄却
平成８年(セ) 第１号 ↓ 平成11年(調) 第２号	飯塚市廃棄物悪臭被害責任裁定申請事件	8. 4.24	福岡県住民５人	飯塚市	賠償請求 （申請人１人につき360万円）	11. 1.29 11. 7.13	職権調停移行 （飯塚市し尿処理場等悪臭被害職権調停事件に併合） 調停成立
平成８年(ゲ) 第１号	飯塚市し尿処理場等悪臭被害原因裁定申請事	8. 4.24	福岡県住民４人	飯塚市	し尿処理場及びこれに隣接する下水	11. 1.29	職権調停移行 （飯塚市廃棄物悪臭

事件番号	事　件	申請受付 年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結 年月日	終結区分
↓ 平成11年(調) 第１号	件				道終末処理場から発生する悪臭と健康被害等との因果関係の有無	11. 7.13	被害職権調停事件を併合) 調停成立
平成９年(グ) 第１号	杉並区における不燃ゴミ中継施設健康被害原因裁定申請事件	9. 5.21	東京都等住民18人	東京都	不燃ゴミ中継施設から排出される有害物質と健康被害との因果関係の有無	14. 6.26	一部認容
平成10年(グ) 第１号	金属板印刷工場悪臭被害原因裁定申請事件	10. 4.24	千葉県住民３人	金属板印刷会社	工場から排出される悪臭と健康被害との因果関係の有無	10. 6.22	申請不受理
平成11年(セ) 第１号	小豆島採石場粉じん被害等責任裁定申請事件	11. 5. 6	香川県住民２人	香川県採石会社	賠償請求 （100万円）	11. 6.21	申請不受理
平成11年(セ) 第２号	尾鷲市における養殖真珠被害責任裁定申請事件	11. 8.30	三重県真珠養殖業者	三重県建設会社３社	賠償請求 （約３億円）	14. 2.18	棄却
平成11年(セ) 第３号	佐伯市における養殖真珠被害責任裁定申請事件	11.12.27	大分県真珠養殖業者	国（代表者運輸大臣）	賠償請求 （約6390万円）	15. 1.31	一部認容
平成12年(セ) 第１号 ↓ 平成15年(調) 第４号	奄美大島における漁業被害等責任裁定申請事件	12.11. 8	鹿児島県住民３人	鹿児島県建設会社３社	賠償請求 （１億5156万円）	15. 6.17	職権調停移行→ 調停成立 一部取下げ
平成13年(セ) 第１号	奄美大島における漁業被害等責任裁定申請事件	13. 1.31	鹿児島県住民３人	建設会社	賠償請求 （１億8156万円）	13. 2.19	取下げ
平成13年(セ) 第２号	横浜市における振動・低周波音被害責任裁定申請事件	13.12.27	神奈川県住民３人	横浜市	賠償請求 （5000万円）	15. 3.31	棄却
平成14年(セ) 第１号 ↓ 平成16年(調) 第２号	深川市における低周波音被害責任裁定申請事件	14. 1.18	北海道住民２人	生活協同組合	賠償請求 （約1113万円）	16. 6.30 16. 7. 7	職権調停移行 調停成立
平成14年(セ) 第２号 ↓ 平成14年(調) 第３号	伊東市における製菓工場騒音・悪臭被害責任裁定申請事件	14. 3.28	静岡県住民１人	製菓会社	賠償請求 （約350万円）	14.11.26	職権調停移行→ 調停成立
平成14年(セ) 第３号 ↓ 平成15年(調) 第２号	松戸市におけるマンション建設粉じん・悪臭等被害責任裁定申請事件	14. 9.10	千葉県住民３人	建設会社２社	賠償請求 （約2300万円）	15. 3.17	職権調停移行→ 調停成立
平成14年(セ) 第４号 ↓ 平成16年(調) 第１号	越谷市における印刷工場からの悪臭による健康被害責任裁定申請事件	14. 9.18	埼玉県住民24人	越谷市 印刷会社	賠償請求 （申請人１人につき200万円）	16. 4.15 16. 4.20	職権調停移行 調停成立
平成14年(グ) 第１号	高崎市における低周波音被害原因裁定申請事	14.10.10	群馬県住民１人	スーパーマーケット	惣菜加工工場の周囲に設置した冷凍	17.12.20	取下げ

事件番号	事　　件	申請受付 年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終　結 年月日	終結区分
	件			食品会社	機等から発生する低周波音と健康被害との因果関係の有無		
平成15年(ゲ) 第１号 ↓ 平成15年(調) 第３号	大阪市におけるメッキ工場による土壌汚染財産被害原因裁定申請事件	15. 2. 6	国（代表者財務大臣）	メッキ会社	工場が排出していた有害物質と土壌汚染による財産被害との因果関係の有無	15. 5.12 15. 5.29	職権調停移行 調停成立
平成15年(ゲ) 第２号 外１件	有明海における干拓事業漁業被害原因裁定申請事件	15. 4.16 15. 5.30	福岡県等漁民19人 漁業協同組合連合会	国（代表者農林水産大臣）	国営諫早湾土地改良事業と漁業被害との因果関係の有無	16. 9. 8 17. 8.30	一部取下げ 棄却
平成15年(セ) 第１号	埼玉県伊奈町における産業廃棄物不法投棄による地盤沈下及び土壌汚染被害責任裁定申請事件	15. 7.30	埼玉県住民１人	国（代表者国土交通大臣） 埼玉県 伊奈町 土地の売主不動産会社	賠償請求 （2704万円）	16. 1.21	取下げ
平成15年(セ) 第２号	香川県直島における廃棄物処理施設に関する責任裁定申請事件	15.10.21	岡山県住民１人	香川県	賠償請求 （３億円）等	15.12. 8	申請不受理
平成15年(セ) 第３号 ↓ 平成17年(調) 第３号	荒川区における騒音・低周波音被害責任裁定申請事件	15.11. 6	東京都住民３人	東京都住民２人 神奈川県住民１人 スーパーマーケット	賠償請求 （申請人１人につき約219万円）	17.11.25	職権調停移行→ 調停成立
平成16年(ゲ) 第１号	新潟市における道路振動被害原因裁定申請事件	16. 1.13	新潟県住民３人	新潟市	市道拡幅工事と家屋破損等の被害との因果関係の有無	17. 3. 7	取下げ
平成16年(ゲ) 第２号	北海道岩内町における地盤沈下被害原因裁定申請事件	16. 2.13	北海道住民４人	国（代表者国土交通大臣）	道路改修工事と家屋等破損の被害との因果関係の有無	17. 6.30	棄却
平成16年(セ) 第１号 ↓ 平成18年(調) 第１号	名古屋市における道路騒音被害責任裁定申請事件	16. 3.18	愛知県住民２人	国（代表者国土交通大臣） 名古屋高速道路公社	賠償請求 （申請人１人につき約500万円）	18. 7.18 19. 4. 6	職権調停移行 調停成立
平成16年(ゲ) 第３号	富山県黒部川河口海域における出し平ダム排砂漁業被害原因裁定嘱託事件	（嘱託受付） 16. 8. 4	（原告） 富山県漁民13人 栽培組合	（被告） 電力会社	（嘱託の趣旨） ダムの排砂と漁業被害との因果関係の有無	19. 3.28	因果関係を一部認める
平成17年(ゲ) 第１号	茨城県北浦町における化学物質による健康被害原因裁定申請事件	17. 2.14	茨城県住民３人	金属製品製造会社２社 茨城県	製造会社の事業活動等及び県の指導監督の不行使と健康被害との因果関係の有無	21. 8.24	棄却
平成17年(セ) 第１号 ↓ 平成17年(調) 第２号	日野市における農薬等による健康被害責任裁定申請事件	17. 3.22	東京都住民１人	東京都住民３人	賠償請求 （3500万円）	17.11. 2	職権調停移行→ 調停成立

事件番号	事　件	申請受付 年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結 年月日	終結区分
平成17年(ゲ) 第２号	銚子市における汚水による土壌汚染被害等原因裁定申請事件	17. 5.19	ゴルフセンター 千葉県住民２人	千葉県	排水管理の不備と水田の損壊及び汚水による冠水被害との因果関係の有無	19. 3.13	棄却
平成17年(セ) 第２号	伊東市における製菓工場騒音・悪臭被害責任裁定申請事件	17. 5.31	静岡県住民１人	製菓会社	賠償請求 （約200万円）	18. 6.14	取下げ
平成17年(ゲ) 第３号	大和郡山市における化学物質による健康被害原因裁定申請事件	17. 6. 8	奈良県住民１人	ホームセンター	購入したパイン集成材に含まれていた有害化学物質と健康被害との因果関係の有無	18. 5.29	裁定申請却下
平成17年(ゲ) 第４号	津市における化学物質による健康被害原因裁定申請事件	17. 6.14	三重県住民２人	建設会社	補修工事に使用した部材に含まれていた有害化学物質と健康被害との因果関係の有無	18. 5.29	裁定申請却下
平成17年(ゲ) 第５号	横浜市におけるマンション建設工事による家屋損傷原因裁定申請事件	17. 7.21	建設会社	神奈川県住民１人	マンション建設工事と家屋に生じた不具合との因果関係の有無	19.10. 2	取下げ
平成17年(セ) 第３号 ↓ 平成20年(調) 第１号	川崎市における土壌汚染財産被害責任裁定申請事件	17. 8.16	鉄道会社	学校法人 川崎市	賠償請求 (約52億1639万円)	18. 7. 5 20. 5. 7	一部取下げ 一部認容 一部棄却
平成18年(セ) 第１号	渋谷区におけるビル建設工事騒音被害等責任裁定申請事件	18. 1.11	東京都住民２人	建設会社	賠償請求 （約336万円）	19.11.19	一部認容
平成18年(セ) 第２号 外１件	神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件	18. 7.24 20. 9.29	茨城県等住民39人	国（代表者内閣総理大臣） 茨城県	賠償請求 (申請人１人につき300万円)	24. 5.11	一部認容
平成18年(セ) 第３号 ↓ 平成22年(調) 第１号	上尾市における騒音・低周波音被害責任裁定申請事件	18. 8.17	埼玉県住民２人	理・美容院経営会社	賠償請求 （468万円）等	22. 1. 8 23. 9.15	職権調停移行 調停成立
平成18年(ゲ) 第１号	和歌山県美浜町における椿山ダム放流水漁業被害原因裁定申請事件	18. 9.22	漁業協同組合 組合員85人	和歌山県	ダムが洪水時に放流する濁水と漁業被害との因果関係の有無	22. 6. 1	棄却
平成18年(セ) 第４号	羽咋市における土壌汚染財産被害責任裁定申請事件	18.10.30	電子関連機器製造会社	石川県 羽咋市	賠償請求 (約９億5474万円 →約16億6140万円)	20.11.28	棄却
平成18年(セ) 第５号	久喜市における東北新幹線振動被害責任裁定申請事件	18.11.30	ビジネスホテル	鉄道会社	賠償請求 （1990万円）	20. 7.22	棄却

事件番号	事　件	申請受付 年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結 年月日	終結区分
平成19年(セ) 第１号 外１件 ↓ 平成21年(調) 第３号	八代市における製紙工場振動被害責任裁定申請事件	19. 3.19 19. 9.12	熊本県住民 11人	製紙会社	賠償請求 （申請人１人につき300万円）	19. 9.12 21. 4. 2 21. 5.25	一部取下げ 職権調停移行 調停成立
平成19年(セ) 第３号	港区における粉じん等財産被害責任裁定申請事件	19. 9.25	絨毯販売会社	建設会社	賠償請求 （6784万円）	21. 3.30	棄却
平成19年(セ) 第４号	高知県須崎市における防波堤工事による漁業被害責任裁定申請事件	19.10.26	高知県住民 ７人	国（代表者 国土交通大臣）	賠償請求 （６億8172万円）	22. 1.19	棄却
平成20年(セ) 第１号	さいたま市における騒音・低周波音被害責任裁定申請事件	20. 2. 1	埼玉県住民 １人	不動産会社 借家所有者	賠償請求 （約310万円）	21. 3.30	棄却
平成20年(セ) 第２号	東京都における自動車排気ガス健康被害責任裁定申請事件	20. 3.28	東京都住民 １人	国（代表者 環境大臣、 国土交通大臣）	賠償請求 （3600万円）	22. 3.12	棄却
平成20年(セ) 第３号	足立区における鉄道騒音被害責任裁定申請事件	20. 8.13	東京都住民 １人	鉄道会社	賠償請求 （107万円）	22. 4. 2	棄却
平成20年(ゲ) 第１号	筑紫野市における産業廃棄物処分場による水質汚濁被害原因裁定申請事件	20. 9.12	福岡県住民 117人	産業廃棄物処理業者 福岡県	廃棄物処分場排水及び県の不適切な指導監督と水質環境の悪化等の被害との因果関係の有無	24. 6.15	棄却
平成20年(ゲ) 第２号	東京都23区における清掃工場健康被害等原因裁定申請事件	20. 9.30	東京都等住民８人	東京都23区 東京二十三区清掃一部事務組合	清掃工場から排出される大気汚染物質と生活環境の悪化及び健康被害等の発生との因果関係の有無	24. 6.22	棄却
平成20年(セ) 第５号 ↓ 平成21年(調) 第１号	横須賀市におけるビル解体工事騒音被害等責任裁定申請事件	20.10.17	神奈川県住民１人	不動産会 建設会社	賠償請求 （40万円）	21. 1.21	職権調停移行→ 調停成立
平成20年(ゲ) 第３号 ↓ 平成21年(調) 第４号	札幌市における鉄粉による財産被害原因裁定申請事件	20.12.24	建設会社	鉄道会社	列車による鉄粉の飛散と社屋と車両の錆が発生する等の被害との因果関係の有無	21. 7. 8 21. 9.29	職権調停移行 調停成立
平成21年(セ) 第１号	小牧市における土壌汚染・地盤沈下被害責任裁定申請事件	21. 3. 9	愛知県等住民60人	愛知県 独立行政法人都市再生機構	賠償請求等	21. 4. 3 21.10.20	一部取下げ 取下げ

事件番号	事　件	申請受付 年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結 年月日	終結区分
平成21年(ゲ) 第１号	相模原市における振動被害原因裁定申請事件	21. 3.16	神奈川県住民１人	神奈川県住民１人	マッサージ機械等の振動と健康被害との因果関係の有無	21.10.26	棄却
平成21年(セ) 第２号	高崎市における騒音被害責任裁定申請事件	21. 3.19	群馬県住民２人	群馬県住民１人	賠償請求 （100万円）	21. 4.27	取下げ
平成21年(ゲ) 第２号 外１件	鎌倉市における振動・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	21. 5.27 21. 6.30	神奈川県住民２人	通信会社	携帯電話の基地局等から発生する低周波音・振動と健康被害との因果関係の有無	22. 8. 2	棄却
平成21年(セ) 第３号 外１件 ↓ 平成22年(調) 第２号	北九州市における解体工事振動被害等責任裁定申請事件	21. 6. 9	福岡県住民２人 ホテル	建設会社	賠償請求 （第３号：120万円、第４号：80万円）	22. 3.29 22. 4. 9	職権調停移行 調停成立
平成21年(ゲ) 第３号	仙台市における土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件	21. 6.17	仙台市	石油会社	被申請人が所有する隣接地の汚染と申請人が所有する土地の土壌汚染等との因果関係の有無	23. 4.18	認容
平成21年(ゲ) 第４号	三原市における低周波音による健康被害原因裁定申請事件	21. 6.25	広島県住民１人	老人ホーム経営会社 建物所有者	被申請人らが経営又は所有する施設から発生する低周波音と申請人の健康被害との因果関係の有無	22. 9. 8	棄却
平成21年(セ) 第５号	横浜市におけるマンション受水槽撤去工事騒音被害等責任裁定申請事件	21. 7. 2	神奈川県住民１人	マンション管理会社 建設会社	賠償請求 （25万円）	22. 4. 5	棄却
平成21年(セ) 第６号	深谷市における工場操業に伴う騒音・低周波音被害責任裁定申請事件	21. 7. 3	埼玉県住民１人	合成樹脂加工会社	賠償請求 （3265万円）	25.10.17	棄却
平成21年(ゲ) 第６号	神栖市における騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件	21. 7. 8	茨城県住民１人	氷雪販売業者	被申請人が所有する機械から発生する騒音・振動と申請人の健康被害との因果関係の有無	21. 8. 5	取下げ
平成21年(ゲ) 第７号 外１件	静岡県東伊豆町における風力発電施設からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	21. 7.21 21.11. 9	静岡県住民12人	風力発電会社	被申請人が稼働させている風力発電施設から発生する超低周波・低周波騒音と申請人の健康被害との因果関係の有無	21.10. 7 23. 2. 8	一部取下げ 取下げ

事件番号	事　件	申請受付 年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結 年月日	終結区分
平成21年(セ) 第７号	播磨灘における養殖のり被害責任裁定申請事件	21. 7.22	兵庫県住民 ２人	電力会社	賠償請求 （5000万円）	23. 4.27	棄却
平成21年(ゲ) 第８号	神栖市における騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件	21. 8. 5	茨城県住民 １人	氷雪販売業者	被申請人が所有する機械から発生する騒音・振動と申請人の健康被害との因果関係の有無	22. 6. 7	棄却
平成21年(ゲ) 第９号 外１件	熊本県南関町における道路工事による水質汚濁被害原因裁定申請事件	21. 9.18 21.10. 8	熊本県住民 ２人 法人	熊本県南関町	被申請人が施工した道路工事と申請人らが使用する井戸の水質汚濁との因果関係の有無	24. 4. 4	棄却
平成21年(ゲ) 第11号	横浜市におけるマンション高圧受電設備からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	21.10.30	神奈川県住民１人	マンション管理会社 マンション管理組合	被申請人らが管理する受電設備から発生する低周波音と申請人の健康被害との因果関係の有無	22. 9.24	取下げ
平成21年(セ) 第８号	東広島市における工場騒音による健康被害等責任裁定申請事件	21.11.13	広島県住民 １人	自動車部品等製造会社	賠償請求 （800万円）	23. 3.22	棄却
平成21年(ゲ) 第13号	横浜市における飲食店・道路からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	21.11.16	神奈川県住民１人	飲食店 国（代表者国土交通大臣）	被申請人らが発生させる低周波音と申請人の健康被害との因果関係の有無	24. 6.25	棄却
平成21年(セ) 第９号	新宿区における養犬場からの騒音被害責任裁定申請事件	21.11.16	東京都住民 １人	東京都住民 １人	賠償請求 （82万円）	21.12. 7	取下げ
平成21年(セ) 第10号	入間市における工場騒音被害責任裁定申請事件	21.11.20	埼玉県住民 ２人	薬品等製造会社 不動産会社 工場土地所有者	賠償請求 （807万円）	23.11.28	棄却
平成21年(ゲ) 第14号	高崎市における給湯器騒音による健康被害原因裁定申請事件	21.12.10	群馬県住民 ２人	群馬県住民 住宅の施工会社 給湯器製造会社	被申請人らが製造、設置、使用する給湯器から発生する低周波音と申請人の健康被害との因果関係の有無	23. 6.10	取下げ
平成21年(セ) 第11号	渋谷区におけるマンション騒音による健康被害等責任裁定申請事件	21.12.24	東京都住民 １人	グラフィックデザイン業者	賠償請求 （261万円）	23. 6.27	棄却
平成21年(セ) 第12号	熊本県大津町におけるマンション給排水設備等からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	21.12.24	熊本県住民 ２人	不動産所有者 不動産会社	賠償請求 （約3404万円）	23. 2. 7	棄却

事件番号	事　件	申請受付 年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結 年月日	終結区分
平成22年(ゲ) 第１号 ↓ 平成22年(調) 第５号	大田区における工場騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	22. 4. 1	東京都住民 ２人	プラスチック加工会社	プラスチック加工工場から発生する騒音・低周波音と申請人らの健康被害との因果関係の有無	22. 9.30 22.10. 6	職権調停移行 調停成立
平成22年(セ) 第１号	神埼市における水利工事による振動被害責任裁定申請事件	22. 4. 5	佐賀県住民 １人	国（代表者農林水産大臣）	賠償請求 （3600万円）	24. 6.13	棄却
平成22年(セ) 第２号 外１件	福岡県遠賀町におけるペット火葬場大気汚染等による健康被害等責任裁定申請事件	22. 4.28 22.10.25	福岡県住民 ２人	福岡県 遠賀町　（（第２号：4300万円、第９号：2470万円） 遠賀町農業委員会 遠賀中間地域広域行政事務組合 福岡県住民 ４人	賠償請求	23. 5.12	一部却下 一部棄却
平成22年(ゲ) 第２号	島根県吉賀町におけるトンネル工事によるヒ素汚染漁業被害原因裁定申請事件	22. 5.17	漁業協同組合	島根県	トンネル工事により河川内にヒ素が流出したことと漁業被害との因果関係の有無	23. 5.26	取下げ
平成22年(ゲ) 第３号	文京区におけるマンション工事による振動被害原因裁定申請事件	22. 5.27	文化財保存・管理法人	不動産会社 建設会社	マンション建設工事と申請人の所有・管理する建物の損害との因果関係の有無	24.10.12	取下げ
平成22年(セ) 第３号	宮崎市における道路工事による土壌汚染被害責任裁定申請事件	22. 6. 2	宮崎県住民 １人	宮崎県	賠償請求 （約920万円）	24. 3.27	棄却
平成22年(セ) 第４号 ↓ 平成24年(調) 第２号	宮崎市における交通騒音による健康被害等責任裁定申請事件	22. 6.29	宮崎県住民 ２人	国（代表者国土交通大臣）宮崎県	賠償請求 （約7702万円）	24. 2.22 24. 4. 7	職権調停移行 調停成立
平成22年(セ) 第５号	文京区におけるマンション解体工事による振動被害等責任裁定申請事件	22. 7.23	東京都住民 ２人	建物解体会社	賠償請求 （約262万円）	23.12.20	一部認容
平成22年(セ) 第６号	葛飾区におけるマンション工事による振動被害等責任裁定申請事件	22. 7.23	東京都住民 １人	不動産会社	賠償請求 （1000万円）	23. 9.26	棄却
平成22年(セ) 第７号	中野区における道路換気所からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	22. 8.20	東京都住民 ２人	道路会社	賠償請求 （約1235万円）	24. 5.25	棄却

事件番号	事　件	申請受付 年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結 年月日	終結区分
平成22年(ゲ) 第４号	葛飾区における電気通信設備からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件	22. 9. 9	東京都住民 １人	通信会社	携帯電話の基地局等から発生する騒音又は振動（低周波音及び低周波振動を含む）と健康被害との因果関係の有無	25. 4. 4	棄却
平成22年(セ) 第８号	小平市における公衆浴場煙突からの大気汚染による財産被害等責任裁定申請事件	22.10. 7	東京都住民 １人	公衆浴場経営者	賠償請求 （約201万円）	24. 5.25	棄却
平成22年(ゲ) 第５号 ↓ 平成23年(調) 第５号	川口市における住宅工事に伴う大気汚染等による健康被害原因裁定申請事件	22.11. 8	埼玉県住民 １人	住宅施工会社	住宅工事と申請人の健康被害との因果関係の有無	23.10.18 23.11.21	職権調停移行 調停成立
平成22年(ゲ) 第６号	多摩市における道路交通振動による財産被害等原因裁定申請事件	22.11.12	東京都住民 １人	東京都	道路交通振動と申請人の家屋の損傷及び健康被害との因果関係の有無	23. 4.22	取下げ
平成22年(ゲ) 第７号	鎌ケ谷市における医療施設からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件	22.12. 2	千葉県住民 １人	医療法人 同法人経営者	医療施設の厨房のボイラー及びエアコン室外機から発生する騒音等と申請人の健康被害との因果関係の有無	24. 8.27	棄却
平成22年(セ) 第10号	松戸市における建設工事からの騒音による慰謝料等責任裁定申請事件	22.12. 6	千葉県住民 １人	建設会社	賠償請求 （180万円）	24. 9.10	一部認容
平成22年(セ) 第11号	焼津市における金属加工場からの振動・騒音による慰謝料責任裁定申請事件	22.12.27	静岡県住民 １人	金属加工会社 焼津市 静岡県	賠償請求 （300万円）等	24.12. 5	棄却
平成23年(ゲ) 第１号 ↓ 平成24年(調) 第８号	宮古島市における海中公園工事による水質汚濁被害原因裁定申請事件	23. 2. 4	沖縄県住民 １人 エコツアー企画運営会社	宮古島市	海中公園工事における水質汚濁とサンゴ礁等の被害との因果関係の有無	24.12. 3 24.12.17	職権調停移行 調停成立
平成23年(セ) 第１号	千代田区における鉄道等からの騒音被害責任裁定申請事件	23. 2.21	不動産会社	鉄道会社	賠償請求 （日額9000円等）	26. 1.15	一部却下 一部棄却
平成23年(ゲ) 第２号 外２件	寝屋川市における廃棄物処理施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件	23. 3. 1 24. 1.25 24.12.26	大阪府等住民73人	廃プラ処理会社 北河内４市リサイクル施設組合	廃プラ処理施設から排出される有害化学物質と申請人らの健康被害との因果関係の有無	26.11.19	棄却

事件番号	事　件	申請受付 年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結 年月日	終結区分
平成23年(ゲ) 第３号 ↓ 平成23年(調) 第２号	中央区における飲食店からの騒音被害原因裁定申請事件	23. 3. 2	東京都住民 １人	レストラン運営会社	飲食店の来店客の喚声等と申請人の精神的被害との因果関係の有無	23. 9.12 23. 9.26	職権調停移行 調停成立
平成23年(ゲ) 第４号	島原市における養豚場等からのし尿による水質汚濁被害原因裁定申請事件	23. 3. 7	食品会社	畜産会社３社 畜産事業者	養豚場等から排出されるし尿と申請人所有の井戸水の汚染との因果関係の有無	27. 2.10	一部認容
平成23年(セ) 第２号	芦屋市におけるマンション工事からの騒音・振動による慰謝料等責任裁定申請事件	23. 3.10	兵庫県住民 １人	不動産会社 建設会社	賠償請求 （約361万円）	24. 8. 7	棄却
平成23年(セ) 第３号	吹田市におけるマンション工事による騒音・振動被害責任裁定申請事件	23. 4.21	大阪府住民 ８人	マンション分譲会社４社 建設会社	賠償請求 （2640万円）	24. 6.11	棄却
平成23年(セ) 第４号	羽生市における医療廃棄物による土壌汚染財産被害責任裁定申請事件	23. 4.22	埼玉県住民 １人	土地・建物の売主	賠償請求 （約1018万円）	24. 1.30	取下げ
平成23年(ゲ) 第５号	高槻市におけるエアコン室外機からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	23. 6.16	大阪府住民 ２人	不動産会社 賃貸住宅所有者	賃貸住宅に設置されたエアコン室外機12機から発生した騒音及び低周波と申請人らの健康被害との因果関係の有無	26. 1.28	一部認容
平成23年(セ) 第５号	伊勢崎市における道路振動等による財産被害責任裁定申請事件	23. 6.17	群馬県住民 １人	伊勢崎市	賠償請求 （約162万円）	23. 9.14	取下げ
平成23年(セ) 第６号	原子力発電設備からの排出物質に係る大気汚染等による生活環境被害責任裁定申請事件	23. 6.21	東京都住民 １人	電力会社	賠償請求 （約13万円）等	24. 6.22	一部却下 一部棄却
平成23年(ゲ) 第６号	原子力発電設備からの排出物質に係る大気汚染等による生活環境被害原因裁定申請事件	23. 6.21	東京都住民 １人	電力会社	原子力発電所における原子炉の運転等に際して排出された核燃料物質等の大気汚染と申請人が受けた放射線被曝との因果関係の有無	24. 6.22	棄却
平成23年(セ) 第７号	港区におけるビル換気用設備からの騒音による慰謝料責任裁定申請事件	23. 7.14	東京都住民 １人	土地信託会社	賠償請求 （100万円）	24. 4. 6	棄却

事件番号	事　件	申請受付 年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結 年月日	終結区分
平成23年(セ) 第８号	八潮市における道路工事等による振動被害等責任裁定申請事件	23. 7.22	埼玉県住民 １人	埼玉県 建設会社３社	賠償請求 （2160万円）	24.11. 1	棄却
平成23年(セ) 第９号	名古屋市における鉄道等からの騒音被害責任裁定申請事件	23. 7.22	愛知県住民 ４人	名古屋市 名古屋高速道路公社 鉄道会社３社	賠償請求 （2000万円）	25.11. 5	一部認容
平成23年(ゲ) 第７号	加須市における地下水汲上げによる地盤沈下被害原因裁定嘱託事件	（嘱託受付） 23. 9. 7	（原告） 埼玉県住民 １人	（被告） 埼玉県住民 ２人	（嘱託の趣旨） 原告所有地の境界線付近に設置した井戸からの地下水の汲み上げと、原告所有地の地盤沈下等との因果関係の有無	26. 9.29	因果関係を認めない
平成23年(ゲ) 第８号	富士市における医療施設等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	23. 9.20	静岡県住民 ２人	医療施設運営会社 医療法人	病院等施設の空調室外機等から発生する騒音・低周波音と申請人らの健康被害との因果関係の有無	25. 3.11	棄却
平成23年(セ) 第10号 ↓ 平成27年(調) 第２号	茅ヶ崎市における小売店舗からの騒音・低周波音による慰謝料等責任裁定申請事件	23. 9.29	神奈川県住民１人	スーパーマーケット経営会社	賠償請求 （約433万円）	27. 2.10 27. 3.11	職権調停移行 調停成立
平成23年(ゲ) 第９号	鹿児島県馬毛島における開発工事による漁業被害原因裁定申請事件	23.11.29	鹿児島県住民13人	土地開発会社	飛行場建設工事において森林伐採を行った結果、土砂が周辺海域に流れ込み海洋汚染を生じたことと漁業被害の因果関係の有無	28.10.25	棄却
平成23年(セ) 第11号	栃木県野木町における土壌汚染財産被害責任裁定申請事件	23.11.30	栃木県住民 １人	不動産会社	賠償請求 （約3758万円）	24.10.22	却下
平成23年(セ) 第12号外１件 ↓ 平成26年(調) 第２号	岐阜県笠松町における騒音等による財産被害等責任裁定申請事件	23.12. 8	岐阜県住民 １人	岐阜県 食品会社４社 惣菜製造事業協同組合	賠償請求 （約3782万円）	26. 6. 5 26. 7. 3	職権調停移行 （26.6.5被申請人食品会社４社等に係る手続を分離） 調停成立 取下げ

事件番号	事　件	申請受付 年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結 年月日	終結区分
平成23年(ゲ) 第10号	福岡県寺内ダム下流域における養殖のり被害原因裁定申請事件	23.12.20	川海苔製造販売会社２社	独立行政法人水資源機構	ダム建設事業によって行った工事及びその後の管理により、河川の水量が減少したために富栄養化が進み水質の悪化をもたらしたこと等と川海苔製造被害との因果関係の有無	26. 3.13	取下げ
平成23年(セ) 第13号	甲州市における工場からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件	23.12.27	山梨県住民１人	清涼飲料水製造会社	賠償請求 （約22万円）	25. 5.28	棄却
平成23年(ゲ) 第11号	沼津市における工場からの騒音・振動被害原因裁定申請事件	23.12.27	静岡県住民１人	建設会社	切削・打撃音、加工部材の積み込み等による騒音・振動と申請人の精神的損害との因果関係の有無	24. 7.31	取下げ
平成24年(ゲ) 第１号	安来市における宅地造成工事による地盤沈下被害原因裁定申請事件	24. 1.23	島根県住民１人	建設会社	隣接地の宅地造成を行った際、盛土等の圧力により造成土砂を地盤沈下させたことに伴う土圧、水圧と申請人所有の建物の破損等との因果関係の有無	26. 7.29	棄却
平成24年(セ) 第１号	刈谷市における産業廃棄物処理施設からの振動・騒音被害責任裁定申請事件	24. 2. 1	ガソリンスタンド 愛知県住民１人	産業廃棄物処理業者	賠償請求 （約1780万円）	25. 5.28	棄却
平成24年(セ) 第２号 ↓ 平成24年(調) 第５号	大田区におけるビル解体工事による騒音被害等責任裁定申請事件	24. 2.15	東京都住民１人	不動産会社	賠償請求 （10万円）	24. 4.26 24. 5.18	職権調停移行 調停成立
平成24年(ゲ) 第３号 外３件	野田市における廃棄物処理施設からの大気汚染等による健康被害原因裁定申請事件	24. 3. 7 25. 3.11 25. 4. 3 25. 6. 4	千葉県住民25人	産業廃棄物処理業者	施設の操業に伴って排出された化学物質と申請人らに生じた健康被害との因果関係の有無	27. 8.28	棄却
平成24年(ゲ) 第４号 ↓ 平成24年(調) 第７号	神栖市におけるビル解体工事等による振動被害原因裁定申請事件	24. 3. 8	茨城県住民１人	建物解体会社	ビル解体工事と申請人住居の損害との因果関係の有無	24.11.28 24.12.19	職権調停移行 調停成立

事件番号	事　件	申請受付 年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結 年月日	終結区分
平成24年(ゲ) 第５号	武蔵野市における騒音・低周波音被害原因裁定申請事件	24. 4. 4	東京都住民 １人	医療法人	病院の空調室外機から発生する騒音等と申請人に生じている騒音被害との因果関係の有無	26. 1.28	棄却
平成24年(セ) 第３号 外１件 ↓ 平成25年(調) 第８号	江東区におけるマンション工事による騒音・振動・低周波音被害責任裁定申請事件	24. 4.20 24. 7. 6	東京都住民 ５人	不動産会社	賠償請求 （492万円）	25. 8.27 25. 9. 2	職権調停移行 調停成立
平成24年(セ) 第４号	岩国市におけるポンプ場建設工事による騒音・振動・地盤沈下被害責任裁定申請事件	24. 6.15	山口県住民 １人	岩国市	賠償請求 （約6740万円）	26. 6. 5	棄却
平成24年(ゲ) 第６号 ↓ 平成25年(調) 第３号	京都市における体育施設からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	24. 6.19	京都府住民 ２人	体育施設運営法人	体育施設の機械・音楽騒音及びコーチ・会員が発生させる騒音と申請人らの健康被害との因果関係の有無	24. 7.24 25. 6. 6 25. 6.13	一部取下げ 職権調停移行 調停成立
平成24年(セ) 第６号 ↓ 平成25年(調) 第11号	品川区における鉄道騒音被害責任裁定申請事件	24. 8.13	東京都住民 １人	鉄道会社	賠償請求 （約880万円）	25.12.20 26. 1. 6	職権調停移行 調停成立
平成24年(セ) 第７号	大田区における鉄道工事からの振動等による財産被害等責任裁定申請事件	24. 8.31	機械製造会社	鉄道会社	賠償請求 （１億円→ 8960万円）	24. 9.10 25. 3.11	一部取下げ 棄却
平成24年(セ) 第８号	福津市における下水道処理施設建設工事からの騒音・振動等による財産被害等責任裁定申請事件	24. 9.20	福岡県住民 １人	福津市 地方共同法人日本下水道事業団	賠償請求 （1140万円）	25.12. 3	棄却
平成24年(ゲ) 第７号	千葉市における地盤沈下被害原因裁定申請事件	24.10.25	千葉県住民 ３人	千葉県	千葉県企業庁の実施した埋立て後の後養生不備と申請人ら住宅の損害との因果関係の有無	26. 3.25	棄却
平成24年(ゲ) 第８号	栃木県壬生町における地盤沈下被害原因裁定申請事件	24.10.26	栃木県住民 ２人	栃木県住民 １人(クリーニング店経営)	申請人所有地に隣接した洗濯工場の井戸からの地下水の汲み上げと申請人が所有する土地の地盤沈下との因果関係の有無	26. 3.25	棄却

事件番号	事　件	申請受付 年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結 年月日	終結区分
平成25年(セ) 第１号 外３件	大東市における工場からの排出物質に係る大気汚染等による財産被害等責任裁定申請事件	25. 1. 9 25 5.24 25. 5.24 25. 5.24	大阪府住民 17人	金属加工会社	賠償請求 （約5992万円）	28. 7.15	取下げ
平成25年(ゲ) 第１号 外３件	大東市における工場からの排出物質に係る大気汚染等による財産被害等原因裁定申請事件	25. 1. 9 25. 5.24 25. 5.24 25. 5.24	大阪府住民 17人	金属加工会社	工場から排出されるガスと申請人らの家屋の損傷及び健康被害との因果関係の有無	28. 7. 5	一部認容
平成25年(セ) 第２号	小平市における騒音による健康被害責任裁定申請事件	25. 1.22	東京都住民 １人	東京都住民 １人(歯科医院経営)	賠償請求 （70万円）	25. 3.22	取下げ
平成25年(セ) 第３号	尼崎市における振動等による財産被害責任裁定申請事件	25. 1.28	兵庫県法人	尼崎市 建設会社 コンサルティング会社	賠償請求 （233万円）	27. 2.17	取下げ
平成25年(セ) 第４号	燕市における振動等による財産被害等責任裁定申請事件	25. 2. 4	新潟県住民 １人	新潟県 建設会社２社 燕市	賠償請求 （約１億2633万円）	27. 2.10	棄却
平成25年(ゲ) 第２号 外１件	静岡市における廃棄物処理施設からの排出物質による健康被害原因裁定申請事件	25. 2.14 25.12.25	静岡県住民 ６人	静岡市	廃棄物処理業者が起こした火災事故で流出した廃油、廃塗料による地下水の汚染を被申請人が放置したことと申請人が在住する町内の住民の発癌率の増加との因果関係の有無	27.10.27	棄却
平成25年(ゲ) 第３号	七尾市における低周波音による健康被害原因裁定嘱託事件	(嘱託受付) 25. 2.19	(原告) 石川県住民 ３人	(被告) 撚糸工場操業者 (補助参加) 機械製造会社	（嘱託の趣旨） 被告の工場の機械から発生した低周波音と原告らに生じた心身の障害との因果関係の有無	26. 6.13	因果関係を認めない
平成25年(セ) 第５号	秦野市における道路騒音・振動による財産被害等責任裁定申請事件	25. 2.21	神奈川県住民１人	秦野市	賠償請求 （500万円）	27. 3. 5	棄却
平成25年(ゲ) 第４号	仙台市における土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件	25. 2.22	石油会社	申請人給油所跡地近傍地の所有権者３人	申請人が行っていた給油所の事業活動・解体工事と被申請人ら土地の土壌汚染等との因果関係は存しない	28. 8.19	棄却
平成25年(セ) 第６号 ↓ 平成25年(調) 第７号	小平市における騒音による健康被害責任裁定申請事件	25. 3.22	東京都住民 １人	医療法人	賠償請求 （70万円）	25. 8. 7 25. 8.22	職権調停移行 調停成立

事件番号	事　件	申請受付 年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結 年月日	終結区分
平成25年(セ) 第７号	海老名市における解体工事による振動被害責任裁定申請事件	25. 3.25	神奈川県住民１人	建設会社	賠償請求 (2176万円→ 約1092万円)	26.11.28	棄却
平成25年(セ) 第８号	大崎市における大気汚染等による健康被害等責任裁定申請事件	25. 4.11	神奈川県住民２人	電子部品製造会社２社	賠償請求 (約8829万円)	30. 3.27	棄却
平成25年(セ) 第９号	裾野市における騒音による健康被害責任裁定申請事件	25. 4.12	静岡県住民１人	遊園地等運営会社	賠償請求 (日額5000円)	26. 2. 4	一部却下 一部棄却
平成25年(セ) 第10号	大田区における鉄道工事からの振動等による財産被害責任裁定申請事件	25. 4.26	機械製造会社	建設会社４社	賠償請求 (8970万円)	26. 3.11	棄却
平成25年(セ) 第11号 ↓ 平成28年(調) 第４号	浦安市における建設工事による地盤沈下被害責任裁定申請事件	25. 5. 2	千葉県住民３人	マンション建築主２人 建築設計会社 建設会社	賠償請求 (約1481万円)	28. 2.23 28. 3. 4	職権調停移行 調停成立
平成25年(セ) 第12号	沼津市における工場からの騒音・振動被害責任裁定申請事件	25. 5.30	静岡県住民１人	建築工事会社	賠償請求 (5040万円)	27. 3. 4	一部認容
平成25年(セ) 第13号	練馬区における粉じんによる大気汚染被害責任裁定申請事件	25. 6.14	東京都住民２人	東京都住民1人	賠償請求 (1200万円→ 800万円)	26. 1.16	棄却
平成25年(ゲ) 第11号	泉大津市における土壌汚染被害原因裁定嘱託事件	(嘱託受付) 25. 7. 2	(原告) アスファルト等加工会社	(被告) 石油会社２社	(嘱託の趣旨) 被告らの送油ポンプ又は油槽所からの油の漏洩と、原告土地の土壌汚染との因果関係の有無	28. 4.19	因果関係を認める
平成25年(ゲ) 第12号 ↓ 平成28年(調) 第９号	湖南市における鉄粉による大気汚染被害原因裁定申請事件	25. 7.17	陸運会社	鋳鉄等加工会社	申請人の被害と、被申請人からの鉄粉の飛散との因果関係の有無	28. 7.25	職権調停移行→ 調停成立
平成25年(セ) 第17号	千葉市における鉄道騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件	25. 7.18	千葉県住民１人	鉄道会社	賠償請求 (461万円)	27. 5.29	棄却
平成25年(セ) 第18号 ↓ 平成27年(調) 第３号	木更津市における飲食店等からの騒音による財産被害等責任裁定申請事件	25. 7.25	賃貸用建物家主４人	飲食店経営者等５人	賠償請求 (2370万円)	27. 5.12 27. 5.29	職権調停移行 調停成立
平成25年(セ) 第19号 外１件	土岐市における騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件	25. 7.26 25.11.28	岐阜県住民３人	岐阜県住民１人（製陶業）	賠償請求 (第19号：約378万円、第25号：約279万円)	26. 9.25	棄却
平成25年(セ) 第20号	横浜市における振動による健康被害等責任裁定申請事件	25. 8.13	神奈川県住民１人	横浜市 神奈川県住民３人	賠償請求 (約2669万円)	25. 9.20	取下げ
平成25年(セ) 第21号	鎌倉市における騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	25. 9.13	神奈川県住民２人	ドッグスクール経営会社	賠償請求 (約1082万円)	28. 6.28	一部認容

事件番号	事　件	申請受付 年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結 年月日	終結区分
平成25年(セ) 第22号外１件 ↓ 平成26年(調) 第３号	世田谷区における騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件	25.10.18 26. 7. 9	東京都住民 ９人	建設会社	賠償請求 （約312万円）	26.11. 6 26.11. 7 26.11.28	参加申立取下げ 職権調停移行 調停成立
平成25年(セ) 第23号 ↓ 平成28年(調) 第２号	台東区におけるビル建設工事による地盤沈下被害責任裁定申請事件	25.10.21	宗教法人	建設会社 鉄道会社	賠償請求 （約1113万円）	28. 2. 9 28. 2.25	職権調停移行 調停成立
平成25年(セ) 第24号	中央区におけるビル工事による地盤沈下被害責任裁定申請事件	25.10.28	不動産会社	建設会社 不動産会社	賠償請求 （7140万円）	27.12.16	棄却
平成25年(ゲ) 第13号	高島市における散水融雪設備の稼働による地盤沈下被害原因裁定申請事件	25.11. 7	滋賀県住民 １人	国（代表者 国土交通大臣）	申請人宅の土地の地盤沈下等と、散水融雪設備の稼働との因果関係の有無	27. 5 14	取下げ
平成25年(セ) 第26号 ↓ 平成30年(調) 第５号	市川市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	25.12.26	千葉県住民 14人	食品会社	賠償請求 （１億6000万円）	30. 4.18 30.12.11 31. 1.18	一部取下げ 職権調停移行 調停成立
平成26年(セ) 第１号	香南市における道路工事からの振動による財産被害責任裁定申請事件	26. 1. 7	高知県等住 民３人	国（代表者 国土交通大臣） 建設会社	賠償請求 （6000万円）	28. 1.18	棄却
平成26年(セ) 第２号	静岡県函南町における拡声器からの騒音による健康被害責任裁定申請事件	26. 1.14	静岡県住民 １人	函南町	賠償請求 （10万円）	27. 3.27	棄却
平成26年(セ) 第３号	座間市における工場からの騒音・振動による慰謝料等責任裁定申請事件	26. 2. 6	神奈川県住 民２人	金属加工会社	賠償請求 （約450万円）	27. 5.29	棄却
平成26年(セ) 第４号	静岡市における騒音等による健康被害責任裁定申請事件	26. 3.26	静岡県住民 １人	静岡県	賠償請求 （100万円）	26.12. 3	取下げ
平成26年(ゲ) 第１号	長野市における建物解体工事からの振動による財産被害原因裁定申請事件	26. 5. 9	長野県住民 １人	建設会社	建物解体工事と申請人宅及び同土地上の土留壁・ブロック塀の損傷との因果関係の有無	26. 8.26 28. 9.13	手続中止 却下
平成26年(セ) 第５号	横浜市における振動による健康被害等責任裁定申請事件	26. 5.12	神奈川県住 民１人	横浜市 神奈川県住 民３人	賠償請求 （約1453万円）	26. 6.19	取下げ
平成26年(ゲ) 第２号	横浜市における騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	26. 7. 4	神奈川県住 民２人	神奈川県住 民１人	給湯機から発生する騒音及び低周波音と申請人らの健康被害との因果関係の有無	29. 6.27	棄却
平成26年(セ) 第７号	沼津市における工場からの悪臭等による財産	26. 8.26	静岡県住民 １人	自動車修理加工会社	賠償請求 （約250万円）	27.10.13 27.11. 2	職権調停移行 調停成立

付録

事件番号	事　件	申請受付年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結年月日	終結区分
↓ 平成27年(調)第５号	被害等責任裁定申請事件						
平成26年(セ)第８号 ↓ 平成28年(調)第３号	水戸市における建物解体工事からの振動による財産被害等責任裁定申請事件	26. 9. 5	医薬品販売会社 茨城県住民１人	建設会社	賠償請求 （約724万円）	28. 2.23 28. 3.11	職権調停移行 調停成立
平成26年(セ)第９号	横浜市における建設工事からの騒音・振動等による財産被害等責任裁定申請事件	26. 9.11	神奈川県住民１人	建設会社	賠償請求 （約356万円）	28. 6.21	棄却
平成26年(セ)第10号	多摩市における悪臭被害責任裁定申請事件	26. 9.19	東京都住民１人	東京都住民１人	賠償請求 （100万円）	27. 1.16	取下げ
平成26年(セ)第11号	田原市における風力発電施設による騒音被害責任裁定申請事件	26. 9.26	愛知県住民１人	発電事業会社	賠償請求 （500万円）	26.12.15 27. 6. 4	手続中止 取下げ
平成26年(ゲ)第３号	稲城市における温泉施設からの騒音・振動等による健康被害原因裁定申請事件	26.10.23	東京都住民１人	レジャー施設会社	温泉施設の設備から発生・拡散した低周波音・騒音・振動と申請人の健康被害との因果関係の有無	27. 7. 3	取下げ
平成26年(セ)第12号	横浜市における振動による健康被害等責任裁定申請事件	26.10.28	神奈川県住民１人	横浜市 神奈川県住民３人	賠償請求 （約3204万円）	26.11.25	申請不受理
平成26年(セ)第13号 ↓ 平成28年(調)第１号	行方市における工場からの排水による水質汚濁被害責任裁定申請事件	26.11. 4	茨城県住民１人	自動車部品製造会社	賠償請求 （1000万円）	28. 1.12 28. 1.18	職権調停移行 調停成立
平成26年(ゲ)第４号	江東区における建設工事からの土壌汚染による健康被害原因裁定申請事件	26.11. 6	東京都住民15人	運送会社 建設会社	建築工事において土地を掘削した際に発生・拡散させた何らかの化学物質と申請人らの健康被害との因果関係の有無	29. 3.28	一部認容
平成26年(ゲ)第５号	南城市における道路工事からの騒音・振動による財産被害原因裁定申請事件	26.11. 7	沖縄県住民１人	国（代表者国土交通大臣） 建設会社	工事現場から発せられた騒音・振動と申請人の養鶏場で発生した鶏の健康被害、異常行動との因果関係の有無	28. 3.29	棄却
平成26年(セ)第14号	鹿児島県馬毛島における開発工事による漁業被害責任裁定申請事件	26.11.27	鹿児島県在住10人	土地開発会社	賠償請求 （1000万円）	28.10.25	棄却
平成27年(セ)第１号 ↓ 平成27年(調)第４号	戸田市における工場からの大気汚染・悪臭による財産被害等責任裁定申請事件	27. 1. 6	運送会社 東京都住民１人	金属加工会社	賠償請求 （約545万円）	27. 6.23 27. 7. 7	職権調停移行 調停成立

事件番号	事　　件	申請受付 年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結 年月日	終結区分
平成27年(ゲ) 第１号	神奈川県清川村における道路工事に伴う地盤沈下等による財産被害原因裁定嘱託事件	(嘱託受付) 27. 1.13	(原告) 神奈川県住民２人	(被告) 清川村（代表者村長） 建設会社	(嘱託の趣旨) 被告建設会社が被告村から請け負って実施した村道改修工事の一部と原告所有建物に生じた被害との因果関係の有無	28. 1.26	因果関係を認めない
平成27年(ゲ) 第２号	郡山市における室外機からの低周波音による健康被害等原因裁定申請事件	27. 4.13	福島県住民１人	コンビニエンスストア経営会社	店舗に設置されている空調用室外機及び冷凍用室外機から生じる低周波音と申請人の健康被害との因果関係の有無	28.11.22	棄却
平成27年(セ) 第２号	横浜市における鉄道騒音による財産被害責任裁定申請事件	27. 5.28	不動産賃貸管理会社	鉄道事業会社	賠償請求 （約130万円）等	27.12.21	一部却下 一部棄却
平成27年(ゲ) 第３号 外１件 （第６号）	春日部市における悪臭による健康被害原因裁定申請事件	27. 7. 7 27.11. 5	埼玉県住民１人	埼玉県住民２人	クリーニング店のボイラー・作業場から発生・拡散させた化学物質と申請人の健康被害との因果関係の有無	27.12. 9 28. 3.25	一部取下げ （第３号） 棄却 （第６号）
平成27年(セ) 第３号	新宿区における解体工事による騒音・振動被害責任裁定申請事件	27. 8.10	東京都住民２人	不動産会社 建設会社	賠償請求 （1365万円）	28. 6.21	棄却
平成27年(ゲ) 第４号	世田谷区における飲食店からの大気汚染による健康被害等原因裁定申請事件	27. 8.20	東京都住民１人	飲食店経営会社	飲食店から強制排気・拡散させた油、油煙及び油の微粒子と申請人宅及び空気の汚れ等被害との因果関係の有無	28. 7.22	棄却
平成27年(セ) 第４号 ↓ 平成28年(調) 第５号	荒川区における建築工事からの騒音･振動による健康被害責任裁定申請事件	27. 9. 8	東京都住民２人	建設会社	賠償請求 （約316万円）	28. 2.26 28. 3. 4	職権調停移行 調停成立
平成27年(ゲ) 第５号 ↓ 平成28年(調) 第12号	港区における建設工事による地盤沈下被害原因裁定申請事件	27.10. 9	マンション管理組合	建設会社	建設工事における基礎杭頭処理と既存杭破砕のための削岩機による破砕工事と地盤陥没被害との因果関係の有無	28.12.27	職権調停移行→ 調停成立
平成27年(セ) 第５号	船橋市における騒音・振動による財産被害等責任裁定申請事件	27.10.20	千葉県住民１人	千葉県住民３人	賠償請求 （約３億277万円）	27.12. 9	申請不受理
平成27年(セ) 第６号	墨田区における建設工事からの地盤沈下等による財産被害責任裁定申請事件	27.10.30	金属加工会社 東京都住民３人	素材加工会社 建設会社 建物解体会社	賠償請求等	27.11.30	取下げ

事件番号	事　件	申請受付 年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結 年月日	終結区分
平成27年(セ) 第７号	宝塚市における研究施設からの大気汚染による健康被害責任裁定申請事件	27.11. 4	兵庫県住民 ２人	研究施設を運営する公益財団法人 学校法人	賠償請求 （2500万円）	28. 4.13	取下げ
平成27年(セ) 第８号 外１件 ↓ 平成29年(調) 第３号	台東区における冷凍庫からの低周波音による健康被害責任裁定申請事件	27.12. 9 29. 1.12	東京都住民 ２人	東京都住民 ２人 卸売業者	賠償請求 （27年第８号：484万円、29年第１号：484万円）	29. 9.19 29. 9.22	職権調停移行 調停成立
平成27年(セ) 第９号 ↓ 平成28年(調) 第７号	大田区における食料品作業場からの悪臭等による健康被害等責任裁定申請事件	27.12.21	東京都住民 ２人	食品加工販売会社 東京都住民 １人	賠償請求 （約179万円）	28. 6.15	職権調停移行→ 調停成立
平成27年(セ) 第10号	知多市における工場からの粉じんによる財産被害責任裁定申請事件	27.12.25	愛知県住民 １人	船舶等製造会社	賠償請求 （約64万円）	30. 8.29	棄却
平成28年(セ) 第１号 外１件	成田市における室外機等からの騒音・低周波音等による健康被害等責任裁定申請事件	28. 2.16 29. 1.16	千葉県住民 ４人	コンビニエンスストアのフランチャイザー 千葉県住民 １人 ドラッグストア経営法人	賠償請求 （28年第１号：約1760万円等→約1818万円等、29年第２号：1320万円等）	元. 9.25	棄却
平成28年(ゲ) 第１号	墨田区における建設工事からの地盤沈下等被害原因裁定申請事件	28. 5.24	金属加工会社 東京都住民 １人	建設会社 建物解体会社	マンション解体及び建築工事と申請人所有の土地及び建物に生じた不同沈下との因果関係の有無	31. 3.27	一部認容
平成28年(ゲ) 第２号	小諸市における工場からの振動による財産被害原因裁定申請事件	28. 7. 1	長野県住民 １人	鍛工品製造等会社	鍛造機械稼働による振動と申請人宅の沈降及び家屋内の歪み発生等との因果関係の有無	28.10.25 29. 5.16	手続中止 取下げ
平成28年(セ) 第２号	和歌山市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	28. 8. 1	和歌山県住民４人	電力会社	賠償請求 （2986万円）	30. 5.28	棄却
平成28年(ゲ) 第３号 ↓ 平成29年(調) 第２号	横浜市における振動・騒音（低周波音）による健康被害原因裁定申請事件	28. 8.25	神奈川県住民１人	神奈川県住民１人	被申請人宅の太陽光発電機能付ヒートポンプ給湯器から発せられる振動・騒音（低周波音）と申請人の健康被害との因果関係の有無	29. 3.28	職権調停移行→ 調停成立
平成28年(セ) 第３号	台東区における飲食店からの悪臭・騒音被害責任裁定申請事件	28.10. 3	東京都住民 １人	飲食店経営会社	賠償請求 （約114万円）	29. 6.23	取下げ

事件番号	事　件	申請受付 年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結 年月日	終結区分
平成28年(ゲ) 第４号	佐倉市における騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件	28.12. 9	千葉県住民 ３人	千葉県住民 ２人	被申請人宅の家庭用ヒートポンプ給湯器、24時間換気システム及び空調室外機から発せられる騒音・振動と申請人らの健康被害との因果関係の有無	29.12. 5	棄却
平成28年(ゲ) 第５号 外１件 ↓ 平成30年(調) 第１号	横浜市における運動施設からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件	28.12.16 29. 2. 8	神奈川県住民１人 神奈川県住民１人	神奈川県住民１人	被申請人経営の運動施設から発せられる騒音・振動と申請人の健康被害との因果関係の有無	30. 1.19	職権調停移行→ 調停成立
平成28年(ゲ) 第６号	飯能市における浄化槽からの土壌汚染被害原因裁定申請事件	28.12.26	埼玉県住民 １人	社会福祉法人	被申請人事業所の浄化槽からの排水と申請人所有の畑の土壌が汚染、変質したこととの因果関係の有無	29. 1.25	取下げ
平成28年(セ) 第４号 外１件	埼玉県杉戸町における騒音・悪臭等による健康被害責任裁定申請事件	28.12.27 29. 6. 8	埼玉県住民 １人 埼玉県住民 ２人	運送会社	賠償請求 （28年第４号： 約402万円、 29年第６号： 約5005万円）	30.10. 9	棄却
平成29年(セ) 第３号	高知市における工場からの悪臭・騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	29. 2. 6	高知県住民 １人	食品缶瓶詰製造会社	賠償請求 （2200万円）	30. 8.29	棄却
平成29年(ゲ) 第１号	高知市における工場からの悪臭・騒音等による健康被害等原因裁定申請事件	29. 2. 6	高知県住民 １人	食品缶瓶詰製造会社	被申請人工場からの悪臭及び騒音等と申請人の健康被害との因果関係の有無等	30. 8.29	一部却下 一部認容 一部棄却
平成29年(ゲ) 第３号	千葉市における室外機等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	29. 3. 9	千葉県住民 ２人	不動産会社 千葉県住民 １人	被申請人宅の室外機等から発せられる騒音・低周波音と申請人らの健康被害との因果関係の有無	2. 7.14	取下げ
平成29年(セ) 第４号 ↓ 平成29年(調) 第４号	川崎市における幼稚園からの騒音被害責任裁定申請事件	29. 3.13	神奈川県住民２人	学校法人	賠償請求 （451万円等）	29.12. 8	職権調停移行→ 調停成立
平成29年(セ) 第５号 ↓ 平成30年(調) 第２号	大田区における騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件	29. 5.19	東京都住民 ２人	東京都住民 ２人	賠償請求 （360万円）	30. 2.27 30. 3.15	職権調停移行 調停成立
平成29年(セ) 第７号 ↓ 令和元年(調) 第１号	成田市における建設工事からの振動による財産被害等責任裁定申請事件	29. 6.20	千葉県住民 １人	建設会社	賠償請求 （約328万円）	元. 8. 9 元. 9. 6	職権調停移行 調停成立

事件番号	事　件	申請受付 年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結 年月日	終結区分
平成29年(ゲ) 第４号	富士宮市における改良桝による地盤沈下被害原因裁定申請事件	29. 7. 4	静岡県住民 １人	静岡県住民 １人	被申請人が設置した改良桝と申請人宅敷地の地盤沈下との因果関係の有無	30. 9.18	棄却
平成29年(ゲ) 第５号	栗東市における林道工事に伴う水質汚濁による財産被害原因裁定申請事件	29.10.31	養鯉場操業 会社	栗東市	錦鯉の大量死と被申請人が実施した林道工事との因果関係の有無	2. 1.28	棄却
平成29年(ゲ) 第６号	和歌山県由良町における漁港整備工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定嘱託事件	(嘱託受付) 29.12. 4	(原告) 和歌山県住民１人	(被告) 由良町	(嘱託の趣旨) 原告所有の建物の傾斜等の損害と被告が実施した漁港整備工事との因果関係の有無	31. 2.26	因果関係を認めない
平成29年(セ) 第８号	兵庫県稲美町におけるほ場整備工事に伴う地盤沈下による財産被害責任裁定申請事件	29.12.11	兵庫県住民 １人	兵庫県	賠償請求 (7447万円)	2. 1.14	棄却
平成29年(セ) 第９号	東大阪市における工場からの大気汚染・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件	29.12.12	大阪府住民 １人	精密機器製造販売会社	賠償請求 (1400万円→ 約1058万円)	2. 2.18	棄却
平成29年(セ) 第10号	府中市における室外機等からの騒音被害責任裁定申請事件	29.12.28	東京都住民 １人	不動産管理会社 東京都住民 １人	賠償請求 (3300万円)	元. 8.27	棄却
平成30年(ゲ) 第１号	福岡市におけるマンション屋外機からの騒音による健康被害原因裁定嘱託事件	(嘱託受付) 30. 2.22	(原告) 福岡県住民 １人	(被告) 鉄道会社	(嘱託の趣旨) マンションの西側に設置した屋外機の稼働音と原告に生じた健康被害との因果関係の有無	元.12.17	因果関係を認めない
平成30年(ゲ) 第２号	豊島区における建物改修工事に伴う大気汚染による財産被害原因裁定嘱託事件	(嘱託受付) 30. 3. 1	(原告) 東京都住民 93人	(被告) 建設会社	(嘱託の趣旨) 原告らの各所有建物の屋根等に生じた損傷被害と被告が階段改修工事をした際にさびや鉄粉を飛散させたこととの因果関係の有無	2. 2.25	(訴えの取下げ等による原告数の変更あり) 因果関係を認めない
平成30年(セ) 第１号	福山市における自動車解体作業所からの騒音・振動被害責任裁定申請事件	30. 3.30	広島県住民 ２人	自動車解体業者	賠償請求 (約209万円)	3. 2.15	取下げ
平成30年(ゲ) 第３号	横浜市における漏電・振動による健康被害原因裁定申請事件	30. 4.10	神奈川県住民１人	神奈川県住民１人	申請人に生じている頭の痛み・しびれ、息苦しさ等の健康被害と、被申請人宅に設置されているコンセントの先の入った接続箱からの漏電及び	30. 5.28	申請不受理

事件番号	事　件	申請受付年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結年月日	終結区分
					漏電と同時に発生する空気振動との因果関係の有無		
平成30年(ゲ)第４号	文京区におけるグラウンドからの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件	30. 5.14	東京都住民１人	東京都	申請人が所有する自家用車への粉じんの堆積被害と被申請人がグラウンドに散布した砂から発生・飛散した粉じんとの因果関係の有無	30. 7.10	申請不受理
平成30年(ゲ)第５号	伊万里市における堆肥製造施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件	30. 5.17	佐賀県住民６人	農業協同組合	堆肥製造施設からの浮遊物質と申請人らの健康被害との因果関係の有無	3. 3.18	棄却
平成30年(セ)第２号	瀬戸市における廃棄物処分場からの土壌汚染による財産被害責任裁定申請事件	30. 5.30	愛知県住民１人 畜産会社	衛生組合	賠償請求（2000万円）	3. 3.15	一部却下 一部棄却
平成30年(ゲ)第６号	大阪市における印刷工房からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件	30. 6.13	大阪府住民３人	大阪府住民１人（印刷工房経営者）	印刷工房からの化学物質発生・拡散と申請人らの健康被害との因果関係の有無	元.11.19	棄却
平成30年(ゲ)第７号	瀬戸市における廃棄物処分場からの土壌汚染による財産被害原因裁定申請事件	30. 6.26	愛知県住民１人 畜産会社	衛生組合	被申請人が投棄した廃棄物と申請人土地のダイオキシン類の検出との因果関係の有無	3. 3.15	一部認容 一部棄却
平成30年(ゲ)第８号	四日市市における医療機関からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件	30. 8.16	三重県住民１人	歯科医院	歯科医院から排出されたガスと申請人の健康被害との因果関係の有無	元. 7. 9	棄却
平成30年(セ)第３号	豊見城市における建築工事に伴う地盤沈下等による財産被害等責任裁定申請事件	30. 8.20	沖縄県住民１人	建設会社	賠償請求（約1303万円）	4. 1.13	一部認容 一部棄却
平成30年(ゲ)第９号	豊見城市における建築工事に伴う地盤沈下等による財産被害等原因裁定申請事件	30. 8.20	沖縄県住民１人	建設会社	申請人の住宅等被害と被申請人の建築工事との因果関係の有無	4. 1.13	一部認容 一部棄却
平成30年(ゲ)第10号	文京区におけるグラウンドからの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件	30. 8.20	東京都住民１人	東京都	申請人が所有する自家用車への粉じんの堆積被害と被申請人がグラウンドに散布した砂から発生・飛散した粉じんとの因果関係の有無	30.10. 9	申請不受理
平成30年(セ)第４号	国分寺市における運動施設からの騒音による財産被害等責任裁定申請事件	30. 8.28	東京都住民２人	国分寺市	賠償請求（385万円）	2. 9.14	取下げ

事件番号	事　件	申請受付 年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結 年月日	終結区分
平成30年(セ) 第５号 外１件	熊本市における飲食店からの悪臭等による健康被害等責任裁定申請事件	30.11. 1 2. 4. 3	熊本県住民 ２人 熊本県住民 ２人	熊本県住民 １人（飲食店経営者）	賠償請求 （30年第５号：約5402万円、２年第４号：約338万円）	4. 6.30	棄却
平成30年(セ) 第６号 ↓ 令和３年(調) 第１号	銚子市における工場からの騒音・低周波音・振動による健康被害等責任裁定申請事件	30.11. 2	千葉県住民 １人	製氷工場経営会社	賠償請求 （550万円等）	3. 1.26 3. 2.18	職権調停移行 調停成立
平成30年(セ) 第７号	春日井市・小牧市における焼却施設からの大気汚染による財産被害等責任裁定申請事件	30.11. 5	愛知県住民 １人	春日井市	賠償請求 （約223万円）	元. 9.24	棄却
平成30年(セ) 第８号	国立市における騒音による健康被害等責任裁定申請事件	30.11.20	東京都住民 １人	建築会社	賠償請求 （約92万円）	元. 7.10	取下げ
平成31年(セ) 第１号	渋谷区における宿泊施設からの騒音・低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	31. 1.21	東京都住民 １人	宿泊施設経営会社	賠償請求 （550万円等）	4.12. 5	棄却
平成31年(セ) 第２号 ↓ 令和２年(調) 第１号	熊本市における農業施設からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	31. 2.14	熊本県住民 １人	熊本県住民 １人	賠償請求 （297万円）	2. 8.25 2. 9. 1	職権調停移行 調停成立
平成31年(ゲ) 第１号 ↓ 令和２年(調) 第１号	熊本市における農業施設からの騒音による健康被害等原因裁定申請事件	31. 2.14	熊本県住民 １人	熊本県住民 １人	農業施設からの騒音と申請人の健康被害との因果関係の有無	2. 8.25 2. 9. 1	職権調停移行 調停成立
平成31年(ゲ) 第２号	大田区における室外機からの低周波音等による健康被害原因裁定申請事件	31. 2.22	東京都住民 １人	飲食店経営会社	飲食店からの低周波音と申請人の健康被害との因果関係の有無	元. 5. 7	取下げ
平成31年(セ) 第３号	熊本市における室外機等からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	31. 3. 8	熊本県住民 １人	食肉販売店経営会社	賠償請求 （20万円→約26万円）	2.10.27	棄却
平成31年(セ) 第４号	新宿区における排気ダクト等からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	31. 3.11	東京都住民 １人	商業ビルを所有する会社	賠償請求 （550万円等）		
平成31年(ゲ) 第３号	周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	31. 3.29	山口県住民 １人	山口県住民 １人（和菓子製造工場経営者）	和菓子製造工場からの聞こえにくい周波数による騒音と申請人の健康被害との因果関係の有無	3.12.21	棄却
平成31年(セ) 第５号 ↓	奈良県安堵町における牛舎からの排せつ物流出に伴う悪臭被害責任	31. 4. 2	奈良県住民 １人	畜産会社	賠償請求 （100万円）	4. 6.17 4. 6.28	職権調停移行 調停成立

事件番号	事　件	申請受付 年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結 年月日	終結区分
令和４年(調) 第３号	裁定申請事件						
平成31年(ゲ) 第４号 ↓ 令和４年(調) 第３号	奈良県安堵町における牛舎からの排せつ物流出に伴う悪臭被害原因裁定申請事件	31. 4. 2	奈良県住民 １人	畜産会社	水路に排出された牛の尿による悪臭と申請人の健康被害との因果関係の有無	4. 6.17 4. 6.28	職権調停移行 調停成立
平成31年(ゲ) 第５号	宗像市における配水管工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定申請事件	31. 4. 5	福岡県住民 ５人	一部事務組合 水道事業者 建設会社	被申請人らが実施した配水管敷設替工事と申請人らの家屋等に生じた財産被害との因果関係の有無	4. 6.29	棄却
平成31年(ゲ) 第６号	渋谷区における高圧受電設備からの低周波音等による健康被害原因裁定申請事件	31. 4.17	東京都住民 １人	学校法人	高圧受電設備から発生・拡散した低周波音と申請人の健康被害との因果関係の有無	3. 9.15	取下げ
令和元年(セ) 第１号	和歌山県白浜町における給油所からの土壌汚染被害等責任裁定申請事件	元. 5. 8	和歌山県住民１人	バス会社	賠償請求 （約2083万円）	2.11. 4	取下げ
令和元年(セ) 第２号 ↓ 令和２年(調) 第３号	松戸市における換気扇・ヒートポンプ設備からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	元. 5.21	千葉県住民 ２人	千葉県住民 １人	賠償請求 （約795万円）	2.12.15	職権調停移行→ 調停成立
令和元年(ゲ) 第１号	桶川市における工場からの大気汚染による財産被害原因裁定申請事件	元. 6. 3	埼玉県住民 １人	金属精錬会社	工場からの亜硫酸ガス等の発生・拡散と申請人所有の桶川市指定天然記念物椎樫（椎樫から、シラカシ、ユズ等へ訂正）等の枯れ等の財産被害との因果関係の有無	4.11.21	取下げ
令和元年(セ) 第３号 外１件 ↓ 令和５年(調) 第６号	稲敷市における土砂埋立てに伴う土壌汚染による財産被害等責任裁定申請事件	元. 6. 3 2. 9. 7	宗教法人 茨城県住民 12人 茨城県住民 ９人	土木関係会社 茨城県住民 ２人 砂利運搬業会社 稲敷市	賠償請求 （元年第３号：2600万円等、２年第７号：450万円等）	2. 7.28 3.11.11 5.10.31	一部取下げ 一部取下げ 一部認容 一部棄却
令和元年(セ) 第４号 ↓ 令和２年(調) 第２号	渋谷区における工事現場からの騒音・振動等による財産被害・健康被害等責任裁定申請事件	元. 8.16	東京都住民 17人	不動産会社 建築会社	賠償請求 （約3644万円）	2. 8.26 2.11. 9	職権調停移行 調停成立
令和元年(ゲ) 第２号	茨城県城里町における地盤沈下による財産被害原因裁定嘱託事件	(嘱託受付) 元. 9. 9	(原告) 茨城県住民 ３人	(被告) 茨城県住民 １人 建設会社	(嘱託の趣旨) 被告らが行った土地造成工事や擁壁工事と原告らの所有する土地の不同	4.11.22	因果関係を認める

事件番号	事　　件	申請受付 年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終　結 年月日	終結区分
					沈下や建物の損傷被害との因果関係の有無		
令和元年(セ) 第５号 外３件 ↓ 令和４年(調) 第２号	小平市における工場からの大気汚染による財産被害責任裁定申請事件	元. 9.19 2. 2.26 2. 3.12 2.11.17	クリーニング業者 東京都住民 １人 東京都住民 １人 東京都住民 １人	食品製造会社	賠償請求 （元年第５号：約1130万円（→約1009万円）、２年第１号：約206万円（→約241万円）、２年第２号：約236万円（→約283万円）、２年第９号：約310万円（→約271万円））	4. 6.14 4. 6.23	職権調停移行 調停成立
令和元年(ゲ) 第３号	相模原市における化学物質飛散に伴う大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件	元.10.24	神奈川県住民３人	建築工事会社	申請人ら宅の改装工事の際に化学物質を発生、放散させたことと申請人らに生じた不整脈、頭痛、吐き気、めまい等の化学物質過敏症等の健康被害との因果関係の有無	2. 8.19	却下
令和元年(ゲ) 第４号 ↓ 令和３年(調) 第４号	熊本市における太陽光発電設備及び室外機からの騒音・低周波音・振動による健康被害原因裁定申請事件	元.11.18	熊本県住民 ２人 福岡県住民 １人	熊本県住民 ２人	被申請人ら宅に設置された太陽光発電設備及び室外機からの騒音・低周波音・振動と申請人らに生じた動悸、胸の激痛、吐き気、手足の痺れ等の健康被害との因果関係の有無	3.11. 9 3.12. 2	職権調停移行 調停成立
令和元年(セ) 第６号 ↓ 令和４年(調) 第８号	江東区における音響機器からの騒音・振動等による生活環境被害責任裁定申請事件	元.12.17	東京都住民 １人	東京都住民 １人	賠償請求 （約336万円）	4.12.15 4.12.20	職権調停移行 調停成立
令和元年(セ) 第７号	筑西市における事業所からの悪臭等による生活環境被害等責任裁定申請事件	元.12.20	茨城県住民 １人	運送会社	賠償請求 （約466万円）	2. 9. 7	取下げ
令和２年(ゲ) 第１号 外１件 ↓ 令和４年(調) 第４号	草津市における室外機等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	2. 3.12 3. 4. 2	滋賀県住民 １人	スーパーマーケット経営会社 日用品等販売会社 日用品等販売店のフランチャイジー	被申請人らの店舗用に設置された室外機、変電設備、クーリングタワーからの騒音・低周波音と申請人に生じた睡眠障害、頭痛、めまい、動悸、耳の痛み等の	4. 8. 3 4. 8.29	職権調停移行 調停成立

事件番号	事　　件	申請受付 年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結 年月日	終結区分
					健康被害との因果関係の有無		
令和２年(セ) 第３号	神戸市における鉄道からの振動・騒音による財産被害等責任裁定申請事件	2. 3.24	兵庫県住民 ２人	鉄道会社	賠償請求 （700万円等）	4. 2.15	棄却
令和２年(セ) 第５号 ↓ 令和５年(調) 第４号	南島原市における工場からの騒音等による生活環境被害責任裁定申請事件	2. 5.21	長崎県住民 １人	長崎県住民1人（製麺工場経営者）	賠償請求 （150万円）	5. 2.27	職権調停移行→ 調停成立
令和２年(ゲ) 第２号 ↓ 令和５年(調) 第４号	南島原市における工場からの騒音等による生活環境被害原因裁定申請事件	2. 5.21	長崎県住民 １人	長崎県住民1人（製麺工場経営者）	被申請人が経営する製麺工場から騒音を発生・拡散させたことと申請人に生じた苛立ちの健康被害との因果関係の有無	5. 2.27	職権調停移行→ 調停成立
令和２年(セ) 第６号 ↓ 令和３年(調) 第２号	佐倉市における室外機からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	2. 7.31	千葉県住民 １人	千葉県住民 １人	賠償請求 （約311万円）	3.10. 5 3.10.22	職権調停移行 調停成立
令和２年(セ) 第８号	浜松市における写真スタジオからの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	2. 9.23	静岡県住民 ４人	写真スタジオ経営会社	賠償請求 （3000万円）	5.11.10	棄却
令和２年(ゲ) 第３号	浜松市における写真スタジオからの騒音による健康被害等原因裁定申請事件	2. 9.23	静岡県住民 ４人	写真スタジオ経営会社	被申請人が経営する写真スタジオから発生させる騒音と申請人らに生じた心身症、心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）による死産、心因性頻尿の健康被害及び受験勉強が妨げられていることとの因果関係の有無	5.11.10	棄却
令和３年(ゲ) 第１号 ↓ 令和４年(調) 第５号	福岡市における工場等からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	3. 1. 6	福岡県住民 ２人	菓子製造会社	被申請人が経営する菓子製造工場等から騒音を発生させたことと申請人らに生じた不眠症、頭位めまい症、不眠ストレス等の健康被害との因果関係の有無	4.10.27	職権調停移行→ 調停成立
令和３年(セ) 第１号	燕市における工場からの振動・騒音・悪臭による財産被害等責任裁定申請事件	3. 1.19	新潟県住民 １人	金属加工会社	賠償請求 （3808万円）	6. 3.21	棄却

事件番号	事　件	申請受付 年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結 年月日	終結区分
令和３年(セ) 第２号 ↓ 令和６年(調) 第２号	東海市における工場からの粉じん・悪臭等による財産被害・健康被害責任裁定申請事件	3. 2.22	愛知県住民 ３人	自動車部品 塗装会社	賠償請求 （約2516万円）	6. 2.14 6. 2.27	職権調停移行 調停成立
令和３年(セ) 第３号 ↓ 令和５年(調) 第５号	熊本市における駐車場からの騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件	3. 3.17	熊本県住民 １人	マンション 管理組合 熊本県住民 ２人	賠償請求 （約1373万円）	5. 3.29 5. 4.13	職権調停移行 調停成立
令和３年(ゲ) 第２号 ↓ 令和５年(調) 第５号	熊本市における駐車場からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件	3. 3.17	熊本県住民 １人	マンション 管理組合 熊本県住民 ２人	被申請人が管理するマンションから騒音等を発生させたことと申請人に生じた不眠症、不安神経症、自律神経失調症の健康被害との因果関係の有無	5. 3.29 5. 4.13	職権調停移行 調停成立
令和３年(ゲ) 第３号	横浜市における解体工事等に伴う振動等による財産被害原因裁定申請事件	3. 3.29	神奈川県住民14人 宗教法人	学校法人	被申請人の校舎再整備計画に起因する大規模建築物及び工作物の解体行為等と申請人らが所有する土地や建物及び公衆用通路における被害及び低層住宅地における生活環境の悪化による被害との因果関係の有無	5. 6.29	棄却
令和３年(ゲ) 第５号 外１件	丹波篠山市における養鶏場等からの悪臭等被害原因裁定申請事件	3. 4.26 4. 2.21	兵庫県住民 １人 兵庫県住民 ３人 自治会	兵庫県住民 ３人 自治会 兵庫県住民 １人	被申請人らが訴える悪臭等被害と申請人の営む事業活動との因果関係の有無（外１件は申請人と被申請人が逆）	5. 9.14	一部認容 一部却下 （令和３年(ゲ)第５号） 一部却下 一部棄却 （令和４年(ゲ)第２号）
令和３年(セ) 第４号 ↓ 令和５年(調) 第２号	札幌市における室外機からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件	3. 5. 6	北海道住民 １人	医療法人 (診療所)	賠償請求 （100万円）	5. 1.30	職権調停移行→ 調停成立
令和３年(ゲ) 第６号 ↓ 令和５年(調) 第２号	札幌市における室外機からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	3. 5. 6	北海道住民 １人	医療法人 (診療所)	被申請人の経営する診療所に設置されたエアコン室外機からの騒音等と申請人に生じた不眠等の健康被害との因果関係の有無	5. 1.30	職権調停移行→ 調停成立
令和３年(ゲ) 第７号	京都市における大気汚染による財産被害原因	(嘱託受付) 3. 5.11	(原告) 介護施設運	(被告) 京都府住民	(嘱託の趣旨) 被告らが隣接する	4. 2.15	因果関係を認めない

事件番号	事　件	申請受付 年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結 年月日	終結区分
	裁定嘱託事件		営法人	２人	農地で除草剤を散布・排出させたことと原告が運営する介護施設の庭園の樹木群が枯れたこととの因果関係の有無		
令和３年(セ)第５号 ↓ 令和５年(調)第３号	宮城県亘理町における町道からの騒音による財産被害・健康被害責任裁定申請事件	3. 7.26	宮城県住民１人	亘理町	賠償請求 （約156万円）	5. 2.14 5. 3.27	職権調停移行 調停成立
令和３年(ゲ)第８号	神戸市における再生砕石埋立てによる土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件	3. 8. 3	酪農組合の組合員１人	建設会社	被申請人が埋め立てた再生砕石と申請人が神戸牛の飼育等を行っている土地（申請人が所属する酪農組合の所有地）に発生した土壌汚染及び水質汚濁との因果関係の有無	5.12. 1	申請取下げ
令和３年(ゲ)第９号	川越市における室内機等からの騒音による健康被害原因裁定嘱託事件	（嘱託受付） 3. 8.11	（原告） 埼玉県住民３人	（被告） 植物栽培販売会社	（嘱託の趣旨） 被告が温室に設置した室内機及び室外機の稼働音と原告らに生じた健康被害との因果関係の有無	5. 1.12	因果関係を認めない
令和３年(ゲ)第10号 ↓ 令和５年(調)第８号	鉾田市における給湯機等からの低周波音による健康被害・振動被害原因裁定申請事件	3. 8.27	茨城県住民１人	茨城県住民１人	被申請人が設置したヒートポンプ給湯機等からの低周波音と申請人に生じた頭痛等の健康被害等との因果関係の有無	5. 9.12	棄却
令和３年(セ)第６号 ↓ 令和５年(調)第12号	市川市における銭湯からの大気汚染・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件	3. 9. 6	千葉県住民１人	千葉県住民１人 建設会社	賠償請求 （約664万円）	5.12.15 6. 2. 1	職権調停移行 調停成立
令和３年(ゲ)第11号 ↓ 令和５年(調)第12号	市川市における銭湯からの大気汚染・悪臭による健康被害等原因裁定申請事件	3. 9. 6	千葉県住民１人	千葉県住民１人 建設会社	被申請人が経営する銭湯から不完全燃焼により化学物質等の煙を排出したこと等と申請人に生じた咳、頭痛等の健康被害等との因果関係の有無	5.12.15 6. 2. 1	職権調停移行 調停成立
令和３年(セ)第７号	品川区におけるアパート設備からの騒音・悪臭による健康被害責任裁定申請事件	3. 9. 8	東京都住民１人	アパート所有会社	賠償請求 （約94万円）		
令和３年(ゲ)第12号	品川区におけるアパート設備からの騒音・悪	3. 9. 8	東京都住民１人	アパート所有会社	被申請人が所有するアパートの設備		

事件番号	事　件	申請受付 年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結 年月日	終結区分
	臭による健康被害原因裁定申請事件				から騒音及び悪臭を発生させ続けていることと申請人に生じた動悸、耳鳴り、めまいを症状とする睡眠障害による自律神経失調症の健康被害との因果関係の有無		
令和３年(セ)第８号 ↓ 令和４年(調)第７号	小平市における歯科医院からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件	3. 9.14	東京都住民１人	医療法人（歯科医院）	賠償請求（70万円）	4.12. 6	職権調停移行→調停成立
令和３年(ゲ)第13号	名古屋市における鉄くず等搬入・搬出作業に伴う騒音被害原因裁定申請事件	3. 9.24	各種機械器具製造販売会社	金属リサイクル会社	被申請人が本社兼工場で鉄くず等を搬入・搬出する際に発生・拡散させた騒音と申請人が当該騒音により会議時間等の変更を余儀なくされる等の被害との因果関係の有無		
令和３年(ゲ)第14号 外１件	大阪市における樋交換工事に伴う粉じんによる財産被害原因裁定嘱託事件	（嘱託受付） 3.10. 7 3.11.26	（原告） 大阪府住民１人 保険会社 大阪府住民５人	（被告） 運輸会社 石油会社	（嘱託の趣旨） 被告石油会社が、被告運輸会社の所有する倉庫の樋交換工事を行った際に鉄粉が飛散したことと原告個人の所有する自動車について、錆及び擦過傷が生じたこととの因果関係の有無	4. 7.28 5. 2.13	取下げ 因果関係を認めない
令和３年(ゲ)第15号	京都市における空調機器の稼働に伴う低周波音・振動による健康被害原因裁定申請事件	3.10.18	京都府住民１人	建設会社	被申請人が行う工事から低周波振動が漏れていると思われる現象	4. 3.17	却下
令和３年(ゲ)第17号	札幌市における室外機等からの振動・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	3.11.26	北海道住民２人	北海道住民２人	被申請人ら宅の室外機等から発生する振動及び低周波音と申請人らに生じた吐き気等の健康被害との因果関係の有無	5.10.18	棄却
令和３年(セ)第９号	大田区における飲食店からの騒音・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件	3.12. 7	東京都住民２人	飲食店運営会社	賠償請求（約355万円）	5. 7. 5	棄却
令和４年(ゲ)第１号	周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	4. 2. 7	山口県住民１人	山口県住民１人（和菓子製造工場経営者）	被申請人が操業する工場からの騒音と申請人に生じた頭痛等の健康被害	4. 3.22	申請不受理

事件番号	事　　件	申請受付 年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結 年月日	終結区分
					との因果関係の有無		
令和４年(セ)第１号 ↓ 令和５年(調)第９号 ↓ 令和５年(調)第11号	神奈川県大磯町におけるマンション上階からの騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件	4. 2.22	神奈川県住民１人	神奈川県住民１人	賠償請求 （約269万円）	5.11.20 5.11.27	職権調停移行 調停成立
令和４年(ゲ)第３号	宝塚市における宅地造成工事に伴う振動による財産被害原因裁定嘱託事件	(嘱託受付) 4. 4.18	(原告) 兵庫県住民１人	(被告) 土木工事会社 不動産販売会社 建築設計会社	(嘱託の趣旨) 被告の土木工事会社らが実施した宅地造成工事と原告の所有する建物の基礎、内壁等に生じた損害との因果関係の有無		
令和４年(ゲ)第４号	足立区における菓子製造機械等からの振動・低周波音による生活環境被害原因裁定申請事件	4. 4.26	東京都住民１人	洋生菓子製造・販売会社の持株会社	被申請人が設置したオフィスの機械等からの振動及び低周波音と申請人宅に生じているきしみ音や振動による生活環境被害との因果関係の有無		
令和４年(セ)第２号	さいたま市におけるキュービクル等からの騒音・低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	4. 4.28	埼玉県住民２人	高齢者施設経営会社 建築会社 建設コンサルタント会社 埼玉県住民１名	賠償請求 （500万円）		
令和４年(ゲ)第５号	港区における高層マンション上階からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件	4. 5.18	東京都住民１人	東京都住民１人	被申請人が被申請人宅から発生させた騒音・振動と申請人に生じた頭痛、吐き気、めまい等の健康被害との因果関係の有無		
令和４年(ゲ)第６号	越谷市におけるガソリンスタンド建設に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定申請事件	4. 5.25	埼玉県住民１人	石油製品販売会社	被申請人運営のガソリンスタンドが建設されたときに生じた地盤沈下と申請人が所有している居宅及び工房等に生じた家屋被害との因果関係の有無	5. 7.25	却下
令和４年(ゲ)第７号	周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	4. 6.14	山口県住民１人	山口県住民１人（和菓子製造工場経営者）	被申請人が操業する工場からの騒音と申請人に生じた頭痛等の健康被害との因果関係の有無	4. 8. 3	申請不受理

事件番号	事　件	申請受付 年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結 年月日	終結区分
令和４年(セ) 第３号 外１件	自動車排出ガスによる大気汚染被害責任裁定申請事件	4. 6.28 5. 5.10	東京都など７都府県の住民153人 東京都など３都県の住民９人	国（環境大臣） 自動車メーカー７社	賠償請求 （１億5300万円）		
令和４年(セ) 第４号	西宮市における高速道路等からの騒音・振動・低周波音・大気汚染による健康被害等責任裁定申請事件	4. 7.14	兵庫県住民12人	国（国土交通大臣） 道路会社	賠償請求 （約338万円）		
令和４年(セ) 第５号	柏市における家屋からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	4. 8. 1	千葉県住民１人	千葉県住民１人（犬のブリーダー業経営者）	賠償請求 （440万円等）		
令和４年(セ) 第６号 ↓ 令和５年(調) 第１号	恵那市における鉄工所からの騒音による生活環境被害責任裁定申請事件	4. 8. 4	岐阜県住民１人	製造業会社	賠償請求 （330万円等）	5. 1. 18 5. 1. 27	職権調停移行 調停成立
令和４年(セ) 第７号	江東区における工場からの化学物質排出に伴う大気汚染による財産被害責任裁定申請事件	4. 9.29	東京都住民１人	印刷会社	賠償請求 （約127万円）		
令和４年(ゲ) 第８号	江東区における工場からの化学物質排出に伴う大気汚染による財産被害原因裁定申請事件	4. 9.29	東京都住民１人	印刷会社	被申請人が印刷工場から排出・拡散させた化学物質と申請人宅に設置されているサッシの腐食との因果関係の有無		
令和４年(セ) 第８号	松戸市における工場からの騒音による生活環境被害責任裁定申請事件	4.10.18	千葉県住民１人	生コンクリート製造会社	賠償請求 （約589万円）		
令和４年(ゲ) 第９号	周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	4.10.18	山口県住民１人	山口県住民１人（和菓子製造工場経営者）	被申請人が操業する工場からの騒音と申請人に生じた頭痛等の健康被害との因果関係の有無	4. 11. 8	申請不受理
令和４年(ゲ) 第10号	足立区における工場からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	4.11. 4	東京都住民２人	アクセサリー製造等会社	被申請人の工場から発生・拡散させた騒音・低周波音・振動と申請人らに生じた健康被害との因果関係の有無		
令和４年(ゲ) 第11号	神奈川県葉山町におけるヒートポンプ設備からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	4.11.15	神奈川県住民１人	神奈川県住民１人	被申請人宅に設定したヒートポンプ設備から発生する低周波音と申請人に生じた健康被害		

事件番号	事　件	申請受付 年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結 年月日	終結区分
					との因果関係の有無		
令和４年(セ)第９号	神戸市における認定こども園からの騒音による健康被害責任裁定申請事件	4.11.24	兵庫県住民２人	社会福祉法人	賠償請求（310万円）		
令和４年(ゲ)第12号	周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	4.12. 9	山口県住民１人	山口県住民１人（和菓子製造工場経営者）	被申請人が操業する工場からの騒音と申請人に生じた精神的健康被害、睡眠負債等の健康被害との因果関係の有無	5. 1.24	申請不受理
令和４年(セ)第10号	熊本市における飲食店からの悪臭・騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件	4.12.22	熊本県住民２人	熊本県住民１人（飲食店経営者）	賠償請求（450万円）	5. 2. 7	申請不受理
令和４年(ゲ)第13号	武蔵野市におけるエネファーム等からの騒音・低周波音・振動による健康被害原因裁定申請事件	4.12.23	東京都住民１人	東京都住民２人	被申請人ら宅に設置されている家庭用電池コージェネレーションシステム及びエアコン室外機から発せられた騒音・低周波音・振動と申請人に生じた適応障害という健康被害との因果関係の有無		
令和５年(ゲ)第１号	日野市における飲食店からの大気汚染・悪臭による財産被害等原因裁定申請事件	5. 1.25	東京都住民２人	東京都住民４人	被申請人らが発生させた排気・悪臭を必要な対策をせず換気扇等を使用し、申請人ら宅に向けて放出したことと、申請人らに生じた健康被害、住環境の悪化等の被害等との因果関係の有無	6. 3.26	却下
令和５年(ゲ)第２号	周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	5. 4.12	山口県住民１人	山口県住民１人（和菓子製造工場経営者）	被申請人が操業する工場からの騒音と申請人に生じた精神的健康被害、睡眠不足による健康被害との因果関係の有無	5. 5.23	申請不受理
令和５年(セ)第２号	荒川区における建築工事に伴う振動による財産被害責任裁定申請事件	5. 5.10	東京都住民１人	建築会社	賠償請求（約599万円等）		
令和５年(セ)第３号	品川区におけるアパート解体工事等からの振動・騒音による健康被害責任裁定申請事件	5. 6.26	東京都住民１人	建築会社	賠償請求（約203万円）	6. 2.27	却下

事件番号	事　件	申請受付年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結年月日	終結区分
令和５年(ゲ)第３号	品川区におけるアパート解体工事等からの振動・騒音による健康被害原因裁定申請事件	5. 6.26	東京都住民１人	建築会社	被申請人がアパートの建設現場から振動と騒音を発生させたことと、申請人に生じた健康被害との因果関係の有無	6. 2.27	却下
令和５年(ゲ)第４号	中野区における解体工事からの振動による財産被害原因裁定申請事件	5. 6.26	東京都住民２人	中野区解体工事会社	中野区の発注により解体工事会社が行った解体工事で発生した振動と申請人ら宅に生じた家屋損壊との因果関係の有無		
令和５年(セ)第４号	流山市における道路拡張工事に伴う騒音・振動・粉じんによる健康被害責任裁定申請事件	5. 6.27	千葉県住民１人	流山市	賠償請求（約4218万円）		
令和５年(ゲ)第５号	周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	5. 7. 5	山口県住民１人	山口県住民１人（和菓子製造工場経営者）	被申請人が操業する工場からの騒音（低周波音）と申請人に生じためまい等の健康被害との因果関係の有無	5. 8.29	申請不受理
令和５年(セ)第５号	川口市における工場からの悪臭・振動・粉じんによる健康被害責任裁定申請事件	5. 7.18	埼玉県住民１人	金属鋳造会社	賠償請求（330万円等）		
令和５年(セ)第６号	鎌ケ谷市における病院の空調設備からの騒音による健康被害責任裁定申請事件	5. 7.18	千葉県住民２人	医療法人	賠償請求（660万円等）		
令和５年(セ)第７号	町田市におけるレンタルスタジオからの低周波音及び振動による健康被害責任裁定申請事件	5. 7.18	東京都住民２人	レンタルスタジオ経営会社	賠償請求（660万円等）		
令和５年(ゲ)第６号	八王子市における換気システム等からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件	5. 7.21	東京都住民２人	東京都住民２人	被申請人らが自宅に設置しているエコキュート等から発生している低周波音、高周波音等の騒音及び振動と申請人らに日常的に生じている健康被害との因果関係の有無		
令和５年(ゲ)第７号	座間市における解体工事からの振動による財産被害原因裁定申請事件	5. 7.27	神奈川県住民２人	製造会社解体業者	被申請人製造会社の手配した被申請人解体業者による解体工事と申請人らの住居に生じた		

事件番号	事　　件	申請受付 年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結 年月日	終結区分
					財産被害との因果関係の有無		
令和５年(セ)第８号	葛飾区における介護施設からの騒音による健康被害責任裁定申請事件	5. 8. 1	東京都住民１人	医療法人	賠償請求（550万円等）		
令和５年(セ)第９号	横浜市における室外機等からの低周波音による健康被害責任裁定申請事件	5. 8. 1	神奈川県住民２人	スーパーマーケット経営会社	賠償請求（660万円等）		
令和５年(セ)第10号	渋谷区における換気設備からの騒音による健康被害責任裁定申請事件	5. 8. 4	東京都住民１人	飲食店経営会社２社	賠償請求（約533万円）		
令和５年(ゲ)第８号	一宮市における工場からの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件	5. 8.29	愛知県住民２人	プラスチック金型製造会社	被申請人が所有する工場から飛散する粉じん（鉄粉）と申請人ら各自宅の屋根等が錆びつく、自動車に鉄粉が付着する等の被害との因果関係の有無		
令和５年(セ)第11号	北斗市における事業者からの大気汚染・悪臭による健康被害責任裁定申請事件	5.10.27	北海道等住民３人	石油会社２社	賠償請求（3000万円）		
令和５年(ゲ)第９号	尾道市における化学物質による健康被害原因裁定申請事件	5.11.14	岡山県住民１人	特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）給食事業会社	被申請人らが劇物について安全措置や予防措置を怠ったことと申請人に生じた健康被害との因果関係の有無	6. 1.12	申請不受理
令和５年(ゲ)第10号	北茨城市における鉄加工工場からの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件	5.11.27	茨城県住民１人	鉄加工会社	被申請人が操業している工場から鉄粉を発生・拡散させたことと申請人の所有する自動車及び住宅に生じた鉄粉の付着による被害等との因果関係の有無		
令和５年(ゲ)第11号	栃木県上三川町における飲食店からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件	5.12. 1	栃木県住民１人	飲食店経営会社	被申請人が経営する飲食店の屋外照明から発せられる光及び排気ダクトからの騒音と申請人に生じた睡眠障害等の健康被害との因果関係の有無		
令和５年(ゲ)第12号	横浜市における飲食店からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件	5.12. 4	東京都住民１人（飲食店経営者）	神奈川県住民１人（飲食店経営者）	被申請人が経営する飲食店から発生させている悪臭及び排気に含まれる		

事件番号	事　件	申請受付 年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結 年月日	終結区分
					有害物質と申請人に生じた健康被害との因果関係の有無		
令和５年(セ)第12号	仙台市における病院からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件	5.12.11	宮城県住民１人	独立行政法人地域医療機能推進機構	賠償請求 （10万円）		
令和５年(ゲ)第13号	名古屋市における小売店舗からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	5.12.27	愛知県住民１人	スーパーマーケット経営会社	被申請人が経営する店舗の室外機から発生させた低周波音と申請人に生じた健康被害との因果関係の有無		
令和６年(セ)第１号	北茨城市における鉄加工工場からの粉じんによる財産被害責任裁定申請事件	6. 1. 4	茨城県住民１人	鉄加工会社	賠償請求 （約70万円）		
令和６年(ゲ)第１号	伊丹市における卸売会社からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	6. 1. 9	兵庫県住民１人	卸売会社	被申請人が騒音を発生・拡散させたことと申請人に生じた精神的苦痛、睡眠不足等の被害との因果関係の有無		
令和６年(セ)第２号	港区におけるマンション上階からの騒音による健康被害責任裁定申請事件	6. 1.31	東京都住民１人	東京都住民１人	賠償請求 （440万円等）		
令和６年(ゲ)第２号	鎌倉市における室外機からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	6. 2.13	神奈川県住民１人	神奈川県住民１人	被申請人宅に設置しているエアコン室外機から低周波音を発生させたことと申請人に生じた不快感、圧迫感、睡眠障害等の身体的被害との因果関係の有無		
令和６年(ゲ)第３号	千葉市における飲食店からの悪臭による健康被害原因裁定申請事件	6. 2.19	千葉県住民１人	飲食店経営会社	被申請人宅地内コンクリート汚水桝からの汚水の漏水等による悪臭を発生、拡散させたことと申請人に生じた頭痛、嘔吐、吐き気等の健康被害との因果関係の有無	6. 3.19	申請不受理
令和６年(ゲ)第４号	国外研究施設からのウイルス拡散による健康被害原因裁定申請事件	6. 2.27	宮城県住民１人	中華人民共和国	被申請人が、旧中国科学院武漢ウイルス研究所（通称）等で新型コロナウイルス感染拡大を目的とした組織的かつ計画的な	6. 3.19	申請不受理

事件番号	事　　件	申請受付 年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結 年月日	終結区分
					予備行為を為したこと等と、申請人に生じた新型コロナウイルス感染拡大に基づく健康被害との因果関係の有無		
令和６年(セ)第３号	足立区における配管工事に伴う騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件	6. 3.14	東京都住民１人	東京都	賠償請求（約64万円）		
令和６年(セ)第４号	江東区における超高層マンション上階からの騒音による健康被害責任裁定申請事件	6. 3.26	東京都住民２人	東京都住民１人	賠償請求（314万円）		

義務履行勧告事件

事件番号	事　　件	申出受付 年月日	申出人	申出の趣旨	終結 年月日	終結区分
昭和62年(リ)第１号	大阪国際空港騒音調停申請事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	62. 3. 3	大阪府住民451人（大阪国際空港騒音調停申請事件における大阪グループの申請人）	大阪国際空港騒音調停申請事件に係る昭和53年３月16日成立の調停条項第２項に定める義務の履行	3. 2.25	取下げ
平成９年(リ)第１号	冷暖房室外機騒音職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	9. 8.26	東京都住民１人（冷暖房室外機騒音責任裁定申請事件の申請人）	冷暖房室外機騒音被害職権調停事件に係る平成３年11月５日成立の調停条項第２、３及び５項に定める義務の履行	10. 4.27	勧告をしない決定
平成17年(リ)第１号	深川市における低周波音被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	17. 6.16	北海道住民１人（深川市における低周波音被害責任裁定申請事件の申請人）	深川市における低周波音被害職権調停事件の調停条項に係る平成16年７月７日成立の調停条項に定める義務の履行（調停条項に基づく排気ダクトの設置による新たな低周波音の発生）	18. 6.16	勧告をしない決定
平成20年(リ)第１号	伊東市における製菓工場騒音・悪臭被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	20. 6.24	静岡県住民１人（伊東市における製菓工場騒音・悪臭被害職権調停事件の申請人）	伊東市における製菓工場騒音・悪臭被害職権調停事件に係る平成14年11月26日成立の調停条項第１項に定める義務の履行	21. 2. 9	勧告をしない決定
平成20年(リ)第２号	飯塚市し尿処理場等悪臭被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	20.11.17	福岡県住民１人（飯塚市し尿処理場等悪臭被害職権調停事件の申請人）	飯塚市し尿処理場等悪臭被害職権調停事件に係る平成11年７月13日成立の調停条項第２、５項(１)(２)に定める義務の履行	22. 1.25	一部勧告

事件番号	事　　件	申出受付 年月日	申出人	申出の趣旨	終結 年月日	終結区分
平成24年(リ) 第１号	上尾市における騒音・低周波音被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	24. 5.29	埼玉県住民２人（上尾市における騒音・低周波音被害職権調停事件の申請人）	上尾市における騒音・低周波音被害職権調停事件に係る平成23年９月15日成立の調停条項第１～３項に定める義務の履行	24. 8.16	取下げ
平成29年(リ) 第１号	横浜市における振動・騒音（低周波音）による健康被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	29. 6. 6	神奈川県住民１人（横浜市における振動・騒音（低周波音）による健康被害職権調停事件の被申請人）	横浜市における振動・騒音（低周波音）による健康被害職権調停事件に係る平成29年３月28日成立の調停条項第４項に定める義務の履行	29.10. 3	勧告
令和５年(リ) 第１号	木更津市における飲食店等からの騒音による財産被害等職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	5. 2.14	千葉県住民３人（木更津市における飲食店等からの騒音による財産被害等職権調停事件の申請人）	木更津市における飲食店等からの騒音による財産被害等職権調停事件に係る平成27年５月29日成立の調停条項第２、４項に定める義務の履行	5. 9.12	取下げ
令和５年(リ) 第２号	宮城県亘理町における町道からの騒音による財産被害・健康被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	5.12.11	宮城県住民１人（宮城県亘理町における町道からの騒音による財産被害・健康被害職権調停事件の申請人）	宮城県亘理町における町道からの騒音による財産被害・健康被害職権調停事件に係る令和５年３月27日成立の調停条項第３項に定める義務の履行	6. 3. 5	勧告をしない決定
令和５年(リ) 第３号	東久留米市における入浴施設からの騒音による生活環境被害調停申請事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	5.12.13	埼玉県住民６人（東久留米市における入浴施設からの騒音による生活環境被害職権調停事件の申請人）	東久留米市における入浴施設からの騒音による生活環境被害調停申請事件に係る令和５年１月19日成立の調停条項第２項（１）及び（２）に定める義務の履行		

付録２　令和５年度に都道府県公害審査会等に係属した公害紛争事件一覧

凡　例

１　令和５年４月１日から令和６年３月31日までの間に係属した事件81件を都道府県別に収録した。

２　事件の表示について

(1) 事件の表示は、各都道府県で付した事件番号によることとしたが、同一の形式で表示したので、都道府県で付した正式の事件名とは異なる場合がある。

(2) （あ）はあっせん、（調）は調停、（リ）は義務履行勧告申出の手続であることを示す。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
1	青森県令和５年(調)第１号事件	飲食店からの騒音被害防止請求事件	5.11.24	薬局経営会社	飲食店経営個人事業主	被申請人は被申請人が営むカラオケスナックの壁に防音施工を施すことを求める。			
2	福島県令和３年(調)第１号事件	火力発電所からのばいじん被害損害賠償請求事件	3. 6.25	福島県住民１人	電力会社	被申請人は、申請人に対し、家屋の修繕費用として1800万8304円、弁護士費用として180万円及び本調停費用を支払うこと。	5. 5.19	調停成立	調停委員会は、４回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
3	福島県令和６年(調)第１号事件	太陽光発電施設からの騒音被害防止請求事件	6. 2.16	福島県住民２人	土木建築業社	太陽光発電施設について騒音防止対策を講じること。			
4	栃木県令和４年(調)第１号事件	特別養護老人ホーム空調設備からの騒音防止等請求事件	4. 9.15	栃木県住民１人	社会福祉法人	⑴被申請人は、室外機を移動する、運転を抑制するなどして、被申請人の特別養護老人ホームからの騒音を低減すること。⑵上記措置を取らない場合、令和５年３月末日までに、特別養護老人ホームを現在地から移転すること。	5. 4.11	調停打切り	調停委員会は、２回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。
5	栃木県令和５年(調)第１号事件	岩石採取場からの騒音・粉じん被害等防止請求事件	5. 4. 3	栃木県住民39人	石材工業会社	被申請人は、物件目録記載の土地における岩石採取の方法について被申請人が岩石採取計画において定められる岩石採取の方法に定められた就業日及び就業時間を遵守し、岩石採取工程等ごとに予想される騒音、粉じんの災害の態様及び防止のための措置を執らなければならない。⑵被申請人は、被申請人の採石場において業務を行うに当たり、上記計画のうち就業時間を日曜日のみならず祝祭日も除くものとし、その操業に伴い発生する騒音をさらに低減化し、防じんの措置を執らなければならない。	5. 8. 7	調停打切り	調停委員会は、２回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。
6	群馬県令和４年(調)第１号事件	動物ふん尿の投棄による水質汚濁等被害防止請求事件	4. 7.20	群馬県住民１人	群馬県住民１人 群馬県(代表者知事)	⑴温泉旅館の営業ができなくなったことに対する補償。⑵畜産農業に係る動物のふん尿で汚染された申請人活動地の温泉湧出井戸の回復。⑶ミネラルウォーター製造設備費の支払⑷被申請人Ａ活動地の土壌の回復及び今後地下浸透が起こらない、畜産農業に係る動物のふん尿で汚染された雨水や土砂が申請人の土地に流れ込まない対策⑸金3000万円の賠償、申請人所有地の温泉湧出井戸を掘ったときの額2000万円、ミネラルウォーター製造設備費900万円、生活の糧を失ったことに対する当面の補償100万円。	5. 7.20	調停打切り	調停委員会は、３回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。
7	埼玉県令和５年(調)第１号事件	ヒートポンプ式温水暖房機からの低周波音等の騒音・振動被害防止請求事件	5. 2. 1	埼玉県住民１人	建設会社	⑴被申請人は、エコキュートのヒートポンプを東側から北側若しくは西側の道路に面した場所へ移設し、低周波等の騒音振動が申請人宅に届かないように対策を講じなければならない。⑵被申請人は、エコキュートのヒートポンプの移設ができない場合には、エコキュートの代わりに電気温水器を設置しなければならない。	5. 5.29	調停申請取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
8	埼玉県令和５年(調)第２号事件	市道騒音・振動被害防止請求事件	5. 4.10	埼玉県住民２人	市(代表者市長) 埼玉県(代表者知事)	⑴環境基準緩和の見直しと抜本的対策。⑵当該道路に対する生活道路の周知と迂回案内。⑶交通規制（道路管理者が権利を有する重量規制など）。⑷Ａインター地域の物流拠点からの当該道路への流入対策。 ⑸Ｂ交差点の（特に国道298号線からの流入に対する）交通対策。⑹「Ｃ版MaaS（Ａ市）」および「埼玉版スーパー・シティプロジェクト（埼玉県）」における被害場所の問題認識と環境保全対策や公害防止施設の設置。⑺上記対策が不十分な場合、（現在進行中の区画整理事業等による）代替地移転。			
9	埼玉県令和５年(調)第４号事件	国道等騒音被害防止及び損害賠償請求事件	5. 5.29	埼玉県住民33人	市(代表者市長) 国（代表者国土交通大臣） 国（代表者環境大臣）	○Ａ市　環境緑水課 ⑴毎年12月に環境省の常時監視の手順に従い、国道299号沿いのＢ地区で昼と夜の騒音測定を行い、騒音レベルの定量的な評価を行うこと。⑵埼玉県警及び関東運輸局埼玉運輸支局に対して、年に数回の街頭検査ではなく、「違反車両がゼロになるまで継続し徹底した街頭検査」を要望すること。⑶住民の精神的損害に対して、賠償金50万円の支払を求める。 ○関東運輸局　埼玉運輸支局 ⑴国道299号沿線における道路運送車両法違反車両を撲滅すること。⑵車検逃れを撲滅すること。 ○国土交通省　自動車局 ⑴道路上で爆音を発生する車両を自動的に摘出するシステム（騒音オービス）実用化研究を一層進めること。⑵住民の精神的損害に対して、賠償金300万円の支払を求める。 ○環境省　水・大気環境局自動車環境対策課 ⑴純正マフラーよりも大きな騒音を発生させるマフラーを道路上から根絶するために必要な法的整備をすること。⑵住民の精神的損害に対して、賠償金150万円の支払を求める。			
10	埼玉県令和５年(調)第３号事件	飲食店排気口からの悪臭被害防止及び損害賠償請求事件	5. 6.12	埼玉県住民１人	飲食店経営会社	⑴南向きに設置されている店舗の排気口を北側に伸ばし、排気が南や風下である東側に来ないようにすること。⑵脱臭と脱脂処理をした上で排気すること。⑶悪臭や刺激物質で汚染された布団、カーテン、衣類他の回復費用を負担すること。換気扇、布団乾燥機にかかる電気代、消臭剤代、シーリング代、その他費用を負担すること。⑷この手続にかかった費用を支出すること。	5. 9.11	調停打切り	調停委員会は、１回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。
11	埼玉県令和５年(調)第５号事件	エアコン室外機からの騒音被害防止請求事件	5. 9.21	埼玉県住民１人	公益社団法人	⑴エアコンの室外機等の音の低減を求める。マイク使用時の声や拍手は窓を閉めていたとしても響いてくる。⑵エアコンの稼働時間は、就業時間内とすることを求める。また、土日、祝祭日は稼働しないことを求める。⑶室外機の移設、防音、交換等を求める。			
12	埼玉県令和５年(調)第６号事件	トラックからの騒音被害防止請求事件	5.12.18	埼玉県住民１人	運輸会社	⑴トラックの発車等の操業に係る騒音（特に深夜）の継続的・持続的な軽減措置を求める。⑵被申請人に対し、⑴で求める事項が執られていることを随時確認し、執られていない場合には、自主的に是正措置を講じることを求める。			
13	東京都令和３	飲食店からの騒音	3. 8.23	東京都住民１人	飲食店店主	⑴被申請人は、経営する店舗の営業時間を下記とすること。①緊急事態宣言下：営業	5. 6.26	調停打切り	調停委員会は、８回の調停期日

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
	年(調)第７号事件	防止請求事件				を行わない（東京都の要請に応じた営業）。②まん延防止等重点措置下：20時までの営業（東京都の要請に応じた営業）。③上記以外：24時までの営業。ただし、23時以降はカラオケを禁止し、かつ、23時以前も音が外に漏れないように対策を講じない限りカラオケを禁止する。⑵被申請人は、店舗ドア及び換気扇に防音設備を設置し、店舗からの騒音を低減すること。⑶申請人の自宅に向いている店舗内スピーカーの向きを別の方向に変更し騒音を低減すること。⑷店舗ドアを開いたまま飲食物やカラオケサービスの提供を行うことを止め、営業中は店舗のドアを閉め、騒音を低減すること。⑸店を出た客に、店を出た後は外で話さず静かに帰るよう促し、また、被申請人自身も外や店のドアを開けたまま客と大声で話すことをせず、見送りの際も静かに速やかに店舗に戻るようにし、騒音を低減すること。⑹店舗外に出て携帯電話で話をする客に対し、周りが住宅街であることから、大声での電話や長電話を控えるように促し、騒音を低減すること。⑺被申請人自身が、たばこのポイ捨てをしないだけでなく、客にもたばこのポイ捨てをさせないように対策を講じること。⑻営業終了後の片付けはドアを閉め、かつ、酒の空き瓶の片づけを屋外で行う場合は翌日に行うことで夜間の騒音を低減すること。			の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。
14	東京都令和４年(調)第３号事件（令和３年(調)第７号事件への参加）	飲食店からの騒音防止請求事件	4. 9.21	東京都住民１人	飲食店オーナー	東京都令和３年(調)第７号事件に同じ。	5. 6.26	調停打切り	調停委員会は、８回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。
15	東京都令和５年(調)第１号事件	運送業者営業所からの騒音防止請求事件	5. 8. 2	東京都住民１人	運送業者	⑴被申請人は、防音壁を設置するなどして、東京都Ａ区の被申請人の営業所からの騒音を低減すること。⑵被申請人は、大きな音を発生させる可能性がある行為の停止と小さな音を発生させる可能性のある行為の回数を減少させること。⑶被申請人は、営業所の営業時間を制限し、夜間及び土日の操業は行わないこと。⑷被申請人は、申請人との話合いに応じ、速やかに問題の解決を図ること。			
16	東京都令和５年(調)第２号事件	駐車場からの騒音防止請求事件	5. 8. 3	東京都住民２人	マンション管理会社	⑴被申請人は、被申請人の駐車場出入口に設置されているチェーンゲートの騒音※を低減すること。※「チェーンゲートの騒音」とは、「低い音と振動を伴った音を含む、不快に感じる音」を言う。（チェーンゲート以外の方式のゲート等であれば、低い音が小さく、騒音に感じないものもあるかもしれないと考える。）⑵被申請人はゲートの誤作動が起こらないようにすること。			
17	東京都令和５年(調)第３号事件	飲食店からの煙害防止請求事件	5. 8. 3	インターナショナルスクール経営会社	飲食店経営事業者	⑴ピザの焼き方を変え、被申請人のレストランから出る煙が危険な汚染物質にならないようにすること。⑵レストランの換気システムを煙が集中しないように変更すること。	5.11.10	調停申請取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
18	東京都令和５年(調)第４号事件	学童保育施設からの騒音防止請求事件	5. 9.26	東京都住民１人	学童保育施設経営会社	被申請人は、自身が経営する学童保育施設の運営を継続するのであれば、十分な防音対策を施すことにより、申請人宅敷地と被申請人賃借建物敷地の境界線上の騒音が常時60dBを超えないようにすること。			
19	東京都令和５年(調)第５号事件	電気温水器等からの振動防止請求事件	5.10.11	東京都住民１人	不動産開発会社	⑴①被申請人所有のＡテラスＣ号室の電気温水器の運転時間帯を深夜設定から昼間設定に切り替えること。②Ｂ号室、Ｃ号室ともに電気温水器の早期時間帯での運転取止め。③Ｂ号室の電気温水器の運転時間帯が深夜時間帯に戻されていた場合は再び昼間設定に戻すこと。⑵⑴により、就寝時間帯の振動が解消された後、電気温水器からガス給湯器への切替えの協議に応じること。⑶⑵までの措置によって、振動が収まらない場合にＢ号室のエアコン室外機対策をとること。			
20	東京都令和５年(調)第６号事件	マンション隣家からの悪臭防止請求事件	5.10.19	東京都住民２人	東京都住民２人	⑴被申請人らは、悪臭防止法と環境確保条例による悪臭規制を遵守すること。⑵シティタワーＡ町マンション管理規約、使用細則、重要事項説明等に定められている禁止事項「異臭や悪臭の発生」「発生する機器、設備の設置」「他の区分所有者の平穏な生活を脅かすこと」を行わないこと。 ⑶上記を遵守しない、または遵守出来ない理由がある場合、被申請人らは排気口に屋上に繋がる煙突を設置するなど、近隣戸に高頻度で漏れる高濃度香料臭を発生させないこと。ただし、煙突設置はシティタワーＡ町管理組合の４分の３以上の承認を要する特別決議を得ること。同工事費、維持修理費は被申請人らの負担において原状回復を行うこと。⑷上記措置をいずれも採らない場合、被申請人らは2024年12月末日までに移転すること。⑸上記措置が2024年12月末日までに執り行われれば、申請人らは既に負担した臭気調査費用、ニオイセンサー費、弁護士相談料、資料作成費、過去６年に及ぶ健康被害（治療費、薬代、診断書料）、精神的ストレスは甚大であるが、本問題の解決が一日も早くなされるのであれば、被申請人らに対して実損費用やその他の請求を行わない。⑹上記措置が執り行われた以降において、再び有機溶剤を含む香料臭を頻繁に発生させ、近隣戸専有部及び共用部に漏れ出るような迷惑行為が及ぶことがあれば、上記⑸にかかわらず、同請求権は遡って復元するものとする。			
21	東京都令和５年(調)第７号事件	飲食店室外機からの騒音低減請求事件	5.10.20	東京都住民１人	不動産賃貸会社 飲食店経営会社	⑴被申請人は1階のエアコンの室外機の騒音を低減すること。⑵そのためには室外機を移設等してもらうこと。			
22	東京都令和５年(調)第８号事件	洋菓子店からの騒音防止請求事件	6. 1.31	東京都住民２人	洋菓子店	⑴被申請人はキュービクル並びに冷蔵庫及び冷凍庫の室外機からの騒音を申請人が居住する建物内に、午前８時から午後８時まで45dBを超えて、それ以外の時間帯は40dBを超えてそれぞれ到達させてはならない。 ⑵被申請人は、上記キュービクルを申請人らが居住する建物から10メートル以上隔離すること。⑶被申請人が上記⑴及び⑵の措置を採らない場合、被申請人は 令和６年６月30日までに上記⑴記載の全設備を撤去すること。			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
23	東京都令和６年(あ)第１号事件	解体工事現場からの騒音・振動・悪臭に係る損害賠償請求事件	6. 2.26	東京都住民１人	解体工事業者	被申請者は申請者及びその同居家族に対し騒音、振動、悪臭に対する補償として金30万円を支払え。			
24	神奈川県令和４年(調)第４号事件	近隣工場からの騒音等防止請求事件	4.10. 7	神奈川県住民１人	飲料製造会社	夜間の機械稼働停止。設備機器配管配置変更。騒音・振動等防止の緩衝帯設置。	5. 5.22	調停打切り	調停委員会は、３回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。
25	神奈川県令和５年(調)第１号事件	近隣家屋解体工事振動等被害損害賠償請求事件	5. 6.20	神奈川県住民２人	建設会社	被申請人は、申請人らに対し、352万9900円及びこれに対する令和４年11月18日から支払済みまで年３分の割合による金員を支払え。	5. 9.27	調停申請取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
26	神奈川県令和５年(調)第２号事件	マンション階下からの騒音被害防止及び損害賠償等請求事件	5. 7.18	神奈川県住民１人	神奈川県住民１人	下記２項を騒音源である長女の家主である被申請人に監督不行き届きとして求めたい。 ⑴主に申請人が寝室で使用している北西洋室において、ほぼ連日の午後11時前後から午前５時半ごろまで長時間の断続的な壁叩きによる騒音の即時停止と完全な再発防止この再発防止には、Ａ：集合住宅の規約違反から自主退去、Ｂ：親による常時監視、Ｃ：現状住居で可能な対策（部屋の移動等）が考えられ、本来は再発防止策として、ＡかＢを必須としたいが、被申請人には大変重い対応からこの調停では受入れ難いと考えられるため、Ｃで納得できる対策が可能ならば和解する方向で考えたい。⑵損害賠償または慰謝料の請求。	5. 9.25	調停打切り	調停委員会は、１回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。
27	神奈川県令和５年(調)第３号事件	近隣からの低周波音防止請求事件	5.10.16	神奈川県住民１人	神奈川県住民１人	⑴被申請人は、申請人による低周波音に関する調査（測定）に関して、当該調査（測定）の際に、被申請人宅に設置されているエアコンを稼働させたり停止させたりすることによって協力せよ。⑵前記⑴の調査の結果、申請人宅の室内に伝搬してきている低周波音の発生源が被申請人宅のエアコン室外機であると判明した場合には、被申請人は、当該低周波音を軽減させるため、当該室外機の移設等の対策をせよ。			
28	神奈川県令和５年(調)第４号事件	近隣店舗からの悪臭被害防止及び損害賠償請求事件	5.10.19	神奈川県住民１人	クリーニング店経営者	排気ガスによる悪臭が自宅に入って来ないように対応を求める。併せて損害賠償を求める。	6. 2.26	調停打切り	調停委員会は、１回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。
29	神奈川県令和５年(調)第５号事件	マンション階上からの騒音・振動被害防止及び損害	5.10.20	神奈川県住民１人	神奈川県住民１人 大阪府住民１人(住戸の区分所有	令和５年２月中旬頃より継続して発生している騒音（重低音、振動）の停止及び当該騒音（重低音、振動）による健康被害並びに社会活動の低下に対する損害賠償。			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終　結年月日	終結区分	終結の概要
		賠償請求事件			者))				
30	神奈川県令和６年(調)第１号事件	隣家からの騒音被害防止等請求事件	6. 3.19	神奈川県住民１人	神奈川県住民１人	申請人が現住所に引っ越して来て以来、オール電化の被申請人が約12年間に渡って使い続けているＡ社製エコキュートのヒートポンプ及び換気扇の昼夜を問わない運転による騒音と低周波の振動による睡眠障害、痙攣（けいれん）、吐き気、耳鳴り、心臓部腹部への圧迫感、手足の神経の痛み、息切れなどの不定愁訴の不快症状を伴う甚だしい体調不良を去年末から自覚症状としてきている今の現状を、被申請人に運転を停止してもらったり、システムの時間設定や強度を変えてもらったり、それと連動して使われている換気扇の長期使用によって摩滅しているだろうモーターなどの部品や老朽化しているエコキュートの給湯タンク及びヒートポンプ一式の商品自体を買い替えてもらうというような、ありとあらゆる可能な対応手段で現状の被害状態を変更すること。そのためには何より被申請人自身が、エコキュートやそれに付随して換気扇を使用している自分たち（被申請人と息子）が申請人にとんでもない迷惑を掛け続けている現状を自覚し、自ら率先して現状を変更しようとする意思を持ってもらうことが必要である。そうすることで、できればお互いが協力し合いながら双方にとって良い解決に至る方策を考え、それに基づいてできるかぎり争いごとにすることなく円満解決に至ること。			
31	神奈川県令和６年(調)第２号事件	隣接する老人ホームからの騒音・悪臭のおそれ被害防止請求事件	6. 3.21	神奈川県住民１人	老人ホーム運営会社	建築計画案で申請人宅の敷地境界線近くに設置予定の２台のＧＨＰを建築予定の建物反対側の入口近くに移動すること。			
32	山梨県令和４年(調)第１号事件	焼き栗販売店からの騒音被害防止等請求事件	4. 1.24	山梨県住民１人	食品販売会社	被申請人は、当該店舗に設置している焼き栗機から発生する騒音（蒸気音、金属音）及び調理臭の軽減（調理方法の変更や防音壁等の設置）を行うこと。	6. 2.27	調停成立	調停委員会は、８回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
33	山梨県令和５年(調)第１号事件	集塵機からの騒音防止請求事件	5. 3. 8	山梨県住民１人	山梨県住民１人	被申請人は、被申請人の事業場に設置されている集塵機から発生する騒音を、騒音規制法の規制基準（第二種区域）に準じて、同法規制基準値を下回るようにすること。	5.10.19	調停成立	調停委員会は、３回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
34	山梨県令和５年(調)第２号事件	宿泊施設からの騒音・悪臭被害防止請求事件	5. 5.10	山梨県住民３人	宿泊施設管理業者 所有者	被申請人は宿泊施設でのバーベキューの実施を全面禁止すること。また、宿泊が静かに行われるよう宿泊者に指導を徹底すること。	5.11.20	調停打切り	調停委員会は、４回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
									り、本件は終結した。
35	山梨県令和５年(調)第３号事件	自治会からの騒音被害防止請求事件	5. 7.24	山梨県住民１人	自治会	被申請人は有価物等の回収の案内放送及びお悔やみの放送をやめること。	5.12.13	調停申請取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
36	愛知県令和元年(調)第５号事件	建設残土による水質汚濁・土壌汚染のおそれ公害防止請求事件	元.12.10	愛知県住民１人	建設会社 市(代表者市長)	⑴被申請人Ａは、本件土地上の建設残土を撤去するか撤去費用を負担すること。⑵被申請人Ｂ建設は、Ｃ建設から第一次下請として受注し、本件土地に搬入した量に相当する残土を撤去するか撤去費用を負担すること。⑶被申請人Ｄ建材は、Ｃ建設の第二次下請として受注し、本件土地に搬入した量に相当する残土を撤去するか撤去費用を負担すること。⑷被申請人Ｅ市と被申請人Ｆ建設は、共同して、Ｅ市保育園の工事現場から本件土地に搬入した量に相当する残土を撤去するか撤去費用を負担すること。	5. 5.11	調停打切り	調停委員会は、４回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。
37	愛知県令和３年(調)第１号事件	建設残土による水質汚濁・土壌汚染のおそれ公害防止請求事件	3. 4.21	愛知県住民１人	建設会社	被申請人は、Ａ市から請け負ったＡ市保育園の移転改築工事から排出された建設残土のうち、本件土地に搬入された建設残土に相当する建設残土を撤去せよ。	5. 5.11	調停申請取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
38	愛知県令和４年(調)第２号事件	換気設備室外機からの騒音被害防止請求事件	4. 8.16	愛知県住民１人	不動産会社	⑴被申請人は、申請人の住所地において、以下の防音措置及び防風措置を講ずること。①申請人の住所地における二重窓の設置。②申請人の住所地におけるサンルームの設置。⑵被申請人は、申請人の住所地に面し、被申請人の社屋の１階及び２階に設置した室外機の操業時間を、月曜日から金曜日までの間、午前８時から午後６時までとし、土日祝日は完全に停止すること。⑶被申請人は、申請人の住所地に面し、被申請人の社屋の３階以上の階に設置した室外機について、終日、音を抑えること。	5.10.19	調停成立	調停委員会は、３回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
39	愛知県令和５年(調)第１号事件	橋梁整備工事の振動被害補償請求事件	5. 2. 6	鹿児島県住民１人 愛知県住民２人 兵庫県住民１人	建設会社 愛知県(代表者知事（建設事務所）)	・Ａ建設に求める事項…⑴平成30年２月27日に実施された家屋調査の内容の全開示⑵令和元年５月29日の自宅訪問調査の報告書の全開示。 ・Ａ建設及び愛知県（Ｂ建設事務所）双方に求める事項…⑴現時点での家屋調査を速やかに行ってほしい。この場合当事者の立会いを求める。その結果で出た被害箇所は補修の対象とすること。⑵事業損失補償に係る調査から出した修復の返答内容、具体的な補修作業の開始日時、またそれらを記載した覚書を作成すること。⑶補修事業者の提示⑷屋根を元に修復できない場合、どのようにするかの具体案を提示の上で補修⑸振動でずれた壁等をどのように修復するかの具体案を提示の上で補修。⑹火災保険等に加入出来ない間の措置。⑺覚書は、押印のもと、申請人にも必ず一部ずつ渡すこと。			
40	愛知県令和５年(調)第２号事件	アルミニウム工場からの騒音・低周波音・悪臭防止及び損害賠償請求事	5.10. 5	愛知県住民４人	アルミニウムリサイクル経営会社	⑴被申請人は、騒音、低周波音、悪臭について、防音壁を設置する、悪臭を減少させる対策をとるなどの騒音、低周波音、悪臭を可能な限り低減する対策を講じなければならない。⑵被申請人は、申請人Ｂに対し、金106万4130円を支払え。⑶被申請人は、申請人Ａの夫、申請人の長女及び申請人の次女に対し、それぞれ金50万円を支払			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
		件				え。			
41	愛知県令和６年(調)第１号事件	洋菓子店室外機からの騒音被害防止及び損害賠償請求事件	6. 1.30	愛知県住民２人	洋菓子店	⑴被申請人は、申請人らに対し、室外機から発する騒音について、室外機の機種を変更する、あるいは効果的な防音壁を設置するなどの防音措置を講じて、敷地境界にて騒音を愛知県条例で定めている規制基準以下に低減すること。⑵被申請人は、申請人Ｂに対し、金31万5610円及びこれに対する本申請書送達の日の翌日から支払済まで、年３％の割合による金員を支払え。⑶被申請人は、申請人Ａに対し、20万円及びこれに対する本申請書送達の日の翌日から支払済まで、年３％の割合による金員を支払え。⑷調停費用は被申請人の負担とする。			
42	愛知県令和６年(調)第２号事件	高等学校からの騒音被害防止及び損害賠償請求事件	6. 2. 8	愛知県住民２人	教育委員会 高等学校（２校）	⑴被申請人らは、愛知県立Ａ高等学校、Ｂ高等学校より発せられる騒音をＣ市条例の規制基準値以下にすること。体育館の騒音は音量が低音量でも耳障りな音質のため、建物の外に音が漏れないようにすること。⑵被申請人らは、⑴項の対策が実施できるまで即刻屋外バレーボールコートと校舎北側体育館を使用しないこと。⑶チャイム、放送等の音量は即刻敷地境界で、Ｃ市条例が定める規制基準値以下になるようにすること。⑷楽器、太鼓、合唱、大声など校内で発せられる音を敷地外に漏らさないこと。やむを得ない場合は、Ｃ市の定める条例の規制数値以下にすること。⑸調停に係る費用を支払うこと。⑹慰謝料40万円を支払うこと。			
43	三重県令和５年(調)第１号事件	マンション管理会社からの薬剤散布被害防止及び損害賠償等請求事件	5. 7.13	三重県住民１人	不動産業者 マンション管理会社	⑴被申請人不動産業者及び被申請人マンション管理会社は、申請人に対し損害賠償として金20万円を支払うこと。⑵被申請人マンション管理会社は、申請人の部屋の通風孔付近で、信義則に従い除草剤、殺虫剤、農薬を使用しないこと。⑶被申請人不動産業者及び被申請人マンション管理会社は、三重県Ａ市のマンション敷地内で、除草剤、殺虫剤、農薬、その他の化学物質を大気中に放出、漏出を行うことや、または、土壌に散布を行う場合は、事前にある程度の期間をもって、散布する薬剤の製品名と成分と、その薬剤による影響を信義則に従い周知すること。ただし、申請人が拒否した場合は、申請人の部屋の周辺には散布を行わないこと。⑷万が一、除草剤、殺虫剤、農薬、その他の化学物質を大気中に放出、漏出をする行為、または、土壌に散布を行ったことにより、アパートの住人や周辺の住人が体調を崩した場合は、診察や治療について、医師が「責任を持てない」との理由から受診を拒否する病院が多いので、被申請人不動産業者及び被申請人マンション管理会社が三重県以外にある、化学物質過敏症の検査／治療が可能な病院に責任をもって搬送をして、かかる費用については、全て負担すること。⑸上記(2)～(4)の内容について被申請人不動産業者及び被申請人マンション管理会社は共同での責任があり、共同で協議して、協力して申請人に賠償金の支払いをすること。⑹被申請人不動産業者及び被申請人マンション管理会社の緊急の連絡先を申請人に対して、書面で氏名、住所、電話番号を開示すること。⑺被申請人不動産業者及び被申請人マンシ	5.10. 2	調停打切り	調停委員会は、１回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						ョン管理会社は、上記(2)～(4)に関しての作業者に対して、信義則に従い社会通念上の措置として農薬等の取扱い等について、取扱いや労働安全衛生の教育を行うこと。			
44	三重県令和６年(調)第１号事件	ガソリンスタンドの建設工事による騒音被害損害賠償等請求事件	6. 2. 5	三重県住民１人	建設会社	⑴申請人に対して損害賠償30万5000円を支払うこと。⑵申請人に対して正式に謝罪すること。			
45	滋賀県令和３年(調)第１号事件	クリーニング工場からの騒音等被害防止請求事件	3. 8. 4	滋賀県住民１人	クリーニング会社	⑴被申請人は、被申請人本社工場が発する騒音が申請人の自宅において環境基準以下となるよう対策をとること。⑵被申請人は、被申請人本社工場が発する低周波音が、申請人の睡眠障害を起こさない程度になるよう対策をとること。			
46	京都府令和３年(調)第１号事件	寺院からの騒音防止請求事件	3.11.11	京都府住民１人	宗教法人 学校法人	⑴被申請人宗教法人Ａは本件堂において音量を発生させる場合、敷地境界線において建築基準法で定める第一種低層住居専用地域での環境基準を超えないよう、堂について防音設備を設置されたい。⑵被申請人宗教法人Ａ及び学校法人Ｂは、上記防音設備設置までの間、堂を利用した活動において、環境基準を超えないように具体的措置を講じられたい。	5. 9.11	調停打切り	調停委員会は、10回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。
47	京都府令和５年(調)第１号事件	庭木等焼却悪臭被害防止及び損害賠償請求事件	5. 4.20	京都府住民２人	京都府住民１人	⑴被申請人は、自宅において庭木、ゴミその他の物の焼却をしてはならない。⑵被申請人は、申請人らに対し、損害賠償として金152万5870円を支払う。	5.12. 6	調停成立	調停委員会は、２回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
48	京都府令和５年(調)第２号事件	エアコン室外機からの騒音・振動被害防止及び損害賠償請求事件	5. 7.10	滋賀県住民１人	介護事業社	⑴被申請人は、申請人に対し、損害賠償として、金110万円を支払うこと。⑵被申請人は、騒音振動対策として、発生源を明らかにするとともに、エアコン室外機を撤去するか、効果的な防音・防振工事などの公害防止対策を行うこと。			
49	京都府令和５年(調)第３号事件	飲食店からの悪臭・騒音等防止及び損害賠償請求事件	5. 7.26	京都府住民１人	飲食店経営者	⑴被申請人は申請人に損害賠償として金200万円を支払うこと。⑵被申請人は、申請人宅の北側２階にある窓とその周辺に太陽光及び反射熱を遮断する工事、１階北側にある窓と上記２階の窓に対して悪臭騒音を防止する工事をそれぞれ実施すること。			
50	大阪府平成６年(調)第５号事件	自動車専用道路供用に伴う騒音等被害防止請求事件	6.12.22	大阪府住民797人	市(代表者市長) 高速道路管理会社	都市計画道路及び自動車専用道路が完成し、供用が開始されることにより、騒音、振動、排気ガスの公害発生及び眺望への影響のおそれがある。よって、被申請人は、環境保全上の適切な処置を講ずること。			
51	大阪府令和２年(調)第２号事件（平成	自動車専用道路供用に伴う騒音等被害防止請求事件	2. 4. 2	大阪府住民４人	市(代表者市長) 高速道路管理会社	大阪府平成６年（調）第５号事件に同じ。			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終　結年月日	終結区分	終結の概要
	６年(調)第５号事件への参加)								
52	大阪府令和２年(調)第４号事件（平成６年(調)第５号事件への参加)	自動車専用道路供用に伴う騒音等被害防止請求事件	2. 7.17	大阪府住民１人	市(代表者市長) 高速道路管理会社	大阪府平成６年（調）第５号事件に同じ。			
53	大阪府令和４年(調)第１号事件	家庭用ヒートポンプ給湯器騒音等被害事件	4. 2.16	大阪府住民１人	大阪府住民１人	家庭用ヒートポンプ給湯器の撤去を求める。	5.4.28	調停打切り	調停委員会は、７回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。
54	大阪府令和４年(調)第２号事件	通所介護施設騒音振動被害防止請求事件	4. 4.14	大阪府住民１人	老人福祉・介護事業会社	⑴被申請人は、通所介護施設を営業するにあたって騒音及び振動を軽減するために必要な措置を講じなければならない。⑵被申請人は、通所介護施設の利用者のためのレクリエーションを行う時間帯を午後１時30分から午後３時までの間に限定し、その限定した時間のうち毎日１時間しかレクリエーションをしてはならない。⑶被申請人は、通所介護施設内に利用者を受け入れる時間帯においては、同施設の建物のすべての窓、シャッターを閉めた状態にしなければならない。⑷前項の規定に関わらず、建物内の換気を行うため、毎時０分から５分までの間の最大５分間だけ建物の東面及び北面を向いた窓及びシャッターを開けたままの状態にすることを認める。この場合、被申請人は建物内でカラオケ、合唱、ダンスを含むレクリエーション活動を一切行わないほか、できる限り建物から音を発生させないように配慮しなければならない。⑸被申請人は、施設の玄関ドア及び窓に設置されたシャッターの開閉、送迎車両のドアの開閉、職員が通勤等に使用する自転車の駐輪を行うにあたっては、丁寧かつ可能な限り小さな音で玄関ドア、シャッター、車両のドアを開閉し、電動アシスト自転車のハンドル音を出さないよう配慮しなければならない。⑹被申請人は、施設内の駐車場及び施設前路上において送迎車両のエンジンを停止させるとともに、前面道路の側溝上に設置されているグレーチング板に緩衝材を設置するなどしてグレーチング板から音を発生させないように措置を講じなければならない。			
55	大阪府令和４年(調)第５号事件（平成６年	自動車専用道路供用に伴う騒音等被害防止請求事件	4. 7.14	大阪府住民１人	市(代表者市長) 高速道路管理会社	大阪府平成６年（調）第５号事件に同じ。			

付録

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
	(調)第５号事件への参加)								
56	大阪府令和４年(調)第６号事件	介護保険施設騒音被害防止請求事件	4. 8. 4	大阪府住民１人	社会医療法人	⑴被申請人は、経営する介護保険施設に設置された機械の稼働時間を午前９時から午後８時までとしなければならない。⑵被申請人は、騒音を軽減するために防音壁を改善しなければならない。⑶被申請人は、日中の騒音を軽減するために申請人の所有するマンションの窓ガラスを防音ガラスに変更しなければならない。⑷被申請人は、騒音が原因で入居者が退去した場合、当該退去によって生じた損害の賠償をしなければならない。			
57	大阪府令和４年(調)第８号事件	隣家からのエアコン室外機騒音被害防止請求事件	4.11. 8	大阪府住民１人	大阪府住民２人	⑴被申請人らは、騒音について敷地境界線上において環境省の定める騒音に係る環境基準内にとどまるようにしなければならない。⑵被申請人らは、室外機２台を移設しなければならない。⑶被申請人らは、上記措置を行わない場合、室外機２台を撤去しなければならない。⑷被申請人らは、申請人に対し、室外機２台の移設又は撤去に至るまで、令和３年11月12日以降、１日あたり金3000円を支払わなければならない。			
58	大阪府令和５年(調)第１号事件	鉄軌道騒音・振動被害防止請求事件	5. 6.19	大阪府住民１人	鉄道会社	被申請人の電車による振動を改善する補修の実施を求める。	5. 9.12	調停打切り	調停委員会は、１回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。
59	大阪府令和５年(調)第２号事件	金属加工工場粉じん被害防止及び損害賠償請求事件	5. 6.22	大阪府住民３人	金属製品製造会社	⑴被申請人は申請人らに対し計979万4634円を支払わなければならない。⑵被申請人は汚れ（シミ等）の原因物質を飛散させない措置をとらなければならない。⑶被申請人は上記⑵の措置をとらない場合、半年の猶予期間後、工場を移転しなければならない。			
60	大阪府令和６年(調)第１号事件	工事車両からの騒音・振動のおそれ公害防止請求事件	6. 1.29	大阪府住民５人	市(代表者市長)	⑴被申請人は、工事用の大型車両を生活圏道路であるＡ町第Ｂ号線、同Ｃ号線、同Ｄ号線等及びＥ線を通行させないように対策を講じなければならず、その対策として工事用の大型車両を中央環状線から公園予定地南側へ直接出入する計画に見直さなければならない。⑵前項の対策の実現のために事業計画地に隣接する土地所有者であり、土地の一時使用の許諾を申出ているＦと具体的な計画図をもって協議、調整しなければならない。⑶第１項の対策の実現のために中央環状線の道路管理者である大阪府Ｇ土木事務所と、中央環状線から公園予定地南側へ直接出入りする仮設道路を設置する際に障害となる道路照明灯の工事期間中の移設を、具体的な計画図をもって協議、調整しなければならない。			
61	大阪府令和６年(調)第２号事件	発電機騒音・悪臭被害防止及び損害賠償請求事件	6. 3.11	大阪府住民２人	不動産業者 建設業者 学術研究業者	⑴被申請人らは、新築工事により設置された発電機の運転に伴い、騒音を生じさせてはならない。⑵被申請人らは、新築工事により設置された発電機の運転に伴い、排煙を生じさせてはならない。⑶被申請人らは、申請人らが被った健康被害につき慰謝料として相当額の損害賠償を支払え。			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
					銀行 情報通信業者				
62	兵庫県令和２年(調)第１号事件	養鶏場からの悪臭等被害防止請求事件	2. 5. 8	兵庫県 住民４人	兵庫県 住民１人	⑴被申請人農地上の鶏舎を撤去すること。⑵農地上の鶏糞を撤去し同地上に新たな鶏糞を搬入しないこと。⑶農地上の鶏糞を撤去するまでの間、鶏舎及び鶏糞から生ずる臭気が環境基準値を超えない状態を確保するための設備を設置すること。⑷撤去するまでの間に生ずる臭気、騒音等の環境上の問題につき、申請人が設置し定期的に対策を協議する地区協議会に参加し、誠意をもって協議に応じることを求める。	6. 1.17	調停申請取下げ	調停委員会は、３回の調停期日等を開催するほか、現地調査を実施するなどにより手続を進めた。期日を進めていく中で、被申請人及び申請人から、公害等調整委員会に対し、原因裁定の申請を行うとの意向が示され、調停委員会は、原因裁定の結論が出るまで保留することに決定した。 公害等調整委員会において手続を進めた結果、令和５年９月14日に被申請人の申請については、申請の一部を認容、一部を却下、申請人らの申請については、申請の一部を棄却、一部を却下するとの裁定を行い、本事件は終結したことにより、申請人が調停申請を取下げたため、本件は終結した。
63	兵庫県令和４年(調)第１号事件	造成工事にかかる土壌・水質汚染等対策請求事件	4. 6. 6	兵庫県 住民６人	兵庫県 住民１人 兵庫県 （代表者知事） 市（２市。代表者各市長）	⑴被申請人Ａ所有の土地の盛土撤去、各申請人所有土地の原状回復や排水措置、土壌及び水質汚染防止措置を講ずること。⑵盛土造成の実態調査の実施、盛土の撤去命令等適切な指導や行政代執行を行うこと。⑶隣接する公園について、盛土崩落防止措置を講ずること。⑷造成許可の経緯を説明すること。	5.11.14	調停成立	調停委員会は、９回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
64	兵庫県令和５年(調)第１号事件	酒販卸作業に係る騒音防止対策等請求事件	5. 3.10	兵庫県 住民１人	酒類販売会社	⑴防音壁の設置、倉庫及び駐車場前のグレーチングの修理、トラックのブザー音の低減や鳴らさないようにすることなど、被申請人の会社からの騒音を低減すること。⑵被申請人は、会社の操業時間を午前９時から午後５時までとし、夜間並びに土日及び祝祭日の操業は行わないこと。⑶2019年11月に10年以内に現在地から移転をするとの発言があり、進捗状況を回答すること。	5. 9.22	調停打切り	調停委員会は、２回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。
65	奈良県平成20	平成11年(調)第１	20. 9. 3	区(代表者区長)	産業廃棄物処理業	奈良県平成11年(調)第１号事件の義務履行勧告申出			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
	年(リ)第１号事件	号事件における調停事項の義務履行勧告申出事件			者				
66	奈良県令和５年(調)第１号事件	ネギ加工工場悪臭等被害防止等請求事件	5. 2.27	奈良県住民２人	食品加工業者	⑴前提条件無しで対話に応じること。⑵ネギ臭の脱臭装置を工場の空気排出口を取り付けること。⑶脱臭装置の取り付けまでの間は、ネギ工場の空気排気を午前中及び年末年始は配慮すること。			
67	奈良県令和５年(調)第２号事件	エアコン室外機からの騒音等被害防止請求事件	5. 3. 9	奈良県住民１人	奈良県住民１人	⑴被申請人は、被申請人宅に設置した太陽光発電の機械及びエアコン室外機から発生する騒音並びにヒートポンプ給湯器から発生する低周波音対策のために、被申請人宅にて防音対策を講じるか、あるいは申請人宅に防音壁を設置すること。⑵被申請人は、被申請人が飼育する犬が吠えないように対策を講じること。	6. 2.19	調停打切り	調停委員会は、４回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。
68	奈良県令和５年(調)第３号事件	非鉄金属卸売事業の差止め及び農地等から検出された重金属除去請求事件	5. 6.27	奈良県住民９人	非鉄金属卸売業社	⑴被申請人は操業している工場の土地において、非鉄金属卸売業、金属くず卸売業、その他、これに関連する一切の事業を営んではならない。⑵被申請人は、申請人らが所有する土地から重金属（銅、鉛等）を除去すること。			
69	広島県平成30年(調)第２号事件	自動車プレス金型製作所からの騒音・振動被害防止請求事件	30. 5.18	広島県住民12人	自動車プレス金型製作所	被申請人は屋内での騒音の体感基準で６番（騒音レベル50dB)以上の騒音及び振動の体感基準で８番（震度２相当＝65dB)以上の振動を発生させる作業を停止すること。			
70	広島県令和元年(調)第１号事件	一般廃棄物最終処分場建設に伴う土壌汚染等おそれ公害防止請求事件	元.12. 3	広島県等住民228人	市(代表者市長)	被申請人は、広島県民の水がめであるＢ川の上流域で、かつ豪雨豪雪地帯に建設中のＣ市一般廃棄物最終処分場「Ａ埋立地」において、現在の計画のまま処分場を整備し、加えて、圧送・自然流下を繰り返す約13kmに及ぶ浸出水放流管を設置することは、広範囲にわたって土壌汚染や水質汚染を引き起こす可能性が非常に高いため、現計画の見直しを行い、かかる公害の発生を未然に防止すること。			
71	広島県令和２年(調)第１号事件	鉄鋼会社からの大気汚染被害防止請求事件	2. 1.14	広島県Ａ市で事業を行う者（店舗屋上に太陽光パネルを設置)	鉄鋼会社	被申請人は、申請人に対し、833万3000円及びこれに対する本申請書送達の日の翌日から支払済みに至るまで年５分の金員を支払うこと。	5. 5.15	調停打切り	調停委員会は、１回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。
72	広島県令和３年(調)第１号事件	金属製品製造工場からの悪臭被害防止請求事件	3. 9.21	広島県住民１人 仏壇製造会社 木材加工会社	金属加工会社	⑴被申請人は、申請人に対し、悪臭による被害が生じないよう、被申請人の作業内容の改善、消臭装置あるいは通気装置の設置など、必要な対策を講じること。⑵被申請人は、申請人らに対し、100万円及び本申立ての日から、前項の対策がなされるまでの間、毎月３万円を支払うこと。			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
73	広島県令和４年(調)第１号事件	鉄道騒音被害防止請求事件	4. 7.11	広島県住民１人	広島県（代表者知事）	被申請人は、防音壁の設置、その他の防音対策により、鉄道騒音の被害が発生しないようにすること。	5. 6.28	調停打切り	調停委員会は、１回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。
74	広島県令和５年(調)第１号事件	駐車場トラックからの騒音被害防止請求事件	5. 3.10	広島県住民１人	国道事務所	サービスエリア出口側のトラック駐車スペース４～５台分を削減すること。あるいはそのスペースを乗用車専用駐車スペースへ変更すること。トラックがそこへ駐車できないようポールコーンの設置すること。夜間(午後11時～午前５時)の駐車場を一時閉鎖すること。	6. 2.15	調停申請取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
75	広島県令和５年(調)第２号事件	認定こども園からの騒音被害防止請求事件	5. 4.14	学校法人	広島県住民１人	⑴申請人と被申請人において、調停委員会の協力のもと、現在の騒音に関する事実関係（等価騒音レベルの算定等）を確認すること。⑵事実関係を踏まえ、申請人と被申請人の協議の上、騒音対応策を決めること。			
76	広島県令和５年(調)第３号事件	養鶏場からの騒音・低周波音・悪臭被害防止請求事件	5.11.22	広島県住民１人	養鶏場経営会社	被申請人は、事業活動が行われている恒久的な構造物を構築することで、事業活動に伴い生ずる騒音、低周波音、悪臭を低減させること。			
77	福岡県令和３年(調)第２号事件	クリーニング工場からの騒音被害防止請求事件	3. 5.24	福岡県住民１人	クリーニング会社	⑴被申請人は、本件工場から出る音について、55dBを超える音量を発生させない。⑵被申請人は、本件工場の操業日を毎週月曜から金曜まで、操業時間を午前９時から午後５時までとする。⑶前二項に被申請人が違反した場合、被申請人は、申請人に対し１回（同日の複数の違反については１回とみなす。）の違反につき、金３万円を支払う。⑷被申請人は、申請人に対し、慰謝料として金300万円を支払う。	5. 8. 2	調停成立	調停委員会は、７回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
78	福岡県令和６年(調)第１号事件	金属加工工場からの騒音等被害防止請求事件	6. 3.26	福岡県住民１人	建築資材仕入販売業者 産業廃棄物収集運搬業者	⑴被申請人は、本件工場から造成工事、砕石、車両による運搬及び重機稼働により発生する音について、昼間60db及び夜間50デシベル以下に低減すること。⑵被申請人は、土地造成工事に起因する振動により破損したブロック塀、スロープ等の亀裂、浄化槽部コンクリートの陥没等の修復工事を行うこと。⑶被申請人は、粉じんによる健康被害が生じないよう防止措置をとること。⑷被申請人は、操業時間を午前９時から午後５時までとし、夜間及び土日祝日の操業は行わないこと。⑸被申請人は、上記措置をとらない場合又はいずれかの事項に違反した場合は速やかに必要な回復工事を行い、現事業場から移転すること。			
79	熊本県令和元年(調)第１号事件	温泉宿からの騒音被害防止請求事件	元.11.29	熊本県住民１人	ホテル運営会社	⑴被申請人は、ボイラーの騒音を低減させること。また、防音対策及び定期的なメンテナンスを実施するとともに、稼働時間について検討すること、⑵被申請人は、モーターの騒音を低減させること。また、定期的なメンテナンスを実施すること、⑶被申請人は、ドアの開閉音による騒音を低減させるために、ドアアームストッパー等の防音対策を講じること、⑷被申請人は、浴室の換気扇の騒音を低減させること、⑸被申請人は、深夜・早朝に騒音を低減させるた			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終　結年月日	終結区分	終結の概要
						めに、措置を講じること（浴室の風呂桶の防音対策等）。			
80	熊本県令和５年(調)第１号事件	幼稚園からの騒音被害防止請求事件	5. 3.16	学校法人	熊本県住民２人	申請人が経営する幼稚園に接する被申請人宅の窓を二重窓にすること。	6. 3. 6	調停成立	調停委員会は、４回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
81	沖縄県令和５年(調)第１号事件	グラウンドからの騒音被害防止請求事件及び損害賠償請求事件	5.10.23	沖縄県住民１人	市(代表者市長) 指定管理者	⑴防音壁を設置するなどしてグラウンド（スケートボードパーク）の騒音を低減すること。⑵健康被害による慰謝料の請求			

付録３　鉱区禁止地域指定一覧

指定番号	指定地域名	指定告示年月日	指定面積（ヘクタール）	指定鉱物名
1	伊勢神宮（三重県）	昭和26.12.11	5,471	鉱業法第３条に規定する鉱物全部
2	常盤池（山口県）	27. 2.23	55	石炭
3	出石寺（愛媛県）	27. 3.27	31	鉱業法第３条に規定する鉱物全部
4	伊東市（静岡県）	27. 5.17	3,517	〃
5	柳津堰堤 片門堰堤（福島県）	27. 5.29	48 84	〃
6	久瀬ダム（岐阜県）	27.10.13	10	〃
7	朝日ダム（〃）	〃	88	〃
8	京都市(左京区､東山区) 京都市（右京区）（京都府） 宇治市（宇治）	27.11. 8	509 547 150	〃
9	雌阿寒岳（北海道）	27.11.13	450	〃
10	川湯 摩周湖（〃） 雄阿寒岳	〃	103 3,275 3,814	〃
11	駕輿丁池（福岡県）	28. 3.11	280	〃
12	菅平（長野県）	28.10. 9	3,085	硫黄､硫化鉄鉱及びこれと同種の鉱床中に存する鉱物
13	樽前山（北海道）	28.12.23	82	鉱業法第３条に規定する鉱物全部
14	登別温泉（〃）	〃	137	〃
15	昭和新山（〃）	〃	9	〃
16	有珠岳（〃）	〃	277	〃
17	羊蹄山（〃）	〃	109	〃
18	黒部第四ダム（富山県）	29. 3.12	2,601	〃
19	袋田温泉（茨城県）	29. 3.30	434	〃
20	三面ダム（新潟県）	29. 5.10	947	〃
21	猿田ダム（〃）	〃	1,518	〃
22	道後温泉（愛媛県）	29. 6.22	1,341	〃
23	玉川温泉（秋田県）	29. 8.27	58	〃
24	後生掛温泉（〃）	〃	168	〃
25	旭町滝の水池（愛知県）	29. 9.18	20	亜炭
26	旭町平池（〃）	〃	21	〃
27	猪高村牧野池（〃）	〃	18	〃
28	上野町荒尾（〃）	〃	14	〃
29	小鈴ヶ谷海岸（〃）	〃	2	〃
30	日光山内（栃木県）	30. 2.17	2,599	鉱業法第３条に規定する鉱物全部

指定番号	指定地域名	指定告示年月日	指定面積（ヘクタール）	指定鉱物名
31	古座川ダム（和歌山県）	昭和30. 3.18	1,022	鉱業法第３条に規定する鉱物全部
32	伊香保温泉（群馬県）	30. 3.19	580	〃
33	関門国鉄ずい道（山口県 福岡県）	30. 3.28	856	〃
34	関門国道ずい道（〃）	30. 3.29	484	〃
35	四万温泉（群馬県）	30. 3.30	510	〃
36	笹生ダム（福井県）	30. 3.31	1,956	〃
37	鎌先温泉（宮城県）	30. 7. 9	80	〃
38	鳴子ダム（〃）	30.10. 7	494	〃
39	目屋ダム（青森県）	30.11. 2	425	〃
40	八ヶ岳（長野県）	31. 1.13	258	硫黄、硫化鉄鉱及びこれと同種の鉱床中に存する鉱物
41	奥日光（栃木県 群馬県）	31. 1.27	13,531	鉱業法第３条に規定する鉱物全部
42	湯沢温泉（栃木県）	〃	3	〃
43	尾瀬（福島県 群馬県 新潟県）	〃	9,988	〃
44	塩原温泉（栃木県）	31. 1.28	1,365	〃
45	塩原元湯（〃）	〃	36	〃
46	那須温泉（〃）	〃	2,335	〃
47	板室温泉（〃）	〃	104	〃
48	三斗小屋温泉（〃）	〃	80	〃
49	鎧畑ダム（秋田県）	31. 2. 3	759	〃
50	大野ダム（京都府）	31. 3.30	828	〃
51	鹿の川ダム（愛媛県）	31. 3.31	492	〃
52	天体観測用地（岡山県）	32. 1.17	1,158	〃
53	飯坂温泉（福島県）	32. 3.18	425	〃
54	高湯温泉（〃）	〃	72	〃
55	熱海温泉（〃）	〃	113	〃
56	東山温泉（〃）	〃	160	〃
57	湯野上温泉（〃）	〃	310	〃
58	土湯温泉 野地温泉（〃）	〃	251 61	〃
59	霧島国立公園 霧島山稜（宮崎県 鹿児島県）	32. 7. 6	8,391	〃
60	霧島国立公園 栗野岳（鹿児島県）	〃	66	〃
61	草津温泉（群馬県）	32.10.24	660	〃
62	野呂川林道（山梨県）	32.11.27	255	〃

指定番号	指定地域名	指定告示年月日	指定面積（ヘクタール）	指定鉱物名
63	鬼怒川温泉（栃木県） 川治温泉	昭和 33. 2.25	294 856	鉱業法第３条に規定する鉱物全部
64	湯西川温泉（〃）	〃	70	〃
65	川俣温泉（〃）	〃	66	〃
66	甲子温泉（福島県）	〃	210	〃
67	大山国立公園（鳥取県）	33. 3. 3	4,346	〃
68	鬼怒沼（栃木県）	33. 3. 5	32	〃
69	湯田ダム（岩手県）	33. 3.12	22	〃
70	牧尾ダム（長野県）	33. 5.22	985	〃
71	天ヶ瀬ダム（京都府 滋賀県）	33. 6.24	525	〃
72	大倉ダム（宮城県）	33. 8.26	351	〃
73	皆瀬ダム（秋田県）	34. 3. 7	308	〃
74	高野竜神森林公園（和歌山県）	34. 7.25	1,548	〃
75	玉山ダム（宮城県）	34. 8. 7	186	〃
76	河本ダム（岡山県）	35. 2.10	101	〃
77	三池、田代（福島県）	35. 2.18	96	〃
78	横山ダム（岐阜県）	35. 3.25	848	〃
79	松野池（〃）	35. 6.16	182	〃
80	東郷池（愛知県）	〃	293	〃
81	三好池（〃）	〃	136	〃
82	牧野ヶ池緑地（〃）	35. 8.24	A地域 27 B地域 28	〃
83	川俣ダム（栃木県）	35. 9. 2	985	〃
84	矢木沢ダム（群馬県）	35.12.28	1,651	〃
85	薗原ダム（〃）	〃	383	〃
86	三朝温泉（鳥取県）	36. 1.11	881	〃
87	東郷、浅津温泉（〃）	〃	1,518	〃
88	雲仙天草国立公園 雲仙山稜地域（長崎県）	36. 7.10	3,645	〃
89	雲仙天草国立公園 眉山地域（〃）	〃	684	〃
90	雲仙天草国立公園 諏訪池地域（〃）	〃	150	〃
91	下久保ダム（群馬県 埼玉県）	36.10.10	1,145	〃
92	八木山川ダム（福岡県）	36.11. 7	244	〃
93	那珂川ダム（〃）	〃	58	〃
94	三毛別ダム（北海道）	36.12.26	260	〃
95	菅野ダム（山口県）	37. 1.11	992	〃

付録

指定番号	指定地域名	指定告示年月日	指定面積（ヘクタール）	指定鉱物名
96	鶴田ダム（鹿児島県）	昭和37.10.19	1,514	鉱業法第３条に規定する鉱物全部
97	犀川ダム（石川県）	38. 8.26	480	〃
98	十和田八幡平国立公園（青森県、秋田県）	38.10.31	12,785	〃
99	小河内ダム（東京都、山梨県）	38.11.15	25,555	〃
100	笠堀ダム（新潟県）	39. 1.13	315	〃
101	十和田八幡平国立公園南北八甲田地域（青森県）	39. 5.29	8,325	〃
102	西山発電ダム（山梨県）	39. 7. 4	263	〃
103	奈良田第一・第二発電所（〃）	〃	234	〃
104	野呂川発電所（〃）	〃	153	〃
105	高山ダム（京都府、奈良県、三重県）	39.10. 9	965	〃
106	金山ダム（北海道）	39.10.28	1,550	〃
107	四十四田ダム（岩手県）	39.11.19	674	〃
108	西荒川ダム（栃木県）	40. 4. 9	223	〃
109	日光国立公園女峰山太郎山地域（〃）	40.11.11	1,465	〃
110	白石市小原温泉（宮城県）	40.11.13	267	〃
111	菅沢ダム（鳥取県）	40.12.21	472	〃
112	矢作ダム（愛知県、岐阜県）	40.12.24	1,145	〃
113	小渋ダム（長野県）	41. 3.24	902	〃
114	釜房ダム（宮城県）	41. 7.16	523	〃
115	大滝ダム（奈良県）	41.12.21	1,178	〃
116	伊東市、中伊豆町、東伊豆町（静岡県）	41.12.27	A地域 1,675 B地域 3,221 C地域 5,851	〃
117	大鰐温泉（青森県）	41.12.28	125	〃
118	松原ダム、下筌ダム（大分県、熊本県）	42. 9.22	1,811	〃
119	二瀬ダム（埼玉県）	42.10. 4	439	〃
120	小河内ダム雲取山南方地域（山梨県）	43. 1.10	825	〃
121	内ノ倉ダム（新潟県）	43. 1.11	683	〃
122	樽水ダム（宮城県）	43. 5.22	125	〃
123	宇連ダム（愛知県）	43. 8.20	811	〃
124	三ツ口貯水池（〃）	43. 8.21	45	〃
125	初立貯水池（〃）	43. 8.22	105	〃

指定番号	指定地域名	指定告示年月日	指定面積（ヘクタール）	指定鉱物名
126	駒場貯水池（愛知県）	昭和 43. 8.22	81	鉱業法第３条に規定する鉱物全部
127	大迫ダム（奈良県）	44. 1.13	866	〃
128	笹ヶ峰ダム（新潟県）	44.11.12	310	〃
129	阿武川ダム（山口県）	44.11.19	1,021	〃
130	岩尾内ダム（北海道）	44.12.15	A地域 88 B地域 1,081	A地域　鉱業法第３条に規定する鉱物全部 B地域　鉱業法第３条に規定する鉱物のうち、次に掲げる鉱物以外の鉱物、硫化鉄鉱及びこれと同種の鉱床に存する銅鉱並びにこれらと同種の鉱床に存するその他の鉱物
131	豊平峡ダム（〃）	44.12.19	592	鉱業法第３条に規定する鉱物全部
132	大渡ダム（高知県 愛媛県）	44.12.22	480	〃
133	平尾台地域（福岡県）	44.12.23	471	〃
134	土師ダム（広島県）	45. 3.14	738	〃
135	小河内ダム青岩鍾乳洞周辺地域（山梨県）	45. 9. 3	263	〃
136	山代温泉（石川県）	45. 9.14	1,514	〃
137	片山津温泉（〃）	45. 9.17	1,519	〃
138	室生ダム（奈良県）	45.10. 9	712	〃
139	漆沢ダム（宮城県）	45.12.12	202	〃
140	真名川ダム（福井県）	45.12.21	945	〃
141	生野ダム（兵庫県）	45.12.22	264	〃
142	城山ダム、串川地域（神奈川県）	46. 1.12	1,078	〃
143	草木ダム（群馬県）	46. 6.15	782	〃
144	緑川ダム（熊本県）	46. 9.28	667	〃
145	御所ダム（岩手県）	46.10.28	1,200	〃
146	白川ダム（山形県）	46.12.20	813	〃
147	大石ダム（新潟県）	46.12.24	496	〃
148	一庫ダム（兵庫県 大阪府）	47. 1.10	712	〃
149	羽幌二股ダム（北海道）	47.12.27	118	〃
150	双葉ダム（〃）	〃	168	〃
151	新宮ダム（愛媛県）	48. 4.17	420	〃
152	千五沢ダム（福島県）	48. 9.21	340	〃
153	君ヶ野ダム（三重県）	48.11.10	231	〃
154	広瀬ダム（山梨県）	49. 1.17	392	〃
155	赤瀬ダム（石川県）	49. 2.23	242	〃
156	水窪ダム（山形県）	49. 3.30	803	〃
157	日中ダム（福島県）	49. 4.12	310	〃

和

付録

指定番号	指定地域名	指定告示年月日	指定面積（ヘクタール）	指定鉱物名
158	新鶴子ダム（山形県）	昭和 49. 4.16	429	鉱業法第３条に規定する鉱物全部
159	野村ダム（愛媛県）	49.11. 9	563	〃
160	浅瀬石ダム（青森県）	49.11.14	766	〃
161	綱取ダム（岩手県）	50. 2. 3	526	〃
162	広川ダム（和歌山県）	50. 2.13	85	〃
163	滝ダム（岩手県）	50. 2.25	183	〃
164	酒匂ダム（神奈川県）	50. 3.20	666	〃
165	椿山ダム（和歌山県）	50. 5.15	1,312	〃
166	青函トンネル（北海道 青森県）	50.10. 7	7,893	〃
167	中部山岳国立公園（新潟県 長野県 岐阜県 富山県）	50.11.22	97,680	〃
168	深田ダム（福島県）	51. 1.22	147	〃
169	浪岡ダム（青森県）	51. 2.23	224	〃
170	小田川ダム（〃）	51. 2.24	446	〃
171	早瀬野ダム（〃）	51. 3.12	303	〃
172	川治ダム（栃木県）	51. 4.17	829	〃
173	胎内川ダム（新潟県）	51. 4.21	290	〃
174	加治川ダム（〃）	51. 5. 7	284	〃
175	生見川ダム（山口県）	51. 9.17	713	〃
176	合所ダム（福岡県）	51.10.19	335	〃
177	七北田ダム（宮城県）	51.11.24	245	〃
178	早出川ダム（新潟県）	51.12.16	313	〃
179	大町ダム（長野県）	52. 3. 9	242	〃
180	島地川ダム（山口県）	52. 5. 6	338	〃
181	大川ダム（福島県）	52. 6. 4	468	〃
182	上磯ダム（北海道）	52. 7.12	130	〃
183	幌向ダム（〃）	52.11.18	246	〃
184	山陽新幹線新関門トンネル（山口県 福岡県）	53. 3.23	2,016	〃
185	大野川ダム（新潟県）	53. 5.15	96	〃
186	沼田ダム（北海道）	53.11.29	663	〃
187	耶馬渓ダム（大分県）	54. 1.20	378	〃
188	大雪ダム（北海道）	54. 3. 5	905	〃
189	蓮ダム（三重県）	54. 5. 7	916	〃

指定番号	指定地域名	指定告示年月日	指定面積（ヘクタール）	指定鉱物名
190	漁川ダム（北海道）	昭和54. 9. 4	331	鉱業法第３条に規定する鉱物全部
191	十勝ダム（〃）	54. 9.28	1,157	〃
192	五十嵐川ダム（新潟県）	54.10.25	346	〃
193	破間川ダム（〃）	54.11. 2	277	〃
194	城原ダム（〃）	55. 1.14	65	〃
195	玉川ダム（秋田県）	55. 2.23	2,244	〃
196	南川ダム（宮城県）	55. 3.11	276	〃
197	寺山ダム（栃木県）	55. 3.12	84	〃
198	鹿ノ子ダム（北海道）	55.11.20	428	〃
199	末武川ダム（山口県）	56. 1.10	315	〃
200	福地ダム（沖縄県）	56. 5. 6	1,639	〃
201	新川ダム（〃）	56. 5. 7	265	〃
202	埼玉県平野部（埼玉県）	56. 8. 3	195,296	鉱業法第３条に規定する鉱物のうち、石油及び可燃性天然ガス
203	有間ダム（〃）	57. 2.12	226	鉱業法第３条に規定する鉱物全部
204	安波ダム（沖縄県）	57. 3. 4	587	〃
205	普久川ダム（〃）	〃	360	〃
206	辺野喜ダム（〃）	〃	451	〃
207	阿多岐治水ダム（岐阜県）	57. 3.29	119	〃
208	正善寺川ダム（新潟県）	57. 3.31	340	〃
209	久知川ダム（〃）	〃	99	〃
210	巌木ダム（佐賀県）	〃	204	〃
211	神谷ダム（兵庫県）	57.10. 6	226	〃
212	定山渓ダム（北海道）	57.10.15	479	〃
213	東山ダム（福島県）	57.11.20	197	〃
214	林田ダム（兵庫県）	58. 1.14	94	〃
215	入畑ダム（岩手県）	58. 3. 4	223	〃
216	弥栄ダム（広島県 山口県）	58. 4.16	1,501	〃
217	四時ダム（福島県）	58. 7.13	264	〃
218	三国川ダム（新潟県）	59. 2.15	396	〃
219	一の坂治水ダム（山口県）	59. 2.16	88	〃
220	荒谷ダム（〃）	59. 2.28	170	〃
221	阿木川ダム（岐阜県）	60. 1. 8	494	〃
222	金閣寺地区（京都府）	60. 3. 8	111	〃
223	小里川ダム（岐阜県）	60. 9.21	299	〃

付録

指定番号	指定地域名	指定告示年月日	指定面積（ヘクタール）	指定鉱物名
224	美祢ダム（山口県）	昭和61. 3. 4	122	鉱業法第３条に規定する鉱物全部
225	真野ダム（福島県）	61. 3.13	371	〃
226	道平川ダム（群馬県）	61. 3.24	176	〃
227	竜門ダム（熊本県 大分県）	62.10.28	844	〃
228	宇奈月ダム（富山県）	63. 2. 1	544	〃
229	東京都の陸域及び沿岸海域部（東京都）	63. 6. 6	122,068	鉱業法第３条に規定する鉱物のうち、石油及び可燃性天然ガス
230	底原ダム（沖縄県）	平成4. 6.25	216	鉱業法第３条に規定する鉱物全部
231	真栄里ダム（〃）	〃	61	〃
232	石垣ダム（〃）	〃	25	〃
233	名蔵ダム（〃）	〃	118	〃
234	合角ダム（埼玉県）	6. 9.30	210	〃
235	浦山ダム（〃）	〃	488	〃
236	滝沢ダム（〃）	8. 8. 2	476	〃
237	川辺川ダム（熊本県）	10. 3.30	1,358	〃
238	徳山ダム（岐阜県）	14. 1.10	7,255	〃
239	渡良瀬遊水池（栃木県 群馬県 埼玉県）	16. 1.20	1,000	〃
240	石見銀山遺跡（島根県）	17. 1.11	A地域 3,709.69 B地域 304.05 C地域 4.16 D地域 0.35 E地域 0.28	〃
241	宮ヶ瀬ダム（神奈川県）	17. 6. 6	1,820	〃
242	羽地ダム（沖縄県）	17. 6.21	654	〃
243	亀山市西部森林地域及び関宿周辺地域（三重県）	22. 7. 9	11,560	〃
244	大保ダム（沖縄県）	22.10. 6	452	〃

付録４　鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定事件一覧

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
昭和27年 土調委 第231号	小倉市平尾台地内試掘権（石灰石）設定出願許可処分に対する取消裁定申請事件	27. 7.17	小倉市長	福岡通商産業局長	27.12.26	棄却	福岡県小倉市平尾台地内における、石灰石の試掘権設定出願許可処分につき、景観及び観光の対象、天然記念物及び学術研究の対象として重要な価値を有し、また、採掘により、水源、かんがい用水等に悪影響を及ぼす等、鉱業法第35条に違反するとして、その取消しを求めた事件	鉱業法	28. 2.18 東京高裁へ提訴 29. 7. 7 裁定取消しの判決 29. 7.22 最高裁へ上告 37. 4.12 上告棄却、差戻し （昭和37年土調委 第３号事件） 37. 7.16 記録返戻
昭和27年 土調委 第303号	伊東市十足地内試掘権（明ばん石）設定出願許可処分に対する取消裁定申請事件	27. 9.10	伊東市長	東京通商産業局長	28. 2.25	取下げ	静岡県伊東市十足地内の明ばん石の試掘権設定出願許可処分につき、鉱業法第35条に違反するとして、その取消しを求めた事件	〃	
昭和30年 土調委 第284号	島田市地内試掘権（クローム鉄鉱等）設定出願不許可処分に対する取消裁定申請事件	30. 8. 6	東京都業者１人	〃	30.10.24	〃	静岡県島田市地内のクローム鉄鉱及び鉄鉱の試掘権設定出願に対し、クローム鉄鉱についてのみ許可し、鉄鉱については経済的価値がないとして不許可処分としたことにつき、鉱業法第35条に違反するとして、その取消しを求めた事件	〃	
昭和32年 土調委 第10号	山口県美祢市地内採掘権（金・銀等）設定出願不許可処分に対する取消裁定申請事件	32. 1. 8	山口県美祢市業者１人	広島通商産業局長	34. 3.30	棄却	山口県美祢市地内の金、銀、銅及び硫化鉄鉱（後に石灰石を追加）の試掘権設定出願（後に採掘に転願）に対する不許可又は一部不許可、転願命令等の処分につき、故意又は重大な過失による違法な処分であるとして、その取消しを求めた事件	〃	（第10号～第13号合併審理） 34. 5.20 東京高裁へ提訴 39. 3.28 取下げ
昭和32年 土調委 第11号	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
昭和32年 土調委 第12号	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
昭和32年 土調委 第13号	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
昭和32年 土調委 第138号	鉱業権設定出願（山口県美弥市）に関し、処分庁が発表した文書及び事実に対する裁定申請事件	32. 5.28	山口県美祢市業者１人	広島通商産業局長	32. 6.12	却下	山口県美祢市地内の金、銀、銅及び硫化鉄鉱の試掘権設定出願に、更に石灰石を加えた鉱種名変更出願につき、処分庁の返付等の事務処理をめぐり適切な指導を欠いた違法があると主張した事件	〃	

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
昭和32年土調委第205号	秋田県阿仁町地内鉱業（坑口開設、廃石捨場）のための土地使用許可処分に対する取消裁定申請事件	32. 7. 8	東京都中央区林業会社	仙台通商産業局長	34. 7.11	取下げ	秋田県阿仁町地内の山林における、新坑口の開設及び廃石捨場設置のための土地使用許可処分につき、手続上の瑕疵があり、法律の解釈を誤った違法があるとして、その取消し及び執行停止を求めた事件	鉱業法	33. 5. 7 執行停止申立て 33. 7. 2 棄却
昭和33年土調委第128号	秋田県阿仁町地内鉱業のための緊急土地使用許可決定に対する取消裁定申請事件	33. 5.20	〃	秋田県収用委員会	33. 6.18	却下	昭和32年土調委第205号の事件に関連し、秋田県収用委員会により行われた鉱山鉱業用の緊急土地使用許可決定につき、要件の認定が不十分かつ誤認しており、また、その担保額は余りにも小額である等の違法があるとして、その取消し及び執行停止を求めた事件	〃	33. 5.21 執行停止申立て 33. 6.18 却下
昭和33年土調委第286号	秋田県阿仁町地内鉱業のための土地使用裁決に対する取消裁定申請事件	33.11.15	〃	〃	34. 7. 6	取下げ	昭和32年土調委第205号の事件に関連し、秋田県収用委員会により行われた緊急土地使用許可及び土地使用を認める最終裁決等につき、土地所有者たる申請人の意見、陳述を極度に制限する等審理不尽等の違法があるとして、その取消し及び執行停止を求めた事件	〃	33.11.15 執行停止申立て 33.12.22 棄却
昭和34年土調委第245号	高知市地内鉱業（石灰石運搬索道）のための土地使用許可処分に対する取消裁定申請事件	34. 7.10	高知県土地所有者２人	四国通商産業局長	35.10.28	棄却	高知県高知市地内において、セメント原料及び石灰石運搬のために索道を設けるための山林の使用許可処分につき、鉱業法第104条の要件に該当せず、また、この土地使用は農地に対する直接被害等を与え不当であるとして、その取消しを求めた事件	〃	35.12.19 東京高裁へ提訴 37. 8.30 取下げ
昭和35年土調委第157号	東京都北区地内試掘権（金外７）設定出願不許可処分に対する取消裁定申請事件	35. 5.13	東京都板橋区業者等３人	東京通商産業局長	35. 7.15	却下	東京都北区地内の金等の試掘権設定出願に対し、当該鉱物の掘採が経済的に価値がないとする不許可処分につき、違法行為や事実誤認があり、行政措置として公明適正を欠き、申請人の法益を阻害されること甚大なものがあるとして、その取消しを求めた事件	〃	35. 9.16 東京高裁へ提訴 36. 2. 4 取下げ
昭和36年土調委裁第１号	山口県美祢市地内試掘権（金・銀等）設定出願一部不許可処分等に対する取消裁定申請事件	36. 4.17	山口県美祢市業者１人	広島通商産業局長	36. 5. 1	〃	山口県美祢市地内の金、銀、銅の試掘権設定出願（のち採掘権設定出願に転願）の一部不許可処分につき、さきに石灰石を加える更正願をなしたにもかかわらず、金ほか２種についてのみ処置したものであると	〃	

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
							して、その取消しを求めるとともに石灰石を加えた処分をすべきであると主張した事件		
昭和36年土調委裁第２号	香川県小豆郡土庄町海岸保全区域内土砂採取不許可処分に対する取消裁定申請事件	36.12. 7	香川県土庄町業者１人	土庄町長	37. 8.18	取下げ	香川県土庄町小豊島池の浦海岸保全区域内における土砂採取許可申請に対し、国土保全に支障があるとする不許可処分につき、申請に係る程度の土砂採取では何ら影響を与えるものではなく、同地の土砂は良質なけい砂で製鉄、造船等に供給され、国家発展に寄与するものであるとして、その取消しを求めた事件	海岸法	
昭和37年土調委裁第３号	小倉市平尾台地内試掘権（石灰石）設定出願許可処分に対する取消裁定申請事件（再審理）	37. 4.12	北九州市長	福岡通商産業局長	45. 2.16	〃	昭和27年土調委第231号事件の再審理	鉱業法	38. 2.10 北九州市発足 44.12.23 平尾台関係鉱区禁止地域指定
昭和37年土調委裁第４号	東京都北区地内試掘権（金外７）設定出願不許可処分に対する取消裁定申請事件	37.12.26	東京都板橋区業者１人	東京通商産業局長	39. 2.24	棄却	東京都北区地内の金等８鉱種の試掘権設定出願に対し、処分は経済的に価値なしとする不許可処分につき、事実誤認で申請人の法益が阻害されること甚大であるとして、その取消しを求めた事件	〃	
昭和38年土調委裁第３号	青森県下北郡大畑町地内試掘権（砂鉱）設定出願一部不許可処分に対する取消裁定申請事件	38. 5. 1	青森県大畑町業者２人	仙台通商産業局長	38. 8.22	取下げ	青森県大畑町の国有地内における砂鉱試掘権設定出願に対し、林業の利益を損じ、公共の福祉に反するとする一部不許可処分につき、不許可処分が稼行の中心となる部分で、かつ、鉱床が賦存しており、この部分の不許可は全部の不許可と等しく、また、関係官庁の回答を鵜呑みにした処分であるとして、その取消しを求めた事件	〃	
昭和39年土調委裁第３号	鳥取県米子市皆生海岸保全区域土石採取不許可処分に対する取消裁定申請事件	39. 4.24	皆生砂利採取組合	建設大臣	41. 5.20	棄却	鳥取県米子市皆生海岸の海岸保全区域内における土石採取許可申請に対し、海岸保全施設の保全上支障を来すとする不許可処分につき、この海岸は境港市の突堤ができてから侵食が起こったもので、当局は根本的対策を講じておらず、また、同所の砂利は満干潮、風向等によって瞬時に産出消滅する浮遊的性質のもの	海岸法	

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
							で、砂利採取は侵食に影響を与えるものではないとして、その取消しを求めた事件		
昭和39年土調委裁第４号	東京都八丈島八丈町地内試掘権（硫化鉄等）設定出願不許可処分に対する取消裁定申請事件	39. 5. 8	神奈川県川崎市業者１人	東京通商産業局長	40. 6. 7	取下げ	東京都八丈島地内の硫化鉄等の試掘権設定出願に対し、アホウ鳥の棲息及び繁殖に支障を来すとする不許可処分につき、その取消しを求めた事件	鉱業法	
昭和40年土調委裁第４号	東京都調布市多摩川（河川法適用河川）河川敷地内砂金採取不許可処分に対する取消裁定申請事件	40. 5.20	東京都中野区鉱業会社	東京都知事 河川法改正により41.4.1から建設大臣	43.12. 6	棄却	東京都調布市地先の多摩川河川敷地内における砂金採取許可申請に対し、河川施設の保全、治水、利水上好ましくないとする不許可処分につき、鉱業権の本質を理解するところなく、これを阻止しようとする不当な処分であるとして、その取消しを求めた事件	河川法	44. 1.31 東京高裁へ提訴 46. 2.13 訴え取下げの擬制
昭和41年土調委裁第４号	富山県立山町中部山岳国立公園特別保護地区における試掘権（金外５）設定出願不許可処分に対する取消裁定申請事件	41. 6.22	富山県清水町業者１人	名古屋通商産業局長	47. 6.15	〃	富山県立山町地内の金外５鉱種の試掘権設定出願に対し、中部山岳国立公園特別保護地区の景観の保護等を理由とする不許可処分につき、立山一帯はダム、トンネル、ロープウェイ等が建設され自然の景観は一変しており、また、試掘権設定出願は当該地域が特別保護地区に指定される以前の出願であるから不許可は理由がないとして、その取消しを求めた事件	鉱業法	47. 8.19 東京高裁へ提訴 50. 8.28 取下げ
昭和42年土調委裁第４号	山口県萩市菊ケ浜海岸保全区域内の土石採取不許可処分に対する取消裁定申請事件	42. 1.11	山口県萩市業者１人	山口県知事	42. 1.20	取下げ	山口県萩市菊ケ浜海岸保全区域における土石採取不許可処分につき、その取消しを求めた事件	海岸法	
昭和42年土調委裁第５号	愛媛県重信川河川保全区域内（温泉郡重信町外１町）の砂利採取等不許可処分に対する取消裁定申請事件	42. 6. 5	愛媛県松山市業者１人	四国地方建設局長	42.10.13	却下	愛媛県重信町の重信川の河川保全区域内における砂利採取計画及び土地改良事業の許可申請に対し、河川管理上の支障を理由とする不許可処分につき、その取消しを求めた事件	河川法	
昭和42年土調委裁第６号	山梨県塩山市保安林地内の鉱物のための土地掘削不許可処分に対する取消裁定申	42.11.25	東京都奥多摩町業者１人	山梨県知事	43. 3. 4	取下げ	山梨県塩山市地内の保安林内における鉱業のための土地掘削許可申請に対し、処分庁が、いったんは同意したにもかかわらず、後に掘削により崩壊のおそれがあ	森林法	

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
	請事件						り、剥土、鉱屑等を処理するに適当な場所がなく、保全施設に対する具体的設計図がない等を理由とする不許可処分につき、庁内担当者の事務上の齟齬に起因するもので、明らかに瑕疵ある処分として、その取消しを求めた事件		
昭和43年土調委裁第６号	京都府城陽町、宇治田原町地内の鉱業権（採掘権１、試掘権３、金、銀、けい石等）設定出願不許可処分に対する取消裁定申請事件	43. 2.12	京都府京都市業者１人	大阪通商産業局長	48. 7.13	一部認容一部却下	京都府城陽町及び宇治田原町地内のけい石等の採掘権設定出願及び試掘権設定出願３件に対し、経済的価値がないとする不許可処分につき、鉱物の採掘価値について事実誤認をした違法な処分であるとして、けい石に関する処分の取消し等を求めた事件	鉱業法	大阪通商産業局長の４件の処分について、１つの裁定を求めたもの
昭和43年土調委裁第７号	京都府宇治市、城陽町地内の試掘権（けい石）設定出願不許可処分に対する取消裁定申請事件	43. 2.20	京都府京都市業者１人	大阪通商産業局長	44.10. 7	取下げ	京都府宇治市及び城陽町のけい石の試掘権設定出願に対し、経済的価値がないとする不許可処分につき、出願地のけい石は地表近くに存在し、採掘経費は少なく、十分採算がとれるものとして、その取消しを求めた事件	〃	
昭和43年土調委裁第８号	群馬県草津町地内の試掘権（けい石）設定出願一部不許可処分に対する取消裁定申請事件	43. 4. 8	千葉県浦安町業者１人	東京通商産業局長	45. 4.17	〃	群馬県草津町地内のけい石の試掘権設定出願に対し、掘採が公共の福祉に反するとする一部不許可処分につき、掘採により酸性の強い温泉等が湧き出しても中和施設により防止できるものであり、また、不許可とした範囲の根拠が示されていないとして、その取消しを求めた事件	〃	
昭和43年土調委裁第９号	茨城県北茨城市地内の常盤炭鉱関係の施業案の認可及び鉱業権の取消裁定申請事件	43. 9.14	北茨城市中郷町鉱害防止対策協議会	東京通商産業局長	43.11.11	〃	茨城県北茨城市地内の地下採掘により鉱害を生じており、これを継続されると中郷町は全滅のおそれがあるとして、施業案認可の一部取消し、鉱区禁止地域の指定又は鉱業法第53条に基づく鉱業権の取消し等を求めた事件	〃	
昭和44年土調委裁第６号	山口県松谷海岸保全区域内の砂利採取計画不認可処分及び土石採取不許可処分に対する取消裁定申請事件	44. 5.12	山口県下関市砂利採取業者１社	山口県知事	44. 7. 4	却下	山口県松谷海岸保全区域内における砂利採取計画不認可処分及び土石採取不許可処分につき、その取消しを求めた事件	砂利採取法	

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
昭和44年土調委裁第７号	広島県比婆郡口和町地内の鉱業用地敷としての国有林野貸付願拒否処分に対する取消裁定申請事件	44. 6.10	千葉県鎌ヶ谷町業者２人	三次営林署長	44. 7.23	〃	広島県口和町地内における国有林の鉱業用地敷としての貸与を求める貸与申請に対し、地元住民の意志を無視して処理することはできかねるとする拒否処分につき、その取消しを求めた事件	不明	
昭和44年土調委裁第８号	京都府城陽町地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	44. 8. 1	京都府京都市砂利採取業者１社	京都府知事	44. 8.27	〃	京都府城陽町地内の砂利採取計画認可申請に対し、砂利採取法第19条の不認可事由に該当し、京都府砂防指定地管理規則による砂防指定地の区域内における行為の許可がないとする不認可処分につき、その取消しを求めた事件	砂利採取法	
昭和44年土調委裁第９号	和歌山県橋本市地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	44.12. 5	和歌山県橋本市砂利採取業者１社	和歌山県知事	45. 2.26	取下げ	和歌山県橋本市地内の砂利採取計画不認可処分につき、土地改良区の同意を得、土砂搬出路についても延長新設を完了したにもかかわらず、市営住宅の一部革新分子の反対により不認可としたのは不当であるとして、その取消しを求めた事件	〃	
昭和45年土調委裁第６号	北海道磯谷郡蘭越町地内の蘭越海岸保全区域の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	45. 3.23	北海道岩内町砂利採取業者１社	北海道知事	45. 6.23	〃	北海道蘭越海岸の海岸保全区域内の国有地内における砂利採取計画認可申請に対し、海岸法による土石採取の不許可を理由としてなされた不認可処分につき、両法による処分の独立性等を主張し、その取消しを求めた事件	〃	
昭和45年土調委裁第７号	広島県比婆郡口和町国有林地内の保安林の指定解除等の裁定申請事件	45. 5. 6	千葉県鎌ヶ谷町業者２人（試掘出願人）	農林水産大臣	45. 5.22	却下	広島県口和町地内の国有林内における保安林の指定に関し、鉱業権を抹殺するがごとき不当な行政措置は不服であるとして、その保安林の指定の即時解除等を求めた事件	森林法	
昭和46年土調委裁第１号	北海道磯谷郡蘭越町地内の蘭越海岸保全区域の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	46. 2.23	北海道岩内町業者１社	北海道知事	46. 7.30	棄却	昭和45年土調委裁第６号事件と同趣旨の申請	砂利採取法	46. 8.16 東京高裁へ提訴 46. 9.16 国に対する損害賠償請求に変更することの許可申立て 46.11.16 申立て不許可 46.11.26 取下げ

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
昭和46年土調委裁第２号	神奈川県南足柄町地内の試掘権設定許可処分に対する取消裁定申請事件	46. 8.11	神奈川県箱根町採石業者１社	東京通商産業局長	46. 9.27	取下げ	神奈川県南足柄町地内の鉱業権の試掘権設定出願許可処分につき、既存の採石権に大幅な制約が生じるものであり、合理的な開発とは言えないとして、その取消しを求めた事件	鉱業法	
昭和46年(裁)第３号	札幌市北海道神宮風致地区の採石行為不許可処分に対する取消裁定申請事件	46.10.21	北海道札幌市採石業者１社	札幌市長	48. 3.27	棄却	北海道神宮風致地区内の採石行為許可申請に対し、風致地区内の風致維持上の著しい支障を理由とする不許可処分につき、正当な補償によらずして私権を制限した点に違法があるとして、その取消しを求めた事件	都市計画法	48. 5.16 東京高裁へ提訴 49. 4.25 請求棄却 49. 5.18 最高裁へ上告 50. 3.13 上告棄却
昭和48年(フ)第１号	愛媛県長浜町地内の砂利採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	48. 3.26	愛媛県長浜町住民３人	愛媛県知事	48. 7. 3	却下	愛媛県長浜町地先海面における砂利採取計画認可処分につき、申請人らの漁業に損害を与え砂利採取法第19条に違反するとして、その取消しを求めた事件	砂利採取法	
昭和48年(フ)第２号	埼玉県秩父市地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	48. 4.16	埼玉県熊谷市業者１社	埼玉県知事	49. 6.27	認容	埼玉県秩父市地内の岩石採取計画認可申請に対し、採石法第１条に規定する公共の福祉の目的違反を理由とする不認可処分につき、採石法第33条の４（認可の基準）によらずして不認可とした違法があるとして、その取消しを求めた事件	採石法	
昭和48年(フ)第３号	佐賀県嬉野町地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	48. 6.11	佐賀県有明町業者１社	佐賀県知事	49. 3.22	取下げ	佐賀県嬉野町地内の岩石採取計画認可申請に対し、地元の了解が得られていないとする不認可処分につき、採石法の規定の適用及び解釈を誤った処分であるとして、その取消しを求めた事件	〃	
昭和48年(フ)第４号	北海道滝川市地内の農地転用（砂利洗浄施設等）不許可処分に対する取消裁定申請事件	48. 6.30	北海道滝川市業者１社	北海道知事	50.12.11	棄却	北海道滝川市地内の農地に係る砂利洗浄施設等の設置転用を目的とする賃借権設定許可申請に対し、農用地区域内であり、転用許可の要件に該当しないこと等を理由とする不許可処分等につき、「水田転用についての農地転用許可に関する暫定基準」により許可すべきであるとして、その取消し等を求めた事件	農地法	
昭和48年(フ)第５号	福島県棚倉町地内の砂利採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	48. 8. 3	埼玉県与野市住民１人（鉱業権者）	福島県知事	48.12. 7	取下げ	福島県棚倉町地内の砂利採取計画認可処分につき、鉱業の利益を損じ、公共の福祉に反する場合に該当し、砂利採取法第19条に違反するとして、その取消しを求めた事件	砂利採取法	

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
昭和48年(フ)第6号	宮城県大和町地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	48. 8.10	宮城県仙台市業者1社	宮城県仙台土木事務所長	50. 2.25	〃	宮城県大和町地内の砂利採取計画認可申請に対し、関係者の同意がないこと、河川の原状変更、汚濁水の流出の事実、認可以前に施設等を設置したこと等を理由とする不認可処分につき、他産業の利益を損じ、公共の福祉に反するおそれはなく、砂利採取法第19条の不認可の場合に該当しないとして、その取消しを求めた事件	〃	
昭和48年(フ)第7号	東京都奥多摩町地内の保安林内作業（鉱石運搬用坑道等の設置）許可処分に対する取消裁定申請事件	48.10. 2	東京都奥多摩町住民3人	東京都知事	49.12.25	却下	東京都奥多摩町地内の保安林内における鉱石運搬用坑道の坑口及び橋梁の架設等に係る作業許可処分につき、自然環境を破壊するとともに、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を規定した憲法第25条等に違反するとして、その取消しを求めた事件	森林法	
昭和49年(フ)第1号	千葉県南房総国定公園特別地域内の土石採取不許可処分の取消裁定申請事件	49. 2. 1	千葉県鋸南町業者1社	千葉県知事	49. 6.17	取下げ	南房総国定公園特別地域内における土石採取不許可処分につき、特別地域の指定時既に土石採取行為に着手しており、許可を受くべき対象にならず、仮に対象となるとしても条件付きで許可できるはずであり、また隣地では条件付きで許可されているとして、その取消しを求めた事件	自然公園法	
昭和49年(フ)第2号	北海道江差町地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	49. 3. 6	北海道岩内町業者1社	北海道知事	49. 5. 2	〃	北海道江差町地内の国有海浜地における砂利採取計画認可申請に対し、先立ってなされた国有財産法に基づく土砂採取の不許可処分を理由とする不認可処分につき、両法に基づく両処分は独立のもので、採取計画の認可処分は土砂採取の許可処分に追随すべきものではないとして、その取消しを求めた事件	砂利採取法	
昭和51年(フ)第1号	福島県西会津町地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	51. 2.25	福島県国見町住民5人（土地所有者）	福島県会津若松商工労政事務所長	52. 2.14	棄却	福島県西会津町地内の岩石採取計画認可処分につき、認可申請書に添付された採取契約期間更新契約証が採石法施行規則に定める要件を欠くにもかかわらず、これを認可したのは違法であるとして、その取消しを求めた事件	採石法	

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
昭和51年(フ)第2号	京都府城陽市、宇治田原町地内の鉱業権（採掘権1、試掘権4、けい石等）設定出願不許可処分に対する取消裁定申請事件	51. 3.16	京都府京都市業者1人	大阪通商産業局長	52. 6.29	〃	京都府城陽市、宇治田原町地内におけるけい石等の採掘、試掘権設定出願（5件）に対し、経済的に価値がなく、公共施設等を破壊する等を理由とする不許可処分につき、けい石の一種であるけい砂が存在し、事実誤認があるとして、その取消し等を求めた事件	鉱業法	
昭和51年(フ)第3号	三重県美杉村地内の室生赤目青山国定公園特別地域内の土石採取不許可処分に対する取消裁定申請事件	51. 4.17	三重県美杉村業者1人	三重県知事	52. 6.20	〃	三重県室生赤目青山国定公園特別地域内における土石採取許可申請に対し、国定公園の風致の維持に支障が生じるとする不許可処分につき、本件地区は、ごくありふれた山地で格別風致維持の必要はなく、採石後の植林により緑は回復するので景観の阻害はないとして、その取消し等を求めた事件	自然公園法	
昭和52年(フ)第1号	北海道網走国定公園第二種特別地域内の試掘権（砂鉱）設定出願不許可処分に対する取消裁定申請事件	52. 1.11	北海道網走市業者1人	札幌通商産業局長	53. 7. 8	〃	北海道網走国定公園第二種特別地域内における砂鉱の試掘権設定出願に対し、国定公園第二種特別地域、海岸保全区域、漁港区域等に含まれる地域についての一部不許可処分につき、私有財産を正当な補償なくして侵奪し、また、行政の裁量権の濫用等の違法があるとして、その取消しを求めた事件	鉱業法	
昭和52年(フ)第2号	鹿児島県奄美群島国定公園特別地域（与論島）の土石採取不許可処分に対する取消裁定申請事件	52. 2.22	鹿児島県与論町業者1社	鹿児島県知事	52. 6.22	取下げ	鹿児島県奄美群島国定公園特別地域内の土石採取不許可処分につき、与論島内の本件地区以外では良質の砕石原料を確保することは不可能であるとして、その取消しを求めた事件	自然公園法	
昭和53年(フ)第1号	高知県越知町地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	53. 1.30	高知県佐川町業者1社	高知県知事	55. 7.24	〃	高知県越知町地内の砂利採取計画認可申請に対し、申請の土地に係る抵当権者の同意がないとの理由による不認可処分につき、その取消しを求めた事件	砂利採取法	
昭和53年(フ)第2号	北海道下川町地内の採石権存続期間更新決定処分に対する取消裁定申請事件	53. 8.24	北海道札幌市業者1人	札幌通商産業局長	54. 8.24	棄却	北海道下川町地内の採石権存続期間更新決定申請に対し、土地の一部について採石権設定契約の存在は認められないとする却下処分及び他の土地について契約期間中に採石事業を実施した事実はないとする棄却処分	採石法	

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
							につき、事実誤認に基づく処分であるとして、その取消しを求めた事件		
昭和53年(フ)第3号	富士箱根伊豆国立公園特別地域（東京都大島町）内の土石採取不許可処分に対する取消裁定申請事件	53. 8.31	東京都中央区業者1社	環境庁長官	54. 6.15	〃	富士箱根伊豆国立公園特別地域（東京都大島町）地内の土石採取許可申請に対し、公園の風致の維持及び利用上の支障を理由とする不許可処分につき、公園の風致の維持等は、採取について条件を付すことによって十分目的は達せられるものであるとして、その取消しを求めた事件	自然公園法	
昭和54年(フ)第1号	山梨県白州町地内の砂利採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	54.11.15	山梨県白州町住民1人	山梨県知事	55. 2.20	取下げ	山梨県白州町地内の砂利採取計画認可処分につき、砂利採取に伴う被害の実態を十分に把握しないでなされたものであるとして、その取消しを求めた事件	砂利採取法	
昭和55年(フ)第1号	大阪府四条畷市地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	55. 1. 7	大阪府柏原市住民1人	大阪府知事	55. 3. 8	〃	大阪府四条畷市地内の岩石採取計画認可処分につき、不正手段により認可されたものであるとして、その取消しを求めた事件	採石法	
昭和55年(フ)第2号	長崎県壱岐郡石田町沖合の砂利採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	55.10.13	佐賀県唐津市唐房漁業協同組合外55人	長崎県知事	55.12.22	却下	長崎県石田町沖合の砂利採取計画認可処分につき、県境不明地域である本件海域について長崎県のみで認可処分をしたのは不当であり、また、砂利採取による海水の汚濁、海底の変化等により漁業を損なうとして、その取消しを求めた事件	砂利採取法	
昭和56年(フ)第1号	高知県高知市地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	56. 1.12	高知県高知市住民1人（土地の所有権者）	高知県知事	56.12.17	棄却	高知県高知市地内の岩石採取計画認可処分につき、申請人の財産権を侵害するものであるとして、その取消しを求めた事件	採石法	57. 2.16 東京高裁へ提訴 58. 3.28 請求棄却 58. 4.16 最高裁へ上告 61.12.18 上告棄却
昭和56年(フ)第2号	北海道江差町地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	56. 6.15	北海道岩内町業者1社	北海道知事	56. 8.14	取下げ	北海道江差町地内の砂利採取計画不認可処分につき、法令を誤解した違法なものであるとして、その取消しを求めた事件	砂利採取法	
昭和56年(フ)第3号	千葉県佐原市地内の砂利採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	56. 9.25	千葉県住民3人	千葉県知事	57. 3.11	〃	千葉県佐原市地内の砂利採取計画認可処分につき、千葉地方裁判所佐原支部の仮処分決定に違背するものであるとして、その取消しを求めた事件	〃	

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
昭和57年(フ)第1号	奈良県奈良市地内の岩石採取計画認可処分等に対する取消裁定申請事件	57. 3.12	奈良県業者1人	奈良県知事	58.10.17	一部認容一部却下	奈良県奈良市地内の岩石採取計画認可申請及び国定公園の特別地域における土石採取の許可申請に対し、期間を短縮し、今後は許認可を行わないとしてした許認可処分につき、許認可の条件は違法、不当なものであるとして、その変更取消しを求めた事件	採石法自然公園法	
昭和57年(フ)第2号	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
昭和57年(フ)第3号	〃	〃	〃	〃	57. 9.22	取下げ	〃	〃	
昭和57年(フ)第4号	奈良県奈良市地内の岩石採取許可処分に対する取消裁定申請事件	57. 4. 9	〃	〃	58.10.17	一部棄却一部却下	奈良県奈良市地内の風致地区における岩石採取許可申請に対し、期間を短縮し、今後は許可を行わないとしてした許可処分につき、許可の条件は違法、不当なものであるとして、その変更取消しを求めた事件	都市計画法	
昭和57年(フ)第5号	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
昭和57年(フ)第6号	〃	〃	〃	〃	57. 9.22	取下げ	〃	〃	
昭和58年(フ)第1号	愛知県小原村地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	58. 9.12	愛知県住民1人	愛知県知事	59. 9.29	〃	愛知県小原村地内の岩石採取計画認可処分につき、公災害防止の配慮に欠けるものであるとして、その取消しを求めた事件	採石法	
昭和58年(フ)第2号	高知県土佐町吾北村地内の鉱物掘採不許可処分に対する取消裁定申請事件	58.11.24	高知県業者2人	高知県知事	59. 6.14	一部棄却一部却下	高知県土佐町吾北村地内の県立自然公園特別地域における鉱物掘採不許可処分につき、自然公園の風致、景観に著しい支障を与えるものではないとして、その取消し等を求めた事件	自然公園法	
昭和59年(フ)第1号	愛知県小原村地内の岩石採取計画変更認可処分に対する取消裁定申請事件	59. 3.16	愛知県住民1人	愛知県知事	59. 9.29	取下げ	愛知県小原村地内の岩石採取計画変更認可処分につき、公災害防止の配慮に欠けるものであるとして、その取消しを求めた事件	採石法	
昭和59年(フ)第2号	京都府亀岡市地内の鉱業権設定許可処分に対する取消裁定申請事件	59. 3.31	京都府宗教法人（土地所有者）	大阪通商産業局長	59. 5. 8 61. 6.20	一部取下げ 取下げ	京都府亀岡市地内の鉱業権設定許可処分につき、申請人の所有地であり宗教的施設のある境内地に係る部分の許可は、公共の福祉に反するものであるのみなら	鉱業法	59. 4. 9 執行停止申立て 59. 5. 7 執行停止

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
							ず、憲法の保障する信教の自由に対する国の不当な介入行為であるとして、その処分の一部取消しを求めた事件		
昭和59年(フ)第3号	山形県櫛引町地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	59. 5.31	山形県業者1社	山形県知事	59.11.22	取下げ	山形県櫛引町地内の岩石採取計画認可申請に対し、採石権原の有無が不明であるとする却下処分につき、違法、不当なものであるとして、その取消しを求めた事件	採石法	
昭和59年(フ)第4号	〃	59. 6. 2	〃	〃	61. 1.21	認容	〃	〃	
昭和59年(フ)第5号	北海道江差町地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	59. 6.15	北海道業者1社	北海道知事	60. 6.20	取下げ	北海道江差町地内の砂利採取計画不認可処分につき、違法、不当なものであるとして、その取消しを求めた事件	砂利採取法	
昭和59年(フ)第6号	山梨県御坂町地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	59. 8.25	山梨県住民1人	山梨県知事	61. 5.30	棄却	山梨県御坂町地内の岩石採取計画認可処分につき、山崩れを惹起し洪水を発生させる、手続に違法がある等として、その取消しを求めた事件	採石法	59. 9.14 執行停止申立て 59.11.30 取下げ 61. 7.25 東京高裁へ提訴 62. 5. 6 請求棄却 62. 5.14 最高裁へ上告 63. 3.18 上告棄却
昭和61年(フ)第1号	山形県櫛引町地内の岩石採取計画認可処分に対する無効確認裁定申請事件	61. 7.18	山形県業者1人（処分に係る土地において別に岩石採取計画認可処分を受けた者）	山形県知事	62. 5.25	〃	山形県櫛引町地内の岩石採取計画認可処分につき、違法、不当なものであるとして、その取消しを求めた事件	〃	62. 7.21 東京高裁へ提訴 62.11. 4 取下げ
昭和62年(フ)第1号	高知県室戸市佐喜浜地先の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	62. 2. 7	高知県業者1社	高知県知事	62. 4.17	取下げ	高知県室戸市佐喜浜地先の砂利採取計画不認可処分につき、違法なものであるとして、その処分の取消し等を求めた事件	砂利採取法	
昭和62年(フ)第2号	高知県室戸市佐喜浜地先の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	62. 2. 7	高知県業者1社	高知県知事	62. 4.17	〃	高知県室戸市佐喜浜地先の砂利採取計画不認可処分につき、違法なものであるとして、その処分の取消し等を求めた事件	〃	

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
昭和63年(フ)第1号	岐阜県瑞浪市地内の開発行為許可処分に対する取消裁定申請事件	63. 3.24	岐阜県住民1人（鉱業権者）	岐阜県知事	元. 6.14	棄却	岐阜県瑞浪市地内の開発行為の許可処分につき、開発行為がなされれば、申請人の鉱業権が壊滅的な打撃を受ける等として、その処分の取消しを求めた事件	都市計画法	元. 2. 2 執行停止申立て 元. 3.13 棄却
昭和63年(フ)第3号	新潟県三川村地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	63.11.17	新潟県住民1人	新潟県津川土木事務所長	元.10.30	取下げ	新潟県三川村地内の岩石採取計画認可処分につき、違法なものであるとして、その取消しを求めた事件	採石法	
平成元年(フ)第1号	広島県大竹市地内の鉱業権設定許可処分に対する取消裁定申請事件	元. 3.14	広島県業者1社	広島通商産業局長→中国通商産業局長（元.7.1名称変更）	5. 3.10	〃	広島県大竹市地内の鉱業権設定許可処分につき、ゴルフ場造成計画中の土地に係る処分が鉱業法第35条に違反するとして、その取消しを求めた事件	鉱業法	
平成元年(フ)第2号	高知県高知市地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	元.10.11	高知県住民1人（土地所有者）	高知県知事	3. 6.28	棄却	高知県高知市地内の岩石採取計画認可処分につき、申請人の土地所有権を侵害する等として、その取消しを求めた事件	採石法	3. 8.31 東京高裁へ提訴 4. 3. 9 請求棄却 4. 3.16 最高裁へ上告 6. 1.25 上告棄却
平成2年(フ)第2号	岡山県矢掛町地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	2. 9.25	岡山県業者1人	岡山県井笠地方振興局長	5. 1.29	〃	岡山県矢掛町地内の岩石採取計画不認可処分につき、採石法第33条の4に違反するとして、その取消しを求めた事件	〃	
平成2年(フ)第3号	岐阜県御嵩町地内の開発行為許可処分に対する取消裁定申請事件	2. 9.25	岐阜県住民1人（鉱業権者）	岐阜県知事	4. 6.22	〃	岐阜県御嵩町地内のゴルフ場開発を目的とする開発行為許可処分につき、申請人の鉱業に係る利益が侵害されるとして、その取消しを求めた事件	都市計画法	4. 8.21 東京高裁へ提訴 5.11. 8 請求棄却 5.11.22 最高裁へ上告 6. 2. 4 上告却下
平成3年(フ)第2号	佐渡弥彦米山国定公園特別地域内の土石採取行為許可処分に対する取消等裁定申請事件	3. 3. 5	新潟県業者1社	新潟県知事	3. 7.26	取下げ	佐渡弥彦米山国定公園特別地域内の土石採取行為許可処分につき、当該土石採取は自然公園法の許可を要しない行為であるとして、その取消し等を求めた事件	自然公園法	
平成3年(フ)第3号	北海道石狩町地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	3. 7.12	北海道業者1人	北海道知事	3.12.12	〃	北海道石狩町地内の砂利採取計画不認可処分につき、違法なものであるとして、その取消しを求めた事件	砂利採取法	

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
平成３年(フ)第４号	三重県多度町地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	3.10.11	三重県業者１人	三重県知事	3.11.13	〃	三重県多度町地内の岩石採取計画認可処分につき、採石法第33条の３第２項、採石法施行規則第８条の15第２項第７号に違反するとして、その取消しを求めた事件	採石法	
平成３年(フ)第５号	三重県多度町地内の開発行為許可処分に対する取消裁定申請事件	〃	〃	〃	〃	〃	三重県多度町地内の開発行為許可処分につき、森林法第10条の２、森林法施行規則第８条の２第２号に違反するとして、その取消しを求めた事件	森林法	
平成４年(フ)第１号	栃木県大谷町地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	4. 5.22	栃木県業者１人	栃木県知事	8. 4.19	〃	栃木県大谷町地内の岩石採取計画不認可処分につき、申請に係る地域で採石を行っても陥没事故が発生する危険はないとして、その取消しを求めた事件	採石法	
平成４年(フ)第２号	和歌山県岩出町地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	4. 6. 8	和歌山県業者１人	和歌山県知事	4. 8. 6	〃	和歌山県岩出町地内の岩石採取計画認可処分につき、違法なものであるとして、その取消しを求めた事件	〃	
平成４年(フ)第３号	〃	〃	労働組合支部	〃	〃	〃	和歌山県岩出町地内の岩石採取計画認可処分につき、不当なものであるとして、その取消しを求めた事件	〃	
平成４年(フ)第７号	高知県高知市地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	4. 9. 1	高知県住民１人（土地所有権者）	高知県知事	5.10. 4	棄却	高知県高知市地内の岩石採取計画認可処分につき、申請人の土地所有権を侵害する等として、その取消しを求めた事件	〃	
平成７年(フ)第１号	長崎県小長井町地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	7. 2.16	長崎県住民７人	長崎県知事	8.11.18	取下げ	長崎県小長井町地内の岩石採取計画認可処分につき、土砂、粉じん等により申請人らの農業に被害が生じる等として、その取消しを求めた事件	〃	
平成７年(フ)第２号	静岡県福田町地内の砂利採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	7. 4. 4	静岡県業者１社	静岡県知事	7. 6.30	取下げ	静岡県福田町地内の砂利採取計画認可処分につき、従来無認可で行われていた砂利採取行為を追認する不当なものであり、申請人の砂利採取業を妨げるものであるとして、その取消しを求めた事件	砂利採取法	7. 5. 8 執行停止申立て 7. 5.30 棄却
平成７年(フ)第３号	熊本県栖本町地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	7. 6.16	熊本県住民１人	熊本県知事	8. 3.28	〃	熊本県栖本町地内の岩石採取計画認可処分につき、地盤の崩壊、粉じんによる河川の汚染等により住民の身体、財産等に被害が発生するおそれがあるとして、その取消しを求めた事件	採石法	

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
平成７年(フ)第５号	大阪府和泉市（金剛生駒国定公園）地内の土石採取不許可処分に対する取消裁定申請事件	7. 8.21	大阪府業者１社	大阪府知事	9. 6.20	棄却	大阪府和泉市（金剛生駒国定公園）地内の土石採取不許可処分につき、風致の維持のみを許可・不許可の基準とした本件処分は自然公園法第３条に違反するとして、その取消しを求めた事件	自然公園法	9. 8.19 東京高裁へ提訴 10.11.25 請求棄却 10.12. 9 最高裁へ上告 15. 1.17 上告棄却
平成８年(フ)第１号	長崎県小長井町地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	8. 2. 5	長崎県住民７人	長崎県知事	8.11.18	取下げ	長崎県小長井町地内の平成７年(フ)第１号及び第４号の事件に係る処分の岩石採取期間の経過に伴う岩石採取計画認可処分につき、土砂、粉じん等により申請人らの農業に被害が生じる等として、その取消しを求めた事件	採石法	
平成８年(フ)第２号	〃	〃	長崎県住民１人	〃	〃	〃	長崎県小長井町地内の平成８年(フ)第１号事件に係る処分につき、粉じんにより申請人の農業に被害が生じるとして、その取消しを求めた事件	〃	
平成８年(フ)第３号	北海道白老郡白老町地内の砂利採取計画変更不認可処分に対する取消裁定申請事件	8.10.29	北海道業者１社	北海道知事	10. 9.28	棄却	北海道白老郡白老町地内の砂利採取計画変更認可申請に対し、災害発生の危険性があるとする不認可処分につき、災害発生防止に必要な措置を十分に講じているとして、その取消しを求めた事件	砂利採取法	10.11.27 東京高裁へ提訴 11.10.13 請求棄却 11.11. 1 最高裁へ上告 12. 1.12 上告却下 (民訴316条)
平成９年(フ)第１号	鹿児島県出水郡東町獅子島地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	9.10.16	熊本県業者１社	鹿児島県知事	10.12.10	認容	鹿児島県出水郡東町獅子島地内の岩石採取計画認可申請に対し、水産業の利益を損じるとする不認可処分につき、漁業被害発生につき何ら調査せずに判断しているとして、その取消しを求めた事件	採石法	
平成10年(フ)第１号	高知県土佐市宇佐町宇津賀山沖の砂利採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	10. 2. 2	高知県住民４人	高知県知事	10. 3.17	棄却	高知県土佐市宇佐町宇津賀山沖の砂利採取計画認可処分につき、漁網の破損等申請人の漁業に被害を生じるとして、その取消しを求めた事件	砂利採取法	
平成10年(フ)第２号	高知県須崎市池ノ浦ツヅラ崎沖の砂利採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	10. 2. 4	高知県住民４人	高知県知事	10. 3.17	〃	高知県須崎市池ノ浦ツヅラ崎沖の砂利採取計画認可処分につき、漁網の破損等申請人の漁業に被害を生じるとして、その取消しを求めた事件	〃	
平成10年	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
(フ)第３号									
平成10年(フ)第４号	〃	10. 2. 6	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
平成11年(フ)第１号	鹿児島県鹿児島市平川沖の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	11. 1. 4	鹿児島県業者１社	鹿児島県鹿児島土木事務所長	11. 3.24	認容	鹿児島県鹿児島市平川沖における砂利採取計画認可申請に対し、鹿児島県一般海浜地等管理規則第３条の許可の見込みがないこと等を理由とする不認可処分につき、砂利採取法第19条の不認可事由がないとして、その取消しを求めた事件	〃	
平成11年(フ)第２号	長野県南佐久郡佐久町地内の岩石採取計画変更認可処分に対する取消裁定申請事件	11. 1.28	長野県住民15人	長野県臼田建設事務所長	11.12. 9	取下げ	長野県南佐久郡佐久町地内における岩石採取計画変更認可処分につき、申請人ら地元住民に与える危害や農林業への損害等を顧慮せず、また、地元住民の同意なしにされたものとして、その取消しを求めた事件	採石法	
平成11年(フ)第３号	鹿児島県鹿児島市平川沖の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	11. 4.16	鹿児島県業者１社	鹿児島県鹿児島土木事務所長	11. 8. 3	棄却	鹿児島県鹿児島市平川沖における砂利採取計画認可申請に対し、砂利採取に必要な国有財産法第18条第３項の許可申請が不許可とされたことを理由とする不認可処分につき、この不許可には無効ないし取消しの事由があるから、不許可を理由とする不認可処分は違法であるとして、その取消しを求めた事件	砂利採取法	
平成11年(フ)第４号	千葉県木更津市真里谷地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	11. 4.27	千葉県業者１社	千葉県君津支庁長	11. 6.24	認容	千葉県木更津市真里谷地内における砂利採取計画認可申請に対し、採取地が木更津市都市整備計画において開発を制限すべき自然緑地保全ゾーン区域内にあること等を理由とする不認可処分につき、本件処分は違法、不当であるとして、その取消しを求めた事件	砂利採取法	
平成11年(フ)第５号	鹿児島県川辺郡知覧町松ヶ浦沖及び揖宿郡頴娃町石垣沖の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	11. 9. 6	鹿児島県南鹿児島海砂採取協業組合	鹿児島県指宿土木事務所長	12. 1.24	棄却	鹿児島県川辺郡知覧町松ヶ浦沖及び揖宿郡頴娃町石垣沖における砂利採取計画認可申請に対し、国有財産法第18条第３項の許可申請が不許可とされたことを理由とする不認可処分につき、不認可処分の実質的理由は、鹿児島県海砂採取要綱に定める要件の不備にあり、砂利採取法第19条の不認可事由に該当しないなど	砂利採取法	

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
							として、その取消しを求めた事件		
平成11年(フ)第6号	鹿児島県川辺郡知覧町松ヶ浦沖の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	11. 9. 6	鹿児島県南鹿児島海砂採取協業組合	鹿児島県加世田土木事務所長	12. 1.24	〃	鹿児島県川辺郡知覧町松ヶ浦沖における砂利採取計画認可申請に対し、国有財産法第18条第３項の許可申請が不許可とされたことを理由とする不認可処分につき、不認可処分の実質的理由は鹿児島県海砂採取要綱に定める要件の不備にあり、砂利採取法第19条の不認可事由に該当しないなどとして、その取消しを求めた事件	〃	
平成12年(フ)第1号	長崎県下県郡厳原町神崎沖の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	12. 1.19	長崎県業者１社	長崎県知事	12. 3.14	〃	長崎県下県郡厳原町神崎沖における砂利採取計画認可申請に対し、砂利採取法第18条第２項の規定による書面の不備等を理由とする不認可処分につき、本件処分は違法であるとして、その取消しを求めた事件	〃	
平成12年(フ)第2号	山口県吉敷郡秋穂町東字小浜山地内の採石権設定の決定申請棄却処分に対する取消裁定申請事件	12. 5.22	山口県業者１社	中国通商産業局長	12.12. 1	〃	山口県吉敷郡秋穂町東字小浜山地内の土地に係る採石権を設定する旨の決定（採石権の強制設定）申請に対し、採石権の強制設定による採石が土地所有者の被る不利益を上回る社会公共の利益と必要性を持つものとは言えないことを理由とする棄却処分につき、本件土地に採石権を強制設定する必要性は十分に存するとして、その取消しを求めた事件	採石法	
平成12年(フ)第3号	青森県上北郡六ヶ所村大字泊字河原地内の砂利採取計画変更不認可処分に対する取消裁定申請事件	12. 8.23	青森県業者１社	青森県知事	12.12.19	棄却	青森県上北郡六ヶ所村大字泊字河原地内の砂利採取計画変更認可申請に対し、砂利の採取計画等に関する規則第４条第２項、第３条第２項第７号及び同項第11号に定める砂利採取を行うこと等について、申請人が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面が添付されていないことを理由とする不認可処分につき、その取消しを求めた事件	砂利採取法	12. 8.23 執行停止申立て 12. 9.25 却下
平成12年(フ)第4号	兵庫県城崎郡竹野町林字淀谷地内の岩石採取計画認可処分に対する	12. 8.24	兵庫県業者１社	兵庫県知事	12.10.13	取下げ	兵庫県城崎郡竹野町林字淀谷地内の岩石採取計画認可処分につき、岩石採取期間を２年間とする理由がない以上３年間とするのが法の	採石法	

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
	取消裁定申請事件						趣旨であること、引き続いて採石事業を行うため認可申請を行ったにもかかわらず、認可期間が過ぎたところで認可処分が行われたため不利益を受けたとして、その取消しを求めた事件		
平成12年(フ)第５号	鹿児島県西之表市馬毛島字八重石地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	12.10.10	鹿児島県住民３人	鹿児島県知事	13. 7.16	一部棄却一部却下	鹿児島県西之表市馬毛島字八重石地内の岩石採取計画認可処分につき、申請人ら漁業を営む者への漁業被害が発生することや豊かな自然環境が破壊されるため、採石法第33条の４に定める認可要件に反した違法、不当な処分であるとして、その取消しを求めた事件	〃	
平成13年(フ)第１号	三重県度会郡紀勢町錦二河内地内の開発行為許可処分等に対する取消裁定申請事件	13. 2.21	三重県住民８人	三重県知事	14. 4.24	取下げ	三重県度会郡紀勢町錦二河内地内の開発行為許可処分等につき、本件開発行為等により、土砂流出、水害発生等のおそれがあることや自然環境の悪化等が生じるため、違法、不当であるとして、その取消しを求めた事件	森林法採石法	
平成13年(フ)第２号	〃	〃	三重県住民１人	〃	14. 4.30	却下	〃	〃	
平成14年(フ)第１号	青森県津軽国定公園特別地域内の土石採取不許可処分に対する取消裁定申請事件	14.12. 5	青森県業者１社	青森県知事	15.11.17	棄却	青森県津軽国定公園特別地域内の土石採取許可申請に対し、自然公園法施行規則第11条第14項第１号に規定する基準のいずれにも適合せず、同条第15項第５号の許可基準に適合しないとする不許可処分につき、違法、不当であるとして、その取消しを求めた事件	自然公園法	
平成16年(フ)第１号	徳島県阿南市柳島町地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	16. 3. 9	徳島県業者１人	徳島県知事	17. 5.19	認容	徳島県阿南市柳島町地内の砂利採取計画認可申請に対し、砂利採取に伴い地下水の汚濁、枯渇、塩水化等の影響を来たし、地域社会や水産業経営に甚大な被害を及ぼすおそれがあるなどとする不認可処分につき、違法、不当であるとして、その取消しを求めた事件	砂利採取法	

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
平成16年(フ)第2号	熊本県三加和町地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	16. 4. 7	熊本県業者1人	熊本県知事	17. 3.30	取下げ	熊本県玉名郡三加和町地内の岩石採取計画不認可処分につき、不認可の理由として挙げられている地下水路の遮断、公共の用に供する施設の損傷の懸念、本件申請区域の法面崩壊の危険性については、いずれも根拠がないか具体性に欠けるものであるため、違法であるとして、その取消しを求めた事件	採石法	
平成16年(フ)第3号	徳島県阿南市横見町地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	16. 4.30	徳島県業者1人	徳島県知事	17. 5.19	認容	徳島県阿南市横見町地内の砂利採取計画認可申請に対し、砂利採取に伴い地下水の汚濁、枯渇、塩水化等の影響を来す可能性を否定することができない、又は地下水に影響が生じた場合には地域社会に甚大な被害を及ぼすおそれがあるなどとする不認可処分には根拠がないなどとして、その取消しを求めた事件	砂利採取法	
平成16年(フ)第4号	石川県羽咋郡富来町地内の採石権設定の決定申請棄却処分に対する取消裁定申請事件	16. 5.24	石川県業者1社	中部経済産業局長	16.12.14	棄却	石川県羽咋郡富来町地内の土地に係る採石権を設定する旨の決定（採石権の強制設定）申請に対し、本件申請地についての採石権の強制設定による所有権の制約によって土地所有者が被る不利益を上回る社会公共の利益及び必要性があるとは認められないことなどを理由とする棄却処分につき、これを不当であるとして、その取消しを求めた事件	採石法	
平成17年(フ)第1号	愛知県瀬戸市地内の保安林内作業許可処分等に対する取消裁定申請事件	17. 7.13	愛知県住民20人	愛知県知事	19. 5. 8	一部棄却一部却下	愛知県瀬戸市ｂ町地内の保安林内作業許可処分及び同市ａ町地内における林地開発行為許可処分につき、これらに基づく行為が保安林の有する機能を大幅に阻害し、周辺の住民に対し、災害等を発生させるおそれがあるため、違法であるとして、それらの取消しを求めた事件	森林法	
平成17年(フ)第2号	徳島県阿南市柳島町地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	17. 8. 2	徳島県業者1人	徳島県南部総合県民局長	18. 3.16	取下げ	徳島県阿南市柳島町地内の砂利採取計画認可申請に対し、本件申請区域内の土地における農地転用許可の見込みもなく、採取計画に従った採取ができないことを理由とする不認可処分につき、違法であるとして、その取消しを求めた事件	砂利採取法	

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
平成17年(フ)第３号	徳島県阿南市横見町地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	17. 8. 2	徳島県業者１人	徳島県南部総合県民局長	19. 2. 2	認容	徳島県阿南市横見町地内の砂利採取計画認可申請に対し、農地法第83条の２の原状回復命令が履行されない限り、農地転用を許可されないため、採取計画に従った採取ができないことを理由とする不認可処分につき、違法であるとして、その取消しを求めた事件	〃	
平成17年(フ)第４号	鹿児島県川辺郡笠沙町地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	17.10.13	鹿児島県業者１社	鹿児島県知事	19. 5. 8	〃	鹿児島県川辺郡笠沙町地内の岩石採取計画認可申請に対し、採石に伴う海岸への転落石、除去した表土等の流出により海洋汚染を発生させるとともに、発破等による震動・騒音などにより水産業の利益を損じると認められ、さらに○○群島の自然環境、景観を損なうなどとする不認可処分につき、違法であるとして、その取消しを求めた事件	採石法	
平成18年(フ)第１号	徳島県阿南市横見町地内の農地転用不許可処分に対する取消裁定申請事件	18. 2.10	徳島県業者１人	徳島県南部総合県民局長	19. 2. 2	却下	徳島県阿南市横見町地内の農地転用許可申請に対し、申請人が許可を受けることなく無断で農地に土砂堆積しているなど、農地法違法状態を継続しており、農地法第５条第２項第３号に規定する不許可要件に該当することなどを理由とする不認可処分につき、違法であるとして、その取消しを求めた事件	農地法	19. 4. 2 東京高裁へ提訴 19. 7.30 請求棄却
平成20年(フ)第１号	山口県周南市地内の採石権存続期間の更新決定申請棄却処分に対する取消裁定申請事件	20. 6. 9	山口県業者１社	中国経済産業局長	20.12.24	棄却	山口県周南市地内の土地に設定された採石権の存続期間を20年間更新するとの決定を求める申請に対し、土地所有者が被る不利益を上回るだけの社会公共の利益及び必要性があると認められないことなどを理由とする棄却処分につき、採石法第29条第１項各号に該当しないことを前提としつつ申請を棄却した本件処分は、裁量権を逸脱した違法があるなどとして、その取消しを求めた事件	採石法	
平成21年(フ)第１号	三重県亀山市の都市計画基本図公示等に対する不服裁定申請事件	21. 6.30	三重県住民１人	不明	21. 9. 7	却下	三重県亀山市に在住する申請人が、同市、三重県、国などの処分庁による処分（処分の内容は不明）に対する不服裁定を申請した事件	不明	21.11.12 東京高裁へ提訴 22. 3.31 訴え却下

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
平成22年(フ)第1号	青森県下北郡東通村地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	22. 4.20	青森県業者1社	青森県下北地域県民局長	23. 5.12	棄却	青森県下北郡東通村地内における砂利採取計画認可の申請に対して、土地所有権者の同意がないことを理由に不認可とされた処分について、申請人が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面は添付されているとしてその取消しを求めた事件	砂利採取法	23. 7.14 東京高裁へ提訴 24. 2. 1 請求棄却
平成22年(フ)第2号	熊本県天草市有明町大浦地先内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	22. 9. 2	熊本県業者1社	熊本県知事	23. 6.30	〃	熊本県天草市有明町大浦地先内における砂利採取計画認可の申請に対して、熊本県海砂利採取削減計画により採取可能な砂利の限度量がないことなどを理由に不認可とされた処分について、違法であるとしてその取消しを求めた事件	〃	23. 8.31 東京高裁へ提訴 24. 1.16 取下げ
平成22年(フ)第3号	栃木県那須塩原市戸田字那須東原地先内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	22.12.16	栃木県業者1社	栃木県知事	24. 6. 6	棄却	栃木県那須塩原市戸田字那須東原地先内における砂利採取計画の申請に対して、他人に危害を及ぼし公共の福祉に反することなどを理由に不認可とされた処分について、砂利採取法第19条の不認可事由に該当しないとしてその取消しを求めた事件	砂利採取法	
平成24年(フ)第1号	北海道石狩市花川東地先内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	24. 6. 8	北海道業者1社	北海道知事	25. 3.11	〃	北海道石狩市花川東地先内における砂利採取計画の申請に対して、北海道砂利採取計画の認可に関する条例及び北海道砂利採取計画の認可に関する条例施行規則の規定に反し、砂利採取法第19条の規定に該当していることなどを理由に不認可とされた処分について、かかる不認可処分は違法であるとしてその取消しを求めた事件	砂利採取法	
平成24年(フ)第2号	宮城県岩沼市押分字西土手地内の賃借権設定不許可処分に対する取消裁定申請事件	24. 8.23	宮城県業者1社	宮城県知事	25. 9.10	却下	宮城県岩沼市押分字西土手地内における農地法第5条に基づく農地の賃借権設定許可申請に対して、所有権を有している者全員の同意を得ていないことなどを理由に不許可とされた処分について、相続人の同意そのものを許可の要件と規定しているとは解釈できないとして、取消しを求めた事件	農地法	24.11.19 執行停止申立て 24.12.10 却下 25.11.12 東京高裁へ提訴 26. 3.19 棄却及び却下

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
平成25年(フ)第１号	宮城県岩沼市押分字西土手地内の原状回復等の措置命令に対する取消裁定申請事件	25. 3. 1	宮城県業者１社	宮城県知事	25. 3.15	送付	平成24年(フ)第２号宮城県岩沼市押分字西土手地内の賃借権設定不許可処分に対する取消裁定申請事件で審理中である農地に対する原状回復等の措置命令について、未だ審理中である本件農地についての不許可を前提とした命令は違法又は不当であるとして、取消しを求めた事件	〃	
平成26年(フ)第１号	青森県つがる市豊富町屏風山地内の砂利採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	26. 4.17	青森県住民１人	西北地域県民局長	26.11. 6	取下げ	青森県つがる市豊富町屏風山地内における砂利採取計画認可処分に対して、本件土地の砂の売却は、認可地縁団体Ｂにおいて住民への十分な説明がされないまま住民投票が実施されており、住民の意思に大きな瑕疵があること、住民投票の結果、過半数が反対の意思表示を行っているにもかかわらず売却が行われたこと、また、砂の売却による申請人の財産権の不当な侵害、認可処分対象地にある防風林の役割を負う砂山が失われることで申請人の利益が失われること等を理由としてその取消しを求めた事件	砂利採取法	
平成27年(フ)第１号	福岡県筑紫郡那珂川町地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	27.11.24	福岡県業者１社	福岡県知事	28. 8.30	認容	福岡県筑紫郡那珂川町地内における岩石採取計画認可申請に対し、林地開発許可を受けることができないことを理由とする不認可処分につき、違法、不当なものであるとして、その取消しを求めた事件	採石法	
平成28年(フ)第１号	滋賀県甲賀市信楽町地内の岩石採取計画変更認可処分に対する取消裁定申請事件	28. 4.19	滋賀県宗教法人農業関連会社１社	滋賀県知事	29. 3. 6	取下げ	滋賀県甲賀市信楽町地内の岩石採取計画変更認可処分によって、本件土地内に産業廃棄物等を持ち込むことが懸念され、また、本件土地周辺での宗教活動及び農業活動等が脅かされているため、本件認可は違法であるとして、その取消しを求めた事件	〃	
平成28年(フ)第４号	三重県尾鷲市大字南浦地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	28.10.27	三重県業者１社	三重県尾鷲建設事務所長	3. 1.18	取下げ	三重県尾鷲市大字南浦地内の岩石採取計画認可申請に対して、濁水処理対策に疑念があり、濁水によって水産業の利益を損じることを理由に不認可とした処分に	〃	

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
							ついて、濁水対策は経済産業省資源エネルギー庁が作成した基準書に適合しているため、本件不認可は違法である等として、その取消しを求める事件		
平成29年(フ)第1号	山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分等に対する取消裁定申請事件	29. 2.20	秋田県業者1社	山形県知事	30.10.23	却下	山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画認可申請に対して、申請書添付書類の不備を理由に不認可とした処分について、添付を求めた書類の根拠となる条例は違法・無効なものであり、本件不認可は違法であるとして、その取消しを求めた事件	〃	
平成29年(フ)第1号－2	〃	29. 7.14	〃	〃	29. 9.29	〃	山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の林地開発計画変更許可申請に対して、添付書類の不備を理由に不許可とした処分について、当該書類は必要な添付書類には含まれないため、本件不許可は違法であるとして、その取消しを求めた事件	森林法	平成29年(フ)第1号から審理手続を一部分離
平成30年(フ)第1号	山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	30. 9.21	秋田県業者1社	山形県知事	4. 6.23	棄却	山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画認可申請に対して、湧水の水量減少や水質悪化により、これを水源とする町営上水道の施設の機能が損なわれ、当該上水道利用者に影響を及ぼすおそれがあること等を理由に不認可とした処分について、違法であるとして、その取消しを求める事件	採石法	4. 8.26 東京高裁へ提訴 5. 3.23 請求棄却
平成31年(フ)第1号	岡山県岡山市北区御津矢原地内の採石権存続期間の更新決定申請棄却処分に対する取消裁定申請事件	31. 3.14	岡山県業者1社	中国経済産業局長	元.10.23	棄却	岡山県岡山市北区御津矢原地内における採石法第28条に基づく採石権存続期間の更新決定申請を棄却した処分について、近い将来に岩石資源を確保し得なくなる蓋然性が相当高度であること、土地所有権の重大な制限にはならないこと等から違法であるとして、その取消しを求める事件	〃	元.12.26 東京高裁へ提訴 2. 2.18 請求棄却 3. 3. 4 最高裁へ上告及び上告受理申立て 3.11. 5 上告棄却 (民訴312条) 上告を受理しない (民訴318条)

事件番号	事件名	受付年月日	申請人	処分庁	終結年月日	終結区分	事件の概要	根拠法	備考
平成31年(フ)第２号	福島県田村市都路町地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	31. 3.20	東京都電力会社１社	福島県知事	2. 3.23	取下げ	福島県田村市都路町地内における採石法第33条に基づく岩石採取計画認可申請を認可した処分について、本件認可申請に係る岩石採取場には電力会社である申請人の電柱等があり、本件処分は当該電柱等に支障を与えるとして、その取消しを求める事件	〃	
令和３年（フ）第１号	沖縄県糸満市字米須（沖縄戦跡国定公園）地内の鉱物掘採に係る措置命令に対する取消裁定申請事件	3. 8. 6	沖縄県業者１社	沖縄県知事	5. 1. 6	取下げ	沖縄県糸満市字米須（沖縄戦跡国定公園の普通地域）地内における採石法第33条第１項に基づく掘採行為の届出に対し、処分庁が同法第33条第２項に基づき命じた措置命令は、同法第33条第２項の「当該公園の風景を保護するために必要があると認められるとき」に該当しないとして、同処分（措置命令）の取消しを求める事件	自然公園法	
令和５年（フ）第１号	岐阜県本巣市曽井中島字南原地内の砂利採取計画変更不認可処分に対する取消裁定申請事件	5.9.11	岐阜県業者１社	岐阜県知事	5.12. 5	認容	岐阜県本巣市曽井中島字南原地内における砂利採取計画の計画期間の延長申請に対し、処分庁は、岐阜県砂利採取計画認可基準の第２の２の「確実に採取跡地作業が実施されると認められる場合」との要件を満たさないことを理由に本件不認可処分を行ったため、同処分は違法であるとして、その取消を求める事件	砂利採取法	